

平成 25 年度版

柏市環境白書

柏市環境部環境政策課

目 次

平成25年度版 柏市環境白書のあらまし	1
I 環境の監視	1
II 環境保全に係る施策	1
第1部 総説	3
第1章 柏市の概況	4
1 位置、地形及び気象	4
2 人口	5
3 土地利用と都市計画	6
4 下水道計画	7
第2章 環境行政の概況	8
第1節 環境部の組織	8
1 環境行政の体制	8
2 環境保全課の事務分掌	8
3 環境行政の推移	9
第3章 環境施策の推進	12
第1節 基本的施策の推進	12
1 新しい環境施策	12
2 最近の環境問題への取組	12
第2節 環境関連条例の整備	14
1 柏市環境基本条例	14
2 柏市地球温暖化対策条例	14
3 柏市環境保全条例	15
4 柏市ダイオキシン類発生抑制条例	15
5 柏市揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組促進条例	15
6 環境関連条例の体系	15
第3節 柏市環境基本計画	16
1 計画の目的	16
2 計画期間	16
3 計画のめざすもの	16
4 計画の特徴	16
5 実施事業	18
第4節 環境マネジメントシステムの推進	20
I 柏市の取り組み	20
1 環境マネジメントシステムの概要	20
2 庁内の体制	20
3 環境目標及び達成状況	21
4 教育・訓練実施状況	23
5 強化エコアクションプラン	24
6 外部環境監査実施状況	25

II 柏市内事業所の取り組み	3 0
第5節 推進体制	3 5
1 柏市環境審議会	3 5
2 市民参加の促進	3 5
第4章 公害等に係る苦情相談	3 7
第1節 概況	3 7
第2節 発生状況	3 7
1 年度別受付件数	3 7
2 業種別発生件数	3 8
3 用途地域別発生件数	3 9
4 月別受付件数	4 0
第3節 処理状況	4 0
 第2部 環境の現況と対策	4 1
第1章 地球環境	4 2
第1節 概況	4 2
第2節 地球環境保全に向けた取組	4 2
1 柏市地球温暖化対策計画	4 2
2 柏市新エネルギー・ビジョン	4 3
3 柏市地球温暖化対策計画の実施結果	4 4
4 柏市エコアクションプラン	4 5
5 省エネ法及び温対法改正に伴う管理標準等策定	4 9
6 グリーン購入（柏市グリーン購入調達方針）	4 9
7 事業者への啓発事業	5 0
8 市民への啓発事業	5 4
第2章 大気汚染	5 6
第1節 概況	5 6
1 環境基準	5 7
第2節 大気汚染の現況	5 9
1 大気環境の監視	5 9
2 環境基準の達成状況	6 1
3 大気環境の状況（常時監視結果）	6 3
4 大気環境の状況（その他の監視結果）	7 3
第3節 大気汚染の対策	8 0
1 発生源の状況	8 0
2 発生源の規制	8 0
3 緊急時の対策	8 2
4 健康被害対策	8 4
5 窒素酸化物対策	8 4
6 粒子状物質対策	8 5
第3章 水質汚濁	8 6
第1節 概況	8 6

1 水質汚濁防止関係法令	8 6
2 公用用水域	9 2
3 地下水汚染	9 2
4 事業場の規制	9 2
第 2 節 水質汚濁の現況	9 3
1 公用用水域	9 3
2 地下水汚染	1 1 0
第 3 節 水質汚濁の対策	1 2 0
1 事業場の規制	1 2 0
2 生活排水対策	1 2 4
3 地下水汚染対策	1 2 5
第 4 章 土壤汚染	1 3 8
第 1 節 概況	1 3 8
1 土壤汚染対策法による特定有害物質と指定区域指定基準	1 3 8
第 2 節 土壤汚染の現況	1 4 0
1 指定区域の指定状況等	1 4 0
第 5 章 騒音	1 4 2
第 1 節 概況	1 4 2
1 環境基準	1 4 3
2 要請限度	1 4 5
3 規制基準	1 4 6
第 2 節 騒音の現況	1 4 7
1 工場騒音	1 4 7
2 特定建設作業	1 4 8
3 交通騒音	1 4 9
4 自動車騒音面的評価	1 5 3
5 近隣騒音	1 5 3
6 航空機騒音	1 5 3
第 3 節 騒音の対策	1 5 3
1 工場騒音	1 5 3
2 特定建設作業	1 5 4
3 交通騒音	1 5 4
4 近隣騒音	1 5 4
5 航空機騒音	1 5 4
第 6 章 振動	1 5 5
第 1 節 概況	1 5 5
1 規制基準	1 5 6
2 要請限度	1 5 6
第 2 節 振動の現況	1 5 7
1 工場振動	1 5 7
2 特定建設作業	1 5 8

3 交通振動	1 5 8
第3節 振動の対策	1 6 1
1 工場振動	1 6 1
2 特定建設作業	1 6 1
3 交通振動	1 6 1
第7章 地盤沈下	1 6 2
第1節 概況	1 6 2
第2節 地盤沈下の現況	1 6 2
1 地盤沈下状況	1 6 2
2 地下水位状況	1 6 2
3 地下水揚水量の状況	1 6 3
第3節 地盤沈下の対策	1 6 5
1 千葉県環境保全条例による規制	1 6 5
2 柏市環境保全条例による規制	1 6 5
第8章 悪臭	1 6 6
第1節 概況	1 6 6
第2節 悪臭の現状	1 6 6
1 悪臭苦情の現況	1 6 6
第3節 悪臭の対策	1 6 6
1 悪臭防止法による規制	1 6 6
2 柏市環境保全条例による規制	1 6 9
3 千葉県悪臭防止対策の指針	1 6 9
第4節 人間の嗅覚を用いた臭気尺度	1 7 0
1 6段階臭気強度表示法	1 7 0
2 臭気濃度	1 7 0
3 臭気指数	1 7 0
4 臭気強度と臭気濃度との関係	1 7 0
第9章 自然環境	1 7 1
第1節 概況	1 7 1
第2節 湧水保全事業	1 7 1
1 事業概要	1 7 1
第3節 自然環境保全	1 7 2
1 手賀沼船上探鳥会の実施	1 7 2
2 自然環境調査	1 7 2
3 柏市生きもの多様性プラン	1 7 2
4 自然観察ガイドブック「柏の自然ウォッチング」の発行	1 8 0
5 名戸ヶ谷湧水ビオトープの整備	1 8 0
6 外来種対策	1 8 2

平成25年度版 柏市環境白書のあらまし

I 環境の監視

1 大気

- (1) 二酸化硫黄、浮遊粒子状物質及び窒素酸化物については、環境基準を満足しています。
- (2) 光化学オキシダントについては測定を実施している一般大気環境測定3局とも環境基準を超えており、1時間値の環境基準の達成率は95.3%（前年度90.9%）とここ数年は横ばいの傾向にあります。
- (3) ダイオキシン類は6地点で調査を実施し、全地点で環境基準を満足しています。また、経年的に調査している定点測定の3地点では、ほぼ横ばいの状況です。

2 水質

- (1) 水質汚濁の代表的な指標であるBODは、大堀川が平成15年度から大津川は平成17年度から環境基準を満足しています。
- (2) 手賀沼のCODは環境基準を超えており、近年はほぼ横ばいの状態が続いています。

3 騒音・振動

- (1) 交通騒音については、国道6号、16号及び常磐自動車道で調査を実施し、国道6号・国道16号ともに全時間帯で環境基準を超え、常磐自動車道では全時間帯で環境基準を満足しました。要請限度については、国道6号は夜間の全時間帯、16号は昼間の一部及び夜間全時間帯で基準を超え、常磐自動車道では全時間帯において基準を満足しています。このことは、国道6号及び16号は交通量が多く、大型車の混入率も高いことなどが原因と考えられます。一方、常磐自動車は、同じような状況であっても防音壁等の防音対策の効果が認められています。
- (2) 交通振動については、国道6号及び16号で調査を実施し、国道6号の夜間で要請限度を一部超過しています。

II 環境保全に係る施策

1 総合的な環境保全施策

- (1) 柏市環境基本条例に基づき、平成14年度に策定した柏市環境基本計画は、平成21年3月に、旧沼南町との合併等社会的変化をもとに、改訂しました。計画は「共に生きるために、環境を守り、育て、伝えるまち柏」を理念とし、自然環境、生活環境、快適環境、地球環境の分野別目標及び市民との協働を目標に定め、これらを横断的に取り組むために3つの重点プロジェクトを定めました。
- (2) 環境保全に向けた取組を一層推進するため、市役所本庁舎を対象に環境マネジメントシステムを構築し、平成20年2月にISO14001の認証を更新しました。なお、平成20年3月にISO14001を返上し、本市独自のシステムとして、「KEMS」（柏市環境管理システム）を構築し、平成20年4月より運用しています。
- (3) 環境基本計画の施策の方向性ごとに事業を実施するとともに、平成25年度は第四次総合計画の実施計画などに沿って71事業を環境マネジメントシステムにより進捗管理を行いました。71事業の内68項目の数値目標を設定し、平成25年度目標を達成したものは55項目となりました。
- (4) 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、旧柏市では、平成12年度から平成

16年度を計画期間とする「柏市エコアクションプラン」に取り組み、平成11年度に対し、平成16年度では温室効果ガス排出量10%の削減を達成しました。

平成17年の旧沼南町との合併後の暫定計画を経て、平成20年4月には、市役所におけるCO₂排出量を平成24年度までに20%以上（平成19年度比）削減する目標を掲げた「柏市エコアクションプラン」に改訂しました。しかし、平成24年度の結果として、CO₂排出量は16.6%減となり、目標は達成できませんでした。

この結果を踏まえ、平成26年3月に、市役所におけるCO₂排出量を平成32年度までに15%以上（平成24年度比）削減する目標に改訂しました。

また、市域の温暖化対策として、平成18年度に柏市地球温暖化対策条例を制定し、平成19年度に柏市地球温暖化対策計画を策定し、平成26年3月には第二期 柏市地球温暖化対策計画を策定しました。

平成23年度の市域の温室効果ガス排出量推計値は、約224万トンで、平成2年度比で4.9%増、平成19年度比で0.5%減少しました。

- (5) 市と環境保全協定を締結している市内113事業所は、自主的に環境保全計画を策定し、省資源、省エネルギー、温室効果ガスの排出削減等の取組を推進しています。
- (6) 環境学習や研究の拠点として、「かしわ環境ステーション」を平成17年度に整備し、市民等を主体としたかしわ環境ステーション運営協議会により運営しています。
- (7) 平成18年度から3年間で「かしわ環境ステーション」に委託して実施した自然環境調査が終了し、多くの貴重な植物などの生息が報告されました。

2 地域環境の保全施策

- (1) 柏市は、平成20年度より中核市に移行しました。これに伴い、大気汚染防止法の工場関係、ダイオキシン類対策特別措置法の事務、浄化槽法の維持管理の指導、騒音規正法の面的評価等の事務を千葉県から移管され、新たに実施することとなりました。
- (2) 公害発生源の監視のため、大気汚染防止法に基づき42事業所及び水質汚濁防止法に基づき47事業所に立入検査を実施しました。その結果、大気汚染防止法に基づく立入検査においては違反はありませんでしたが、水質汚濁防止法に基づく立入検査においては8事業所に違反があり指導しました。
- (3) ダイオキシン類対策特別措置法に基づき廃棄物焼却施設11施設に立入検査を実施し、11施設とも違反はありませんでした。
- (4) 市民等から公害に関する苦情が255件寄せられ、前年度と比べると、騒音・振動・悪臭に関する苦情が増加しました。
- (5) 平成13年度に整備した名戸ヶ谷湧水ビオトープは、市民により「名戸ヶ谷湧水ビオトープを育てる会」を組織し、ビオトープの活用や管理を実施しています。
- (6) 手賀沼の水質浄化や生活排水の浄化のため、約3,000人の市民や小学生を対象に柏の水込めぐりを開催し、家庭でできる浄化対策の説明や手賀沼の自然などを説明しました。
- (7) 柏市生きもの多様性プラン
平成22年度に柏市の生物多様性を保全・回復させるプランを策定しました。このプランに基づき生物多様性保全の取り組みを進めています。

第1部 総 説

第1章 柏市の概況

1 位置、地形及び気象

本市は、千葉県の北西部に位置し、平成17年3月28日に沼南町と合併したことにより市の北部は利根川及び運河を挟んで茨城県及び野田市に接し、東部は我孫子市、印西市及び手賀沼、南部は鎌ヶ谷市、南東部は白井市、西部は流山市及び松戸市に接しています。東西の距離は約18.0km、南北の距離は約15.0kmであり、面積は114.90km²です。

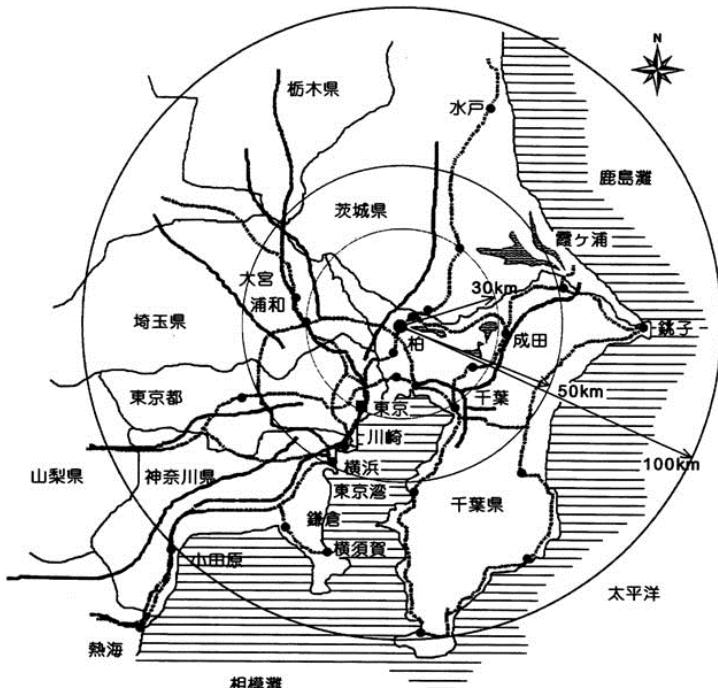
鉄道は、東西にJR東日本・常磐線が乗り入れ、南北に東武鉄道・野田線が通り、南部に北総鉄道・北総線が通っています。また、平成17年8月24日に開業したつくばエクスプレスは、本市の北部を通り市内に二つの駅が設置されています。これらの駅を中心として、沿線地域の土地区画整理事業などのまちづくりと、柏市域の交通を充実させ、沿線地域を活性化する効果が期待されています。道路では東京・茨城方面への国道6号や常磐自動車道、埼玉・千葉方面への国道16号が通って、首都圏の放射・環状両方向の交差部に位置する交通の要になっている他、南部に国道464号線が通っています。

標高は約0～32mのほぼ平坦な地形で、北総台地の中央部に位置し、この台地の中に手賀沼に流入する大堀川、大津川によってできた谷津と呼ばれる侵食谷が入り込んでおり、台地を分断する形となっております。

北部は利根川河川敷や遊水地が広がり、低地を形成しております。

また、手賀沼、大堀川、大津川周辺には、斜面林や谷津田が多く存在し、都市化の進む首都圏の中にあって、貴重な環境資源となっています。

気候は、温暖な千葉県の中では、冬の気温が比較的低く、ここ5年間の平均気温は16.1℃であり、最高気温は40.0℃、最低気温は-4.6℃です。



年度別気象の状況

(永楽台測定局)

年度	気温 (°C)			平均湿度 (%)	降水量 (mm)
	最高	最低	平均		
平成21年	32.6	-2.4	16.0	75	1,748
平成22年	40.0	-1.8	17.2	76	1,435
平成23年	37.7	-4.6	16.1	77	1,150
平成24年	35.6	-3.7	15.4	74	1,178
平成25年	37.7	-3.4	15.6	74	1,297

(注) 平成21年度のデータは、旧柏測定局のデータである。

2 人口

昭和29年市政施行時、人口4万人余であった人口は、東京都のベッドタウンとして、急激な人口増加を続け平成元年には30万人を突破しました。

平成17年には、沼南町との合併により新市の人口は約38万人となりました。平成元年頃から人口増加のペースも鈍化していますが、つくばエクスプレスの開業により北部地域総合整備事業等で、穏やかな人口増加が見込まれます。

人口と世帯数の推移

(各年10月1日現在)

年	人口	世帯数	人口密度 (1km ² 当たり)	備考
昭和30年	45,020	8,586	611	国勢調査
昭和35年	63,745	13,678	864	"
昭和40年	109,237	27,746	1,496	"
昭和45年	150,635	40,216	2,064	"
昭和50年	203,065	57,445	2,782	"
昭和55年	239,198	73,172	3,277	"
昭和60年	273,128	84,271	3,742	"
平成2年	305,060	100,359	4,183	"
平成10年	322,269	116,287	4,420	"
平成15年	332,690	127,976	4,563	常住人口調査
平成16年	333,516	129,577	4,574	"
平成17年	381,016	143,756	3,316	国勢調査
平成18年	384,420	146,859	3,345	常住人口調査
平成19年	388,350	150,782	3,380	常住人口調査
平成20年	397,446	157,926	3,459	常住人口調査
平成21年	398,741	162,946	3,470	常住人口調査
平成22年	404,079	162,301	3,517	常住人口調査
平成23年	405,658	164,389	3,531	常住人口調査
平成24年	404,578	165,375	3,521	常駐人口調査
平成25年	406,395	167,857	3,537	常駐人口調査

(注) 国勢調査年以外の人口は千葉県毎月常住人口調査結果による。

3 土地利用と都市計画

土地利用の状況は、都市化に伴い農地、山林が減少し宅地が増えました。

また、土地利用の基本となる区域区分制度については昭和45年に市街化区域54%市街化調整区域46%を指定し、さらに昭和48年に市街化区域について用途地域の指定を行いました。

平成8年に市の南部を対象に緑住都市構想、北部を対象に緑園都市構想また、平成12年に中央を対象にライブタウン構想を策定し緑や環境と調和し快適で活力のあるまちづくりを推進しています。

平成11年3月には常磐新線建設に伴う一体型土地区画整理事業による緑園都市構想の推進に向けて、市街化区域を約64%にしました。

今後とも水と緑が豊かな、環境への負荷の少ない環境と共生するまちづくりの推進をすることとしています。

平成17年3月28日に沼南町と合併することで市域が拡がり、農用地及び山林が大幅に増加しました。また、市街化区域の割合は47.5%となりました。

土地利用状況 各年1月1日現在

(単位：千km²)

区分 年度	農用地			宅 地				山林	原野	その他	合計		
	田	畠	小計	住宅	工業	商業	その他の						
平成10年	7.5	10.5	18.0	17.8	1.6	0.6	2.3	22.3	4.7	0.6	27.3	72.9	
平成11年	7.4	10.3	17.7	18.0	1.6	0.6	2.3	22.5	4.6	0.6	27.5	72.9	
平成12年	7.1	10.1	17.2	19.2	1.6	0.5	1.5	22.8	4.5	0.8	23.9	72.9	
平成13年	7.1	10.0	17.1	19.4	1.6	0.5	1.5	23.0	4.4	0.8	23.8	72.9	
平成14年	7.1	9.9	17.0	19.7	1.6	0.5	1.4	23.2	4.4	0.8	23.8	72.9	
平成15年	7.0	9.6	16.6	21.4	1.7	0.5	0.0	23.6	4.1	0.8	27.8	72.9	
平成16年	柏	7.0	9.6	16.6	21.4	1.7	0.5	3.5	27.1	4.1	0.8	24.3	72.9
	沼南	8.0	7.5	15.5	-	-	-	6.0	5.5	0.1	14.9	42.0	
	全体	15.0	17.1	32.1	-	-	-	33.1	9.6	0.9	39.2	114.9	
平成17年	柏	7.0	9.5	16.5	21.6	1.7	0.5	3.5	27.3	4.0	0.8	24.3	72.9
	沼南	8.2	7.5	15.7	-	-	-	6.0	5.5	0.1	14.7	42.0	
	全体	15.2	17.0	32.2	-	-	-	33.3	9.5	0.9	39.0	114.9	
平成18年	15.2	16.7	31.9	24.3	2.2	0.7	6.6	33.8	9.4	0.9	38.9	114.9	
平成19年	15.1	16.6	31.7	24.7	2.2	0.7	6.6	34.2	9.1	0.9	39.0	114.9	
平成20年	15.1	16.4	31.5	24.9	2.2	0.7	6.9	34.7	8.8	0.9	39.0	114.9	
平成21年	14.3	16.6	30.9	27.8	2.2	0.8	4.3	35.1	8.4	0.9	39.6	114.9	
平成22年	14.1	16.4	30.5	28.0	2.2	0.8	4.3	35.3	8.3	0.8	40.0	114.9	
平成23年	14.1	16.2	30.3	28.3	2.1	0.8	4.3	35.5	8.2	0.8	40.1	114.9	
平成24年	14.1	16.1	30.2	28.1	2.5	0.9	4.3	35.8	8.1	0.8	40.0	114.9	
平成25年	14.1	16.0	30.1	28.3	2.5	0.9	4.3	36.0	8.0	0.8	40.0	114.9	

(注) 固定資産税概要調書による。沼南については千葉県統計年鑑より。

柏は旧柏市の地域、沼南は旧沼南町の地域

都市計画の決定状況

H25.3.31 現在 面積 : h a

区分	全体		
	面積	構成比	%
全市域	11,490	-	-
都市計画区域	11,490	-	-
市街化区域	5,453	47.5	100
第1種低層住居専用地域	2,672	23.2	49
第2種低層住居専用地域	17	0.1	0.3
第1種中高層住居専用地域	315	2.7	5.8
第2種中高層住居専用地域	15	0.1	0.3
第1種住居地域	1,299	11.3	23.8
第2種住居地域	206	1.8	3.8
準住居地域	166	1.4	3.0
近隣商業	92	0.8	1.7
商業地域	85	0.7	1.5
準工業地域	168	1.5	3.1
工業地域	151	1.3	2.8
工業専用地域	267	2.3	4.9
市街化調整区域	6,037	52.5	-

(注) 総数の単位未満については、四捨五入のため内訳と一致しない。

4 下水道計画

本市の公共下水道事業は、昭和35年に柏駅を中心に単独公共下水道を着手し、昭和42年には十余二工業団地を対象に特定公共下水道を実施しました。

昭和56年から手賀沼流域下水道の供用を開始し、平成3年からは江戸川左岸流域下水道の供用を開始しています。

また、平成11年度から単独公共下水道区域を手賀沼流域下水道に接続し、特定公共下水道についても平成22年度から手賀沼流域下水道へ接続しました。

平成25年度末の処理区域面積は約4,379h a、普及率は88.3%となっています。

下水道普及状況

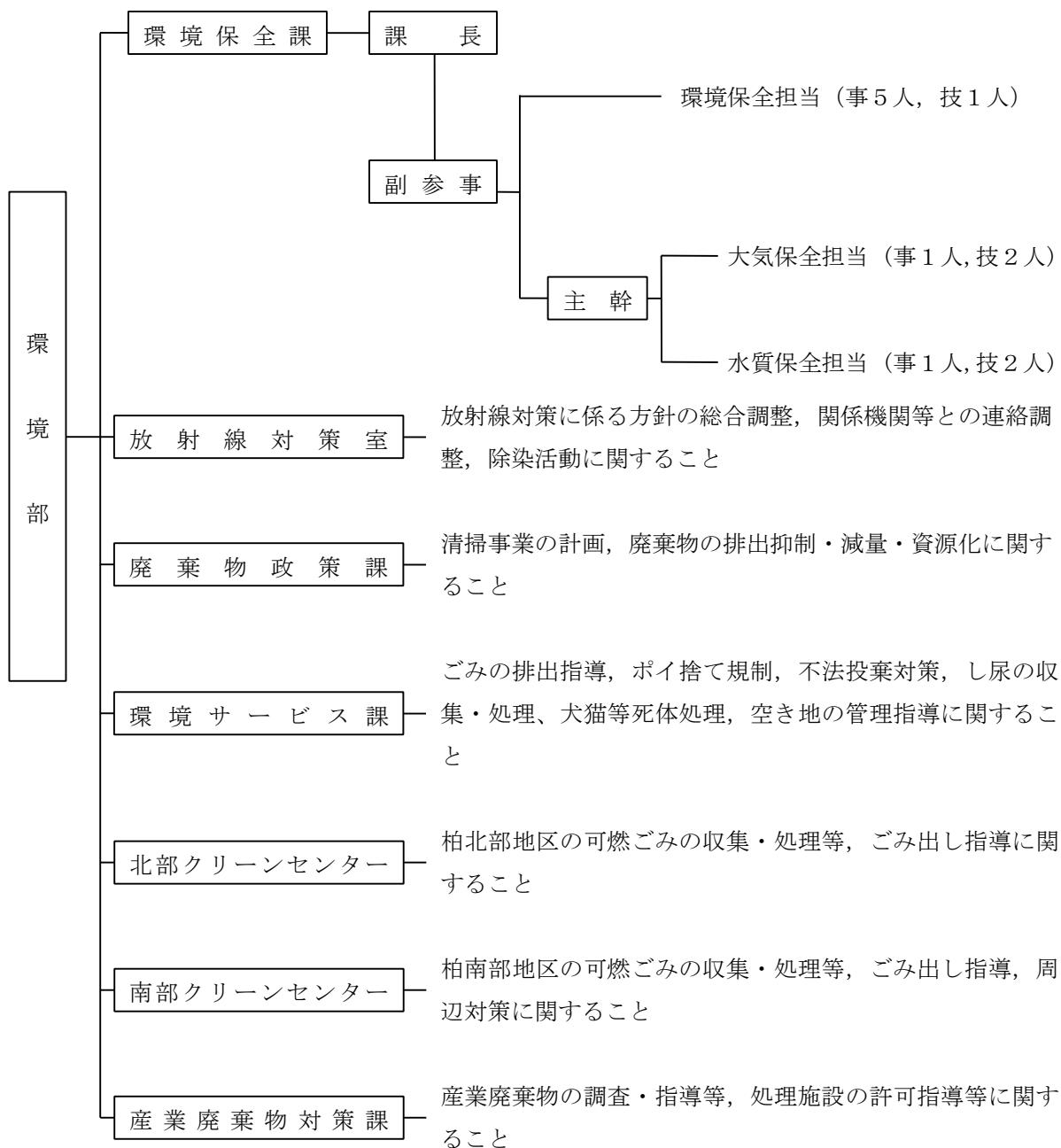
区分	年 度				
	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
処理区域面積(h a)	4,258	4,284	4,320	4,346	4,379
処理区域内世帯数	141,622	144,051	146,102	151,820	154,518
水洗化世帯数	128,276	133,378	135,170	139,965	142,472
普及率(%)	87.4	88.0	88.7	88.1	88.3

第2章 環境行政の概況

第1節 環境部の組織

1 環境行政の体制

(平成25年4月1日現在)



2 環境保全課の事務分掌

- (1) 環境保全に係る企画及び調整に関すること
- (2) 地球環境の保全に関すること
- (3) 環境管理に関すること
- (4) 環境影響評価に関すること

- (5) 環境審議会に関すること
- (6) 環境保全思想の普及啓発に関すること
- (7) 自然環境の保全に関すること
- (8) 手賀沼の水質浄化に関すること
- (9) 環境問題に係る調査研究に関すること
- (10) 法令等に基づく届出の受理及び規制に関すること
- (11) 環境の監視及び調査指導に関すること
- (12) 公害に係る苦情処理に関すること

3 環境行政の推移

昭和 42 年 8 月	公害対策基本法公布施行
昭和 44 年 4 月	騒音規制法に基づく事務委任及び地域指定 民生部衛生第一課環境衛生係において所掌
昭和 46 年 2 月	民生部衛生第一課に公害係を新設
4 月	機構改革により民生部公害課を新設
6 月	柏市公害対策審議会設置条例を公布施行
10 月	柏市公害対策審議会を発足
昭和 47 年 4 月	機構改革により衛生部が新設され同部の所属となる
7 月	柏市公害防止条例を公布
9 月	柏市公害防止条例を施行
昭和 48 年 9 月	事務室を本庁舎から柏市都市開発公社ビル内に移転
昭和 52 年 4 月	機構改革により衛生部を環境部に変更
8 月	柏市環境モニタ一制度を発足
昭和 53 年 1 月	振動規制法に基づく事務委任及び地域指定
6 月	柏市環境保全条例を公布施行
昭和 58 年 4 月	機構改革により公害課を環境対策課に課名変更
昭和 59 年 4 月	大気汚染防止法第 31 条の政令市への指定
昭和 61 年 4 月	水質汚濁防止法第 28 条の政令市への指定 湖沼水質保全特別措置法第 31 条の政令市への指定 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第 14 条の政令市への指定
5 月	千葉県公害防止条例施行規則第 25 条第一項の事務委任
昭和 62 年 3 月	柏市アメニティタウン計画の策定
12 月	柏市家庭排水対策広域推進協議会を発足
昭和 63 年 4 月	機構改革により環境対策課を環境保全課に課名変更
5 月	柏市埋立て等規制条例を公布施行
平成 2 年 4 月	柏市環境監視モニタ一設置要綱の廃止 柏市環境モニタ一要綱及び柏市家庭排水対策等広域推進協議会の設置要綱の改正

平成 3年 3月	水質汚濁防止法第14条の6の生活排水対策重点地域に指定
平成 4年 1月	悪臭防止法に基づく事務委任及び地域指定
3月	水質汚濁防止法第14条の8の生活排水対策推進計画（柏市・みず環境プラン）を策定
11月	自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法に基づく地域指定
平成 5年 1月	環境基本法公布
平成 6年 8月	公害対策審議会を廃止し、環境審議会を設置
平成 7年 3月	柏市環境モニター要綱の廃止
平成 8年 4月	柏市家庭排水対策等広域推進協議会を廃止し、柏市みず環境プラン推進員制度を発足
平成 9年 3月	柏市環境基本計画の策定
8月	柏市環境保全協定の締結及び柏市環境保全協議会の発足
7月	柏市埋立事業規制条例を施行 柏市ダイオキシン類対策検討会の設置
平成10年 3月	柏市役所エコオフィスプランの策定
4月	柏市埋立事業規制条例を公布
平成11年 4月	地球温暖化対策の推進に関する法律施行
7月	ダイオキシン類対策特別措置法公布
平成12年 4月	柏市エコアクションプラン（第1期）の策定
6月	循環型社会形成推進基本法公布
平成13年 3月	ISO14001の認証取得
9月	柏市環境基本条例の制定 柏市環境保全条例の制定 柏市ダイオキシン類発生抑制条例の制定
12月	柏市環境保全条例施行規則の制定 柏市ダイオキシン類発生抑制条例施行規則の制定
平成14年 4月	柏市環境基本条例の施行 柏市環境保全条例の施行 柏市ダイオキシン類発生抑制条例の施行 柏市環境保全条例（旧）、柏市公害防止条例及び柏市環境審議会条例の廃止
平成15年 2月	土壤汚染対策法の施行
3月	柏市環境基本計画の改訂
平成16年 2月	市民、事業者、市の環境配慮指針の策定
3月	ISO14001の認証更新
平成17年 3月	柏市、沼南町の合併 新・柏市誕生
4月	南部クリーンセンター稼動開始

5月 柏市エコアクションプラン（暫定版）の策定
10月 かしわ環境ステーションを開設
12月 柏市野積み防止等条例の制定
平成18年 3月 柏市野積み防止等条例施行規則の制定
6月 柏市野積み防止等条例の施行
平成19年 1月 ISO14001の認証更新
3月 柏市地球温暖化対策条例の制定
5月 柏市エコアクションプラン（第2期）の策定
12月 柏市野積み防止等条例の廃止
柏市有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組促進条例制定
平成20年 3月 柏市地球温暖化対策計画の策定
柏市新エネルギービジョンの策定
ISO14001の認証返上
平成20年 4月 中核市に移行
平成20年 4月 新柏市エコアクションプランの策定
柏市環境マネジメントシステム（KEMS）構築
平成21年 3月 柏市環境基本計画改訂
平成22年 3月 柏市地球温暖化対策基金条例の制定
平成22年 4月 改正土壤汚染対策法の施行
平成23年 3月 柏市低公害車普及促進計画改定
平成23年 3月 柏市生きもの多様性プランの策定
平成26年 3月 第二期 柏市地球温暖化対策計画の策定
柏市エコアクションプラン改訂

第3章 環境施策の推進

第1節 基本的施策の推進

1 新しい環境施策

今日の環境保全の課題は、電気やガスなどの消費の増大による地球温暖化や工業の発達や自動車交通の増大に伴う大気汚染、事業排水や生活排水などによる水質汚濁、生物多様性の保全など広い範囲にわたり、それぞれが密接に関わっています。

これらの課題に対し、環境への負荷の低減を図るために、市民、市民団体、事業者、教育・研究機関及び市がそれぞれの役割を担い、協働して環境保全活動に取り組むことが求められています。

市では南部クリーンセンターの中に、環境保全に関する理解を深め、様々な主体が連携し、協働して環境保全の活動を促進するために、環境の学習や研究の場、環境保全活動を行う市民・団体の交流の場として「かしわ環境ステーション」を平成17年度に整備しました。現在、市民等による運営協議会により運営され、市と協力して各種事業を実施しています。

2 最近の環境問題への取組

(1) 低公害自動車の普及

近年の経済活動の発展と生活の豊かさの向上は、自動車の普及による移動・輸送手段の発展によって支えられてきたものです。しかし、その一方で、増えつづける自動車は、排出ガスによる大気汚染、燃料消費に伴う二酸化炭素やメタンなどの排出による地球温暖化等環境に大きな影響を与えています。市では、平成14年度に柏市低公害車普及促進計画を策定し、平成18年度には市の補助金制度に関する施策を加えた計画に、平成22年度には「柏市地球温暖化対策計画」に基づき、市内から排出される温室効果ガスの削減を推進するため、運輸部門での対策強化として、普及すべき低公害車の種類や普及施策を見直したものに改訂しました。改訂の概要は、より低炭素化を図るため、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車の普及を促進するほか、天然ガス自動車の普及低減がみられるところから、ディーゼルハイブリッド自動車への転換を図ることとしました。

市内及び柏市の低公害車の普及状況は、次のとおりです。

柏市内における自動車保有台数状況

(平成24年3月31日現在、単位：台)

年 度	21年度	22年度	23年度	23年度の 低公害車の割合 (%)
自動車保有台数※3	180,830	182,404	184,742	
天然ガス自動車	167	167	116	3.49
ハイブリッド自動車※1	3,235	4,447	6,338	
電気自動車（PHV含む）	—	—	32	0.02
低燃費かつ超低排出ガスのガソリン自動車※2	43,618	49,835	55,036	29.79

※1 ハイブリッド自動車はガソリンエンジンのもの。

※2 平成17年排出ガス基準50%低減及び75%低減車

※3 千葉県統計年鑑出典（二輪車除く）

柏市の公用車における低公害自動車導入状況（平成26年3月31日現在、単位：台）

区分	導入年度				合計	25年度の公用車に占める低公害車の割合(%)
	以前	23年度	24年度	25年度		
電気自動車	0	0	0	0	0	0
メタノール自動車	0	0	0	0	0	0
天然ガス自動車	31	0	0	0	31	6.68
ハイブリッド自動車※1	14	1	0	0	15	3.23
低燃費かつ超低排出ガスのガソリン自動車※2	36	3	6	16	61	13.14
合計	91	4	6	16	107	23.06

※1 ハイブリッド自動車はガソリンエンジンのもの。

※2 平成17年排出ガス基準75%低減車

平成26年3月31日現在の公用車保有台数は464台

(2) ダイオキシン類削減総合対策

平成9年に大気汚染防止法や廃棄物の処理及び清掃に関する法律など関係法令の改正により、ダイオキシン類が規制物質に指定されました。また、平成12年には、ダイオキシン類対策特別措置法が制定され、総合的な対策や研究が進んでいます。

市では、市内のダイオキシン類の発生抑制と削減を図るため、平成12年度よりダイオキシン類削減総合対策を推進するとともに、平成13年度に「柏市ダイオキシン類発生抑制条例」を制定しました。更に、平成20年度より中核市となり、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設に対する指導も実施しています。

ア 環境調査

(ア) 大気 (p g - TEQ / m³)

調査時期 地点	春	夏	秋	冬	年平均値	環境基準	平成24年度
大室測定局	0.027	0.014	0.034	0.094	0.042	0.6	0.052
永楽台測定局	0.021	0.031	0.044	0.078	0.044		0.047
旭測定局	0.018	0.017	0.13	0.086	0.063		0.050
大津ヶ丘第一小学校	0.026	0.023	0.044	0.096	0.047		0.079
高柳西小学校	0.054	0.034	0.059	0.073	0.055		0.038
藤ヶ谷ふれあいセンター	0.032	0.025	0.038	0.093	0.047		0.054

(イ) 河川・湖沼水

(p g - T E Q / L)

地点	調査時期	春	秋	年平均値	環境基準	平成 24 年度
北柏橋（大堀川）	調査時期	0.044	0.039	0.042	1.0	0.11
上沼橋（大津川）		0.43	0.046	0.24		0.13
染井新橋（染井入落）		0.90	0.058	0.48		0.27
下手賀沼中央（下手賀沼）		2.3	0.70	1.5		0.83

(ウ) 底質

(p g - T E Q / g)

地点	調査時期	春	環境基準	平成 24 年度
北柏橋（大堀川）	調査時期	0.66	150	1.4
上沼橋（大津川）		0.64		2.3
染井新橋（染井入落）		6.6		5.7
下手賀沼中央（下手賀沼）		8.4		14

(エ) 地下水

(p g - T E Q / L)

地点	調査時期	秋	環境基準
篠籠田地区	調査時期	0.013	1.0
染井入新田地区		0.015	

(オ) 土壤

(p g - T E Q / g -dry)

地点	調査時期	春	環境基準	調査指導値
柏の葉小学校	調査時期	5.8	1,000	250
旭東小学校		2.9		
風早中学校		0.10		

第2節 環境関連条例の整備**1 柏市環境基本条例**

環境の保全及び創造について、基本理念を定め、市民、事業者、本市及び本市を訪れるすべての人々の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、当該施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としています。

2 柏市地球温暖化対策条例

基本条例に定める基本理念にのっとり、地球温暖化対策に関し、市民等及び本市の責務を明らかにするとともに、温室効果ガス排出量の削減目標その他必要な事項

を定めることにより、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって現在及び将来の市民の健康的で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的としています。

3 柏市環境保全条例

基本条例に定める基本理念にのっとり、公害の防止のための規制その他の措置を講じることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としています。

4 柏市ダイオキシン類発生抑制条例

基本条例に定める基本理念にのっとり、市民、事業者、本市の責務を明らかにするとともに、ごみ焼却炉の適正な使用等に関し必要な事項を定めることにより、ダイオキシン類の発生の抑制を図り、もって市民の健康を保護し良好な生活環境を保全することを目的としています。

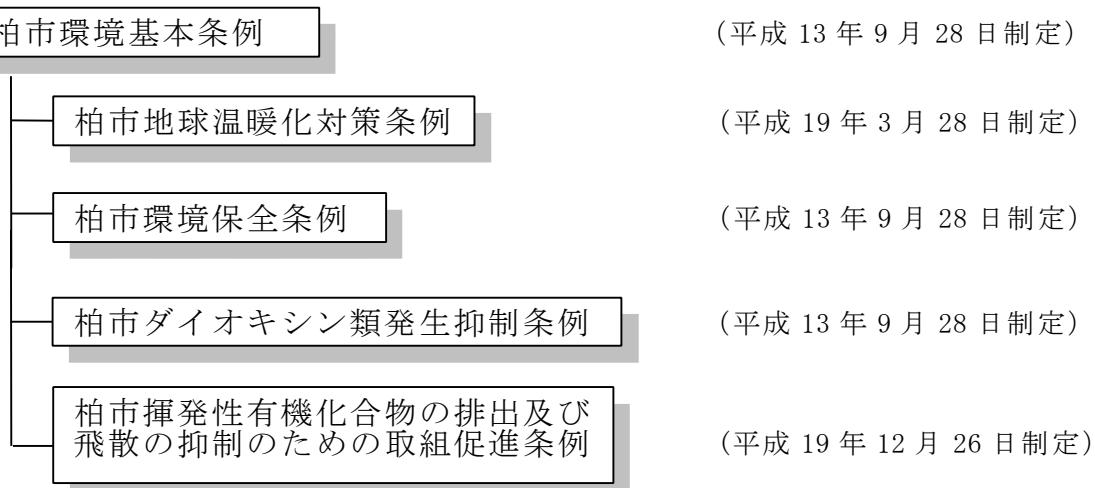
5 柏市揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組促進条例

この条例は、大気汚染物質であり、光化学スモッグの発生原因の一つとなっている揮発性有機化合物（シンナー、接着剤等）の排出及び飛散について、各事業所が自主的にその抑制に取り組むよう求めていくものです。

6 環境関連条例の体系

平成14年4月1日に「柏市環境基本条例」「柏市環境保全条例」を施行。また、平成19年12月に「柏市地球温暖化対策条例」を制定しました。現在の環境関連条例の体系は次のとおりです。

環境関連条例の体系



第3節 柏市環境基本計画

平成14年度に策定した環境基本計画は、平成17年度の旧沼南町との合併及び地球温暖化対策の必要性など社会的変化をもとに、平成20年度に改訂しました。

1 計画の目的

本計画は、柏市環境基本条例第9条に基づき、市民、事業者、市の役割を明らかにし、3者が相互に協働しながら積極的な取組を促進することを目的として次のことをについて明らかにしています。

- ・環境保全及び創造に関する柏市の将来像
- ・目標を達成するための総合的かつ長期的な施策の方向性
- ・市民、事業者、市それぞれの取組
- ・計画の進行を管理するための推進方策

2 計画期間

平成27年度（2015年度）まで。

3 計画のめざすもの

将来を展望した総合的、長期的な視点に立ったあるべき姿として、柏市第四次総合計画の「安心」「希望」「支え合い」というキーワードや柏市環境基本条例の基本理念を踏まえ、望ましい環境像を次のように定めています。

「共に生きるために、環境を守り、育て、伝えるまち 柏」

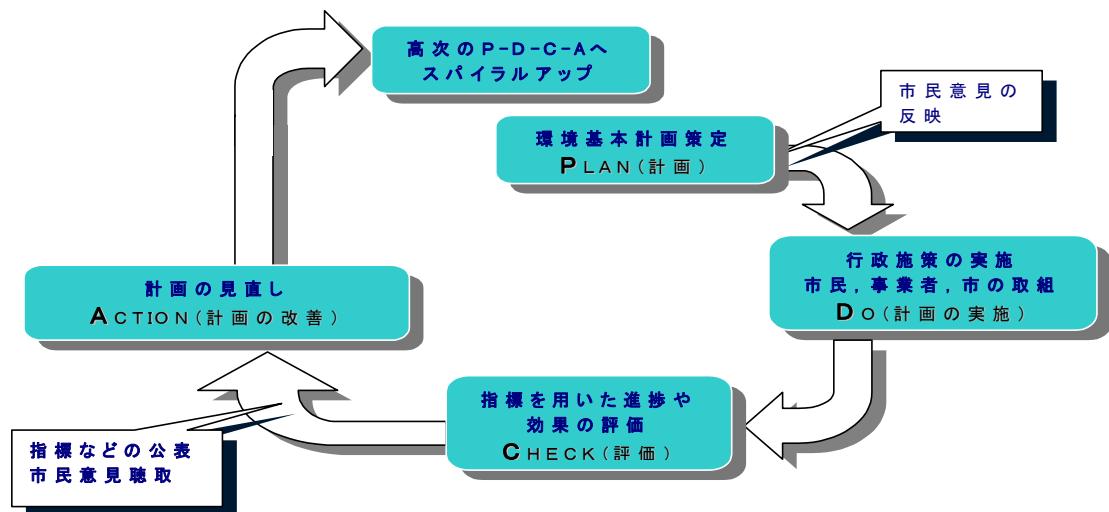
4 計画の特徴

- (1) 基本目標に、自然環境、生活環境、快適環境、地球環境の分野別目標の他に、その実現のための横断的目標として「市民との協働」を位置付けています。
- (2) 環境の改善が実感できるような「環境指標」を設定しています。
- (3) 本計画の目標を達成するため、市民、事業者、市が協働して進めることにより大きな効果を挙げる事業を重点プロジェクトして位置付け、優先的に進めました。



- (4) 市民・事業者・市の具体的な取組として環境配慮指針を示しています。
- (5) 市民、事業者の活動を拡充するための組織として、市民ネットワークを位置付けています。

(6) 環境マネジメントシステムを利用した進捗管理により、組織的な改善を図ります。



環境基本計画の推進イメージ図

5 実施事業

環境基本計画の施策の方向性ごとに事業を実施し、特に、市民、事業者、市が協働して進める事業を重点事業と位置付け、平成25年度は、柏市第四次総合計画の実施計画に沿って21事業を実施しました。事業の実施状況は、環境報告書として公表し、市民・事業者などから意見を伺い事業の推進に反映させていきます。

※網掛けは重点プロジェクト

基本目標	基本方針	施策の方向性	実施事業	事業番号	ページ
自然環境	柏の自然を活かした多様な生物生息空間の保全と復元	農地や樹林地の保全	開発事業者への指導	1	11
			緑地保全事業	2	12
			緑化推進事業	3	12
残された貴重な自然を守る	柏の貴重な種の保護・保全	貴重な種の保全	生きもの多様性重要地区	4	12
			こんぶくろ池自然拠点整備事業	5	13
			多自然型護岸の形成	6	13
		特定外来種対策	特定外来生物の防除	7	13
生活環境 暮らしの中で環境をいたわる	きれいな水環境の再生と保全	手賀沼の浄化	合併処理浄化槽補助事業	8	14
			水洗化の普及啓発	9	15
			公共下水道の整備(自然流域内)	10	15
			生活排水対策啓発事業	11	15
			手賀沼エコマラソン	12	16
		河川の水質の保全	水質汚濁に係る規制・指導	13	16
			水質常時監視	14	16
			大気汚染に係る規制・指導	15	17
			大気常時監視	16	18
			野焼きの規制	17	18
	環境への負荷が少ない社会の形成	大気汚染対策の推進	沿道の緑化	18	18
			アイドリング・ストップの推進	19	19
			窒素酸化物に係る冬期対策	20	19
			低公害車の普及促進	21	20
		自動車交通対策の推進	かしわ乗合ジャンボタクシー及びカシワニクルの運行	22	20
			レンタサイクル事業	23	20
			ダイオキシン類総合対策	24	21
			土壤汚染対策	25	21
			地下水汚染対策	26	21
			揮発性有機化合物の排出抑制	27	22
	資源循環型社会の形成	その他生活環境負荷低減の推進	地下水採取の規制	28	22
			埋立事業の規制	29	22
			産業廃棄物の不適正な処理の監視	30	23
			産業廃棄物処理施設の規制・指導	31	23
			騒音・振動・悪臭に係る規制・指導	32	23
		3R(廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用)の推進	浄化槽に係る規制・指導	33	23
			生きものフェスタ開催	34	24
			グリーン購入調達方針の取組	35	24
			節水の普及・啓発	36	25
			ごみ減量資源化	37	25
		省資源・省エネルギーの推進	園芸用廃プラスチックの処理	38	25
			清掃工場運転管理委託	39	26
			第二清掃工場運転管理委託	40	26
			湧水の保全	41	26
		自然の水循環の確保と増進・樹林地の保全	浸水解消事業	42	26

基本目標	基本方針	施策の方向性	実施事業	事業番号	ページ
快適環境 快適な環境をつくる	ゆう水、雑木林、農地などを活かした快適環境の整備 魅力のある景観の形成	公園の整備と樹林地の保全・活用 環境美化の推進	大堀川レクリエーション公園整備事業	43	27
			柏リフレッシュ公園整備事業	44	27
			公園緑地率	45	28
地球環境 地球市民としての意識を育む		温室効果ガス排出量の削減 その他地球環境保全対策の推進	ぼい捨て防止及び路上喫煙禁止	46	28
			不法投棄防止の推進	47	28
			文化財所有地の維持管理	48	29
市民との協働 市民とともにつくる環境		温室効果ガス排出量の削減 その他地球環境保全対策の推進	温室効果ガス排出量の削減	49	29
			環境保全協定の締結	50	30
			柏市地球温暖化対策計画の推進	51	30
			ストップ温暖化サポーター(SOS)事業	52	30
			低炭素まちづくり事業	53	31
			緑のカーテンモデル事業	54	31
			市内の温室効果ガス排出量の管理	55	31
			太陽光発電の導入、緑化及び雨水利用	56	31
			LED防犯灯の設置	57	32
			地球環境保全の啓発	58	32
		市民・事業者の主体的な活動の推進 次世代を担う子どもたち、現世代を支えている人たちへの環境教育の充実	柏市地球温暖化対策条例8、9条及び環境配慮指針による指導	64	34
			こどもエコクラブの推進	65	34
			手賀沼ガイドボランティアの育成	66	34
			市民ネットワークの確立と拠点整備	67	35
			学校における環境学習の推進	68	35
		市民・事業者の主体的な活動の推進 次世代を担う子どもたち、現世代を支えている人たちへの環境教育の充実	環境の月事業	69	35
			自然環境啓発事業	70	36
			自然環境図書の販売	71	36
			地域環境学習の支援	72	36
			ごみ減量啓発	73	36
		県や近隣市との連携 環境基本計画の推進と評価システムの構築	環境に関する情報の提供と共有化	74	37
			県や近隣市町との連携による環境保全対策の推進	75	38
			総合的な環境行政の推進	76	39
			環境マネジメントシステムの継続的な運用	77	39
			年次報告の作成・市民意見の反映	78	40
			市民意見の反映	79	40

第4節 環境マネジメントシステムの推進

I 柏市の取り組み

1 環境マネジメントシステムの概要

(1) ISO 14001認証取得

市は、環境の保全・創造施策の推進をより効果的なものにするため、また、行政が、率先して継続的な環境保全と改善に取り組むため、平成13年3月2日に、環境マネジメントシステム（以下システムという）の国際規格であるISO 14001の認証を取得しました。

(2) ISO 14001認証返上

平成20年2月に外部審査機関による定期審査を受け、改善指摘事項はなく規格に基づくシステムが適正に運用されていることを受け、平成20年3月末をもって、ISO 14001の認証を返上しました。

(3) 独自の環境管理システム

平成20年度4月より、適用範囲を市内の市立学校を含めた全施設を対象として、独自の環境管理システム（Kashiwa Environmental Management System：KEMS）を構築し、運用を開始しました。

KEMSの主な特徴は、文書管理などの簡略化、専門知識を有する市民、事業者による外部監査の実施が上げられます。

2 庁内の体制

KEMSを確立し、推進するために、次の組織を設置しています。

(1) 環境管理総括者（市長）

システムの総責任者として、環境方針の策定やシステムの見直しなどを行います。

(2) 環境管理副総括者（副市長）

総括者を補佐し、総括者に事故があるとき又は総括者が欠けたときにその職務を代理します。

(3) 環境管理責任者（環境部長）

システムの運用責任者として、環境目的及び環境目標の決定やシステムの維持管理を行います。

(4) 地球温暖化対策推進本部

柏市地球温暖化対策計画の推進及び柏市エコアクションプランの目標達成を図るため、柏市地球温暖化対策推進本部を設置します。市長を本部長、副市長を副本部長とし、構成員は各部局長等とします。所掌事務は、柏市エコアクションプランの目標達成のために必要な事項、柏市地球温暖化対策計画に定める省CO₂まちづくりのためのアクションエリアの設定に関する事項、市が行う公共施設の建設及び一定規模以上の改修に係るCO₂削減に関する事項、市内で行われる一定規模以上の開発及び建築に係るCO₂削減に関する事項、職場表彰審査に関する事項等です。

(5) 外部監査チーム

外部監査は、環境マネジメントシステムに精通する市内事業者や市民で組織し、システムが適切に運用され、かつ効果的に機能していることを監査します。

平成25年度は、環境審議会委員2名及び有識者2名に依頼しました。

(6) 環境管理事務局

システムを確立、管理するため、必要な調査及び検討等を行います。事務局長には環境保全課長を充て、環境保全課で庶務を処理します。

(7) 環境管理プロジェクトチーム

各環境管理実行部門内における環境管理実務の総合調整等を行います。

3 環境目標及び達成状況

平成25年度の目標値及び実績は次のとおりです。

番号	進捗管理する事務事業名	環境目標	今年度の目標及び目標値		
			目標	目標値	実績
1	庁内消費電力の削減	省資源・省エネルギーの推進	平成22年度比消費電力の削減	15%	×
2	グリーン購入調達方針の取組	省資源・省エネルギーの推進	グリーン購入調達方針の改訂	改訂	○
3	低公害車の普及促進	自動車交通対策の推進	公用車を低公害車へ更新	6台	○
4	LED防犯灯の設置	温室内効果ガス排出量の削減	町会等が設置する防犯灯の費用に対する補助制度における、LED防犯灯の補助上限額を優遇することで、新設・改修時の防犯灯LED化を促進する。	1,240灯	○
5	緑のカーテン設置	温室内効果ガス排出量の削減	実施する	9月末まで実施	○
6	生活排水対策啓発事業	河川の水質の保全	手賀沼船上見学会の実施	60回	○
7	環境の月事業	地域社会における環境学習の推進	パネル展の開催	1回	○
8	柏市地球温暖化対策条例8、9条及び配慮指針による指導	温室内効果ガス排出量の削減	削減報告書&計画書の提出依頼	34社	×
9	市内の温室内効果ガス排出量の管理	温室内効果ガス排出量の削減	平成23年度排出量の算出	11月末	○
10	かしわエコサイトの運営	省資源・省エネルギーの推進	サイトへのアクセス数の増加	年3万件	○
11	環境保全協定の締結	温室内効果ガス排出量の削減	協定締結事業者の拡大	年2社	○
12	環境学習研究施設の活用	地域社会における環境学習の推進	環境ステーションでの講座受講者の拡大	400人	○
13	手賀沼ガイドボランティアの育成	市民活動の育成・支援	養成講座の実施	4回	○
14	合併処理浄化槽の設置促進	手賀沼の浄化	合併処理浄化槽補助の実施	21基	×
15	手賀沼水環境保全協議会との連携	県や近隣市町との連携による環境保全対策の推進	協働事業の実施	6回	○
16	湧水の保全	自然の水環境の確保と増進・樹林地の保全	草刈・清掃の実施	3回	○
17	緑のカーテンモデル事業	温室内効果ガス排出量の削減	参加世帯数	100名	○
18	名戸ヶ谷湧水ビオトープの活用	市民・事業者による環境を中心としたまちづくりの推進	生きもの観察会、草刈の実施	12回	○
19	自然環境図書の作成	地域社会における環境学習の推進	柏の自然ウォッチングの販売	70冊	○
20	こどもエコクラブの推進	市民活動の育成・支援	こどもエコクラブの周知・推進	1団体	×

番号	進捗管理する事務事業名	環境目標	今年度の目標及び目標値		
			目標	目標値	実績
21	野焼きの規制	大気汚染対策の推進	行為者に対する指導等	指導100件	○
22	窒素酸化物に係る冬期対策	自動車交通対策の推進	事業所に対する排出抑制依頼	依頼70社	○
23	ダイオキシン類総合対策	有害化学物質の排出抑制	立入検査の実施等	立入検査13社	○
24	地下水採取の規制	地下水揚水量の規制	地下水揚水量報告事業場数の拡大	報告対象 193事業場	○
25	かしわ環境フェスタの開催	地域社会における環境学習の推進	かしわ環境フェスタの開催	年1回	○
26	開発事業者への指導	水辺とその周辺緑地に生息する多様な生態系の保全	①特定建設作業実施届の提出 ②一定規模以上の土地の形質の変更届の提出	①指導60件 ②指導10件	○
27	水質汚濁に係る規制・指導	河川の水質の保全	広報による啓発、立入指導	立入検査70件	×
28	大気汚染に係る規制・指導	大気汚染対策の推進	立入検査の実施等	立入検査30社	○
29	アイドリング・ストップの推進	自動車交通対策の推進	横断幕提出等による啓発	3箇所	○
30	浄化槽に係る規制・指導	河川の水質の保全	浄化槽保守点検の啓発チラシ配布	4,000部	×
31	ストップ温暖化サポーター事業	市民・事業者による環境を中心としたまちづくりの推進	出前講座の実施	1回以上	○
32	KEMSの推進	環境マネジメントシステムの継続的な運用	目標達成率の増加	8割以上	○
33	エコアクションシールの配布	温室効果ガス排出量の削減	エコアクションシールの配布	200部	×
34	環境情報の提供	環境に関する情報の提供と共有化	広報による啓発	年12回	○
35			広報紙の発行、PRキャンペーン・イベント等の実施	5回以上	○
36	柏市エコハウス促進補助金事業	温室効果ガス排出量の削減	柏市エコハウス促進補助の実施	90件	○
37	低炭素まちづくり地区の支援	温室効果ガス排出量の削減	低炭素まちづくり計画の提出を求める	1社	○
38	生きもの多様性重要地区	水辺とその周辺緑地に生息する多様な生態系の保全	重要地区カルテ作成	10箇所	×
39	増尾の森と水辺用地の管理	水辺とその周辺緑地に生息する多様な生態系の保全	ホタル観察会や生態調査の実施	3回	○
40	生きものフェスタ開催	その他生活環境負荷低減の推進	水辺探訪ツアーや自然観察会などのイベント開催	15回	○
41	特定外来生物の防除	水辺とその周辺緑地に生息する多様な生態系の保全	アライグマ箱ワナ設置数	5箇所	○
42	多自然型護岸の形成	水辺とその周辺緑地に生息する多様な生態系の保全	魚類・水生植物にやさしい護岸工事の調整	1箇所	○
43	ごみ減量資源化	3R（廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用）の推進	資源化率の向上	25%以上	×
44	ごみ減量啓発	3R（廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用）の推進	出前授業、清掃施設見学会・ごみ減量説明会の実施	30回以上	○
45	不法投棄防止の推進	環境美化の促進	①開庁日における日中パトロール及び回収の実施 ②対策強化月間における夜間特別パトロールの実施 ③必要に応じた特別回収の実施	244日	○
46	ポイ捨て防止及び路上喫煙禁止	環境美化の促進	禁煙等強化区域内における路上喫煙防止指導員のパトロール（週5回9：00～17：00）	244日	○
47	清掃工場運転管理委託	3R（廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用）の推進	受託者が行う運転管理の履行確認	月1回 履行確認	○
48	低公害車への更新	自動車交通対策の推進	清掃収集車を低公害型車両に更新する。	4台	○

番号	進捗管理する事務事業名	環境目標	今年度の目標及び目標値		
			目標	目標値	実績
49	第二清掃工場運転管理委託	3R（廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用）の推進	一般廃棄物の焼却施設として発生した廃熱の利用を行う。	委託者から月1回の報告	○
50	産業廃棄物処理施設の規制・指導	その他生活環境負荷低減の推進	法令等に基づく事務・検査を実施	立入調査13回	○
51	園芸用廃プラスチックの処理	3R（廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用）の推進	市内の農家から廃棄される、使用済みとなった園芸用廃プラスチック類の適正処理を推進	17t以下	○
52	建築物環境配慮制度	その他生活環境負荷低減の推進	戸建て住宅の環境負荷の低減	戸建て申請数10件	○
53	緑化推進事業	施設緑地の創出	施設緑地面積	13.57%	○
54	大堀川防災レクリエーション公園整備事業	公園の整備と樹林地の保全・活用	公園用地取得率	100%	○
55	こんぶくろ池自然拠点整備事業	貴重な種の保全	用地取得率	84%	×
56	柏リフレッシュ公園整備事業	公園の整備と樹林地の保全・活用	公園整備率	86%	×
57	公園緑地率	公園の整備と樹林地の保全・活用	市民一人あたりの都市公園面積	5.81m ² /人	×
58	緑地保全事業	農地や樹林地の保全	緑の保護地区面積	73.8ha	×
59	緑地保全事業	農地や樹林地の保全	保護樹木本数	181本	○
60	酒井根下田の森の管理	市民参加型環境保全事業の推進	市民が積極的に緑地の清掃や農作業等に参加する機会をつくる	清掃10回/年 除草4回/年 点検1回/月	○
61	かしわ乗合ジャンボタクシー及びかしわコミュニティバスの運行	自動車移動からバス移動への移動手段の転換	利用者促進	合計42,000	○
62	レンタサイクル事業	温室効果ガス排出量の削減	利用者促進	1月利用456件 1日利用7,228件	○
63	沿道の緑化	大気汚染対策の推進	歩道空間の確保	320m	○
64	公共下水道の整備	河川の水質の保全	公共下水道整備の促進	90%	○
65	浸水解消事業	自然の水環境の確保と増進・樹林地の保全	都市浸水対策達成率の向上	20.2%	○
66	水洗化の普及啓発	河川の水質の保全	下水処理区域内における未水洗化家屋への普及啓発（年間対象家屋：約4000件、目標値：5%）	200件	○
67	節水の普及・啓発	省資源・省エネルギーの推進	節水コマの配付	100個	○
68	文化財用地の維持管理	貴重な文化財を保全する	草刈等清掃を年2回行う	年2回	○
69	手賀沼エコマラソンの開催	市民参加型環境保全事業の推進	エントリー数の達成	8,000人	○
70	太陽光発電の活用、緑化及び雨水利用	温室効果ガス排出量の削減	太陽光発電量と使用電力量の追跡調査	4回(年)	○
71	学校環境学習の支援	学校における環境学習の推進	環境教育実践事例集の作成	3月末までに作成	○

4 教育・訓練実施状況

システムを推進するために、職場研修及び特定業務従事者研修を実施しました。

研修名	対象者	回数	参加人数
職場研修	各所属職員	随時	4583名
特定業務従事者研修	特定業務従事者	随時	22名

5 強化エコアクションプラン

柏市では、東日本大震災以降の深刻な電力不足に対応し、大規模事業者として率先した省エネルギー活動を進める為、電力需要がピークを迎える夏季並びに冬季について、全ての公共施設を対象とした消費電力削減に取り組んで参りました。

直接的対策として、適正な空調温度設定、間引き消灯、職員のエレベーター使用自粛、不使用時OA機器の省電力設定、自動販売機の稼動調整等、また間接的対策では、クールビズ又はウォームビズの推進、ノー残業デー遵守、空調効率を高める断熱材の活用等です。

季節毎の取り組み結果は、次のとおりです。

(1) 夏季（7月から9月）

ア 目標値

平成22年度比15%消費電力削減

イ 全ての施設の削減率

14.8%

ウ 主な施設の削減率

・本庁舎	15.7%
・沼南庁舎	17.4%
・消防署	18.1%
・近隣センター、出張所	24.7%
・公民館	21.1%
・保育園、幼稚園	15.5%
・学校	5.5%
・公園	10.5%
・図書館	31.5%

(2) 冬季（12月から2月）

ア 目標値

平成22年度比10%消費電力削減

イ 全ての施設の削減率

18.7%

ウ 主な施設の削減率

・本庁舎	12.6%
・沼南庁舎	6.9%
・消防署	10.9%
・近隣センター、出張所	17.1%
・公民館	8.1%
・保育園、幼稚園	2.0%
・学校	3.4%
・公園	0.5%
・図書館	25.2%

6 外部環境監査実施状況

柏市環境管理システムが、適切に実施、維持されているかを外部の監査員の監査を受けました。

外部環境監査は、環境審議会委員2名及び有識者2名により、実施されました。

平成25年度の外部環境監査の結果は、次のとおりです。

項目	内容
監査日	平成26年2月20日(木)
監査の目的	KEMSの有効性の確認
意見及び提言	<p>今回のKEMS外部監査は、聴取監査3部署（環境保全課、建築指導課、資産管理課）及び現地監査3か所（消費生活センター、土南部保育園、酒井根小学校）について実施しました。</p> <p>1 環境保全課（環境管理事務局）</p> <p>平成25年度は、柏市の環境管理システムがISO14001から柏市独自のシステムであるKEMSへ移行するとともに、適用範囲を本庁舎外の全ての管轄部署に拡大して6年目となり、部署への浸透が図られていることから、今回は各部署の本来の事業や業務と環境改善がどのように結びつけられているか、行政機関として市民や事業者に環境マインド、環境行動についてどのように働きかけ影響力を發揮しているのか、その為にシステムがどのように活用されているか、また、これまでの運用結果や前回の提言を踏まえて、取り組み内容やシステムをどのように改善しているか、などについて確認を行いました。</p> <p>前回の提言16項目については、全6部署において真摯に受け止めていただき、全項目について対応が終了または取組中であることを確認しました。</p> <p>KEMSに規定された事項は、全庁舎、全施設の広範囲で運用され、監査の範囲内では概ね良好に実施され、この結果、「柏市環境基本計画」「柏市地球温暖化対策計画」「柏市エコアクションプラン」等に基づく環境配慮事業が環境方針に沿って進められており、KEMSの有効性を確認しました。</p> <p>各部署の本来業務における環境改善テーマのKEMS事業登録については、事務局により説明会、掲示板等により具体例を示し登録依頼が行われ、平成25年度に若干の追加登録がありましたが、依然少ない状況が続いている。</p> <p>平成24年度の運用実績は概ね目標が達成されていますが、未達項目については原因調査と対策が行われ「目標未達事由報告書」に記録されていています。</p> <p>システム運用結果の報告（例「温室効果ガス増減事由報告」）について、府内ネットワーク活用に切り替えるなどシステム改善が行われ、併せてKEMS本編も改訂されており良好です。</p>

内部監査は、平成25年度は14部署を対象に実施され、良い事例、悪い事例の両方について評価が行われ、その具体例が記録されていて良好です。

市民や事業者への環境マインド、環境行動についての働きかけは、柏市HPに「我が家のエコ自慢」、「かしわエコカンパニー」、「柏市カーボンオフセット事業」、「柏市環境保全協議会」などユニークな取り組みが発信されています。

柏市の環境保全を一層進める観点から、以下の提言を行います。

- ア 各部署において本来業務の中で環境改善の取組が行われていますが（具体的には各部署の報告に記載）、良い取り組みの各部署への水平展開が充分とは言えませんので、それらをKEMS事務事業に登録されることを推奨します。KEMS事務事業への登録はシステム見直し（「KEMS見直し書」）の指示事項でもあり、継続して各部署への働きかけをお願いします。
- イ KEMS進捗評価と行政評価システムを連動させ、柏市経営システムの一元化や複数年度にまたがる目標管理の改善を検討されるとのことですですが、変更時の対応の容易性など、それぞれの特質も考慮してシステム改善を進めていただくようにお願いします。
- ウ 強化エコアクションプランは当初、震災対応の独立した取組でしたが現段階ではKEMSの取組の一環として運用されていますので、柏市エコアクションプランとの目標値の整合性の検証を推奨します。
- エ 内部監査の対象は243ヶ所ありますが、これまで実施は119ヶ所であり、今後、中長期の計画を立案され内部監査が一通りいきわたるように検討をお願いします。
- オ システム見直しの記録（「KEMS見直し書」）に前回のシステム見直し時の環境管理統括者の指示事項に対する取組結果が記載されていません。P D C Aの重要事項ですので、次回は記載をお願いします。
- カ 各学校、保育所等について環境施設の順法確認等（例 P C B保管、毒物劇物保管、灯油等危険物保管、給食施設排水のオイルトラップ管理）をお願いします。
- キ 柏市HPに「我が家の大自慢」、「かしわエコカンパニー」、「柏市カーボンオフセット事業」、「柏市環境保全協議会」など市民や事業者への環境マインド、環境行動についての発信が行われていますが、参加の呼びかけが中心になっています。実施内容、成果、メリットなどを強調した内容も掲示を推奨します。

2 建築指導課

省 CO₂ まちづくりに関する業務において、平成 23 年度より柏市建築物環境配慮制度(CASBEE 柏)を設け運用されております。本制度は建築物の環境性能を評価するシステムで、現在全国では名古屋市を始めとし 24 自治体、千葉県では柏市と千葉市のみとのことです。特に柏市では地域特性にあわせ独自の評価項目や評価基準を加えており、更に住宅向けの CASBEE 柏【戸建】を整備され誇らしいものと存じます。

市有施設の防災機能強化は、広義に捉えれば施設の長寿命化となり環境施策と言えるとともに市民の安全安心に寄与します。

市有施設の耐震化状況について、構造体の耐震化率は約 89 %とのことですですが、非構造部材や建築設備についての耐震化は進んでいないとのことです。提言事項は以下の通りです。

- ア 戸建住宅について、CASBEE 柏【戸建】制度の活用状況は平成 24 年度 9 件、しかも提出者は 1 社という状況であります。柏市の平成 22 年度戸建住宅の着工件数は約 800 戸で、平成 25 年度も同様程度と推察されることから、本制度の有利性、妥当性を具体的な方法で啓発・広報し活用されることを期待します。
- イ 防災活動の拠点となる庁舎や学校などは、構造体はもとより非構造部材や建築設備の耐震性を確保することが求められます。内閣府の調査報告によりますと首都直下型地震では、柏付近でも震度 6 弱の揺れが襲うとされ、また、柏市近接の野田市から流山市にかけて活断層が発見されています。早急な対策を進められることをお願いします。
- ウ 文部科学省では学校施設について、地震による被害から子供たちを守ることと併せ、地域住民の避難場所としての役割を果たすことから防災機能強化を推進しています。それら施策を活用し地域の避難所となる学校施設の防災機能強化を期待します。

3 資産管理課

本業の公有財産管理、有効活用において、ファシリティマネジメント導入の為、千葉県の意見交換会に参加し情報収集を行い、現在、保全情報システムに基本データを入力中であり、平成 26 年度以降にシステム導入、公共施設管理計画を策定予定とのことで、より効果的な市経営、環境改善に寄与する施設運営が期待されます。

柏市エコアクションプランについては、目標 20 % 減（平成 19 年度比 CO₂ 排出量）に対し、本庁舎実績 25 % 増で大幅未達ですが、原因は別館、分室の増設であり、同規模であれば 15 % 減（全体平均 16.6 % 減と同程度）であることを把握していま

す。

強化エコアクションプランについては、目標 15% 減（平成 22 年度比電気使用量）に対し、本庁舎実績 15.7% 減で目標達成です。

KEMS 登録事務事業では、「緑のカーテン設置」で目標 150 m² を達成し、収穫したゴーヤを市民に配布して好評を得ています。提言事項は以下の通りです。

- ア ファシリティマネジメント導入を推進してより効率よい施設運営により、環境改善にも寄与していただくようにお願いします。
- イ 窓ガラス等への遮光幕設置により、環境と防災の両面の改善を進めていただくようにお願いします。
- ウ 本庁舎 P C B 等順法管理について適切に実施されていますが、関係部署と連携して学校等への環境施設の順法管理啓発に協力ををお願いします。
- エ 緑化率について現状把握と目標緑化率の設定を行い、生態系の持続性を考慮し高木、中木、低木等を組み合わせた緑化推進をお願いします。

4 消費生活センター

消費生活相談、消費者教育・啓発、計量の大きく 3 つの業務があります。消費者教育については、子どもの為の消費者教育として、消費者教育推進連絡会があり学校の先生たち 15 人に委嘱して子どもたちへの教育に力を入れていることがよくわかりました。また、企業への計量の調査と、消費者の立場と両方を知り難い立場の中でも様々な取り組みが行われていることがわかりました。提言事項は以下の通りです。

- ア 環境に直接かかわることの呼び掛けは難しいかもしれませんのが、今までやってきた消費者教育や啓発の取り組みに環境に配慮した視点を加えていただけるようお願いします。
例えば、広報誌 N o . 27 の「引っ越し、跡を濁さず！」の中にゴミの分別のことを載せる、また柏市消費生活センター通信 平成 25 年 1 月 15 日の「冬の火災に気をつけて！」の中にプラグからコンセントを抜くと節電になります等、環境フレーズの追加をお願いします。
- イ 子どもたちへの消費者教育の普及啓発を広げて頂き、その際、環境に配慮した内容も加えて頂くようにお願いします。

5 土南部保育園

平成 25 年度夏季電力消費量は、以下の取り組みにより平成 22 年度より 38.5 % の削減率となりました。

- ア 平成 22 年度から平成 25 年度の間にエアコンの掃除とエアコ

	<p>ン、給食室の熱風庫、冷凍庫、職員用の冷蔵庫を取り替えたこと</p> <p>イ 天井を白く塗り替えたこと</p> <p>ウ 事務室の電気を間引きしたこと</p> <p>3才以上のクラスは、教室に燃えるゴミ、燃えないゴミと2つ箱を置いて分別するよう指導していて、自然に園で学ぶ環境が作られていていると感じました。4才から5才の園児たちと緑のカーテン作りを、一緒に種を植えるところから作業しており、収穫時は、園のイベントを実施して全員でパーティーをする等、みどりを育てながら園児たちも育つ様な一体感を感じました。そしてそれが部屋の遮光にもなり、CO₂削減としても効果があり、教育的視点としてもすばらしい活動です。今後も、このようにいろいろな視点で自然を体験しながら環境について学ぶ機会をたくさん作って継続頂くようお願いします。提言事項は以下の通りです。</p> <p>エ エアコンの掃除の効果を他の保育園に知らせてはどうでしょうか。</p> <p>オ 保護者への連絡方法は、現在は紙で行っていますが、メールでの連絡も検討頂きペーパーレスを進めて頂くよう推奨します。</p>
6 酒井根小学校	<p>KEMS 運用状況としては柏市環境指定校に認定されているだけあり職員並びに生徒の意識が非常に高いのを感じ取れました。照明スイッチには節電の張り紙や職員室には細かい廃棄物の分別表示、又、裏紙を種類別に分けられる台等の工夫が行われていました。</p> <p>環境教育を中心にお話を伺ったところ部活動としてのエコクラブがあり30名程の生徒が中心に蝶の飼育・観察を通じて自然の不思議や生き物の素晴らしさを学んでおり、又、「下田の杜」で生き物観察やここに関わるボランティアの方を通じて自然に親しむ心や世代間を超えた学びを養っている事が理解できました。計画的な環境教育が構築されている酒井根小学校が柏市内に留まらず情報を発信されることを期待します。</p> <p>・市内外問わず学校間の情報交換や交流会の実施などを行って頂く事を期待します。</p>

II 柏市内事業所の取り組み

以下の事業所が ISO 14001 及びエコアクション21の認証を取得して、環境配慮に取り組んでいます。

(1) ISO 14001 [（財）日本適合性認定協会（JAB）ホームページより検索]

No.	取得年月	事業所名	所在地	備考
1	H 9. 3	㈱日立メディコ柏事業所	新十余二2-1	医療機械の製造
2	H 9. 12	西友㈱柏東店	柏955-1	スーパーマーケット
3	H10. 12	㈱ローソン	事務所及び市内全店舗	コンビエストア
4	H10. 2	東洋ガラス㈱千葉工場	新十余二1-1	ガラス瓶の製造
5	H11. 3	㈱ファミリーマート	市内全店舗	コンビエストア
6	H11. 5	N E C フィールディング ㈱柏営業所	松葉町2-5-1	情報処理システム、ネットワーク機器の保守
7	H11. 9	アイカ工業㈱柏営業拠点	末広町5-19 第12閑 ロビル6階	合成樹脂接着剤、合成樹脂塗床材等の設計・開発・製造及び販売
8	H12. 2	東神開発㈱柏事業所	末広町1-1	ショッピングセンター経営
9	H12. 3	イチカワ㈱柏工場	根戸200	繊維製品の製造
10	H12. 3	㈱トッパン建装プロダクト 柏工場	豊四季945	壁紙、家具什器用表面材及び内外装部材用化粧シートの設計・開発及び製造
11	H12. 3	㈱トッパンテクノ	豊四季945	エネルギー管理とメンテナンス
12	H12. 3	㈱正光社	大井1908-1	電気機械器具卸売業
13	H12. 4	㈱ダスキン ミスター ドーナツ事業本部	市内全店舗	ドーナツの販売
14	H12. 4	㈱吉野家ディー・アン ド・シー	市内全店舗	牛丼・惣菜・弁当の販売
15	H12. 6	マックスバリュ松ヶ崎店 [イオン㈱]	大山台1-6	スーパーマーケット
16	H12. 9	㈱内山アドバンス柏工場	富里3-3-1	生コンクリートの製造
17	H12. 9	伊藤ハム㈱東京工場	根戸1-3	ハムの製造
18	H12. 9	リコートクノシステムズ ㈱柏 S S	根戸206	O A 機器の保守とオフィスシステムの企画・構築・導入・設置から運用・管理・保守
19	H12. 12	㈱ジェネッツ柏営業所	名戸ヶ谷1-7-41	水道メーターの検針及び上下水道料金の収納事務
20	H13. 2	㈱高島屋柏店	末広町3-16	百貨店
21	H13. 2	高島屋ビルメンテナンス ㈱柏営業所	末広町3-16	高島屋構内関連企業

No.	取得年月	事業所名	所在地	備考
22	H13. 2	エル・コーポ柏センター及び松葉店〔生活協同組合エル〕	若柴330、松葉町2-15-8	生活協同組合
23	H13. 2	前田道路(株)東京支店柏営業所	西原7-11-27	舗装及び土木構造物の施工
24	H13. 3	E X - サービス㈱柏営業所	豊四季492	利根コカ・コーラボトリング関連事業所
25	H13. 3	㈱ダスキンクリーンサービス事業本部	市内全店舗	清掃器具のレンタル
26	H13. 4	㈱松屋フーズ	市内全店舗	食堂業の企画・製造・販売
27	H13. 7	イオンクレジットサービス㈱柏営業所	末広町5-19 第12閑口ビル6階	総合ファイナンス事業
28	H13. 10	㈱カナデン東関東営業所	東上町2-28 第2水戸屋ビル	エレクトロニクス・メカトロニクス関連機器の販売
29	H13. 12	千葉リコー(株)柏事業所	根戸206	OA機器、OA機器サプライ及びソリューション製品の販売及び保守
30	H13. 12	(株)デイリーヤマザキ	市内全店舗	コンビエストア
31	H14. 3	ケイ・マック(株)東日本事業所	中央町2-1	鉄加工品、アルミ加工品の設計・開発
32	H14. 4	N T T - M E 千葉(株)東葛支店	西町3-36	建設、エンジニアリング、研究開発
33	H14. 4	ヨシザワエルエー(株)	新十余二17-1	鉛製品の製造販売
34	H14. 4	トキワ金属工業(株)	新十余二17-1	ヨシザワエルエー関連組織
35	H14. 6	コニカミノルタテクノ東京(株)千葉支社柏営業所	柏6-1-1 流鉄ビル	複写機、プリンター、OA機器及びカメラの販売と保守
36	H14. 9	㈱コーポ・アイ	十余二248-3	生協関連のトータル物流サービス
37	H14. 12	ニッカウヰスキー(株)柏工場	増尾字松山967	ウイスキー、清涼飲料水の製造
38	H14. 12	(株)日立プラント建設ソフト柏事業所	十余二水砂503-1	建設用機材・車両、仮設ハウス及び備品のリース・レンタル業務
39	H14. 12	都機工(株)柏支店	大山台1-4-12	産業設備の設計、販売及び付帯サービス・住宅機器の卸売
40	H15. 1	セイホクパッケージ(株)	十余二337-193	ゴム製品、プラスチック製品
41	H15. 2	浮ヶ谷興産(有)、浮ヶ谷企画(有)	豊四季379-6	産業・一般廃棄物処理
42	H15. 2	新藤電子工業(株)	鷺野谷1027	テープキャリア等設計
43	H15. 3	三菱ウェルファーマ(株)物流部東日本物流センター	青田新田飛地259-1	物流管理

No.	取得年月	事業所名	所在地	備考
44	H15. 3	吉富倉庫㈱	青田新田飛地259-1	三菱ウェルファーマ関連企業
45	H15. 3	㈱サタケ関東支店柏営業所	大室1153	食品産業用総合機械及び食品の設計、開発、製造、販売、据付
46	H15. 3	緑屋テクノ㈱柏営業所	旭町1-1-7	電気・電子機器関連製品の販売
47	H15. 5	王子斎藤紙業㈱柏営業所	大青田1628	古紙の集荷及び選別梱包
48	H15. 8	パウダーテック㈱柏工場	十余二217	各種用途鉄粉の設計・開発、委託製造、製造及び販売
49	H15. 8	㈱ワンダーキープ高萩	高田1201番12	パウダーテック関連会社
50	H15. 8	安部産業㈱柏工場	南増尾1-14-18	鋼製オフィス家具の製造
51	H16. 2	マサモト㈱柏営業所	十余二254-610	精密機械部品の販売
52	H16. 2	グラパックジャパン㈱柏事業所	高田1316	印刷と紙器及びデジタルコンテンツの企画・設計、製造、販売
53	H16. 4	㈱京二千葉営業所	中央1-9-1	工場用機器、資材及び部品の卸売並びに販売
54	H16. 4	東京フェライト製造㈱柏工場	十余二357	永久磁石製品・応用製品の受注、製造、販売
55	H16. 4	ト－イン㈱柏工場	新十余二16-1	紙及び樹脂製のパッケージ、ラベル及び説明書の開発、印刷及び販売
56	H16. 7	常南通運(株)	豊四季250-6	運送事業、保険代理店業務
57	H16. 7	マツダマイクロニクス(株)	高田1400-1	電気的及び光学的装置等
58	H16. 8	(株)ケイハイ東葛支店	柏1304-1	都市ガス配管工事、給排水衛生設備工事の施工管理等
59	H17. 1	(株)カント一柏営業所	柏260-11	合成ゴム製品、合成樹脂製品等の販売
60	H17. 3	(株)レパスト酒井根東小学校事業所	酒井根1-2-1	学校、福祉施設等の食事及び配膳サービス
61	H17. 3	京葉都市開発(株)東葛営業所	あけぼの1-6-19	建築物の設計、施工
62	H17. 3	(株)千葉測器柏営業所	篠籠田688	O A機器及び測量機器の販売、レンタル
63	H17. 3	中央ばね工業(株)	高田1116-29	ばね及び組み立て品の製造・販売
64	H17. 5	(株)ミナミ	藤ヶ谷1924-38	金属類の古物商
65	H17. 9	(株)花園サービス	松ヶ崎576	一般廃棄物の収集運搬及び資源の回収に係わる事業活動
66	H17. 10	東和パーティ(株)	大井1987-3	精密金属の加工及び精密部品の販売

No.	取得年月	事業所名	所在地	備考
67	H18. 4	千代田鉱碎(株)	風早2-3-6	産業廃棄物(鉱さい)の収集運搬等
68	H18. 5	(株)斎藤英次商店	若柴281-35	古紙の仕入選別、梱包、販売、収集運搬
69	H18. 5	(株)青木電気工事	酒井根752-1	送電線建設及びメンテナンス事業 左記に付帯する一切の業務
70	H18. 7	(株)吉中商事	東上町2-28	属スクラップの売買、自動車リサイクル事業
71	H18. 11	東鉄企業(株)	藤ヶ谷163-1	金属のリサイクル事業
72	H19. 9	学校法人 東葛学園柏さくら幼稚園	十余二248	幼児教育
73	H20. 3	(株)小島製作所	高田1350	金属切削加工品、溶接加工品の製造並びに加工品の組立
74	H20. 3	学校法人 千葉大学 柏の葉キャンパス	柏の葉6-2-1	教育の提供
75	H20. 10	フルタカ電気(株) 東関東物流センター	明原3-3-14	電子部品の卸売業
76	H20. 10	メタルリサイクル(株) 千葉営業所	風早1-9-3	産業廃棄物、一般廃棄物、廃自動車、廃家電製品、金属スクラップ、古紙、及び廃フロンの収集、運搬、解体、回収、加工処理並びに有価物販売の一連の事業活動及びこれらに伴う活動
77	H21. 2	(株)アオキオートサービス	逆井1248-1	自動車整備、板金・塗装、自動車販売、保険の募集
78	H21. 9	(株)インザイベジフル 柏店	若柴69-1 (柏市公設地方卸売市場内)	青果物の仲卸業
79	H21. 10	(株)丸昭建材	高田1116-32	産業廃棄物の収集・運搬及び中間処理、再生砕石及び木質チップの製造に係る全ての活動
80	H21. 10	(株)吉岡丸昭開発工事	高田1116-32	土木構造物の施工、建築物の施工、解体工事に係る施工に係る全ての活動
81	H22. 2	岡本硝子(株)	十余二380番地	硝子と薄膜、蒸着製品の製造及び販売
82	H22. 2	泉金属工業(株) 柏営業所	大青田589-1	非鉄金属資源再生業
83	H22. 6	昭和ホールディングス(株)	十余二348	スポーツ製品製造
84	H22. 11	(株)永山環境科学研究所 ニュータウン研究所	藤ヶ谷字矢ノ橋1210-1	有害物質等に関する環境調査
85	H23. 3	(株)コモダエンジニアリング	根戸433	締結部品等製造
86	H23. 5	武田紙器(株)	高田1116-47	段ボール箱、紙器の製造及び玩具・菓子類等の詰め合わせ・梱包
87	H24. 7	(株)東葛工業	高田1201	建設機械用油圧部品の製造
88	H24. 7	(有)いなり建設	増尾4-11-11	建設業

(2) エコアクション21

[(財)持続性推進機構（IPSS）ホームページより検索]

エコアクション21は「環境マネジメントシステム」の規格で、環境省が策定した「エコアクション21ガイドライン」に基づく、事業者のための認証・登録制度です。

No.	取得年月	事業所名	所在地	備考
1	H16. 11	柏プラネット（柏市廃棄物処理業協業組合、株式会社エコプラザ）	新十余二7-8	プラスチックごみの圧縮梱包保管事業及び再商品化資源製造事業
2	H16. 11	柏市再生資源事業協業組合	十余二384-212	一般廃棄物の収集運搬、有価物の選別・販売
3	H19. 1	沼南廃棄物処理協業組合	大島田154-3	廃棄物処理・リサイクル業
4	H19. 7	㈱遠藤製作所	高田1116-43	金属・加工金属製品等製造業
5	H19. 12	山本産業㈱	大青田380-383	廃棄物処理・リサイクル業
6	H20. 3	㈲光化工業所	高田1113-13	金属・加工金属製品等製造業
7	H21. 11	㈱トーシン	大青田1205	廃棄物処理・リサイクル業
8	H22. 1	鐵矢工業㈱ 千葉事業部	十余二380	金属・加工金属製品等製造業
9	H22. 7	ALL保険プラザ㈱	北柏3-5-4	金融業・保険業
10	H22. 9	㈱キーストンインターナショナル	逆井13-27	卸売業・小売業
11	H22. 10	㈲ティーアイネット保険	十余二313-131	金融業・保険業
12	H23. 2	アーバンプロテクト株式会社	花野井1812	金融業・保険業
13	H23. 4	㈱大山清運	松ヶ崎363-1	廃棄物処理業・リサイクル業
14	H23. 7	㈱アゼータ柏	松葉町7-34-1	卸売業・小売業
15	H24. 4	㈲ヒートテック	豊上町14-6	機械・装置等製造業
16	H25. 2	㈱千葉総業 本店	逆井1247	廃棄物処理業・リサイクル業

(3) K E S [特定非営利活動法人K E S環境機構ホームページより検索]

K E Sは「環境マネジメントシステム」の規格で、「京（みやこ）のアジェンダ21フォーラム」が策定した「環境マネジメントシステム・スタンダード」に基づく、中小企業に取り組みやすい認証・登録制度です。

No.	取得年月	事業所名	所在地	備考
1	H20. 1	株ナノテック	高田104	金属の表面研磨処理加工

第5節 推進体制

1 柏市環境審議会

柏市環境基本条例に基づき、柏市環境審議会を設置しています。

組織は、学識経験者6名、市民6名（市民団体の代表者を含む。以下同じ。）、農業団体、商工業団体及び市内事業所の代表者6名、計18名の委員で構成します。

2 市民参加の促進

(1) 柏市環境審議会

柏市環境審議会委員に市民6人を委嘱し、市民意見の環境保全施策等への反映を図っています。

(2) 名戸ヶ谷ビオトープを育てる会

名戸ヶ谷ビオトープを育てる会は、平成15年2月に発足し、市民を中心となり、現在四部会が活動しています。多様な動植物が生息できる場とともに、生き物をとおして自然を学ぶ場となるよう様々な活動を行っています。

(3) 柏市地球温暖化対策条例の制定

条例の制定にあたり、市民との対話の機会として「ストップ！地球温暖化 意見交換会」やシンポジウム等を開催し、その意見を条例に反映しました。

(4) かしわ環境ステーション運営協議会

南部クリーンセンターの中に、環境学習・研究や環境保全活動を行う市民・団体の交流の場として環境学習研究施設「かしわ環境ステーション」を整備しました。

平成17年8月には市民、大学等の研究者からなる「かしわ環境ステーション運営協議会」が設立され、環境ステーションの運営にあたっています。柏市では「柏市環境基本計画」に基づいて、環境保全施策を実施してきましたが、これまでの手賀沼の水質汚濁、排気ガスによる大気汚染、廃棄物の増加による生活環境の悪化などの地域環境問題から地球温暖化対策や生物多様性対策などの地球環境問題へ重点施策が変遷してきています。よって、平成22年に運営に係る基本的な方針について、見直しを行い、平成23年から地球温暖化対策部会と生物多様性部会の二部会で運営することとなりました。地球温暖化対策部会では地球温暖化防止に関する施策の検討、生物多様性部会では自然観察会などの環境学習プログラムの提供などを行っています。

(5) ストップ温暖化サポーター事業

市民と協働で温暖化対策を推進するために、平成21年度に市民からサポーターを公募し、市民が中心となって、柏市ストップ温暖化サポーター事業（SOS事業）を行っています。これは、地球温暖化対策計画の4つの重点プロジェクトについて、市民が主体的に推進するための行動計画等を考え、実行しているものです。

第4章 公害等に係る苦情相談

第1節 概況

本市によせられる公害苦情は、最近では工場を発生源とする産業型の公害苦情よりも、近郊の建設業系事業場やサービス業の店舗、家庭生活を発生源とする都市生活型の公害苦情が増加する傾向にあります。特にダイオキシンについて、その毒性による健康被害が社会問題として大きな関心を持たれていますことから、野焼き等のごみ焼却行為によって発生するばい煙・悪臭の苦情が非常に多くなってきています。

本市では公害苦情処理にあたり、法令等の規制対象となっているものは規制・指導をしていますが、そうでない場合についても、原因者に発生源の対策を講じてもらえるよう、よく説明して協力をお願いしています。

問題の解決にあたり、まずは当事者同士がよく話し合い、そして、住民一人ひとりが周りの人に迷惑をかけないよう気を配ることが大切です。

第2節 発生状況

1 年度別受付件数

平成25年度中に本市によせられた公害苦情は255件ありました。公害の種類別に苦情の件数をみると、大気汚染117件(45.9%)、騒音55件(21.6%)、悪臭45件(17.6%)の順となっています。

公害苦情受付件数の年度別推移（単位：件）

年度 種類		平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
典型 7 公 害	大気汚染	103	133	99	168	133	117
	水質汚濁	10	8	4	10	2	4
	土壤汚染	0	1	0	0	1	0
	騒音	45	51	67	62	42	55
	振動	2	3	16	14	12	20
	地盤沈下	0	0	0	0	0	0
	悪臭	32	29	33	41	38	45
典型7公害以外		25	23	14	19	12	14
合計		217	248	233	314	240	255

2 業種別発生件数

平成25年度の公害苦情を業種別にみると、建設業が67件（26.3%）と最も多くなっています。

業種・発生場所	公害の種類	典型7公害						その他 苦情	合計	
		大気 汚染	水質 汚濁	土壤 汚染	騒音	振動	地盤 沈下			
1 農業		6	0	0	0	0	0	6	0	12
2 林業		0	0	0	0	0	0	0	0	0
3 漁業		0	0	0	0	0	0	0	0	0
4 鉱業		0	0	0	0	0	0	0	0	0
5 建設業		16	0	0	31	15	0	2	3	67
6 製造業		3	0	0	4	2	0	5	0	14
7 電気・ガス・熱供給・水道業		0	0	0	0	0	0	0	0	0
8 運輸・通信業		0	0	0	6	0	0	0	0	6
9 卸売・小売業・飲食店		0	0	0	4	0	0	4	0	8
10 サービス業		3	1	0	4	0	0	6	0	14
11 公務		0	0	0	0	0	0	0	0	0
12 家庭生活		59	1	0	2	0	0	2	0	64
13 事務所		0	0	0	0	0	0	0	0	0
14 道路		0	0	0	0	0	0	2	1	3
15 空地		0	0	0	0	0	0	0	0	0
16 公園		0	0	0	0	0	0	0	0	0
17 神社・寺院等		2	0	0	1	0	0	0	0	3
18 その他		1	0	0	0	0	0	0	8	9
19 不明		27	2	0	3	3	0	18	2	55
合計		117	4	0	55	20	0	45	14	255

3 用途地域別発生件数

平成25年度の公害苦情を用途地域別にみると、住居系の公害苦情が136件（53.3%）と最も多く、市街化調整区域が74件（29.0%）の順に公害苦情の件数が多くなっています。

業種・発生場所	公害の種類	典型7公害							その他苦情	合計
		大気汚染	水質汚濁	土壤汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭		
市街化区域	第一種低層住居専用地域	43	2	0	12	6	0	15	6	84
	第二種低層住居専用地域	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	第一種層中高層住居専用地域	2	0	0	0	0	0	2	0	4
	第二種中高層住居専用地域	0	0	0	1	2	0	0	0	3
	第一種住居地域	18	0	0	15	2	0	2	2	39
	第二種住居地域	0	0	0	0	1	0	0	1	2
	準住居地域	1	0	0	0	1	0	2	0	4
	近隣商業地域	0	0	0	3	2	0	1	0	6
	商業地域	1	0	0	7	1	0	0	0	9
	準工業地域	1	0	0	1	2	0	0	0	4
	工業地域	1	0	0	5	2	0	3	1	12
	工業専用地域	2	0	0	1	0	0	2	1	6
市街化調整区域		46	2	0	9	1	0	14	2	74
不明		2	0	0	1	0	0	4	1	8
合計		117	4	0	55	20	0	45	14	255

4 月別受付件数

平成25年度の公害苦情を月別にみると、平成26年1月に受付けた公害苦情件数が28件（1.0%）と最も多くなっています。

業種・発生場所	公害の種類	典型7公害							その他 苦情	合計
		大気 汚染	水質 汚濁	土壤 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭		
平成25年	4月	3	1	0	6	0	0	3	3	16
	5月	11	0	0	3	3	0	4	4	25
	6月	9	0	0	3	1	0	11	2	26
	7月	11	0	0	6	0	0	5	2	24
	8月	7	0	0	5	2	0	4	0	18
	9月	7	0	0	4	2	0	5	1	19
	10月	9	0	0	6	2	0	1	1	19
	11月	15	1	0	5	3	0	2	0	26
	12月	18	1	0	5	2	0	1	1	28
平成26年	1月	12	0	0	3	0	0	2	0	17
	2月	7	0	0	4	2	0	4	0	17
	3月	8	1	0	5	3	0	3	0	20
合計		117	4	0	55	20	0	45	14	255

第3節 処理状況

本市では、柏市環境保全条例に基づき公害苦情の相談を受付しており、公害苦情受付後、早急に現地調査・事情聴取等を行い、状況の把握とともに適切な指導・助言に努めています。

近年、ダイオキシン類による環境汚染が社会的に大きな関心を持たれていることから、ごみ焼却時の苦情が多く寄せられています。

平成14年4月からは柏市ダイオキシン類発生抑制条例に基づき、法律で例外的に許されたごみ焼却であっても、周辺の生活環境が著しく損なわれるような場合には、その焼却をやめるよう指導しています。

平成25年度の公害苦情255件のすべてが年度内に解決しました。

第2部 環境の現況と対策

第1章 地球環境

第1節 概況

「地球温暖化」，「生物多様性の保全」，「オゾン層の破壊」，「有害廃棄物の越境移動」，「開発途上国の公害問題」など，地球環境問題は，将来の世代にも影響を及ぼす人類共通の課題であり，世界各国と手を携えて取り組むべき問題となっています。

これらの問題は，人間の活動によって人為的にもたらされたものであり，また，それぞれの問題は相互に関連しています。地球環境問題を解決するためには，大量生産・大量消費・大量廃棄型経済社会システムや生活様式そのものを変えていかなければなりません。私たちは，地球環境問題が深刻化している現状を認識し，一人ひとりの具体的な行動を積み重ねていくことが重要です。

本市では，平成19年3月に，柏市地球温暖化対策条例を制定し，また，平成20年3月には，柏市地球温暖化対策計画及び柏市新エネルギー・ビジョンを策定し，地球温暖化対策を推進しています。

そして，平成26年3月には「第二期 柏市地球温暖化対策計画」を策定しました。

第2節 地球環境保全に向けた取組

1 柏市地球温暖化対策計画

(1) 概要

平成19年3月に制定した「柏市地球温暖化対策条例」に基づき，本市の地域特性や都市・産業構造等を考慮し，具体的で実効性が高いCO₂削減対策を計画的かつ総合的に実施するため，「柏市地球温暖化対策計画」を平成20年3月に策定しました。そして，平成24年度で短期前期目標年次が終了したことと，平成23年3月に発生した東日本大震災によって我が国のみならず，世界のエネルギー事情が大きく変化したことを受け，平成26年3月に「第二期 柏市地球温暖化対策計画」を策定しました。

(2) 計画期間と目標

京都議定書の目標期間は平成24（2012）年度で終了したため，今後の温暖化対策の取組み計画の対象期間と温室効果ガスの削減目標は，我が国の削減目標や柏市が従来取り組んできた削減目標を踏まえ，以下のように設定しました。

対象年次	排出削減目標
～平成32(2020)年度	平成17(2005)年度比3.8%以上削減

(3) 目標達成に向けた具体的な取組

ア エネルギーを賢く使う街

市民・事業者・柏市が高い環境意識を持って行動している街を目指します。

(ア) エネルギーの見える化の推進

スマートメーター及び環境家計簿の普及，スマートグリッドの展開

(イ) 省エネルギー

公共施設LED化，柏市エコハウス促進補助制度，CASBEE柏活用，省CO₂指針など

(ウ) 創エネルギー

創エネ機器導入時の低金利融資制度，未利用地や公共施設への発電設備導入，導入補助

イ 緑と自然を活かす街

街中に緑や自然が調和しており，気候変動に備えた住みやすい街を目指します。

- (ア) 戸外活動を通じた良質な環境整備
カシニワ制度、里山再生、緑地保全、エコファーマー制度
 - (イ) ヒートアイランド対策
緑のカーテン、打ち水、屋上緑化、壁面緑化、農地保全
 - (ウ) ごみの少ない美しい街
3R活動推進による廃棄物削減、生ゴミ処理容器補助
- ウ 健康で生きがいのある街
充実した社会活動環境があり、外出により温室効果ガスを抑制する街を目指します。
- (ア) 社会参加促進のための魅力づくり
お出かけ促進、自然環境の保護とフットパスの設定、駅周辺整備
 - (イ) 環境にやさしく、健康的な移動手段
公共交通利用促進、自転車利用促進、エコドライブの推進、カーシェアリング、動線整備による賑わい向上など
- エ 世代を超えて学びあう街
各主体が知見を共有するとともに、次世代への教育を行っている街を目指します。
- (ア) 環境学習講座、学習教材
ストップ温暖化サポーターの出前講座など
 - (イ) 研究機関、市との連携
東京大学との木質バイオマス研究など
- オ エコで活性化する街
温暖化対策が新たな環境ビジネスの創造、地域の活性化につながる街を目指します。
- (ア) 企業支援
省エネ・創エネ機器導入時の低金利融資制度など
 - (イ) 環境配慮行動
グリーン購入調達方針に基づく配慮、各種省エネ機器普及促進
 - (ウ) 地産地消・地販地消
食を通じた地域とのつながりと農業の振興

2 柏市新エネルギービジョン

(1) 概要

今後のまちづくりや地球温暖化対策の有効な手段として新エネルギーの活用や普及が重要であり、着実な実行が不可欠となっています。本市における新エネルギーの活用・普及の基本的な方針を示し、これまでの施策を含め、一層の活用・普及を促進するため、「柏市新エネルギービジョン」を平成20年2月に策定しました。

(2) 柏市が取り組む新エネルギー

ア 公共・公益団体における重点プロジェクト

- (ア) 学校や大学等の教育機関や、市民が多く訪れる柏駅周辺の市役所等の公共施設等、教育効果・普及啓発効果が高い施設へ導入します。
- (イ) より多くの市民が新エネルギーに触れられるようにするため、市域全体への分散的かつ多様な種類の新エネルギーを導入します。

(ウ) 新エネルギーの導入に関するノウハウや課題等の把握を行うために複数の新エネルギーを導入します。

(対象) 太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、中小水力発電、クリーンエネルギー自動車、天然ガスコージェネレーション、燃料電池、高効率ヒートポンプ

(3) 平成26年3月に策定した第二期柏市地球温暖化対策計画に統合されました。

3 柏市地球温暖化対策計画の実施結果

(1) 温室効果ガス排出状況

柏市域における1990年度(平成2年度)から2010年度(平成22年度)の温室効果ガス部門別排出量は表のとおりです。2007年度は電力排出係数が2006年度比25.3%増加した為、電力依存度の高い民生(家庭・業務)部門の排出量増加が見られたものの、2008年度、2009年年度は減少に転じ、2010年度はわずかに増加しました。2011年度については電力排出係数が2010年度比23.5%増加した為、電力依存度の高い民生(家庭・業務)部門の排出量増加が見られました。また、運輸部門も前年度よりも排出量は増加しました。

表 柏市における部門別温室効果ガス排出量（単位：千t-CO₂）

部門	1990	1995	2000	2007	2008	2009	2010	2011
	H2	H7	H12	H19	H20	H21	H22	H23
産業部門	1,123	846	973	692	584	554	600	598
民生家庭部門	274	349	354	457	463	424	480	516
民生業務部門	259	308	351	495	483	448	453	514
運輸部門	440	563	610	561	567	561	505	562
廃棄物部門	41	16	18	48	49	50	51	54
代替フロン類	3	3	3	3	3	3	3	3
合計	2,140	2,085	2,309	2,256	2,149	2,040	2,092	2,247

(注) 代替フロン類は95年度値が基準年度となるため、90年度排出量に95年度の値を組み込んだ。
小数点以下四捨五入のため、合計があわない場合がある。

(2) 柏市地球温暖化対策計画に基づく施策の実施状況

ア 環境配慮行動に関する取組（環境配慮行動計画）

・市民への地球温暖化対策に関する普及啓発

市民に対する地球温暖化に関する普及啓発として、ふるさと協議会や市内小学校に対して柏市トップ温暖化サポーターによる出前講座を行いました。

・かしわ環境ステーション委託事業

生物多様性の観点から『柏の自然と生きものフェスタ』、『自然観察会』及び『バードカービング教室』等を開催。

イ 低炭素(省CO₂)まちづくりに関する取組（省CO₂まちづくり行動計画）

・アクションエリア制度

手続き等を規定する「低炭素まちづくり要領」の作成を行いました。

柏北部中央土地区画整理事業147・148街区及び柏市北部中央地区小学校について、開発事業者と協議し、アクションエリアの指定を行いました。

・環境配慮計画制度

柏市地球温暖化対策条例第9条に基づき、一定規模以上の開発事業等対象を行う事業者に対し、事前に協議を行い、7件の環境配慮計画書の策定・提出がありました。また、柏市ホーム

ページ内にて環境配慮計画書の公表を行いました。

- ・低炭素まちづくり推進指針調査

柏市地球温暖化対策条例及び柏市地球温暖化対策計画における低炭素まちづくりを適正かつ効果的に推進するための指針を検討しました。

4 柏市エコアクションプラン

(1) 概要

柏市役所は行政機関であるとともに、市内の一事業所として、地球温暖化対策や省エネ・省資源の取り組みを進めています。

これまで、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、旧柏市では平成12年度から平成16年度を計画期間とする「柏市エコアクションプラン」（第1期）に取り組み、温室効果ガスを平成11年度比で10%削減を達成しました。

また、旧沼南町との合併により、平成17、18年度を暫定期間とした「柏市エコアクションプラン（暫定版）」により、新市での基礎データの収集を行いました。

引き続き、温暖化対策の推進を図るため、「柏市エコアクションプラン（第2期）」を平成19年5月に、「柏市エコアクションプラン」を平成20年4月に改訂しました。

(2) 計画期間

平成20年度から平成25年度までの6年間

(3) 対象範囲

柏市及び東葛中部地区総合開発事務組合の全ての施設、組織（新設施設を含む）

(4) 削減目標

温室効果ガス排出量の20%以上削減

基準年度（平成19年度）排出量	32,200 t-CO ₂
最終年度（平成25年度）目標	基準年度20%以上削減

(5) 具体的取組

ア 施設設備に係る取組…冷暖房の効率的な使用（冷房時28℃、暖房時20℃設定）、クールビズ・ウォームビズの導入、照明器機の適正管理など

イ 事務に係る取組…OA機器の適正管理、グリーン購入の推進、3Rの活動など

ウ 自動車に係る取組…低公害車への更新、アイドリングストップ、経済走行の励行

エ その他…チャレンジ25キャンペーンへの参加、マイ箸の使用

(6) 総括

平成25年度における温室効果ガス排出量については前年比2.4%の減、平成19年度比18.6%の減、総量では26,210t-CO₂となった。消費電力量については、平成19年度比24.5%の減となっている。排出量の削減には電気使用量の削減が大きく寄与している。

施設毎では、事務所等・清掃施設・水道部の削減率が高い。

震災による電力不足から省エネ意識が高まり、全体的に排出量は減少傾向にあるものの、新たな目標の達成に向けて引き続きの省CO₂対策に取り組む必要がある。

なお、柏市地球温暖化対策計画の改訂に伴って平成26年3月に同プランを改訂し、今後も削減努力は推進していくこととしている。

(7) 取組状況

ア 取組結果

柏市エコアクションプラン 実態調査結果
(柏市施設全体)

項目	単位	25年度 通年	24年度 通年	23年度 通年	19年度 通年	対前年 削減量	対前年 削減比	対基準年 削減量	対基準年 削減比
電気使用量	kWh	50,113,400	52,755,250	50,233,716	66,375,966	2,521,534	-5.01	-16,262,566	-24.50
電気使用による温室効果ガス排出量(A)	Kg-CO2	16,988,443	17,884,030	17,029,276	22,501,452	854,754	-5.01	-5,513,009	-24.50
水使用量	m3	987,465	992,448	955,160	1,064,492	37,289	-0.50	-77,027	-7.24
都市ガスとCNG使用量	m3	2,493,413	2,561,551	2,458,731	2,455,993	102,819	-2.66	37,421	1.52
LPガス使用量	m3	122,887	127,299	128,143	152,978	-844	-3.47	-30,091	-19.67
ガソリン使用量	L	243,222	254,043	246,437	245,848	7,806	-4.26	-2,626	-1.07
軽油使用量	L	222,677	206,521	176,179	213,346	30,342	7.82	9,331	4.37
灯油使用量	L	392,511	387,555	379,517	422,658	8,038	1.28	-30,147	-7.13
燃料使用による温室効果ガス排出量(B)	Kg-CO2	9,225,064	8,985,742	8,981,632	9,699,491	4,110	2.66	-474,427	-4.89
温室効果ガス総量(A)+(B)	Kg-CO2	26,213,507	26,869,772	26,010,908	32,200,943	858,864	-2.44	-5,987,436	-18.59

イ 施設別実績

(7) 電気使用量

区分	25年度	24年度	19年度	対前年度削減量	対前年度削減比	対基準年削減量	対基準年削減比
1 本庁・分室(ISO部署)	2,007,711	1,990,978	1,546,309	16,733	0.84	461,402	29.84
2 近隣センター	1,378,658	1,405,939	1,733,580	-27,281	-1.94	-354,922	-20.47
3 保育園	1,249,108	1,231,335	1,104,264	17,773	1.44	144,844	13.12
4 学校	11,466,955	10,906,021	11,561,403	560,934	5.14	-94,448	-0.82
5 医療施設	2,990,442	2,974,415	2,891,181	16,027	0.54	99,261	3.43
6 福祉・教育施設	628,641	649,061	831,735	-20,420	-3.15	-203,094	-24.42
7 清掃施設	7,461,738	10,887,057	12,346,386	-3,425,319	-31.46	-4,884,648	-39.56
8 市民利用施設	2,070,145	1,994,307	2,426,402	75,838	3.80	-356,257	-14.68
9 公園等	3,615,202	3,503,000	4,542,512	112,202	3.20	-927,310	-20.41
10 水道部	11,526,770	11,871,421	13,863,373	-344,651	-2.90	-2,336,603	-16.85
11 消防施設	1,740,155	1,617,376	1,474,276	222,779	14.68	265,879	18.03
12 事務組合	1,875,641	1,717,366	1,827,940	158,275	9.22	47,701	2.61
13 事務所等	268,185	288,416	8,020,417	-20,231	-7.01	-7,752,232	-96.66
14 沿南庁舎	462,996	445,481	409,411	17,515	3.93	53,585	13.09
15 体育施設	1,371,053	1,373,077	1,796,777	-2,024	-0.15	-425,724	-23.69
計	50,113,400	52,755,250	66,375,966	-2,641,850	-5.01	-16,262,566	-24.50

(1) 電気使用による温室効果ガス排出量

区分	25年度	24年度	19年度	対前年度削減量	対前年度削減比	対基準年削減量	対基準年削減比
1 本庁・分室(ISO部署)	680,614	674,942	524,199	5,672	0.84	150,743	29.84
2 近隣センター	467,365	476,613	587,684	-9,248	-1.94	-111,071	-20.47
3 保育園	423,448	417,423	374,345	6,025	1.44	43,077	13.12
4 学校	3,887,298	3,697,141	3,919,316	190,157	5.14	-222,175	-0.82
5 医療施設	1,013,760	1,008,327	980,110	5,433	0.54	28,216	3.43
6 福祉・教育施設	213,109	220,032	281,958	-6,922	-3.15	-61,926	-24.42
7 清掃施設	2,529,529	3,690,712	4,185,425	-1,161,183	-31.46	-494,713	-39.56
8 市民利用施設	701,779	676,070	822,550	25,709	3.80	-146,480	-14.68
9 公園等	1,225,553	1,187,517	1,539,912	38,036	3.20	-352,395	-20.41
10 水道部	3,907,575	4,024,412	4,699,683	-116,837	-2.90	-675,271	-16.85
11 消防施設	589,913	514,390	499,780	75,522	14.68	14,611	18.03
12 事務組合	635,842	97,773	619,672	538,069	550.32	-521,899	2.61
13 事務所等	90,915	582,187	2,718,921	-491,272	-84.38	-2,136,734	-96.66
14 沿南庁舎	156,956	151,018	138,790	5,938	3.93	12,228	13.09
15 体育施設	464,787	465,473	609,107	-686	-0.15	-143,634	-23.69
計	16,988,443	17,884,030	22,501,453	-895,587	-5.01	-5,513,010	-24.50

(イ) 水使用量

	区分	25年度	24年度	19年度	対前年度削減量	対前年度削減比	対基準年削減量	対基準年削減比
1	本庁・分室(ISO部署)	25,305	27,309	17,174	-2,004	-7.34	8,131	47.34
2	近隣センター	12,094	13,096	13,001	-1,002	-7.65	-907	-6.98
3	保育園	90,493	89,690	91,520	-803	0.90	-1,027	-1.12
4	学校	600,681	584,752	624,694	15,929	2.72	-24,013	-3.84
5	医療施設	41,431	46,096	45,691	-4,665	-10.12	-4,260	-9.32
6	福祉・教育施設	37,524	38,167	42,971	-643	-1.68	-5,447	-12.68
7	清掃施設	48,258	47,677	57,601	581	1.22	-9,343	-16.22
8	市民利用施設	15,363	14,415	20,515	948	6.58	-5,152	-25.11
9	公園等	22,539	24,423	24,227	-1,884	-7.71	-1,688	-6.97
10	水道部	5,323	5,284	3,925	39	0.74	1,398	35.62
11	消防施設	22,331	24,205	20,574	-1,874	-7.74	1,757	854
12	事務組合	29,229	34,812	36,006	-5,583	-16.04	-6,777	-18.82
13	事務所等	2,464	2,542	10,380	-78	-3.06	-7,916	-76.26
14	沼南庁舎	4,368	3,885	3,955	483	12.43	413	10.44
15	体育施設	30,062	36,095	52,258	-6,033	-16.71	-22,196	-42.47
	計	987,465	992,448	1,064,492	-4,983	-0.50	-77,027	-7.24

(イ) 都市ガスとCNGの使用量

	区分	25年度	24年度	19年度	対前年度削減量	対前年度削減比	対基準年削減量	対基準年削減比
1	本庁・分室(ISO部署)	144,946	145,721	88,431	-776	-0.53	56,515	63.91
2	近隣センター	106,464	99,161	143,042	7,303	7.36	-36,578	-25.57
3	保育園	120,117	118,598	115,666	1,519	1.28	4,451	3.85
4	学校	752,705	708,382	683,617	44,323	6.26	69,088	10.11
5	医療施設	319,808	343,736	326,002	-29,928	-6.96	-6,194	-1.90
6	福祉・教育施設	165,720	155,287	123,008	10,433	6.72	42,712	34.72
7	清掃施設	212,017	411,463	283,783	-199,446	-48.47	-71,766	-25.29
8	市民利用施設	151,309	133,264	160,382	18,045	13.54	-9,074	-5.66
9	公園等	1,634	263	780	1,371	521.25	854	109.47
10	水道部	16,193	14,694	18,771	1,499	10.20	-2,578	-13.73
11	消防施設	170,037	11,912	177,526	158,125	1,327.43	-7,489	-4.22
12	事務組合	252,229	231,763	247,056	20,466	8.83	5,173	2.09
13	事務所等	9,819	11,119	10,019	-1,300	-11.69	-200	-1.99
14	沼南庁舎	38,350	40,830	32,270	-2,480	-6.07	6,080	18.84
15	体育施設	32,066	28,148	45,640	3,918	13.92	-13,574	-29.74
	計	2,493,413	2,454,342	2,455,993	39,072	1.59	37,421	1.52

(オ) LPガス使用量

	区分	25年度	24年度	19年度	対前年度削減量	対前年度削減比	対基準年削減量	対基準年削減比
1	本庁・分室(ISO部署)	180	183	184	-3	-1.59	-4	-2.34
2	近隣センター	188	201	309	-14	-6.71	-121	-39.22
3	保育園	5,794	5,907	6,209	-112	-1.90	-415	-6.68
4	学校	86,556	92,059	98,675	-5,504	-5.98	-12,119	-12.28
5	医療施設	0	0	0	0	0.00	0	0.00
6	福祉・教育施設	10,549	9,789	9,909	760	7.76	640	6.46
7	清掃施設	7,245	8,744	24,249	-1,499	-17.14	-17,004	-70.12
8	市民利用施設	28	35	33	-8	-21.43	-6	-17.42
9	公園等	1,283	1,257	1,842	26	2.08	-559	-30.35
10	水道部	0	48	54	-48	0.00	-54	-100.00
11	消防施設	627	528	1,006	99	18.79	-379	-37.67
12	事務組合	9,922	8,056	7,788	1,866	23.16	2,134	27.40
13	事務所等	367	355	324	12	3.32	43	13.27
14	沼南庁舎	0	0	2,067	0	0.00	-2,067	-100.00
15	体育施設	150	139	329	11	8.01	-179	-54.53
	計	122,887	127,299	152,978	-4,412	-3.47	-30,091	-19.67

(カ) ガソリン使用量

	区分	25年度	24年度	19年度	対前年度削減量	対前年度削減比	対基準年削減量	対基準年削減比
1	本庁・分室(ISO部署)	75,070	82,979	83,035	-7,909	-9.53	-7,965	-9.59
2	近隣センター	1,776	1,894	1,705	-118	-6.21	71	4.17
3	保育園	0	0	0	0	0.00	0	0.00
4	学校	1,710	2,384	781	-674	-28.27	929	118.95
5	医療施設	12,859	13,696	14,011	-837	-6.11	-1,152	-8.22
6	福祉・教育施設	11,453	13,159	10,464	-1,706	-12.96	989	9.45
7	清掃施設	4,880	6,197	9,011	-1,317	-21.25	-4,131	-45.84
8	市民利用施設	1,138	1,574	1,430	-435	-27.65	-292	-20.40
9	公園等	1,948	2,266	3,769	-318	-14.04	-1,821	-48.32
10	水道部	11,574	12,249	12,842	-676	-5.52	-1,268	-9.88
11	消防施設	92,803	88,013	78,566	4,790	5.44	14,237	18.12
12	事務組合	7,424	8,169	9,949	-745	-9.11	-2,525	-25.38
13	事務所等	4,102	4,136	5,122	-34	-0.83	-1,020	-19.92
14	沼南庁舎	16,485	17,328	15,163	-843	-4.86	1,322	8.72
15	体育施設	0	0	0	0	0.00	0	0.00
	計	243,222	254,043	245,849	-10,821	-4.26	-2,627	-10.07

(イ) 軽油使用量

区分	25年度	24年度	19年度	対前年度削減量	対前年度削減比	対基準年削減量	対基準年削減比
1 本庁・分室(ISO部署)	6,674	4,899	16,218	1,775	36.24	-9,544	-58.85
2 近隣センター	0	0	0	0	0.00	0	0.00
3 保育園	0	0	0	0	0.00	0	0.00
4 学校	15,808	15,570	18,257	237	1.52	-2,449	-13.42
5 医療施設	2,666	2,904	0	-238	-8.19	2,666	0.00
6 福祉・教育施設	1,726	4,619	12,614	-2,893	-62.64	-10,888	-86.32
7 清掃施設	128,633	108,306	99,147	20,327	18.77	29,486	29.74
8 市民利用施設	48	66	6	-18	-27.27	42	700.00
9 公園等	0	0	1,967	0	#DIV/0!	-1,967	-100.00
10 水道部	3,349	3,966	5,706	-617	-15.55	-2,357	-41.31
11 消防施設	46,694	49,793	34,298	-3,098	-6.22	12,396	36.14
12 事務組合	0	0	0	0	0.00	0	0.00
13 事務所等	17,080	16,398	21,429	682	4.16	-4,350	-20.30
14 沼南庁舎	0	0	3,704	0	0.00	-3,704	-100.00
15 体育施設	0	0	0	0	0.00	0	0.00
計	222,677	206,521	213,346	16,157	7.82	9,331	4.37

(ガ) 灯油使用量

区分	25年度	24年度	19年度	対前年度削減量	対前年度削減比	対基準年削減量	対基準年削減比
1 本庁・分室(ISO部署)	0	0	0	0	0.00	0	0.00
2 近隣センター	856	0	0	856	0.00	856	0.00
3 保育園	4,704	8,115	25,225	-3,411	-42.03	-20,521	-81.35
4 学校	191,962	217,448	206,989	-25,486	-11.72	-15,027	-7.26
5 医療施設	0	0	154	0	0.00	-154	-100.00
6 福祉・教育施設	9,782	10,527	14,620	-746	-7.08	-4,839	-33.10
7 清掃施設	176,559	130,757	110,964	45,802	35.03	65,595	59.11
8 市民利用施設	250	332	1,050	-82	-24.70	-800	-76.19
9 公園等	164	156	1,092	8	5.12	-928	-84.98
10 水道部	0	0	0	0	0.00	0	0.00
11 消防施設	0	0	340	0	0.00	-340	-100.00
12 事務組合	0	8,000	38,000	-8,000	-100.00	-38,000	-100.00
13 事務所等	234	220	224	14	0.00	10	4.46
14 沼南庁舎	0	0	0	0	0.00	0	0.00
15 体育施設	8,000	12,000	24,000	-4,000	-33.33	-16,000	-66.67
計	392,511	387,555	422,658	4,956	1.28	-30,147	-7.13

(イ) 燃料使用による温室効果ガス排出量

区分	25年度	24年度	19年度	対前年度削減量	対前年度削減比	対基準年削減量	対基準年削減比
1 本庁・分室(ISO部署)	485,829	506,266	420,502	-20,497	-4.04	65,327	15.54
2 近隣センター	220,657	204,536	292,673	16,121	7.88	-72,016	-24.61
3 保育園	258,995	276,419	314,034	-17,424	-6.30	-55,038	-17.53
4 学校	2,122,767	2,288,585	2,271,800	-165,818	-7.25	-149,033	-6.56
5 医療施設	681,018	741,078	708,122	-60,060	-8.10	-27,103	-3.83
6 福祉・教育施設	456,070	460,237	510,275	-4,167	-0.91	-54,205	-10.62
7 清掃施設	3,085,245	2,630,936	2,883,396	454,309	17.27	201,849	7.00
8 市民利用施設	307,798	272,878	328,676	34,920	12.80	-20,878	-6.35
9 公園等	36,443	46,133	250,034	-9,690	-21.00	-213,591	-85.42
10 水道部	69,098	74,939	83,645	-5,841	-7.79	-14,547	-17.39
11 消防施設	688,207	664,241	637,270	23,965	3.61	50,936	7.99
12 事務組合	535,948	77,359	638,652	458,588	592,800	-102,704	-16.08
13 事務所等	75,655	531,402	90,618	-455,747	-85.76	-14,963	-16.51
14 沼南庁舎	116,792	123,844	117,276	-7,052	-5.69	-484	-0.41
15 体育施設	84,544	86,889	152,519	-68,345	-2.70	-67,975	-44.57
計	9,225,064	8,985,742	9,699,491	239,823	2.66	-474,427	-4.89

(カ) 温室効果ガス総量

区分	25年度	24年度	19年度	対前年度削減量	対前年度削減比	対基準年削減量	対基準年削減比
1 本庁・分室(ISO部署)	1,166,443	1,181,208	944,701	-14,765	-1.25	221,742	23.47
2 近隣センター	688,022	681,150	880,357	6,873	1.01	-192,935	-21.95
3 保育園	682,443	693,841	688,379	-11,399	-1.64	-5,936	-0.86
4 学校	6,010,064	5,985,726	6,191,116	24,338	0.41	-181,052	-2.92
5 医療施設	1,694,778	1,749,405	1,688,232	-54,627	-3.12	6,546	0.39
6 福祉・教育施設	669,179	680,269	792,233	-11,090	-1.63	-123,054	-15.53
7 清掃施設	5,614,774	6,321,649	7,068,821	-706,875	-11.18	-1,454,047	-20.57
8 市民利用施設	1,009,577	948,948	1,151,226	60,629	6.39	-141,649	-12.30
9 公園等	1,261,996	1,233,650	1,789,946	28,347	2.30	-527,950	-29.50
10 水道部	3,976,673	4,099,351	4,783,328	-122,678	-2.99	-806,655	-16.86
11 消防施設	1,278,119	1,178,632	1,137,050	99,487	8.44	141,069	12.41
12 事務組合	1,171,790	175,132	1,258,324	996,658	569.09	-86,534	-6.88
13 事務所等	166,570	1,113,589	2,809,539	-947,019	-85.04	-2,642,969	-94.07
14 沼南庁舎	273,748	274,862	256,066	-1,114	-0.41	17,682	6.91
15 体育施設	549,331	552,362	761,626	-2,031	-0.55	-212,295	-27.87
計	26,213,507	26,869,772	32,200,944	-656,265	-2.44	-5,987,437	-18.59

- (注) 1. 福祉・教育施設は老人福祉施設、障害者福祉施設、児童福祉施設など
 2. 清掃施設は清掃工場、清掃収集事務所など
 3. 市民利用施設は市民文化会館、中央公民館、図書館など
 4. 公園等は公園、駐車場、駐輪場など
 5. 事務室は大気測定局、公設市場、土地区画整理事務所など
 6. 体育施設は体育館、運動場、庭球場、プールなど

(8) 計画の推進と点検

ア 計画の推進

本庁・出先機関及び教育機関等の各所属長を環境管理推進リーダーとし、所属部署における取り組みの推進を図ります。

イ 計画の点検と管理

- (ア) 年に2回、エコアクションプラン実態調査票により、電気・燃料等の使用量、自動車走行距離などの把握をします。
- (イ) 点検結果は環境保全課でとりまとめ、前回点検時より計画が推進されていない部署は、その理由と推進策を検討します。
- (ウ) 計画の目標は、環境マネジメントシステムにより進捗管理します。
- (エ) 環境白書やホームページ等で公表します。

5 省エネ法及び温対法改正に伴う管理標準等策定

省エネ法（エネルギーの使用の合理化等に関する法律）及び温対法（地球温暖化対策に関する法律）の改正により義務付けられている市の庁舎等のエネルギー使用量とそれに起因する温室効果ガス排出量に関する定期報告書、省エネルギーに関する中長期計画書、管理標準の作成を行いました。

6 グリーン購入（柏市グリーン購入調達方針）

(1) 概要

市では、「環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）に基づき、環境配慮製品の購入を積極的に進めています。平成14年度からは、「柏市グリーン購入調達方針」を策定し、調達目標を定めています。平成25年度においては以下の取り組みを行いました。

(2) 調達目標

購入する製品全体に占める環境配慮製品の割合を次のように目標設定しました。

ア 消耗品

品目	調達目標
コピー用紙（カラーを除く）	100%
制服・作業服等	90%以上
文具類	90%以上

イ 印刷物

品目	調達目標
報告書類	85%以上
帳票類	80%以上

チラシ・パンフレット類	95%以上
広報紙類	100%
ポスター類	100%
封筒	85%以上

ウ 特定品目（以下に掲げる品目について）

品目	調達目標
コピー機等・電子計算機(パソコン)・電子式卓上計算機・プリンタ・ファクシミリ・スキャナ・ディスプレイ・磁気ディスク装置・シュレッダー・デジタル印刷機・記録用メディア・一次電池又は小形充電式電池・トナーカートリッジ・インクカートリッジ・掛時計・携帯電話・P H S ・冷蔵庫（冷凍庫・冷凍冷蔵庫含む）・電気便座・電子レンジ・エアコン・消火器・ガスヒートポンプ式冷暖房機・ストーブ・温水器(電気式, ガス式, 石油式)・ガス調理機器・カーテン・布製ブラインド・カーペット(織じゅうたん)・ニードルカーペット・タフテッドカーペット・タイルカーペット)・毛布・ふとん(ふとん側地又は中わた)・ベッドフレーム・マットレス・蛍光灯照明器具・L E D 照明器具・蛍光ランプ・電球形状のランプ・一般公用車イヤ・2サイクルエンジン油・ペットボトル飲料水・アルファ化米・乾パン・缶詰・レトルト食品・非常用携帯燃料・保存パン・栄養調整食品・フリーズドライ食品・携帯発電機・旗・のぼり・幕・モップ・プロジェクタ・テレビジョン受信機・飲料用自動販売機設置・引越輸送	100%

7 事業者への啓発活動

(1) 環境保全協定の締結

環境保全協定は、柏市環境基本条例の趣旨にのっとり、これまでの規制の概念ではなく、市と事業者が連携して環境にやさしいまちづくりを推進していくため、地球環境に配慮した取り組みを実践することを目的として事業者と柏市が締結するものです。

協定の締結

協定名	公害防止協定	環境保全協定
開始年度	昭和48年	平成9年
対象	工場・製造業	全ての事業所
締結数	3	113
目的	公害の防止	公害の防止と環境の保全
取組内容	公害防止対策	公害防止対策

		地球温暖化防止対策 省資源の推進 有害物質の適正管理 緑化の推進等
--	--	--

(2) 環境保全活動概要

ア 環境保全活動取組状況

No.	取組項目	取り組み数 ※
1	地球温暖化防止対策	44
2	低公害車の導入	7
3	アイドリング・ストップ	25
4	省資源対策の推進	90
5	地下水の保全と雨水の利用	1
6	紙等の使用の減量化と再資源化	47
7	リサイクル品の利用	19
8	有害物質の適正管理	8
9	環境の緑化	12
10	I S O	8
11	その他（廃棄物処理・啓発活動等）	66

※ 1事業所について1項目内での複数取り組みがある場合、全て積算した

イ 項目別の主な取組内容（カッコ内は報告のあった実施事業所数）

（ア） 地球温暖化防止対策

- ・燃料
燃料の使用削減（特A重油など） (25事業所)
- ・通勤方法
ノーカーデーの実施 (1事業所)
- ・車の使用
エコドライブの実施 (3事業所)
排ガス排出量の低減 (2事業所)

（イ） 低公害車の導入

- 最新排ガス規制適合車の導入 (3事業所)

（ウ） アイドリング・ストップ

- ・内部に対しての取組
研修・会議等で従業員への啓発 (5事業所)

停車時のアイドリングストップ	(5 事業所)
・外部に対しての取組	
納入業者等へ文書での協力依頼	(2 事業所)

(エ) 省資源対策の推進

・省エネ活動	
電気、水等の使用量削減	(3 3 事業所)
エアコンの適切な温度設定	(1 2 事業所)
スイッチの適正管理	(5 事業所)
冷暖房の適正管理	(5 事業所)
・設備投資	
省エネ型器具の設置	(1 1 事業所)
・電力契約	
電休時間の設定	(3 事業所)
電休日の設定	(3 事業所)

(オ) 地下水の保全と雨水の利用

浸透性舗装	(1 事業所)
-------	----------

(カ) 紙等の使用の減量化と再資源化

・有効利用	
両面印刷・両面コピーの徹底	(7 事業所)
使用済用紙の再資源化	(6 事業所)
使用量の削減	(6 事業所)
裏面利用の推進	(6 事業所)
・システム等の改善	
メールシステムの活用	(5 事業所)

(キ) リサイクル品の利用

環境ラベリング製品の利用	(4 事業所)
再生紙（コピー用紙）の使用	(7 事業所)

(ク) 有害物質等の適正管理

・監視測定	
マニフェスト管理の徹底	(1 事業所)
P R T R 法の報告実施	(3 事業所)

・教育訓練
有資格者の配置 (2 事業所)

(ヶ) 環境の緑化
観葉植物の設置 (3 事業所)
緑化の推進 (8 事業所)

(コ) I S O
I S O 取得 (更新) (8 事業所)

(サ) その他 (廃棄物処理・啓発活動等)
・ゴミ分別
分別置き場の整備 (5 事業所)
・廃棄物の減量・再資源化・再利用
廃棄物の削減 (1 1 事業所)
廃棄物のリサイクル (1 0 事業所)
・環境配慮
社内環境教育の実施 (4 事業所)
環境関連法の遵守 (2 事業所)

(3) 温室効果ガス排出量

業種	平成25年度	平成24年度	増減値	増減率
工場・製造業	162,434	154,050	8,384	5.4
商店・事務所	18,698	14,826	3,872	26.1
合計	181,132	168,876	12,256	7.2

※ 各年度における単位はトン (t), 増減率における単位はパーセント (%)

※ 40 事業所による集計

8 市民への啓発事業

(1) 環境の月事業「地球温暖化防止への取り組みと生物多様性の保全パネル展」の実施

環境の月の啓発事業として、地球温暖化防止の取り組み紹介や生物多様性を紹介するパネルを展示しました。

ア 日 時

平成25年6月11日（火）～6月17日（月）

イ 場 所

そごう柏店5階連絡通路

ウ 内 容

(ア) 地球温暖化防止への取り組み紹介

(イ) 節電のための取り組み紹介

(ウ) 生物多様性保全の啓発

(2) 地球温暖化対策の啓発

柏市ストップ温暖化サポーターによる地球温暖化に関する出前講座を行いました。

ア 日 時

平成26年1月23日（木）

イ 場所

酒井根小学校

ウ 内容

家庭のエネなどを通した地球温暖化対策に関すること

(3) エコドライブの啓発

12月の地球温暖化防止月間に合わせて、エコドライブに関する横断幕を設置しました。

ア 日 時

平成25年12月2日（月）～平成25年12月27日（金）

イ 場所

柏駅西口デッキ、南柏駅東口

(4) かしわ環境フェスタ2013

12月の地球温暖化防止月間に合わせ、市民団体「柏市ストップ温暖化サポーター」との協働により、「かしわ環境フェスタ2013」を開催。県出身のタレント等をゲストに迎えてのエコモード・コレクションやエコ・ビンゴ大会等を行い、市の内外から多くの来場者を迎えた。

ア 主 催

柏市ストップ温暖化サポーター、柏市

イ 日 時

平成25年12月14日（土）午後2時～午後5時

ウ 会 場

ららぽーと柏の葉 2階 クリスタルコート

エ 内 容

- (ア) 道端アンジェリカさんエコ・モード・コレクション
- (イ) かしわLOVEエコ大賞発表
- (ウ) エコ・ビンゴ大会
- (エ) 環境絵日記紹介
- (オ) 柏レイソル選手対談
- (カ) 山本梓さん柏の葉イルミネーション

第2章 大気汚染

第1節 概況

私たちをとりまく大気中にはさまざまな汚染物質があり、そのままでは、人の健康や動植物を含めた生活環境に悪い影響が生じてくるとみられるような状態を大気汚染とよんでいます。

大気汚染の原因には、自然現象によるものもありますが、今日ではそのほとんどが工場・事業場及び自動車の排出ガスなど人為的に発生したものです。

大気汚染物質には硫黄酸化物、窒素酸化物、一酸化炭素、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質などのほか、人の健康に重大な影響を及ぼすとされているベンゼン、トリクロロエチレン、ダイオキシン類等があります。更に、平成21年度には、微小粒子状物質（PM2.5）の環境基準が設定され、その監視体制の実現が急がれています。

本市では、大気汚染の発生源となる大規模な工場等は少ないものの、市の中央部で交差する国道6号及び国道16号、市北部を通過する常磐自動車道等、主要幹線が市内を通過しているため、自動車の交通量が多く、自動車の排出ガスの影響が懸念されています。

本市における大気汚染の監視体制は、一般大気環境測定期局3局・自動車排出ガス測定期局4局を設置して、窒素酸化物や光化学オキシダント等の大気汚染物質を常時監視するとともに、降下ばいじんや有害大気汚染物質等の測定も併せて実施しており、平成11年度からはダイオキシン類の測定も行っています。

また、常時監視はテレメータシステムを導入して、南部クリーンセンターに「環境情報表示装置」を設置し、リアルタイムで情報の提供をしています。

さらに、平成20年度から本市が中核市になったことから大気汚染防止法に基づき、工場のばい煙発生施設の規制等を実施しています。

1 環境基準

環境基準とは、環境基本法第16条により「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、一酸化炭素について定められていましたが、平成9年2月4日にベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンが、さらに平成13年4月20日には、ジクロロメタンが追加されました。

大気汚染に係る環境基準

物 質	環境上の条件	測定方法
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04 ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1 ppm以下であること。	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m ³ 以下であること。	ろ過捕集による重量濃度測定方法またはこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法、若しくはベータ線吸収法
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04 ppmから0.06 ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
光化学オキシダント	1時間値が0.06 ppm以下であること。	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10 ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20 ppm以下であること。	非分散型赤外分析計を用いる方法
ベンゼン	1年平均値が0.003 mg/m ³ 以下であること。	キャニスター若しくは、捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2 mg/m ³ 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2 mg/m ³ 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15 mg/m ³ 以下であること。	

光化学オキシダント生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針が昭和51年の中央公害対策審議会答申において示されています。

光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

非メタン炭化水素	光化学オキシダントの日最高1時間値0.06 ppmに対する午前6時から9時までの3時間平均値は0.20 ppmCから0.31 ppmCの範囲にあること。	水素炎イオン化検出器を用いた直接法
----------	--	-------------------

なお、環境基準の評価方法には、短期的評価と長期的評価があり、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質については、短期的評価と長期的評価の二つの方法が、二酸化窒素、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンについては長期的評価、光化学オキシダントについては短期的評価が定められています。

(1) 短期的評価

測定を行った時間又は日についての測定結果を環境基準として定められた1時間値又は1時間値の1日平均値に照らして評価します。

(2) 長期的評価

年間にわたる測定結果を長期的に観察するための評価方法であり、それぞれの物質については次のとおりです。なお、年間の測定時間が6,000時間未満のものは評価することが出来ません。

ア 二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質

年間の1日平均値のうち、測定値の高い方から2%の範囲にあるもの（365日分の測定値がある場合は7日分の測定値）を除外した後の最高値（2%除外値）を環境基準値と比較して評価します。

ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、このような取り扱いは行わず評価します。

イ 二酸化窒素

年間の1日平均値のうち測定値の低い方から98%に相当するもの（98%値）を環境基準と比較して評価します。

ウ ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン 年間平均値で評価します。

平成21年度に追加された微小粒子状物質の環境基準値

微小粒子状物質 (PM2.5)	1年平均値が15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35 μg/m ³ 以下であること。	ろ過捕集による重量濃度測定方法またはこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法
--------------------	---	---

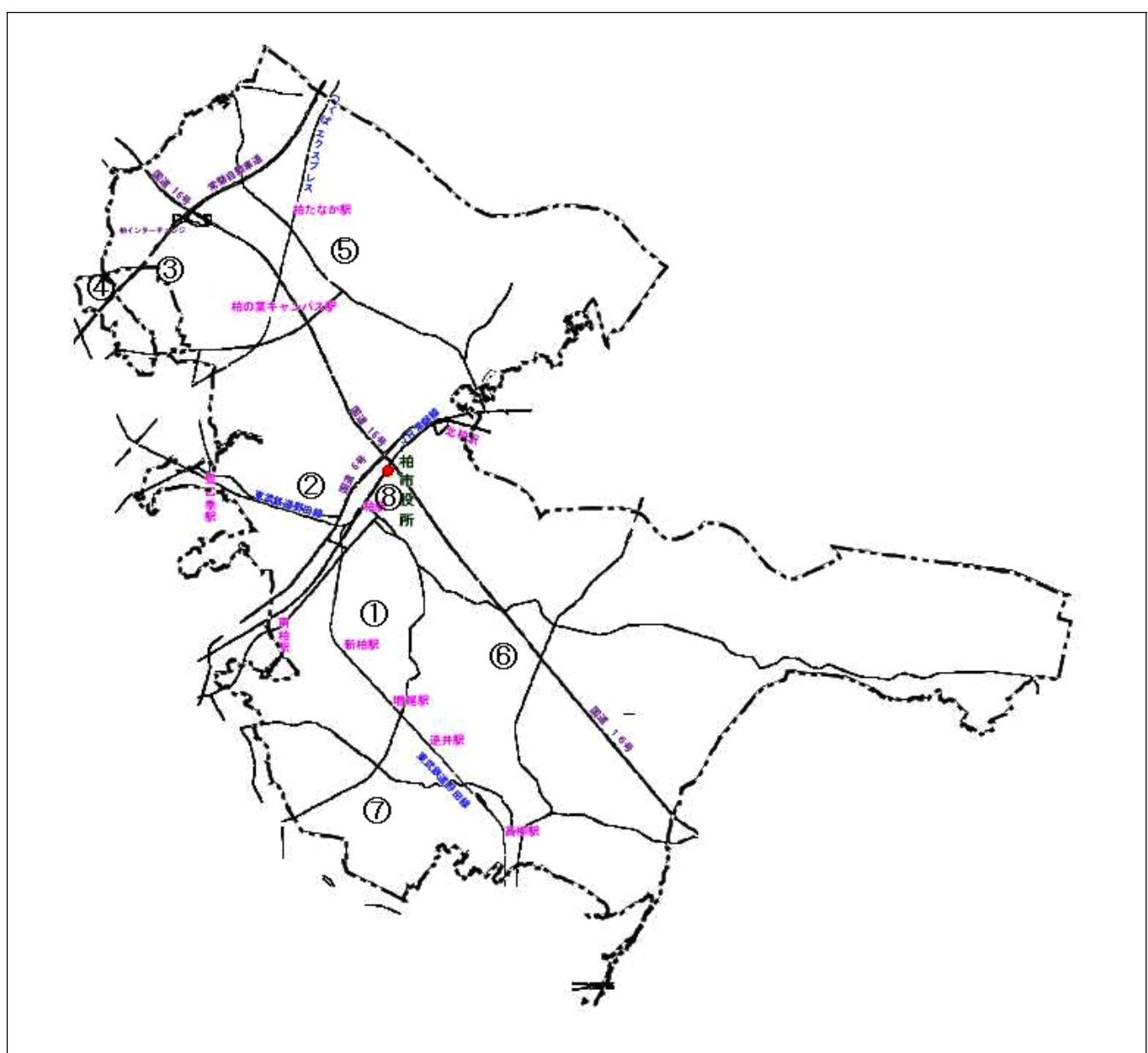
第2節 大気汚染の現況

1 大気環境の監視

本市は、昭和59年4月、大気汚染防止法の政令市に指定され、同法第22条に基づき大気の常時監視を下図に示す地点において実施しています。

また、No.①～No.⑦の測定局ではテレメータシステムの運用により常時監視を行うとともに、No.③、No.⑦を除く5局のデータを千葉県へ転送しています。

千葉県のホームページを経由して、大気の汚染状況や気象状況を表示するなど市民へ環境についての情報提供を行っています。



各測定局等の位置

測定局名および測定項目

測定局名		所在地	属性 (注)	用途地域	二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	光化学才キシダント	窒素酸化物	一酸化炭素	炭化水素	気温・湿度	風向・風速	降水量	騒音
①	永楽台(柏第八小)	柏市永楽台二丁目8-1	一般	第一種低層住居専用地域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
②	旭	柏市旭町三丁目831-35	自排	第一種住居地域					○	○	○				
③	伊勢原	柏市伊勢原一丁目10-8	自排	第一種住居地域		○		○			○	○		○	
④	西原	柏市西原二丁目11-25	自排	第一種住居地域		○		○						○	
⑤	大室(田中小)	柏市大室1256	一般	第一種低層住居専用地域	○	○		○	○		○	○			
⑥	大津ヶ丘	柏市大津ヶ丘2丁目1	自排	第一種中高層住居専用地域		○		○	○	○		○	○		
⑦	南増尾	柏市南増尾四丁目9-1	一般	第一種低層住居専用地域		○		○	○		○	○			

(注) 1. 一般:一般環境大気測定局

2. 自排:自動車排出ガス測定局

測定地点		所在地	用途地域	降下ばいじん	浮遊粉じん
⑧	柏(都市振興公社)	柏市柏五丁目9-6	第二種住居地域	○	○

2 環境基準の達成状況

二酸化硫黄の環境基準達成状況

項目 局名	日平均値の 2 % 除外値 (ppm)	日平均値が 0. 0 4 ppm を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	長期的評価による 環境基準との比較
永楽台	0. 0 0 6	無	○
大室	0. 0 0 7	無	○

浮遊粒子状物質の環境基準達成状況

項目 局名	日平均値の 2 % 除外値 (mg/m ³)	日平均値が 0. 1 0 mg/m ³ を超えた 日が 2 日以上連続したことの有無	長期的評価による 環境基準との比較
永楽台	0. 0 5 5	無	○
伊勢原	0. 0 5 5	無	○
西原	0. 0 5 3	無	○
大室	0. 0 6 4	有	○
大津ヶ丘	0. 0 6 1	無	○
南増尾	0. 0 5 8	無	○

二酸化窒素の環境基準達成状況

項目 局名	日平均値の年間 9 8 % 値 (ppm)	長期的評価による環境基準との比較
永楽台	0. 0 3 4	○
旭	0. 0 4 9	○
伊勢原	0. 0 3 8	○
西原	0. 0 4 1	○
大室	0. 0 3 7	○
大津ヶ丘	0. 0 4 3	○
南増尾	0. 0 3 5	○

光化学オキシダントの環境基準達成状況

項目 局名	昼間の1時間値が0.06 ppmを超えた日数と時間数		環境基準との比較	達成率(%) [※]
	(日数)	(時間数)		
永楽台	73	291	×	94.4
大室	65	287	×	94.7
南増尾	48	136	×	97.1

(注) [※]達成率 = (昼間の環境基準達成時間 ÷ 昼間の測定時間) × 100

一酸化炭素の環境基準達成状況

項目 局名	日平均値の2%除外値(ppm)	日平均値が10 ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無		長期的評価による環境基準との比較
		無	○	
旭	0.7	無	○	
大津ヶ丘	0.6	無	○	

非メタン炭化水素の濃度指針対比状況

項目 局名	6～9時の3時間の年平均値(ppmC)	6～9時の3時間平均値が0.20 ppmCを超えた日数とその割合		6～9時の3時間平均値が0.31 ppmCを超えた日数とその割合	
		日	%	日	%
永楽台	0.17	58	27.2	19	8.9
旭	0.27	227	66.6	98	28.7

微小粒子状物質の環境基準達成状況

項目 局名	年平均値($\mu\text{ g}/\text{m}^3$)	日平均値の年間98%値($\mu\text{ g}/\text{m}^3$)	1日平均値が35 $\mu\text{ g}/\text{m}^3$ を超えた日数		環境基準との比較
			日	%	
永楽台	14.1	38.8	10	3.0	×

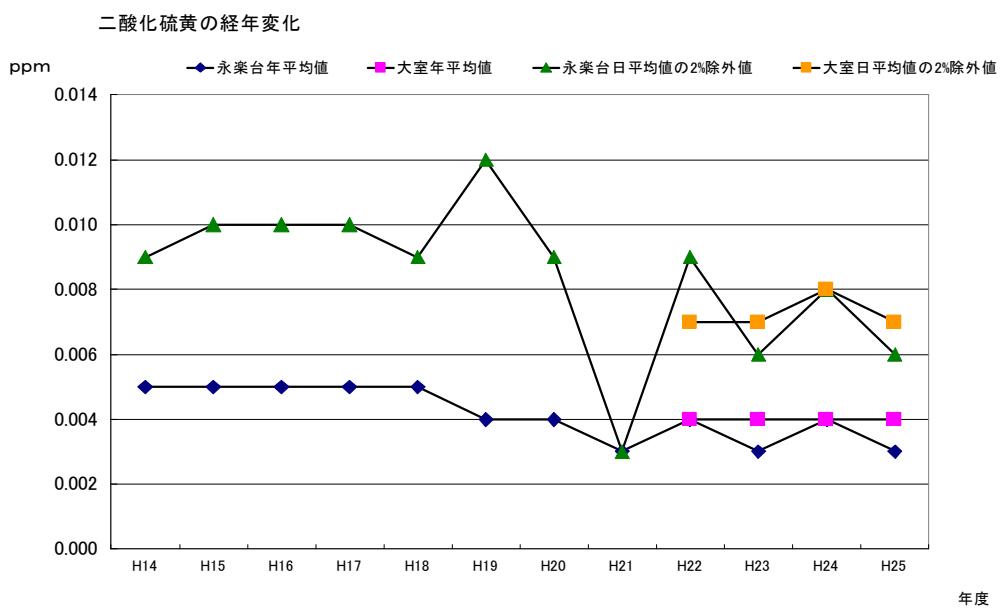
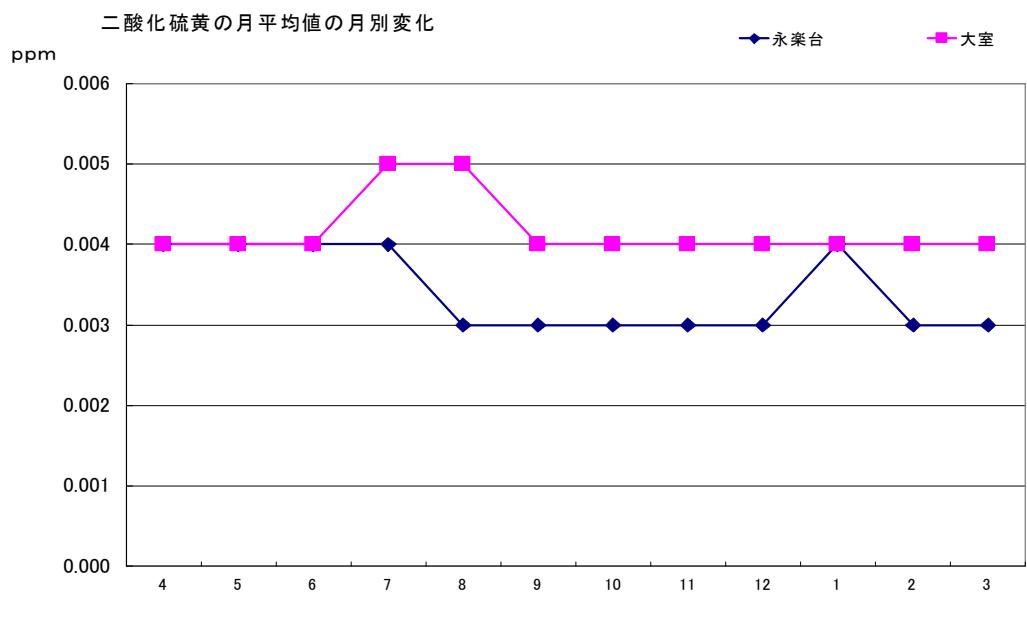
3 大気環境の状況（常時監視結果）

(1) 一般環境測定局

ア 二酸化硫黄 (S O₂)

二酸化硫黄は、主として工場等で燃料として使用される石炭、石油に含まれる硫黄の燃焼により排出され、また火山活動によっても発生するもので、大気中の濃度が高くなると気管支炎などの呼吸器系疾患を引き起こすとされています。

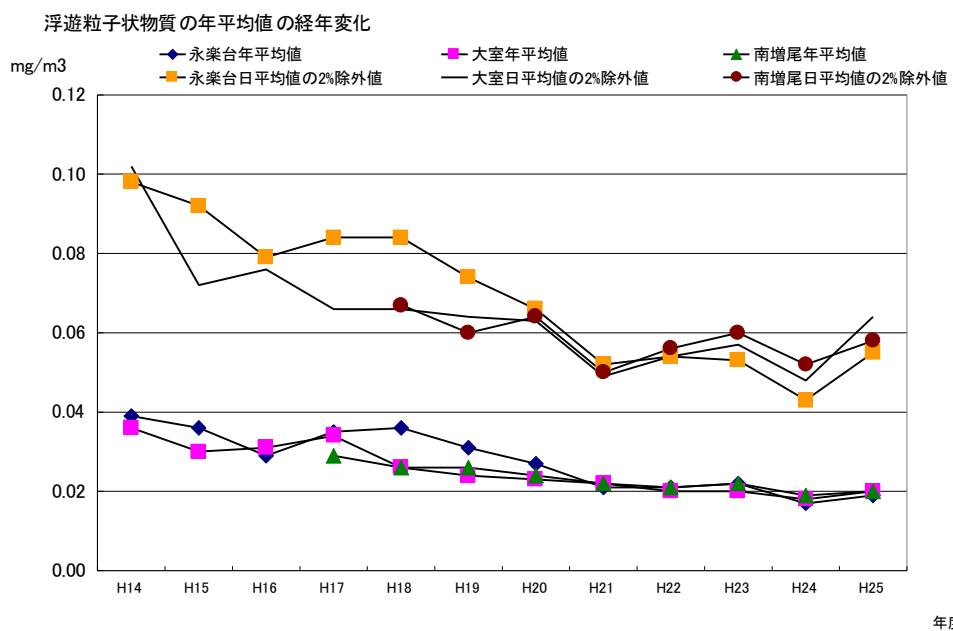
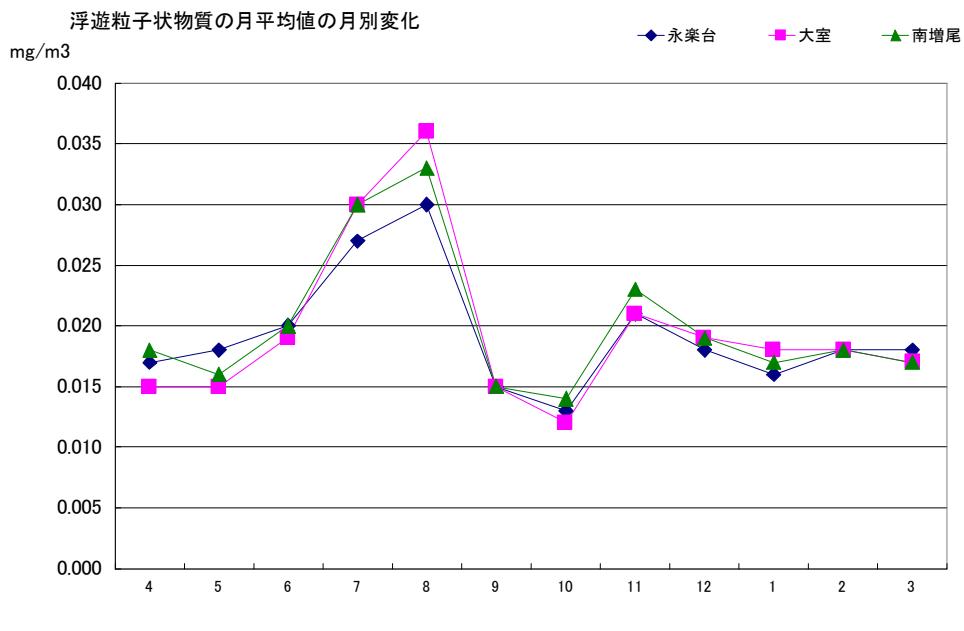
平成25年度の永楽台測定局における年平均値は0.003 ppmでここ数年ほぼ横ばい状態で推移しています。大室測定局は平成22年度から測定を開始しました。大室測定局での年平均値は0.004 ppmでした。



イ 浮遊粒子状物質 (S P M)

浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊している粒子状の物質で粒径が $10\mu\text{m}$ 以下のものをいい、その発生源は工場、自動車など人為的な原因によるものと、火山活動や土壌の舞い上がりなど、自然的な原因によるものとがあります。

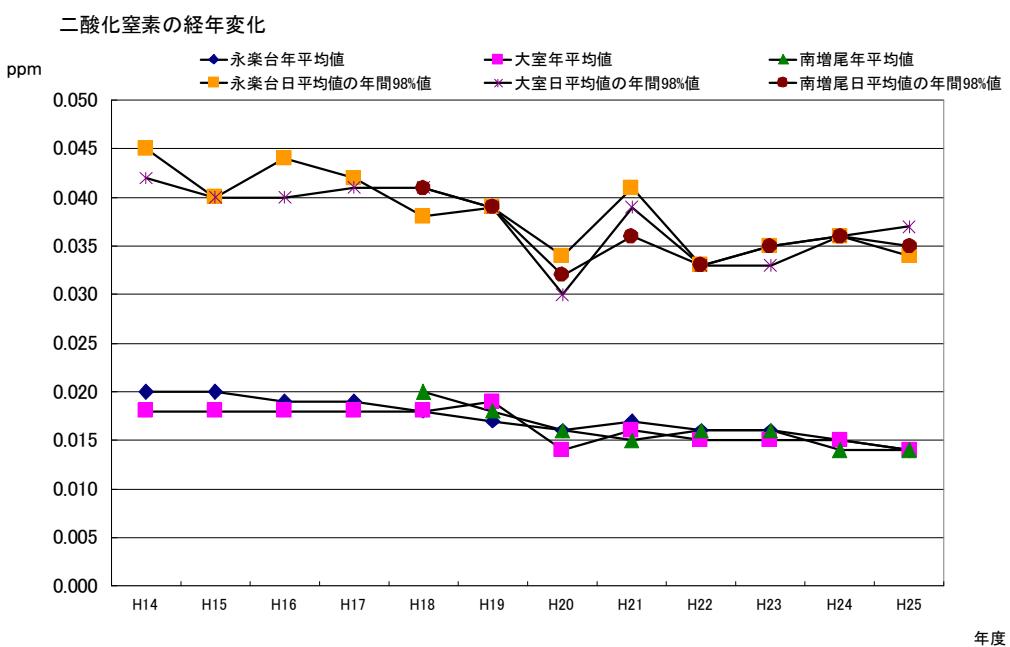
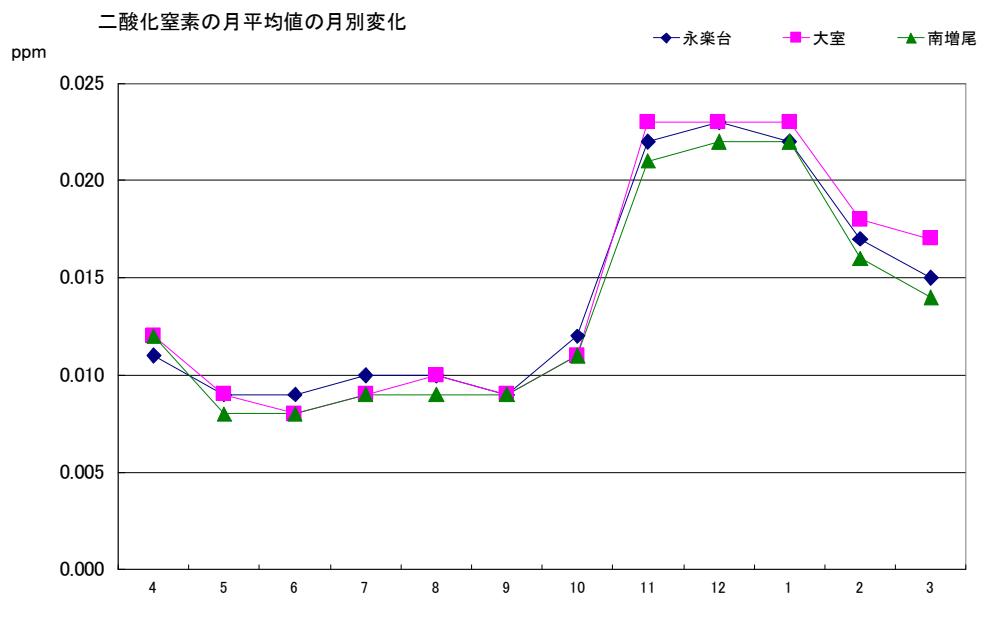
平成25年度の永楽台測定局の年平均値は $0.019\text{mg}/\text{m}^3$ 、大室測定局の年平均値は $0.020\text{mg}/\text{m}^3$ 、南増尾測定局の年平均値は $0.020\text{mg}/\text{m}^3$ であり、ほぼ横ばい状態で推移しています。



ウ 二酸化窒素 (NO_2)

二酸化窒素は、物を燃やしたときに発生しますが、その発生源は工場、自動車、家庭等さまざまです。平成25年度の永楽台測定局における年平均値は0.014 ppm、大室測定局における年平均値は0.014 ppm、南増尾測定局における年平均値は0.014 ppmであり、ほぼ横ばいで推移しています。

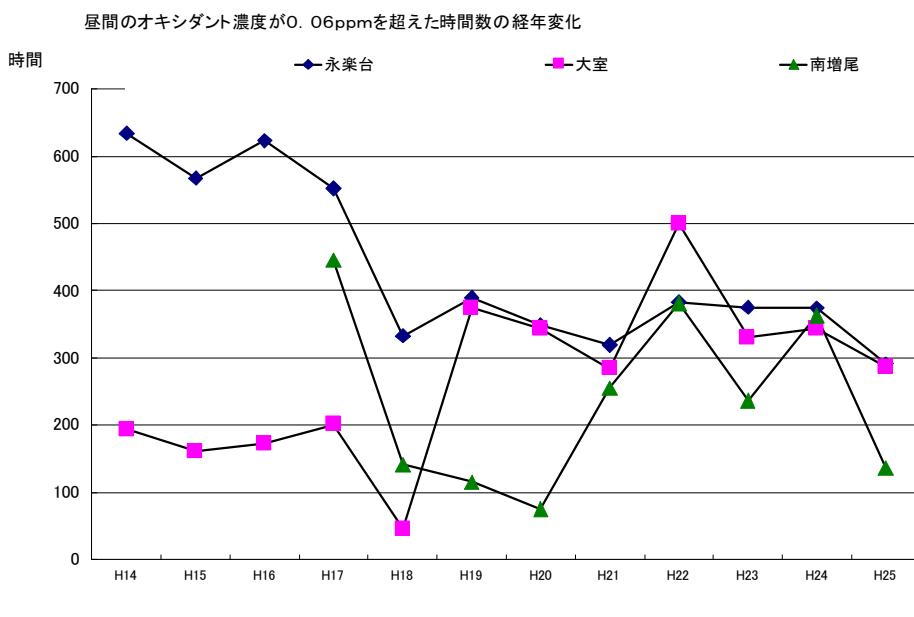
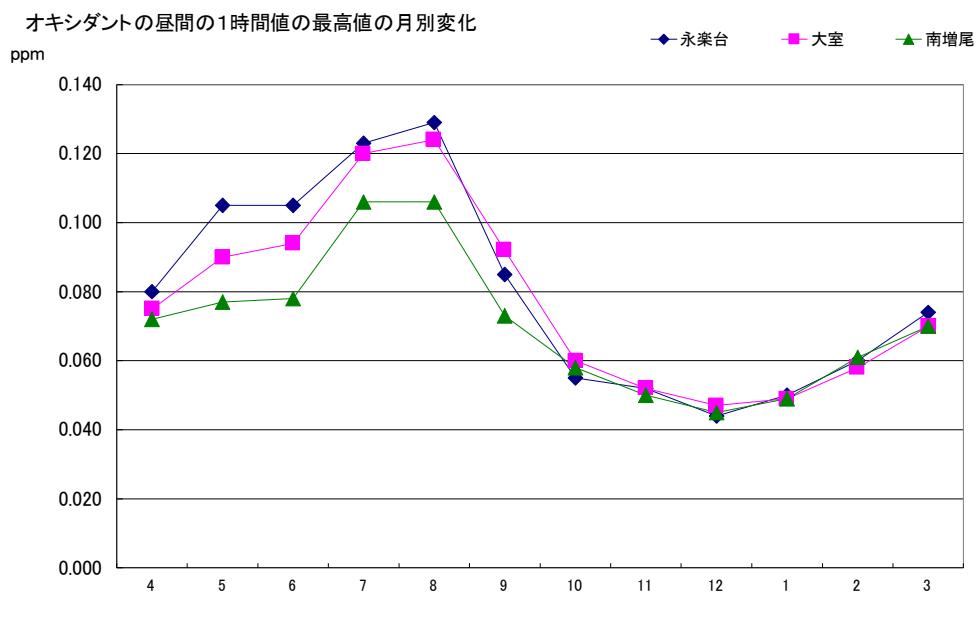
毎年冬季には、大気がよどみやすい気象条件が多くなるため、一年のうちでも高濃度になる傾向がみられます。



エ 光化学オキシダント (O_x)

光化学オキシダントは、工場や自動車等から排出される窒素酸化物や光化学反応性の高い炭化水素が、太陽の強い紫外線の作用を受け反応し、生成される二次汚染物質であり、光化学スモッグの原因物質とされています。

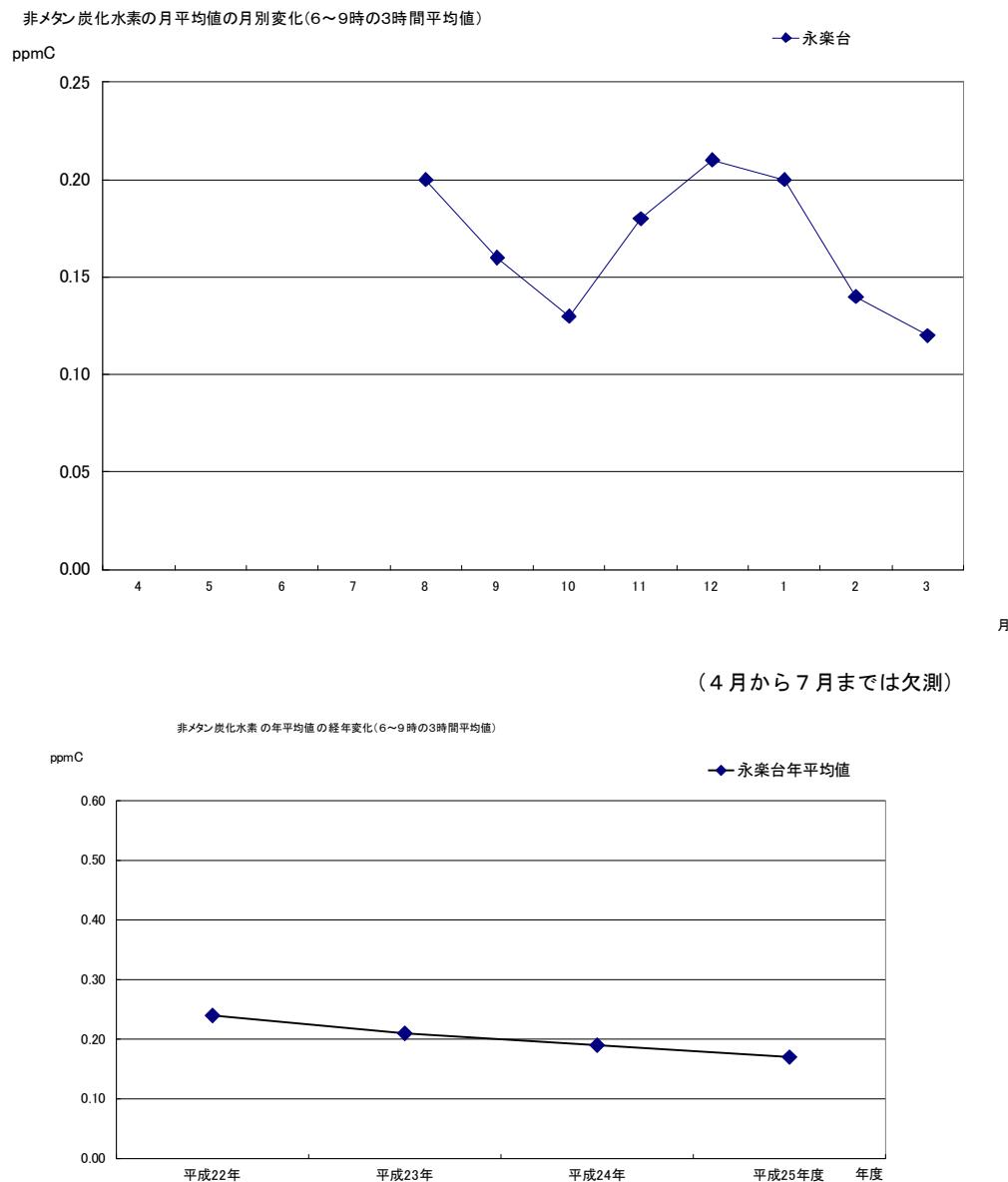
平成25年度の昼間の日最高1時間値の年平均値は、永楽台測定局が0.046 ppm、大室測定局が0.047 ppm、南増尾測定局が0.043 ppmで経年的には横ばいで推移しています。



才 非メタン炭化水素 (NMHC)

炭化水素のうちメタンを除いたものを非メタン炭化水素といいます。主な発生源は、塗装施設、ガソリンスタンド及び自動車等です。非メタン炭化水素は、光化学スモッグの原因物質の一つとされています。

永楽台測定局は平成22年度から測定を開始しました。平成25年度の年平均は0.17 ppmC (6~9時の3時間平均) でした。

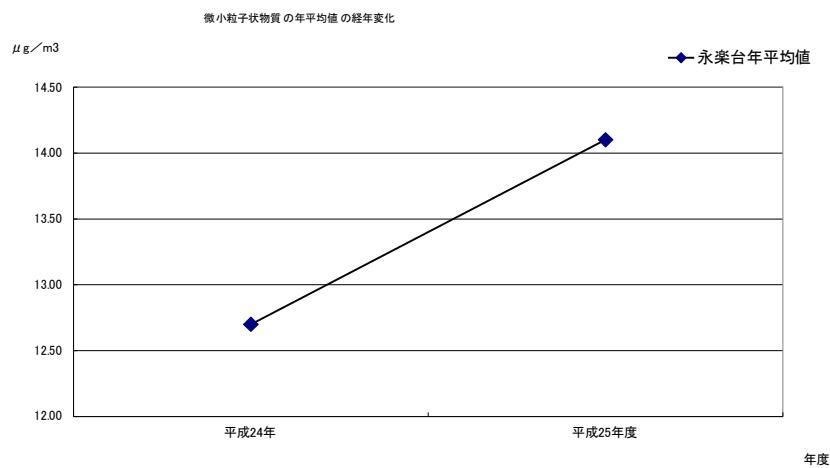
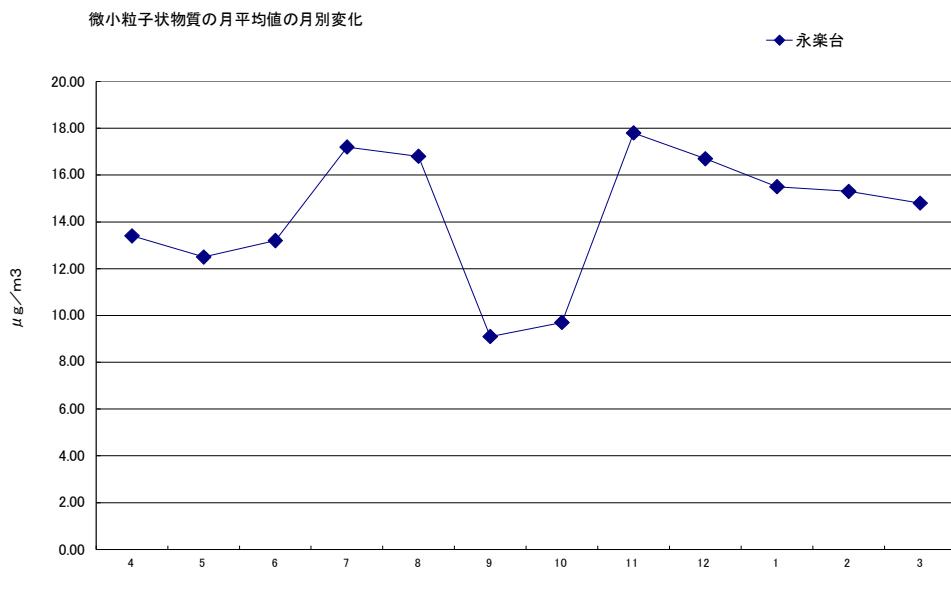


力 微小粒子状物質（PM2.5）

微小粒子状物質（PM2.5）は、大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が $2.5\mu\text{m}$ （0.0025mm）以下の微細な粒子で、呼吸器の奥深くまで入り込みやすいことから、人への健康影響が懸念されています。

柏市では平成24年度から永楽台測定局において常時監視を開始しました。

平成25年度の1年平均値は $14.1\mu\text{g}/\text{m}^3$ でした。

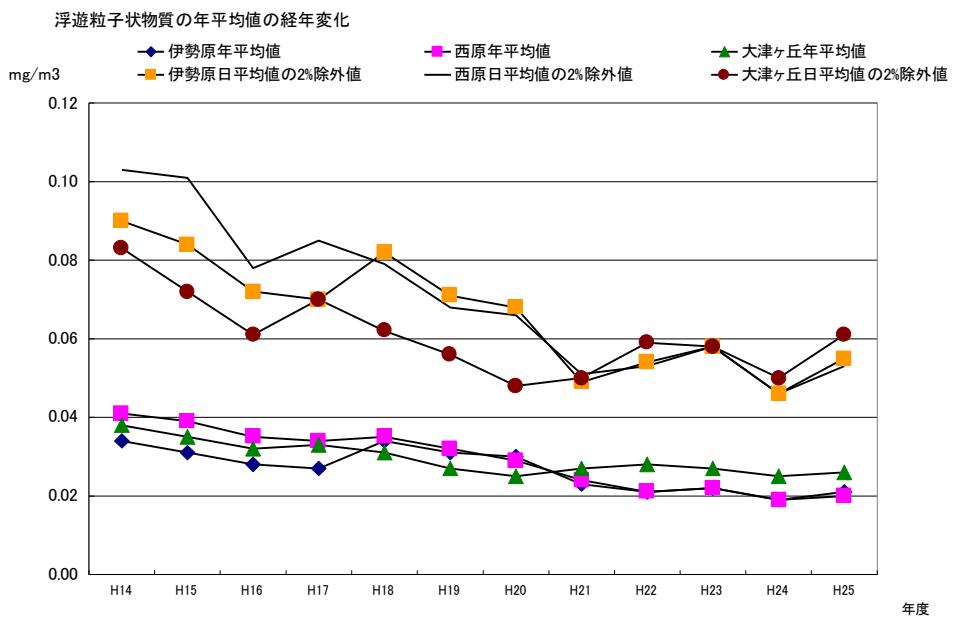
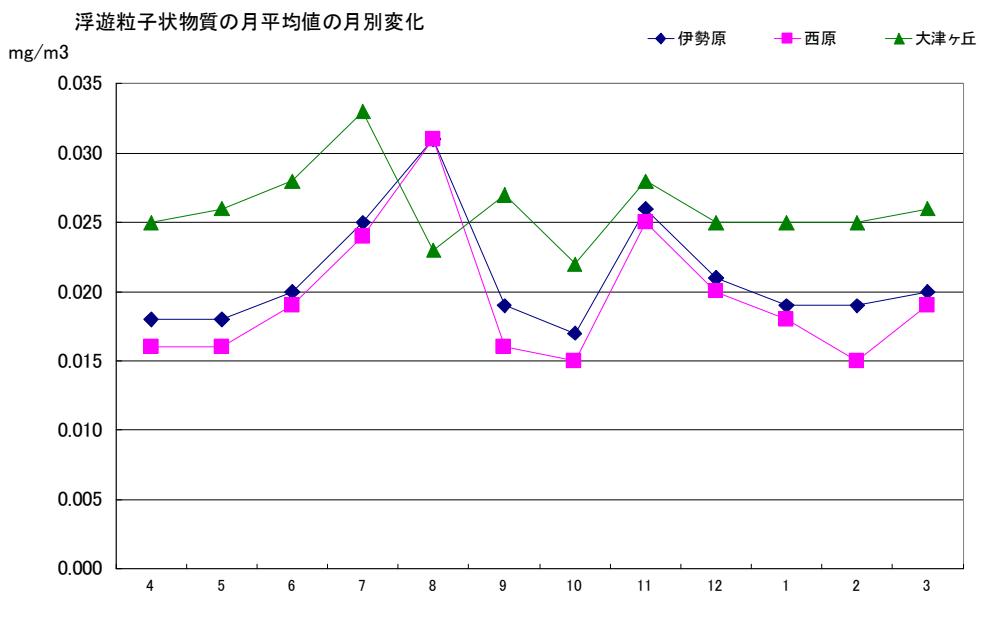


(2) 自動車排出ガス測定局

ア 浮遊粒子状物質 (S PM)

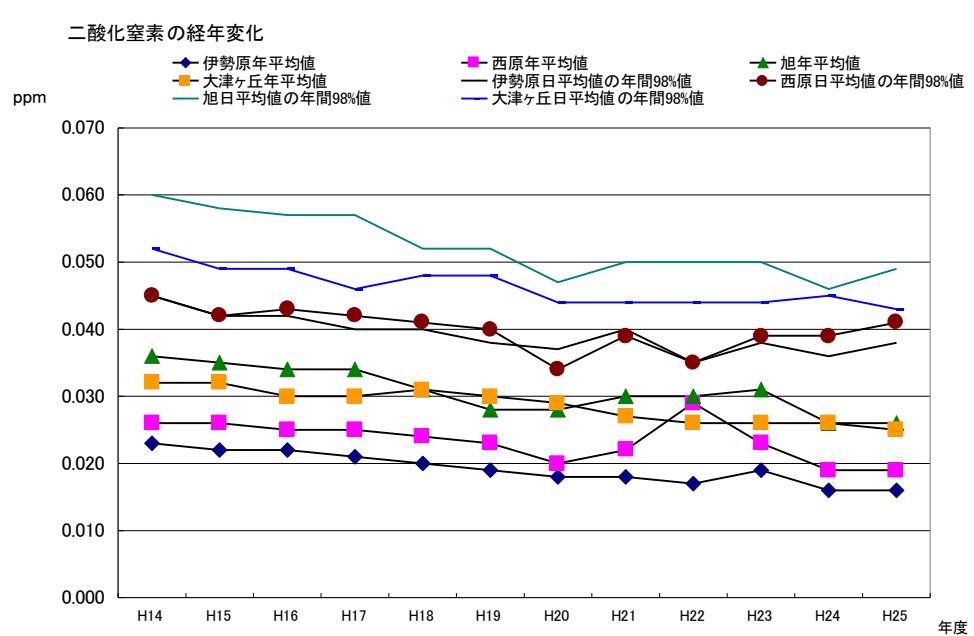
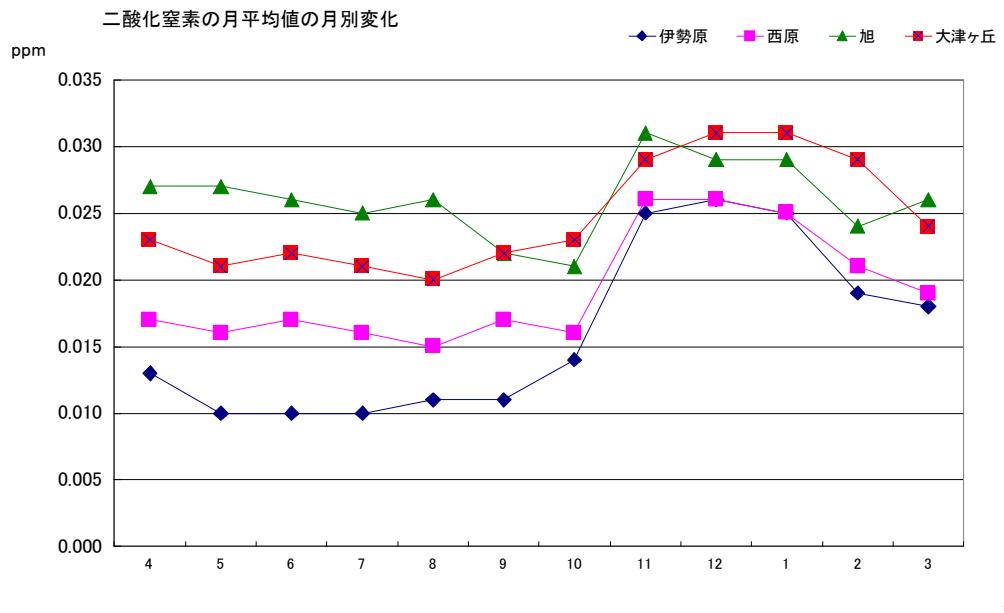
平成25年度の伊勢原測定局における年平均値は 0.021 mg/m^3 、西原測定局における年平均値は 0.020 mg/m^3 、大津ヶ丘測定局における年平均値は 0.026 mg/m^3 であり、ここ数年横ばいで推移しています。

国や千葉県などが粒子状物質を削減するために平成14年度から法律（Nox・PM法）や条例（千葉県ディーゼル自動車条例）を定めてディーゼル自動車等の規制を実施しています。



イ 二酸化窒素 (NO_2)

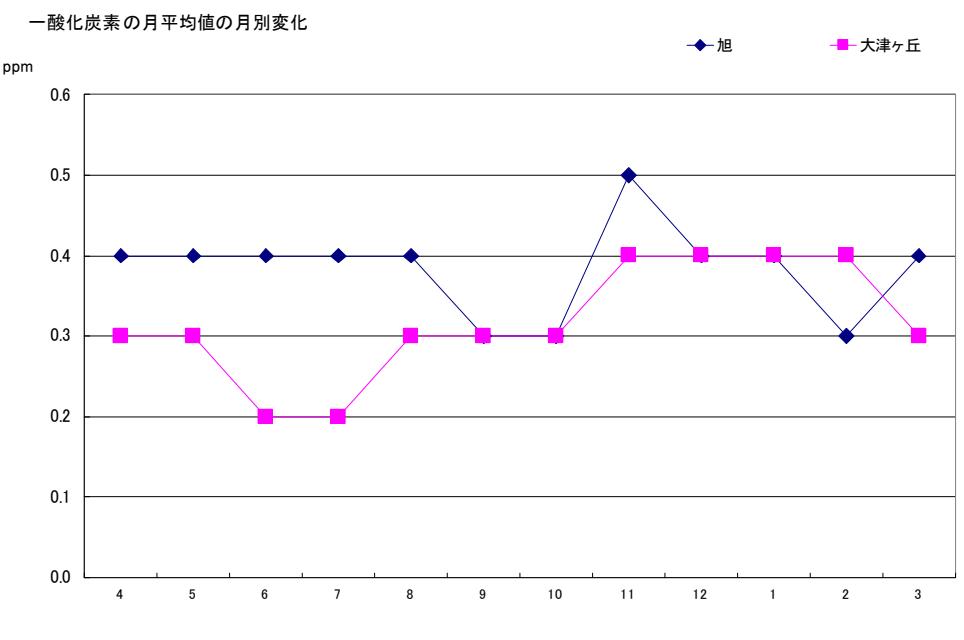
平成25年度の旭測定局における年平均値は0.026 ppm, 伊勢原測定局における年平均値は0.016 ppm, 西原測定局における年平均値は0.019 ppm, 大津ヶ丘測定局における年平均値は0.025 ppmであり, ここ数年ほぼ横ばいで推移しています。



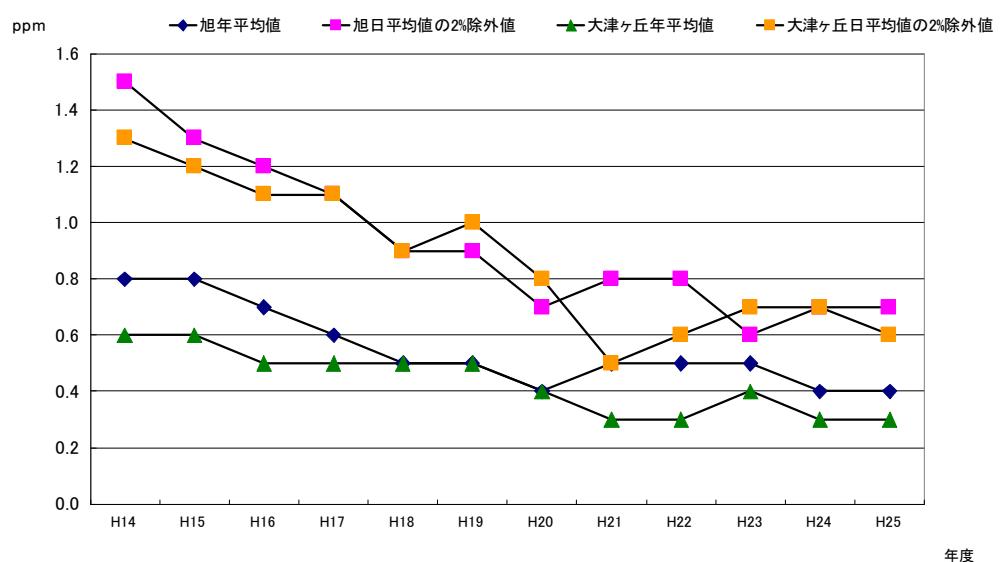
ウ 一酸化炭素 (C O)

一酸化炭素は物の不完全燃焼に伴って発生し、その主な発生源は自動車等です。

平成25年度の旭測定局における年平均値は0.4 ppm、大津ヶ丘測定局における年平均値は0.3 ppmで、一時はやや良化の傾向がみられましたが、ここ数年は概ね横ばいで推移しています。

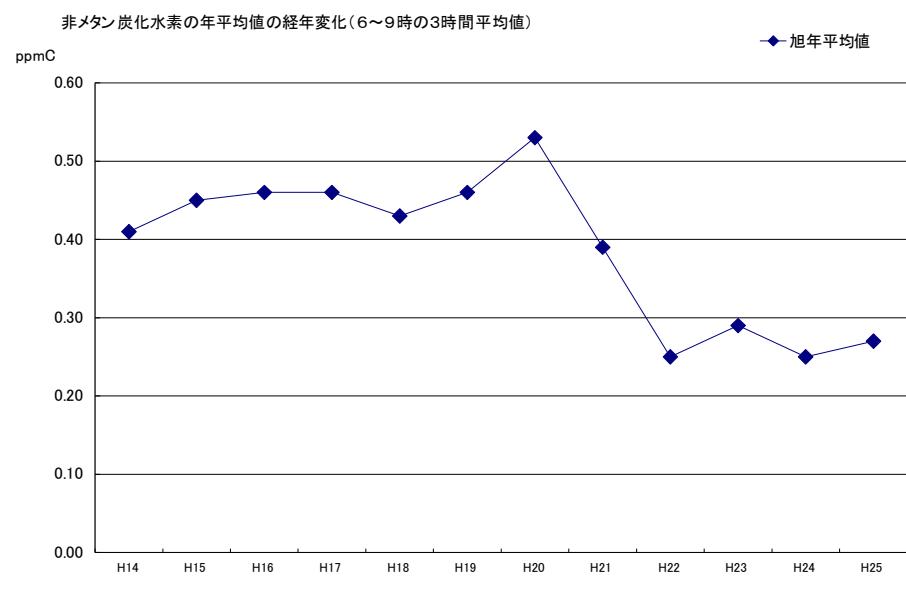
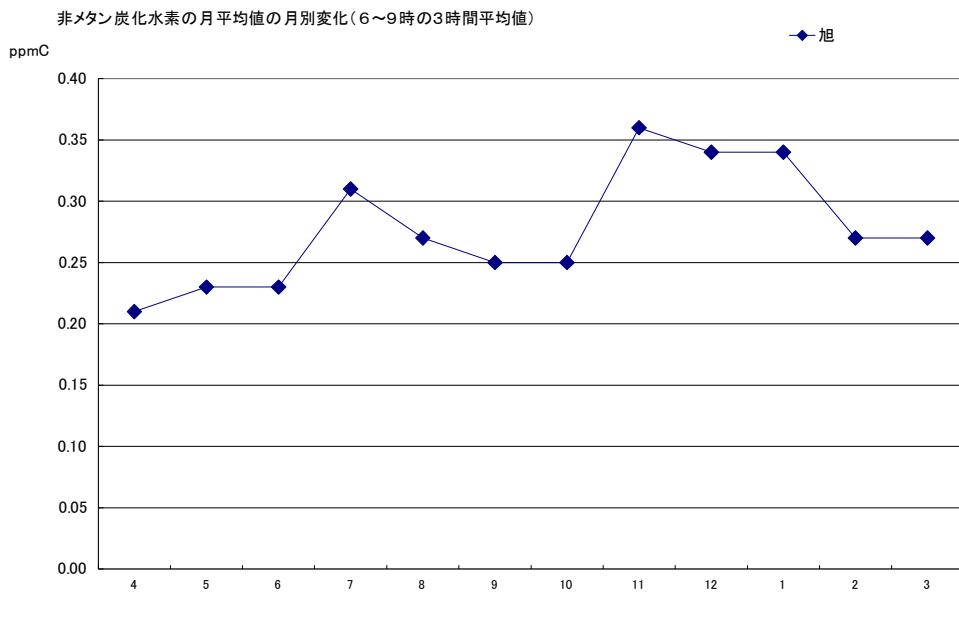


一酸化炭素の経年変化



エ 非メタン炭化水素 (NMHC)

平成25年度の旭測定局における年平均値は0.27 ppm（6～9時の3時間平均値）であり、ここ数年ほぼ横ばいで推移しています。



4 大気環境の状況（その他の監視結果）

(1) 有害大気汚染物質

有害大気汚染物質は「継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気汚染の原因となるもの」であり、平成25年度は環境基準が設定されている4物質について、一般環境で3地点（大室測定局、永楽台測定局、高柳近隣センター）、道路沿道で2地点（旭測定局、大津ヶ丘測定局）で年12回測定を実施しました。また、旭測定局及び大津ヶ丘測定局では、環境基準の定められていないベンゾ〔a〕ピレンなど5物質についても年12回実施しました。

測定項目及び採取方法・分析方法

環境省水・大気環境局大気環境課「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」による

No.	測定項目	採取方法・分析方法
1	テトラクロロエチレン	容器採取・ガスクロマトグラフ質量分析法
2	トリクロロエチレン	容器採取・ガスクロマトグラフ質量分析法
3	ベンゼン	容器採取・ガスクロマトグラフ質量分析法
4	ジクロロメタン	容器採取・ガスクロマトグラフ質量分析法
5	1, 3-ブタジエン	容器採取・ガスクロマトグラフ質量分析法
6	アセトアルデヒド	固体捕集・高速液体クロマトグラフ法
7	ホルムアルデヒド	固体捕集・高速液体クロマトグラフ法
8	ベンゾ〔a〕ピレン	フィルター捕集・ガスクロマトグラフ質量分析法
9	ひ素及びその化合物	フィルター捕集・誘導結合プラズマ質量分析法

有害大気汚染物質調査結果

大室測定局

(単位 $\mu\text{ g}/\text{m}^3$)

項目 月	テトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	ベンゼン	ジクロロメタン
25年4月	0.075	0.36	0.90	0.93
5月	0.11	0.12	0.76	1.4
6月	0.13	0.15	1.8	1.1
7月	0.075	0.19	0.78	0.82
8月	0.22	0.42	0.69	1.7
9月	0.10	0.22	0.70	1.6
10月	0.09	0.22	0.44	0.78
11月	0.20	2.5	1.7	5.3
12月	0.11	0.76	2.2	2.5
26年1月	0.17	1.3	2.6	3.2
2月	0.029	0.28	0.91	0.57
3月	0.065	0.23	0.96	0.72
平均値	0.11	0.56	1.2	1.7
環境基準	200	200	3	150

永楽台測定局

(単位 $\mu\text{ g}/\text{m}^3$)

項目 月	テトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	ベンゼン	ジクロロメタン
25年4月	0.084	0.25	0.95	1.1
5月	0.10	0.16	1.5	2.0
6月	0.16	0.20	1.0	1.2
7月	0.098	0.15	0.26	0.52
8月	0.096	0.29	0.77	1.9
9月	0.082	0.37	0.77	1.5
10月	0.10	0.17	0.51	0.66
11月	0.21	2.3	1.8	5.1
12月	0.14	0.74	2.2	2.8
26年1月	0.15	1.1	3.1	2.9
2月	0.04	0.26	0.86	0.63
3月	0.057	0.24	0.89	0.75
平均値	0.11	0.52	1.2	1.8
環境基準	200	200	3	150

旭測定局

(単位 $\mu\text{ g}/\text{m}^3$ ただし、重金属類、ベンゾ[a]ピレンは ng/m^3)

項目 月	テトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	ベンゼン	ジクロロメタン	1,3-ブタジエン	アセトアルデヒド	ホルムアルデヒド	ベンゾ[a]ピレン	ひ素及びその化合物
25年4月	0.074	0.30	0.87	0.87	0.072	1.4	1.7	0.059	0.97
5月	0.10	0.16	1.3	1.6	0.19	3.8	3.4	0.22	1.9
6月	0.099	0.18	1.8	0.91	0.12	2.3	3.3	0.92	0.94
7月	0.04	0.05	0.15	0.46	0.029	2.6	1.7	0.11	0.26
8月	0.13	0.39	0.93	1.9	0.09	4.2	5.0	0.10	1.1
9月	0.099	0.34	1.0	1.8	0.17	3.0	3.7	0.38	0.77
10月	0.1	0.17	0.8	0.69	0.18	1.6	2.9	0.47	0.82
11月	0.24	2.6	2.0	5.6	0.27	3.3	2.9	0.18	1.5
12月	0.13	0.69	1.9	2.3	0.36	3.0	2.4	0.46	0.86
26年1月	0.13	1.1	2.3	2.80	0.36	3.1	3.0	0.72	1.4
2月	<0.026	0.28	0.73	0.56	0.054	1.4	1.3	0.11	0.29
3月	0.049	0.31	0.88	0.73	0.079	2.0	1.9	0.10	0.65
平均値	0.10	0.55	1.2	1.7	0.16	2.6	2.8	0.32	0.96
環境基準	200	200	3	150	—	—	—	—	—

大津ヶ丘測定局

(単位 $\mu\text{ g}/\text{m}^3$ ただし、重金属類、ベンゾ [a] ピレンは ng/m^3)

項目 月	テトラクロ ロエチレン	トリクロロ エチレン	ベンゼン	ジクロロ メタン	1,3-ブタジ エン	アセトアル デヒド	ホルムアル デヒド	ベンゾ [a] ピ レン	ひ素及びその化合物
25年4月	0.069	0.40	1.1	0.82	0.14	2.2	1.9	0.072	0.79
5月	0.088	0.16	1.1	2.5	0.10	2.3	4.0	0.25	1.9
6月	0.13	0.23	1.4	1.3	0.12	2.1	3.3	0.70	0.72
7月	0.08	0.10	0.70	0.59	0.16	0.8	1.4	0.10	0.51
8月	0.088	0.24	0.82	2.0	0.10	2.2	3.1	0.11	0.81
9月	0.062	0.32	0.80	4.7	0.13	1.3	2.0	0.36	0.80
10月	0.057	0.17	0.72	0.76	0.07	1.2	2.5	0.30	0.63
11月	0.20	2.3	2.0	4.7	0.29	2.4	1.9	0.25	1.30
12月	0.18	0.93	3.2	4.0	0.46	2.8	2.3	0.58	0.62
26年1月	0.28	0.90	2.2	2.4	0.44	2.9	2.7	0.89	1.3
2月	<0.027	0.23	0.89	0.53	0.10	1.2	1.8	0.19	0.42
3月	0.046	0.20	1.0	0.71	0.17	1.6	1.9	0.13	0.70
平均値	0.11	0.52	1.3	2.1	0.19	1.9	2.4	0.33	0.88
環境基準	200	200	3	150	—	—	—	—	—

高柳近隣センター

(単位 $\mu\text{ g}/\text{m}^3$)

項目 月	テトラクロ ロエチレン	トリクロロ エチレン	ベンゼン	ジクロロ メタン
25年4月	0.067	1.5	1.1	1.4
5月	0.10	0.17	0.99	1.9
6月	0.10	0.20	1.4	3.1
7月	0.048	0.036	0.14	0.63
8月	0.066	0.41	0.95	5.6
9月	0.065	0.39	0.76	2.4
10月	0.10	0.36	1.30	0.74
11月	0.21	2.5	2.1	5.2
12月	0.26	1.5	2.7	9.8
26年1月	0.20	1.1	2.4	3.7
2月	<0.027	0.38	0.96	0.69
3月	0.04	0.30	1.0	2.9
平均値	0.11	0.74	1.3	3.2
環境基準	200	200	3	150

※測定結果に “<” が付いている値は検出下限値以下であることを示す。平均値の算出において、検出下限値以下のものは、検出下限値以下の1/2として算出している。

(2) 粒子状物質等

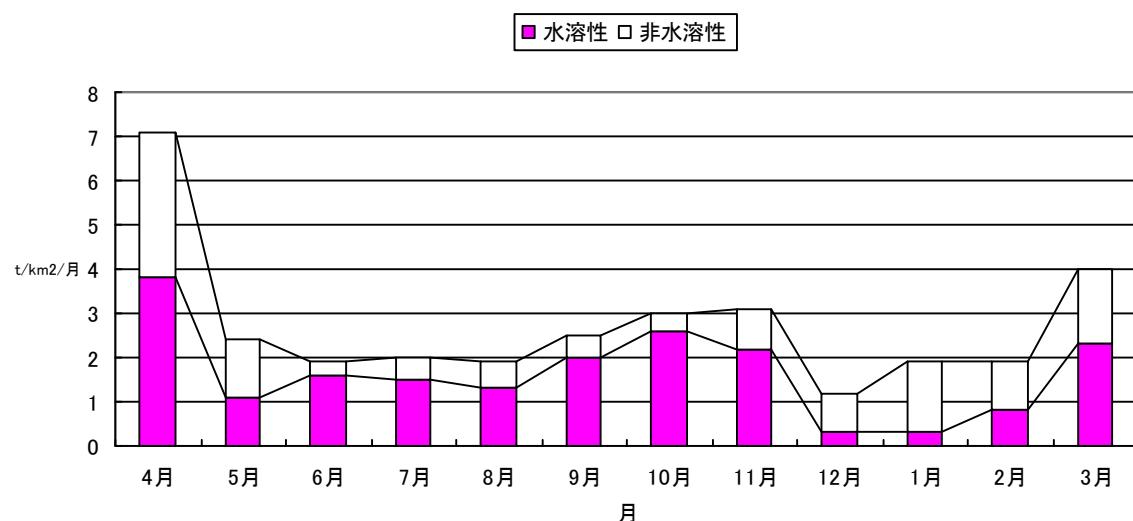
大気中の粒子状物質は、降下ばいじんと浮遊粉じんに大別され、さらに浮遊粉じんは環境基準の設定されている粒径 $10 \mu\text{m}$ 以下の浮遊粒子状物質とそれ以外に区別されます。

ア 降下ばいじん

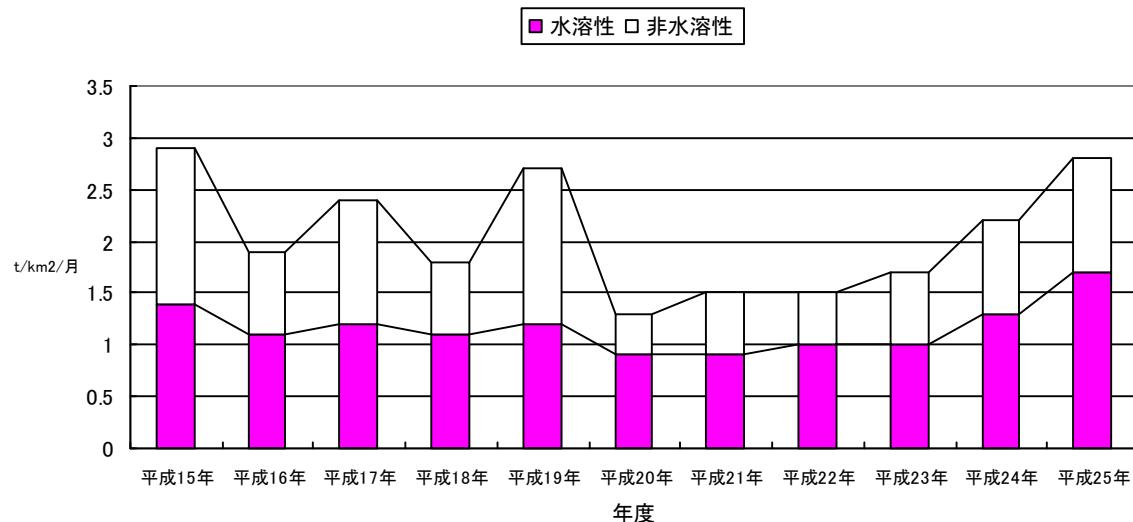
降下ばいじんは、粒子状物質のうち比較的粒径が大きく沈降しやすい物質であり、本市では、これらの物質をダストジャー法を用いて測定しています。

平成25年度は、前年度同様低い値となっています。

降下ばいじん量の月平均値の月別変化



降下ばいじん量の年平均値の経年変化



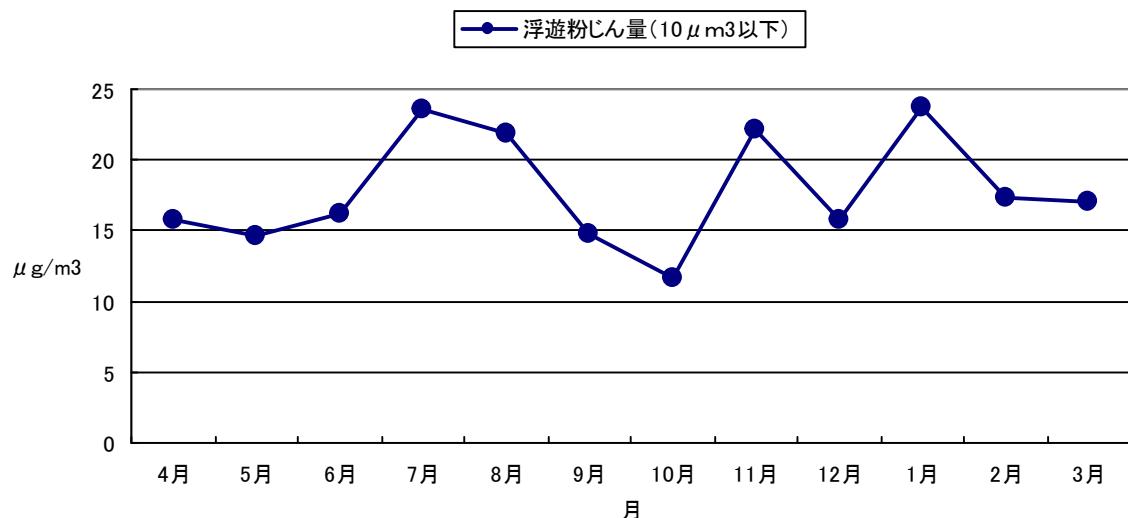
イ 浮遊粉じん

浮遊粉じんのうち粒径が $10 \mu\text{m}$ 以下の浮遊粒子状物質は、大気中における沈降速度が小さく滞留時間が長いため、人体の呼吸器系に影響を及ぼすとされています。

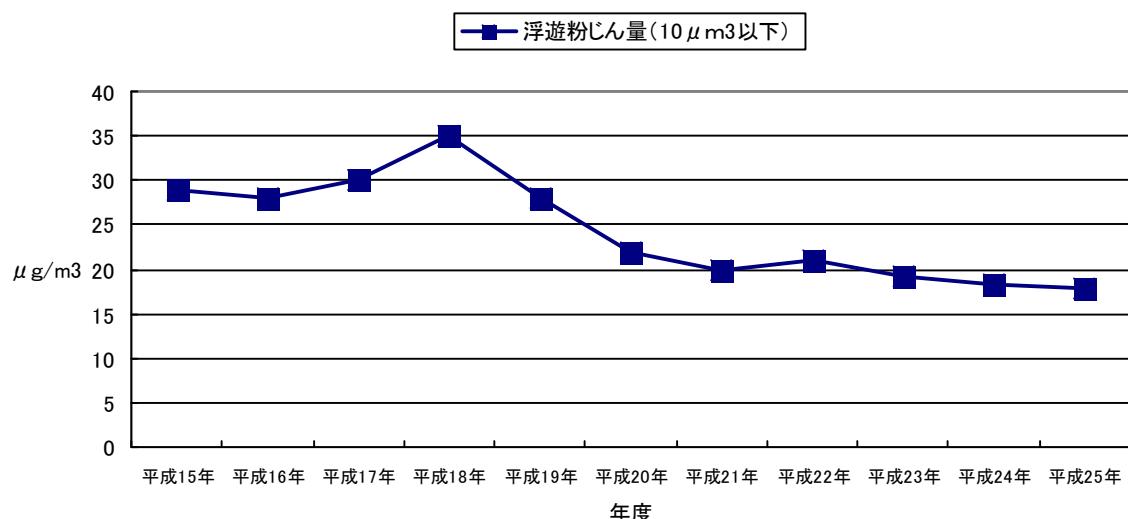
本市では、ローポリウムエアーサンプラー法を用いて測定しており、測定結果の経年変化はほぼ横ばいで推移しています。

また、浮遊粒子状物質中の金属成分も併せて測定しました。測定結果は鉄、アルミニウムは毎年毎の変動が大きいですが、他の成分はほぼ横ばいで推移しています。

浮遊粉じん（ローポリウムエアーサンプラー法）の月平均値の月別変化



浮遊粉じん（ローポリウムエアーサンプラー法）の経年変化



降下ばいじん量測定結果

(注) 降下ばいじん検出下限値: 0.1t/km²/月

項目 月	ばいじん総量 (t/km ² /月)	非水溶性ばいじん (t/km ² /月)	水溶性ばいじん (t/km ² /月)	留水量(ml)	pH
平成25年 4月	7.1	3.3	3.8	1060	6.9
5月	2.4	1.3	1.1	110	5.3
6月	1.9	0.3	1.6	820	5.2
7月	2.0	0.5	1.5	200	5.1
8月	1.9	0.6	1.3	440	6.3
9月	2.5	0.5	2.0	1440	5.7
10月	3.0	0.4	2.6	2380	5.9
11月	3.1	0.9	2.2	<5	6.5
12月	1.2	0.9	0.3	330	6.1
平成26年 1月	1.9	1.6	0.3	65	5.8
2月	1.9	1.1	0.8	1560	5.2
3月	4.0	1.7	2.3	350	6.5
平均 値	2.7	1.1	1.7	730	5.9
最大 値	7.1	3.3	3.8	2380	6.9
最 小 値	1.2	0.3	0.3	<5	5.1

浮遊粉じん量測定結果

(注) 浮遊粉じん検出下限値: 0.5 μg/m³

項目 月	10 μm以下 (μ g/m ³)
平成25年 4月	15.7
5月	14.6
6月	16.2
7月	23.6
8月	21.9
9月	14.8
10月	11.7
11月	22.1
12月	15.8
平成26年 1月	23.7
2月	17.3
3月	17.1
平均 値	17.9
最大 値	23.7
最 小 値	11.7

金属類測定結果

(μ g/m³)

項目 月	鉄 (F e)	マンガン (M n)	亜鉛 (Z n)	ニッケル (N i)	鉛 (P b)	バナジウム (V)	銅 (C u)	全クロム (C r)	カドミウム (C d)	アルミニウム (A l)
25年4月	0.36	0.012	0.042	<0.003	0.010	<0.003	0.012	0.002	<0.001	0.21
5月	0.31	0.009	0.033	<0.003	0.007	0.003	0.008	<0.001	<0.001	0.14
6月	0.28	0.008	0.031	<0.003	0.008	0.004	0.008	<0.001	<0.001	0.08
7月	0.37	0.008	0.040	<0.003	0.009	0.006	0.009	0.002	<0.001	0.11
8月	0.41	0.12	0.051	0.003	0.012	0.006	0.012	0.002	<0.001	0.13
9月	0.13	0.004	0.018	<0.003	<0.005	<0.003	0.008	<0.001	<0.001	0.05
10月	0.29	0.010	0.029	<0.003	0.006	<0.003	0.015	0.006	<0.001	0.07
11月	0.52	0.023	0.083	0.003	0.015	<0.003	0.029	0.002	<0.001	0.16
12月	0.35	0.015	0.066	<0.003	0.010	<0.003	0.020	0.002	<0.001	0.14
26年1月	0.33	0.011	0.045	0.004	0.009	<0.003	0.019	0.001	<0.001	0.15
2月	0.32	0.013	0.048	<0.003	0.012	<0.003	0.016	0.001	<0.001	0.19
3月	0.21	0.008	0.027	<0.003	0.005	<0.003	0.011	<0.001	<0.001	0.13
平均値	0.32	0.011	0.043	<0.003	0.009	0.002	0.014	0.002	<0.001	0.13
最大値	0.52	0.023	0.083	<0.003	0.015	0.006	0.029	0.006	<0.001	0.21
最小値	0.13	0.004	0.018	<0.003	<0.005	<0.003	0.008	<0.001	<0.001	0.05
定量下限値	0.001	0.003	0.003	0.003	0.005	0.003	0.003	0.001	0.001	0.001

第3節 大気汚染の対策

1 発生源の状況

市内の大气汚染防止法による届出事業所は151事業所です。そのうち121事業所(80%)が事業場(ビル、事務所)であり、残りの30事業所(20%)が工場です。施設数は、事業場が220基で61%，工場が138基で39%を占めています。

施設の種類では、熱源としてのボイラーの設置基数が最も多く、全体の約50%を占めています。

大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設等の届出状況

区分	施設の番号・種類	工場	事業場	総数
ばい煙 発生施設	1・ボイラー	77(73)	114(121)	191(194)
	6・加熱炉	2(2)	0(0)	2(2)
	9・溶融炉	7(7)	0(0)	7(7)
	11・乾燥炉	7(7)	0(0)	7(7)
	13・廃棄物焼却炉	1(1)	9(9)	10(10)
	24・溶解炉	9(9)	0(0)	9(9)
	29・ガスタービン	1(1)	14(9)	15(10)
	30・ディーゼル機関	4(4)	71(69)	75(73)
	31・ガス機関	5(5)	4(4)	9(9)
一般粉じん 発生施設	1・コークス炉	0(1)	0(0)	0(1)
	2・堆積場	2(1)	5(4)	7(5)
	3・ベルトコンベア	15(6)	3(3)	18(9)
VOC 排出施設	2・塗装施設	5(5)	0(0)	5(5)
	4・乾燥施設	3(3)	0(0)	3(3)
計		138(125)	220(219)	358(344)

(注) 平成26年3月31日現在、()内は平成25年3月31日現在

2 発生源の規制

(1) 大気汚染防止法に基づく立入検査

ア ばい煙発生施設について

平成25年度は、16事業場及び26工場、計42事業所について大気汚染防止法に基づく立入検査を実施し、その内8事業所のばい煙等の測定を実施しました。その結果、すべての施設が排出基準に適合していました。

年度別立入検査結果

年度	ばい煙等発生事業所（施設）		立入検査事業所数		
	事業所	施設	ばい煙等測定	違反	
平成21年	137 (31)	347 (145)	5 (3)	5 (3)	0 (0)
平成22年	140 (30)	346 (132)	5 (2)	5 (2)	0 (0)
平成23年	141 (30)	344 (124)	32 (25)	5 (2)	0 (0)
平成24年	137 (27)	344 (125)	32 (23)	7 (5)	0 (0)
平成25年	151 (30)	358 (138)	42 (26)	8 (5)	0 (0)

注) () 内は工場数及びその施設数（内数）

イ 特定粉じん排出等作業について

平成25年度は11件の特定粉じん(アスペスト)排出等作業の実施の届出があり、大気汚染防止法に基づく立入検査を実施し、作業基準の遵守状況を確認しました。また、大気汚染防止法の規制対象外の特定粉じんの除去等の作業31件についても、現地確認等を実施しました。

年度	特定粉じん排出等作業		規制対象外の作業等の現地確認・指導等の件数
	届出	立入検査	
平成21年	12	9	—
平成22年	9	9	—
平成23年	13	13	—
平成24年	8	8	20
平成25年	11	11	31

(2) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく立入検査

平成25年度は、11事業所（すべて廃棄物焼却施設）についてダイオキシン類対策特別措置法に基づく立入検査を実施し、その内2事業所でダイオキシンの排出測定を実施しました。その結果、すべての施設が排出基準に適合していました。

3 緊急時の対策

大気汚染の状況が急激に悪化し、人の健康や生活環境に被害が生ずる恐れのある場合の対策として、大気汚染防止法第23条に基づき「千葉県大気汚染緊急時対策実施要綱」硫黄酸化物の部（昭和41年5月1日）及びオキシダントの部（昭和46年6月1日）がそれぞれ定められています。なお、緊急時には注意報等を発令して一般市民に周知するとともに、協力工場等にばい煙排出量の削減措置の要請をするなどの措置を講じています。

(1) 硫黄酸化物

硫黄酸化物に係る緊急時対策は、要綱が定められてから、東葛地域では一度も注意報等が発令されていません。

(2) 光化学オキシダント（光化学スモッグ）

千葉県では、千葉県大気汚染緊急時対策実施要綱により、県内対象地域を8地域に区分して、下表の基準をもとに、千葉県が光化学スモッグの注意報等を発令します。

光化学スモッグ発令基準

種類	発令基準
予報	気象条件並びに各種汚染濃度を検討し、オキシダントによる大気汚染の状況が悪化するおそれがあると判断されるとき、当日の11時までに発令する。
注意報	測定局におけるオキシダント濃度が0.12 ppm以上である状況になり、かつ気象条件からみてこの状態が継続すると判断されるとき発令する。
警報	測定局におけるオキシダント濃度が0.24 ppm以上である状況になり、かつ気象条件からみてこの状態が継続すると判断されるとき発令する。
重大緊急報	測定局におけるオキシダント濃度が0.40 ppm以上である状況になり、かつ気象条件からみてこの状態が継続すると判断されるとき発令する。

本市は、松戸市、流山市、野田市とともに、東葛地域に区分されています。

なお、光化学スモッグが発令されやすい気象条件として

- ア 気温が高い（20℃以上）
- イ 風が弱い（3m／秒以下）
- ウ 視程（視界）が悪い（4km以下）
- エ 日差しが強い

などが挙げられます。

一般市民への周知は、千葉県から注意報等の発令を受け、防災無線を利用して広報するとともに、電話連絡網による教育機関等への連絡及び公共施設等での発令表示板の掲示を行い、被害の未然防止に努めています。

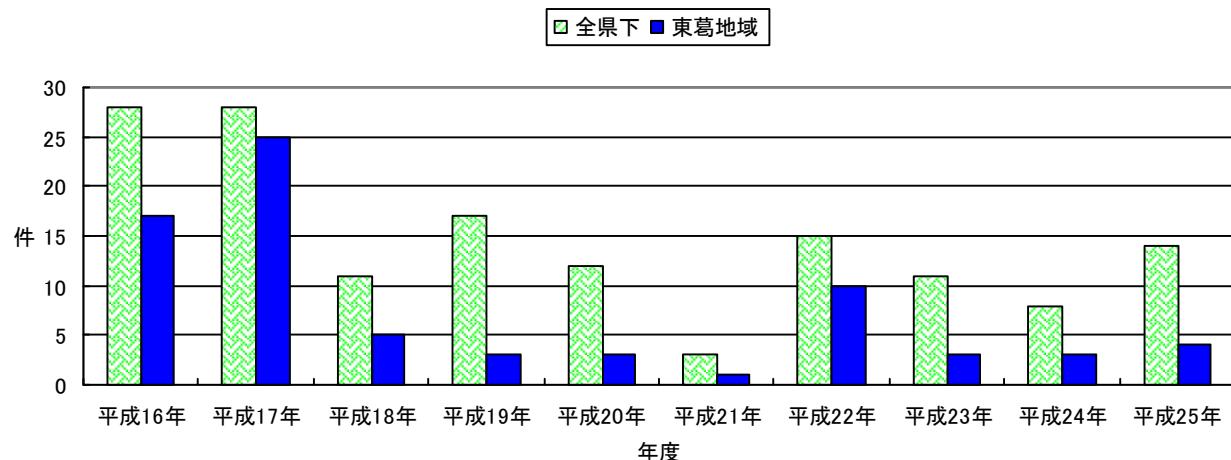
本市を含む東葛地域における、平成25年度の注意報等の発令は4日でした。

光化学スモッグ注意報等の年度別発令状況

単位：日

年度 地域 \	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
年度	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
東葛地域	1 7	2 5	5	3	3	1	1 0	3	3	4
全県下	2 8	2 8	1 1	1 7	1 2	3	1 5	1 1	8	1 4

(注) () 内は警報の発令数

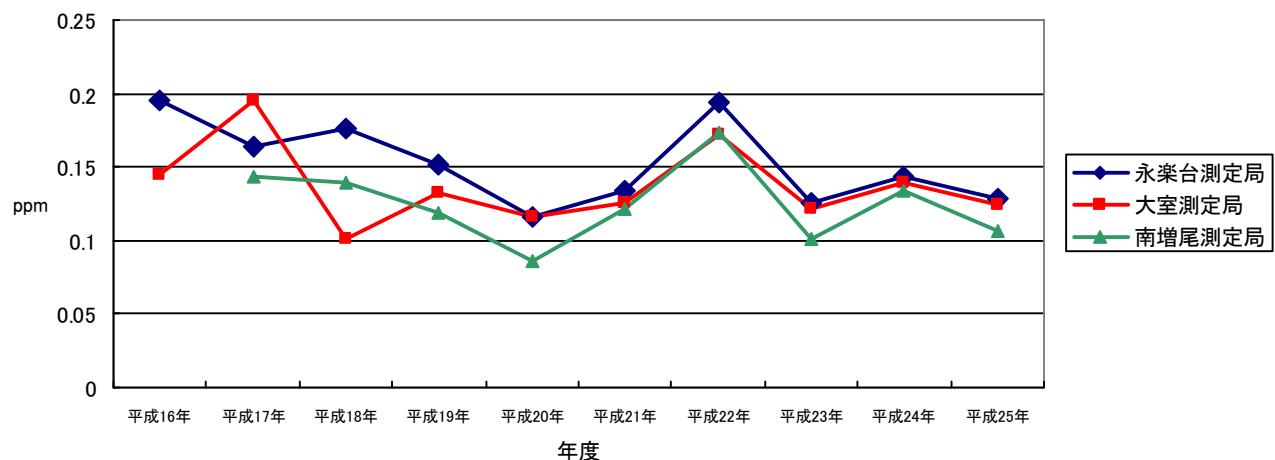


オキシダント年度別時間最高濃度（4月～10月）

単位：ppm

年度 地域 \	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
年度	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
永楽台測定期局	0.196	0.164	0.176	0.152	0.116	0.134	0.194	0.126	0.144	0.129
大室測定期局	0.145	0.195	0.101	0.133	0.116	0.126	0.172	0.122	0.140	0.124
南増尾測定期局	-	0.144	0.139	0.119	0.086	0.121	0.173	0.101	0.134	0.106

(注) 南増尾測定期局は平成17年度から測定



4 健康被害対策

光化学スモッグによる健康被害の症状として

ア 目のチカチカ

イ 息苦しさ

ウ のどの痛み

エ 頭痛 等があります。

平成25年度、本市では健康被害の届出はありませんでした。

光化学スモッグによる健康被害届出者数の推移

年度	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
東葛地域	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0
全県下	71	0	13	1	3	0	14	0	61	0

5 窒素酸化物対策

光化学スモッグや酸性雨等の発生原因物質である窒素酸化物の主な発生源は、工場や自動車等が挙げられますが、大都市地域における窒素酸化物汚染は、自動車交通量の著しい増加により道路沿道を中心に厳しい状況にあります。

自動車排出ガスの規制は、昭和48年から始まり、逐次規制が強化されましたが、車の増加が著しいため、窒素酸化物汚染は大きな改善が図られませんでした。

このため平成4年6月に「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（自動車NOx法）が公布されました。

本市は、同法に基づく特定地域となっており、平成5年12月から、本市を含む特定地域内においては、トラック・バス等の車種規制が開始され、基準を満たさない車両は、車種ごとに定められた猶予期間後に使用できなくなりました。

さらに、平成13年6月には、自動車NOx法を改正して新たな車種規制等を規定した「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（自動車NOx・PM法）が公布されました。

主な改正点は、①粒子状物質の対象物質への追加、②対象地域の拡大、③車種規制の強化、④事業場に対する措置の強化等であり、平成14年5月から施行されています。

また、千葉県では、昭和63年より二酸化窒素濃度が高くなる冬期に、対象地域内市町と共同で、工場等に対し窒素酸化物の排出量抑制を図る等「大気汚染防止のための冬期対策」を実施しており、平成25年度も九都県市共同で、平成25年11月から平成26年1月にかけて自動車の使用抑制対策等を実施しました。

これらの対策の結果、各測定期局における窒素酸化物濃度の年平均値は、毎年少しづつですが低下しています。

6 粒子状物質対策

粒子状物質の削減対策については、自動車NO_x・PM法の他、平成14年3月に公布された「千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出抑制に関する条例」（千葉県ディーゼル自動車規制条例）があります。

主な規制内容は、条例で定めた粒子状物質排出基準を満たさないディーゼル自動車の県内の運行禁止や粒子状物質を増大させるような不適正な燃料の規制等です。さらに千葉県では、千葉県環境保全条例を改正し、千葉県内で自動車を30台以上使用している事業者に自動車環境管理計画書等の提出を義務付け、自動車の適正管理と低公害車導入を推進しています。

第3章 水質汚濁

第1節 概況

水質汚濁とは、私たちの身の回りにある川・湖沼・海などの公共用水域が、工場、事業場及び家庭などから排出された水に含まれる汚濁物質によって汚れることをいいます。本市を流域に含む公共用水域は利根川、利根運河、手賀沼及び手賀沼に注ぎ込む大堀川、大津川、染井入落、金山落、さらに江戸川の支流である坂川の7河川及び1湖沼があります。

大堀川、大津川は都市内の中小河川であり、水質は環境基準を満足しております。

手賀沼は全国で最も水質汚濁の進んだ湖沼でしたが、水質汚濁防止法や湖沼水質保全特別措置法に基づく事業場への立入検査等による指導はもとより、湖沼水質保全計画による下水道の整備、北千葉導水事業などの対策、さらには手賀沼の汚濁要因の3割を占める生活排水の対策として、台所での三角コーナーやろ紙袋の利用などの「家庭ができる浄化対策」の実践促進などにより水質は大幅に改善してきており、平成13年には27年間つづけた全国ワーストワンの汚名を返上しました。

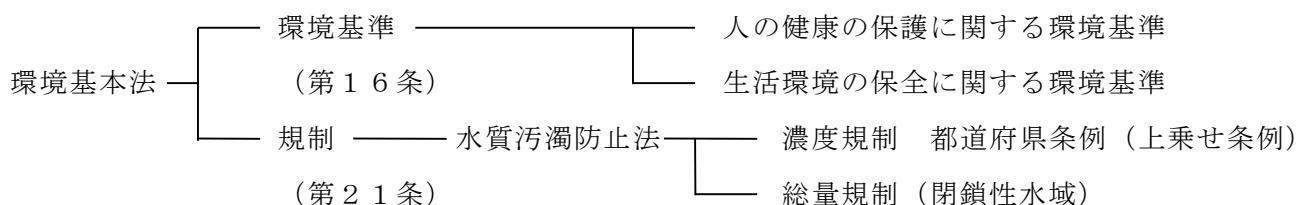
一方、トリクロロエチレンをはじめとする有機塩素系化合物や六価クロムなどの重金属類などによる土壤汚染及び地下水汚染が全国的に確認され、大きな社会問題となっています。

これらによる地質汚染を防止するため、各法とは別に千葉県では「千葉県地質汚染防止対策ガイドライン」を平成20年7月から施行し、事業者が自主的に実施すべき有害物質に関する地質汚染対策防止策・汚染確認時の対応等具体的に示し、地質汚染を未然に防止し、生活環境の保全に努めています。

なお、平成元年から施行していた「千葉県地下水汚染防止対策指導要綱」は、このガイドライン制定に伴って廃止されました。

1 水質汚濁防止関係法令

水質汚濁防止のための法令は、環境基本法（平成5年11月19日制定）が源となっています。この環境基本法に基づく水質汚濁防止の法体系は次のとおりです。



(1) 環境基準

環境基本法に基づく各種の環境基準は次のとおりです。

人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0. 003 mg / L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0. 01 mg / L 以下
六価クロム	0. 05 mg / L 以下
砒素	0. 01 mg / L 以下
総水銀	0. 0005 mg / L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと
ジクロロメタン	0. 02 mg / L 以下
四塩化炭素	0. 002 mg / L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0. 004 mg / L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0. 1 mg / L 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0. 04 mg / L 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg / L 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0. 006 mg / L 以下
トリクロロエチレン	0. 03 mg / L 以下
テトラクロロエチレン	0. 01 mg / L 以下
1, 3-ジクロロプロペン	0. 002 mg / L 以下
チウラム	0. 006 mg / L 以下
シマジン	0. 003 mg / L 以下
チオベンカルブ	0. 02 mg / L 以下
ベンゼン	0. 01 mg / L 以下
セレン	0. 01 mg / L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg / L 以下
ふつ素	0. 8 mg / L 以下
ほう素	1 mg / L 以下
1, 4-ジオキサン	0. 05 mg / L 以下

(注) 1. 基準値は年間平均値。

ただし、全シアンに係る基準値については最高値。

2. 「検出されないこと」とは、指定された測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、指定された測定方法により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと、指定された測定方法により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

生活環境の保全に関する環境基準(河川)

項目 類型	利用目的 の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50 MPN/100mL以下
A	水道2級水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000 MPN/100mL以下
B	水道3級水産2級及び C以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000 MPN/100mL以下
C	水産3級工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ゴミ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—
測 定 方 法		規格12.1 に掲げる方法等	規格21に 掲げる方法	付表9に 掲げる方法	規格32に掲げ る方法等	最確数に による定量法

(注) 1. 基準値は日間平均値(湖沼もこれに準じる)。

2. 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上(湖沼もこれに準じる)。

河川の水生生物保全に係る環境基準

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	LAS
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.001 mg/L以下	0.03 mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.0006 mg/L以下	0.02 mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.05 mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.04 mg/L以下
測 定 方 法		規格53に 掲げる方法等	付表11に 掲げる方法	付表12に 掲げる方法

(注) 1. 基準値は年間平均値

生活環境の保全に関する環境基準(湖沼) (天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖)

項目 類型	利用目的 の適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級水産1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50 MPN/100mL以下
A	水道2,3級水産2級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000 MPN/100mL以下
B	水産3級工業用水1級 農業用水及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	ゴミ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—
測 定 方 法		規格12.1に 定める方法等	規格17に 定める方法	付表9に 掲げる方法	規格32に定め る方法等	最確数に による定量法

(注) 1. 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

湖沼の全窒素・全燐に係る環境基準

(天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖)

項目 類型	利用目的 の適応性	基 準 値	
		全 窒 素	全 燐
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0. 1 mg/L 以下	0. 005 mg/L 以下
II	水道1, 2, 3級(特殊なものを除く。), 水産1種, 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0. 2 mg/L 以下	0. 01 mg/L 以下
III	水道3級(特殊なもの)及びIV以下の欄に掲げるもの	0. 4 mg/L 以下	0. 03 mg/L 以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0. 6 mg/L 以下	0. 05 mg/L 以下
V	水産3種, 工業用水, 農業用水, 環境保全	1 mg/L 以下	0. 1 mg/L 以下
測 定 方 法		規格45.2, 45.3又は45.4に定める方法	規格46.3に定める方法

(注) 1. 基準値は年間平均値。

2. 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。

湖沼の水生生物保全に係る環境基準

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	L A S
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0. 03 mg/L 以下	0. 001 mg/l 以下	0. 03 mg/l 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0. 03 mg/L 以下	0. 0006 mg/l 以下	0. 02 mg/l 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0. 03 mg/L 以下	0. 002 mg/l 以下	0. 05 mg/l 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0. 03 mg/L 以下	0. 002 mg/l 以下	0. 04 mg/l 以下
測 定 方 法		規格53に掲げる方法等	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法

(注) 1. 基準値は年間平均値。

柏市内の公共用水域別環境基準指定類型

河川名	環境基準類型	達成期間	指定年月日	指定法令
利根川	河川A	イ	平成21年3月31日	環境庁告示第14号
利根運河	河川B	ロ	昭和48年7月31日	千葉県告示第605号
大津川	河川C	ハ	昭和50年1月21日	千葉県告示第53号
大堀川	河川D	ハ	昭和50年1月21日	千葉県告示第53号
染井入落	—	—	—	—
金山落	河川B	ハ	昭和50年1月21日	千葉県告示第53号
坂川	河川E	ハ	昭和48年7月31日	千葉県告示第605号
手賀沼	湖沼B	ハ	昭和45年9月1日	閣議決定
	湖沼V	10年以内	昭和59年3月27日	千葉県告示第305号
	湖沼生物B	イ	平成23年12月9日	千葉県告示第798号

(注) 1. 達成期間

- (1) 「イ」は直ちに達成。
- (2) 「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成。
- (3) 「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成。

(2) 水質汚濁防止法

ア 濃度規制

水質汚濁防止法により、特定事業場に対し、排水中の物質毎の許容限度が定められています。生物化学的酸素要求量（BOD）等の生活環境項目は15項目について、カドミウム等の有害物質は28項目について排水基準が定められています。

また、千葉県では、水質汚濁防止法第3条第3項に基づき「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」（上乗せ条例）を定めており、この条例に基づく排水基準が、水質汚濁防止法の一法律基準より優先されます。

イ 総量規制

東京湾、伊勢湾等多数の汚濁発生源が集中する広域的な閉鎖性水域の水質保全を図ることを目的として、濃度規制に加えて化学的酸素要求量に係る水質総量規制制度が、昭和53年に水質汚濁防止法に新たに導入され、現在は窒素含有量、りん含有量についても適用されています。これまでにも6次にわたり総量削減計画を策定し、汚濁負荷量の削減に取り組んできましたが、平成24年2月には、平成26年度を目標年度とする第7次総量削減計画を策定し、更なる汚濁負荷量の削減を図っています。

本市では、松戸市及び流山市に接する坂川に流入する地域、野田市に接する利根運河に流入する地域等においてこの制度の適用を受けています。

(3) 湖沼水質保全特別措置法

汚濁の著しい湖沼の水質保全を図るため、昭和59年に湖沼水質保全特別措置法が公布されました。手賀沼は、昭和60年12月に同法による指定湖沼に指定され、昭和61年度以降5期にわたる手賀沼に係る湖沼水質保全計画を策定し、水質保全のための規制等を実施してきました。

これまでの各種施策の実施により手賀沼の水質も改善され、CODの環境基準5mg/Lを達成するまでにはいきませんが、10mg/L前後で推移しており、更なる水質改善が求められていることから、千葉県では第6期「手賀沼に係る湖沼水質保全計画」を平成24年3月に策定しました。

(4) 柏市環境保全条例等

千葉県では印旛沼、手賀沼の汚濁が依然として改善されないため、これらの流域について平成10年10月「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」の一部を改正し、規制対象事業場を、日平均排水量10m³/日以上に引き下げるとともに、千葉県環境保全条例施行規則を一部改正し、水質汚濁防止法に定める規模条件以下の「飲食店等に設置されるちゅう房施設」を条例の特定施設に追加し、併せて排水基準を新たに設定しました。

柏市では、これまで千葉県環境保全条例を基に特定事業場を対象とした届出及び排水規制を行っていましたが、平成20年4月中核市移行に伴い柏市環境保全条例で水質の保全に関する規制等を実施しています。

(5) 地下水に係る規制

ア 環境基準

地下水については有害物質28項目について環境基準が定められており、基準値は次のとおりです。

地下水環境基準

項目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/L以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.05 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下
四塩化炭素	0.02 mg/L以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下
1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
1, 3-ジクロロプロパン	0.002 mg/L以下
チウラム	0.006 mg/L以下
シマジン	0.003 mg/L以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ベンゼン	0.01 mg/L以下
セレン	0.01 mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
ふつ素	0.8 mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下
1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L以下

- (注) 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
 2. 「検出されないこと」とは、別に定められた測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、指定された測定方法により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと、指定された測定方法により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
 4. 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、指定された測定方法により測定したシス体の濃度と、

指定された方法により測定したトランプ体の濃度の和とする。

2 公共用水域

平成25年度の水質監視において、本市を流域に含む公共用水域の健康項目は、全ての項目で環境基準に適合しています。また、生活環境項目の代表的な汚染の指標であるBOD及びCOD値はここ数年ほぼ横ばいで推移しており、まだ環境基準に適合していない水域があります。

同じく、手賀沼についても、ここ数年ほぼ横ばいで推移しており、まだ環境基準に適合していません。

柏市を流域に含む公共用水域のBOD・COD値

(単位: mg/L)

河川名等	測定地点	測定項目	環境基準	75%値				
				21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
利根川	栄橋	BOD	2	1.7	1.5	1.2	1.9	2.4
利根運河	運河橋	BOD	3	6.9	6.3	7.5	7.1	7.6
坂川	弁天橋	BOD	10	2.8	3.9	5.3	6.4	3.5
大堀川	北柏橋	BOD	8	3.0	2.5	3.6	3.8	2.8
大津川	上沼橋	BOD	5	3.0	3.7	5	3.3	3.4
染井入落	染井新橋	BOD	-	2.2	2.7	2.2	5.7	4.2
金山落	名内橋	BOD	3	2.3	4.1	1.9	2.3	2.1
手賀沼	手賀沼中央	COD	5	1.0	9.6	1.0	1.1	1.0
手賀沼	下手賀沼中央	COD	5	1.0	1.1	8.6	1.2	1.2

※ 数値のアンダーラインは環境基準値を超過したもの。

※ 環境基準点における水質測定結果の環境基準に対する適合の判断は、年間を通じた日間平均値の全データのうち75%以上のデータが基準値を満足している基準点を適合しているものと判断する。

3 地下水汚染

本市では、昭和63年度からトリクロロエチレン等有機塩素系化合物等の地下水汚染調査を実施しており、平成25年度末までに市内82地区で地下水汚染が確認されています。

なお、地下水汚染については、汚染除去対策のほか、汚染井戸の継続的な水質調査等を実施し地下水汚染状況の把握に努めるなど、地下水の浄化及び監視を行っています。

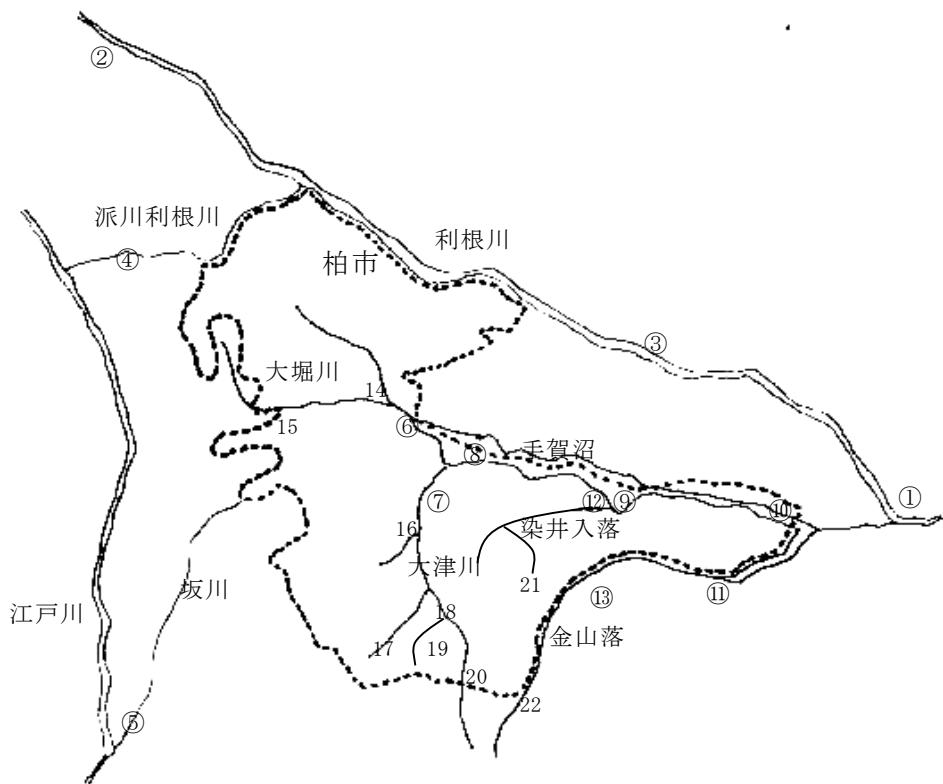
4 事業場の規制

本市では、従前より柏市公害防止条例に基づく事業場への立入検査等を実施していましたが、昭和61年4月に水質汚濁防止法、湖沼水質保全特別措置法及び千葉県環境保全条例の事務委任を受け、また、平成20年4月に中核市移行に伴う委譲事務により柏市環境保全条例の一部を改正し、これら法令に基づき事業場の規制、指導等を行っています。

第2節 水質汚濁の現況

1 公共用水域

本市を流域に含む公共用水域の水質調査地点を次に示します。



河川名											
利根川		利根運河		坂川		大堀川		大津川		手賀沼	
記号	地点名	記号	地点名	記号	地点名	記号	地点名	記号	地点名	記号	地点名
①	栄橋	④	運河橋	⑤	弁天橋	⑥	北柏橋	⑦	上沼橋	⑧	根戸下
②	芽吹橋					14	根戸新田	16	増尾橋	⑨	沼中央
③	大利根橋					15	青葉橋	17	大宮橋	⑩	布佐下
								18	芦川橋	⑪	下手賀沼中央
河川名											
染井入落		金山落									
記号	地点名	記号	地点名								
⑫	染井新橋	⑬	名内橋								
21	工業団地下	22	組合下								

○ 千葉県水質測定計画調査地点

(1) 利根川

利根川は、群馬県丹後山系に源を発し、関東平野を流下し野田市で分岐し、一方は、江戸川と名前を変え東京湾に注ぎこんでいます。他方は、茨城県から千葉県北部へ続く常総台地を流れ、銚子で太平洋へ注ぐ日本有数の大河であり、河川A類型に指定されています。

本市に近接する測定点における平成25年度の水質測定結果は次のとおりであり、環境基準点(栄橋)のBOD75%値は2.4mg/Lであり、環境基準を超過しています。

利根川 年平均値の経年変化（千葉県公共用水域水質測定結果より）

年度 項目		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	環境基準
No.1 栄橋	pH	最小値 最大値	7.2 8.1	7.3 8.5	7.6 8.7	7.3 8.3	7.5 8.3
	BOD (mg/L)	1.3(1.7)	1.5(1.5)	1.2(1.2)	1.5(1.9)	1.8(2.4)	2以下
	SS (mg/L)	14	15	15	11	15	25以下
	DO (mg/L)	9.1	9.5	9.5	9.8	9.3	7.5以上
	大腸菌群数 (MPN/100ml)	3.6×10^4	2.9×10^3	4.5×10^3	1.1×10^3	1.7×10^4	1×10^3 以下
	pH	最小値 最大値	7.3 7.9	7.3 7.7	7.3 7.6	7.2 7.9	6.5以上 8.5以下
No.2 茅吹橋	BOD (mg/L)	1.5(1.7)	1.5(1.6)	1.4(1.4)	1.4(1.6)	1.4(1.7)	2以下
	SS (mg/L)	15	24	20	12	15	25以下
	DO (mg/L)	9.6	9.7	9.3	9.5	9.6	7.5以上
	大腸菌群数 (MPN/100ml)	5.9×10^3	2.2×10^4	1.1×10^4	9.7×10^3	7.1×10^3	1×10^3 以下
	pH	最小値 最大値	7.3 8.0	7.3 8.6	7.4 8.1	7.2 7.9	6.5以上 8.5以下
No.3 大利根橋	BOD (mg/L)	1.4(1.7)	1.5(2.2)	1.2(1.1)	1.4(1.7)	1.6(1.9)	2以下
	SS (mg/L)	15	17	20	15	19	25以下
	DO (mg/L)	9.3	9.2	9.7	9.6	9.3	7.5以上
	大腸菌群数 (MPN/100ml)	3.8×10^4	5.6×10^3	6.1×10^3	2.9×10^3	7.7×10^3	1×10^3 以下
	pH	最小値 最大値	7.3 8.0	7.3 8.6	7.4 8.1	7.2 7.9	6.5以上 8.5以下

(注) () 内は75%値を示す。

(2) 利根運河

利根運河は、明治時代中期に利根川と江戸川を結ぶ水運交通路として掘削された運河です。

水は利根川から江戸川へ流れ、現在は、主に治水のためや農業用水等の取水路として利用され、河川B類型に指定されています。平成25年度の環境基準点(運河橋)のBOD75%値は7.6mg/Lであり環境基準を超過しています。

運河橋(利根運河) 年平均値の経年変化(千葉県公共用水域水質測定結果より)

年度 項目		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	環境基準
pH	最小値	7.3	7.3	7.4	7.3	7.3	6.5以上
	最大値	7.8	8.7	8.2	8.4	9.1	8.5以下
BOD (mg/L)		6.3(6.9)	5.4(6.3)	7.2(7.5)	5.5(7.1)	6.3(7.6)	3以下
SS (mg/L)		19	18	16	17	21	25以下
DO (mg/L)		6.9	7.5	7.6	6.6	8.0	5以上
大腸菌群数 (MPN/100ml)		3.6×10^5	6.4×10^4	6.9×10^4	9.9×10^4	9.7×10^4	5×10^3 以下

(注) () 内は75%値を示す。

(3) 坂川

坂川は本市の南西部台地に源を発し、流山市、松戸市の都市部の水を集め江戸川に流入する都市内の中河川であり、河川E類型に指定されています。

平成12年度から北千葉導水事業の稼動等により浄化されています。平成25年度の環境基準点(弁天橋)のBOD75%値は3.5mg/Lであり環境基準を満足しています。

弁天橋(坂川) 年平均値の経年変化 (千葉県公共用水域水質測定結果より)

年度 項目		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	環境基準
pH	最小値	7.1	7.1	7.4	7.2	7.3	6.5以上
	最大値	7.8	7.6	8.4	7.8	8.3	8.5以下
BOD (mg/L)		3.3(2.8)	4.4(3.9)	4.7(5.3)	4.6(6.4)	3.2(3.5)	10以下
SS (mg/L)		8	8	10	8	8	ゴミ等の浮遊が認められないこと
DO (mg/L)		6.7	5.7	9.8	7.4	8.5	2以上
大腸菌群数 (MPN/100ml)		8.6×10^4	9.4×10^6	8.8×10^5	1.2×10^6	7.3×10^5	—

(注) () 内は75%値を示す。

(4) 大堀川

大堀川は、流山市東部に源を発し、旧柏市を南北に二分するように西から東に流れ、手賀沼に流入する都市内の中河川であり、河川D類型に指定されています。

この流域には、三つの工業団地があり、また多くの住宅団地があります。

本市で実施している各測定地点の平成25年度の水質測定結果は以下のとおりであり、環境基準点(北柏橋)のBOD75%値は2.8mg/Lで、平成12年から北千葉導水事業の稼動により、北柏橋では平成15年度より環境基準を満足しています。

大堀川 年平均値の経年変化

年度 地点・項目		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	環境基準
No. 6 北 柏 橋	p H	最小 最大	7.2 7.8	7.3 7.6	7.3 7.9	7.3 7.8	7.3 8.0
	BOD (mg/L)	2.8(3.0)	2.5(2.5)	2.9(3.6)	3.0(3.8)	2.5(2.8)	8以下
	SS (mg/L)	5	4	3.9	6.5	5	100以下
	DO (mg/L)	8.5	8.5	8.3	8.4	8.8	2以上
	No. 14 根 戸 新 田	p H	最小 最大	7.6 8.7	7.8 9.9	7.7 9.1	7.8 9.5
No. 15 青 葉 橋	BOD (mg/L)	4.8	3.9	2.8	3.6	2.9	—
	SS (mg/L)	5.0	2.8	3	6.3	6.0	—
	DO (mg/L)	11.5	14.9	13.9	10.6	16	—
	p H	最小 最大	7.0 7.5	6.9 7.7	7.4 7.6	7.7 7.9	7.5 8.0
	BOD (mg/L)	3.4	4.3	5.6	2.4	2.0	8以下
(注) () 内は75%値を示す。	SS (mg/L)	5.5	5.8	4.5	6.5	7.3	100以下
	DO (mg/L)	8.4	8.5	6.7	9.3	9.9	2以上

(注) () 内は75%値を示す。

(5) 大津川

大津川は鎌ヶ谷市に源を発し、手賀沼に流入する都市内の中小河川であり、河川C類型に指定されています。

本市における大津川流域には工業団地の立地はみられませんが、住宅の増加と共に流域の人口が増加してきた地域です。

大津川の各測定点における平成25年度の水質測定結果は以下のとおりであり、環境基準点(上沼橋)のBOD75%値は3.4mg/Lで、環境基準を満足しています。

大津川 年平均値の経年変化

年度 地点・項目		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	環境基準
No. 7 上沼橋	pH	最小 最大	7.3 7.7	7.3 8.3	7.5 8.0	7.4 8.0	7.5 8.1
	BOD (mg/L)	2.7 (3.0)	3.6 (3.7)	3.5 (5.5)	3.2 (3.3)	3.1 (3.4)	5以下
	SS (mg/L)	6.0	10.8	5.8	4.8	7	50以下
	DO (mg/L)	8.5	8.7	9.2	8.2	8.7	5以上
	pH	最小 最大	8.1 9.3	8.2 9.5	8.0 8.9	8.2 9.6	— 9.5
No. 16 増尾橋	BOD (mg/L)	3.1	3.3	2.4	3.1	3.6	—
	SS (mg/L)	2.8	3.8	2.3	3.3	14	—
	DO (mg/L)	14.4	15.3	14.3	16.1	17	—
	pH	最小 最大	7.3 7.5	7.4 7.7	7.6 7.7	7.7 7.9	— 8.0
	BOD (mg/L)	4.8	4.4	3.1	4.5	4.2	—
No. 17 大宮橋	SS (mg/L)	11.0	6.5	4.0	3.3	4.0	—
	DO (mg/L)	8.2	8.7	7.0	8.4	9.1	—
	pH	最小 最大	7.5 7.5	7.4 7.7	7.6 7.9	7.3 8.0	6.5以上 8.3
	BOD (mg/L)	5.1	5.9	3.5	5.1	4.6	5以下
	SS (mg/L)	8.5	10.3	3.5	6.3	5.5	50以下
No. 18 芦川橋	DO (mg/L)	8.5	8.7	8.6	9.2	9.1	5以上

(注) () 内は75%値を示す。

(6) 染井入落

染井入落は大島田付近に源を発し、手賀沼に流入しています。

染井入落の各測定点における平成25年度の水質測定結果を見ると、染井新橋ではBOD75%値は4.2mg/Lを示しました。

染井入落 年平均値の経年変化

地点・項目		年度	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	環境基準
No. 12 染井新橋	pH	最小	7.5	7.7	7.8	7.5	8.0	—
		最大	7.7	8.3	7.9	8.4	8.4	—
	BOD (mg/L)	2.3(2.2)	2.3(2.7)	2.3(2.2)	5.3(5.7)	3.3(4.2)	—	
	SS (mg/L)	12.3	11.5	8.3	9.5	16	—	
	DO (mg/L)	9.5	11.2	11.7	10.4	13	—	
No. 21 工業団地下	pH	最小	7.5	7.4	7.6	7.5	7.8	—
		最大	7.7	7.6	7.9	7.9	8.3	—
	BOD (mg/L)	4.1	2.9	2.3	3.7	2.4	—	
	SS (mg/L)	1.5	2.8	3.0	4.3	2.7	—	
	DO (mg/L)	7.3	7.7	7.5	7.0	9.8	—	

(注) () 内は75%値を示す。

(7) 金山落

金山落は、下手賀沼に流入しており、河川B類型に指定されています。

金山落の各測定点における平成25年度の水質測定結果は以下のとおりであり、環境基準点(名内橋)のBOD75%値は2.1mg/Lで、環境基準を満足しています。

金山落 年平均値の経年変化 (名内橋は千葉県公共用水域水質測定結果より)

地点・項目		年度	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	環境基準
No. 13 名内橋	pH	最小	7.8	7.5	7.7	7.7	7.6	6.5以上
		最大	8.1	8.2	8.2	8.1	8.1	8.5以下
	BOD (mg/L)	2.1(2.3)	2.7(4.1)	1.9(1.9)	1.9(2.3)	1.8(2.1)	3以下	
	SS (mg/L)	9.0	16	10	10	10	25以下	
	DO (mg/L)	9.6	9.3	9.4	10	9.7	5以上	
No. 22 組合下	pH	最小	7.3	7.3	7.6	7.6	7.8	6.5以上
		最大	7.6	7.6	7.7	7.9	8.2	8.5以下
	BOD (mg/L)	1.9	0.95	2.3	1.8	2.0	3以下	
	SS (mg/L)	2.8	3.3	3.5	2.8	2.8	25以下	
	DO (mg/L)	8.0	8.2	8.0	8.3	9.4	5以上	

(注) () 内は75%値を示す。

公共用水域水質測定結果（北柏橋）

水域名	大堀川						環境基準	
採水地点	北柏橋							
採水年	25							
採水日	4.22	5.7	6.3	7.1	8.5	9.9		
採水時刻	10:00	10:00	10:00	10:00	10:00	10:00		
臭気	植物性	植物性	植物性	植物性	植物性	植物性		
水温	°C	14.0	15.2	21.5	23.5	28.2	25.3	
透視度	度	30.0以上	30.0以上	30.0以上	30.0以上	30.0以上	30.0以上	
流量	m³/sec	0.99	1.33	0.60	0.57	0.13	0.65	
pH		7.7	8.0	7.6	7.5	7.7	7.4	6.0~8.5
DO	mg/L	10.0	10.3	8.0	7.8	7.9	7.5	2
BOD	mg/L	2.2	2.4	2.4	2.7	1.8	2.6	8
COD	mg/L	4.1	4.8	5.5	4.4	4.2	4.3	
溶解性COD	mg/L	3.8		5.0		3.3		
SS	mg/L	4	7	6	6	4	3	100
大腸菌群数	MPN/100ml					2.2×10⁵		
n-ヘキサン抽出物質	mg/L	<1				<1		
カドミウム	mg/L	<0.0003		<0.0003		<0.0003		0.01
シアン	mg/L	<0.1		<0.1		<0.1		不検出
鉛	mg/L	<0.001		<0.001		<0.001		0.01
六価クロム	mg/L	<0.005		<0.005		<0.005		0.05
砒素	mg/L	<0.001		0.001		0.001		0.01
総水銀	mg/L	<0.0005		<0.0005		<0.0005		0.0005
PCB	mg/L					<0.0005		不検出
トリクロロエチレン	mg/L	<0.003				<0.003		0.03
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.001				<0.001		0.01
四塩化炭素	mg/L	<0.0002				<0.0002		0.002
ジクロロメタン	mg/L	<0.002				<0.002		0.02
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004				<0.0004		0.004
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.1				<0.1		1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006				<0.0006		0.006
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002				<0.002		0.02
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004				<0.004		0.04
1,3-ジクロロプロベン	mg/L					<0.0002		0.002
チウラム	mg/L					<0.0006		0.006
シマジン	mg/L					<0.0003		0.003
チオベンカルブ	mg/L					<0.002		0.02
ベンゼン	mg/L	<0.001				<0.001		0.01
ヤレン	mg/L					<0.001		0.01
フェノール類	mg/L	<0.005				<0.005		
銅	mg/L	<0.01				<0.01		
亜鉛	mg/L		0.007			0.012		
溶解性鉄	mg/L	0.1				<0.1		
溶解性マンガン	mg/L	<0.1				<0.1		
全クロム	mg/L	<0.02				<0.02		
ふつ素	mg/L	<0.08		0.10		0.09		0.8
ほう素	mg/L	<0.1		<0.1		<0.1		1
1,4-ジオキサン	mg/L		<0.005			<0.005		0.05
全窒素	mg/L	2.5	2.6	2.4	2.7	2.1	2.8	
全燐	mg/L	0.11	0.17	0.23	0.22	0.19	0.18	
アンモニア性窒素	mg/L	0.22		0.16		0.08		
亜硝酸性窒素	mg/L	0.13		0.03		0.08		
硝酸性窒素	mg/L	2.05		1.82		1.88		
リン酸性リン	mg/L	0.082		0.093		0.149		
塩素イオン	mg/L	33		33		28		
導電率	mS/m	30		30		28		
MBAS	mg/L	<0.05		<0.05		<0.05		
フタル酸ジエチルヘキシル	mg/L							
ニッケル	mg/L							
キリブデン	mg/L							
アンチモン	mg/L							
大腸菌数	個/100ml					520		

注:不検出及び<については、指定された測定方法により測定した結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

公共用水域水質測定結果（北柏橋）

水域名		大堀川						環境基準
		北柏橋						
採水年		25			26			
採水月日		10.15	11.5	12.9	1.14	2.3	3.3	
採水時刻		10:00	10:00	10:00	10:00	10:00	10:00	
臭気		植物性	植物性	植物性	植物性	植物性	植物性	
水温	°C	21.5	16.0	10.0	9.0	9.6	10.1	
透視度	度	30.0以上	30.0以上	30.0以上	30.0以上	30.0以上	30.0以上	
流量	m³/sec	0.83	1.03	0.65	0.25	0.68	0.92	
pH		7.3	7.9	7.5	7.6	7.6	7.6	6.0~8.5
DO	mg/L	7.4	7.0	10.6	11.5	9.6	9.9	2.0
BOD	mg/L	2.0	1.8	2.8	3.1	3.9	2.8	8.0
COD	mg/L	5.4	4.6	4.6	5.6	4.8	3.1	
溶解性COD	mg/L	4.4		3.3		3.1		
SS	mg/L	4	5	2	3	7	7	100
大腸菌群数	MPN/100ml			2.2 × 10³				
n-ヘキサン抽出物質	mg/L			<1				
カドミウム	mg/L	<0.0003		<0.0003		<0.0003		0.003※
シアン	mg/L	<0.1		<0.1		<0.1		不検出
鉛	mg/L	<0.001		<0.001		<0.001		0.01
六価クロム	mg/L	<0.005		<0.005		<0.005		0.05
砒素	mg/L	0.001		<0.001		0.001		0.01
総水銀	mg/L	<0.0005		<0.0005		<0.0005		0.0005
PCB	mg/L							不検出
トリクロロエチレン	mg/L			<0.003				0.03
テトラクロロエチレン	mg/L			<0.001				0.01
四塩化炭素	mg/L			<0.0002				0.002
ジクロロメタン	mg/L			<0.002				0.02
1,2-ジクロロエタン	mg/L			<0.0004				0.004
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L			<0.1				1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L			<0.0006				0.006
1,1-ジクロロエチレン	mg/L			<0.002				0.02
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L			<0.004				0.04
1,3-ジクロロプロベン	mg/L							0.002
チウラム	mg/L							0.006
シマジン	mg/L							0.003
チオベンカルブ	mg/L							0.02
ベンゼン	mg/L			<0.001				0.01
ヤレン	mg/L			<0.001				0.01
フェノール類	mg/L			<0.005				
銅	mg/L			<0.01				
亜鉛	mg/L	0.026			0.027			
溶解性鉄	mg/L			0.1				
溶解性マンガン	mg/L			<0.1				
全クロム	mg/L			<0.02				
ふつ素	mg/L	<0.08		0.09		0.10		0.8
ほう素	mg/L	<0.1		<0.1		<0.1		1
1,4-ジオキサン	mg/L		<0.005			<0.005		0.05
全窒素	mg/L	3.1	3.3	2.3	3.5	3.8	3.3	
全燐	mg/L	0.16	0.23	0.17	0.30	0.24	0.14	
アンチニア性窒素	mg/L	<0.03		<0.03		0.45		
亜硝酸性窒素	mg/L	<0.03		0.06		0.05		
硝酸性窒素	mg/L	2.57		2.27		3.25		
リン酸性リン	mg/L	0.137		0.145		0.156		
塩素イオン	mg/L	37		37		37		
導電率	mS/m	31		35		34		
MBAS	mg/L	<0.05		<0.05		<0.05		
フタル酸ジエチルヘキシル	mg/L							
ニッケル	mg/L							
キリブデン	mg/L							
アンチモン	mg/L							
大腸菌数	個/100ml			510				

注:不検出及び<については、指定された測定方法により測定した結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
※平成23年10月27日に基準値改正(0.01mg/L以下から0.003mg/L以下に改正)

公共用水域水質測定結果（青葉橋、根戸新田）

水域名		大堀川								環境基準 (青葉橋)
		青葉橋				根戸新田				
採水地点		25	26	25	26					環境基準 (青葉橋)
		5.7	8.5	11.5	2.3	5.7	8.5	11.5	2.3	
採水年		25	26	25	26					
採水日		12.30	8.40	8.40	8.40	11.50	9.20	9.25	9.20	
採水時刻										
臭気		腐敗性	芳香性	植物性	植物性	植物性	植物性	植物性	植物性	
水温	°C	21.5	27.2	17.0	8.0	26.3	28.9	17.5	8.6	
透視度	度	30.0以上	30.0以上	30.0以上	30.0以上	30.0以上	30.0以上	30.0以上	30.0以上	
流量	m³/sec	0.98	0.60	0.94	0.54	0.03	0.03	0.41	0.04	
pH		8.0	7.6	8.0	7.5	9.1	9.5	7.9	7.8	6.0~8.5
DO	mg/L	10.4	8.9	9.0	11.1	24.0	18.6	7.8	13.3	2.0
BOD	mg/L	1.9	1.4	1.0	3.5	4.9	1.9	1.9	2.8	8.0
COD	mg/L	3.9	3.5	3.3	3.3	10.0	8.8	4.7	5.4	
溶解性COD	mg/L									
SS	mg/L	4	11	3	11	13	5	3	3	100.0
大腸菌群数	MPN/100ml									
n-ヘキサン抽出物質	mg/L									
カドミウム	mg/L		<0.0003		<0.0003		<0.0003		<0.0003	0.003※
シアン	mg/L		<0.1		<0.1		<0.1		<0.1	不検出
鉛	mg/L		<0.001		<0.001		<0.001		<0.001	0.01
六価クロム	mg/L		<0.005		<0.005		<0.005		<0.005	0.05
砒素	mg/L		0.001		0.001		<0.001		<0.001	0.01
総水銀	mg/L		<0.0005		<0.0005		<0.005		<0.0005	0.0005
PCB	mg/L									不検出
トリクロロエチレン	mg/L						<0.003		<0.003	0.03
テトラクロロエチレン	mg/L						<0.001		<0.001	0.01
四塩化炭素	mg/L									0.002
ジクロロメタン	mg/L						<0.002		<0.002	0.02
1,2-ジクロロエタン	mg/L									0.004
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L						<0.1		<0.1	1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L									0.006
1,1-ジクロロエチレン	mg/L									0.02
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L									0.04
1,3-ジクロロプロパン	mg/L									0.002
チウラム	mg/L									0.006
シマジン	mg/L									0.003
チオベンカルブ	mg/L									0.02
ベンゼン	mg/L									0.01
セレン	mg/L									0.01
フェノール類	mg/L									
銅	mg/L		<0.01				<0.01			
亜鉛	mg/L		0.025				0.011			
溶解性鉄	mg/L		<0.1				<0.1			
溶解性マンガン	mg/L		<0.1				<0.1			
全クロム	mg/L		<0.02				<0.02			
ふつ素	mg/L									0.8
ほう素	mg/L									1
全窒素	mg/L	2.3	2.1	2.9	4.1	4.3	2.2	3.7	4.5	
全燐	mg/L	0.13	0.14	0.10	0.19	0.52	0.42	0.19	0.33	
アンモニア性窒素	mg/L	0.36	0.04	<0.03	0.49	0.79	0.04	<0.03	0.46	
亜硝酸性窒素	mg/L	<0.03	0.07	<0.03	0.06	1.11	0.37	<0.03	<0.03	
硝酸性窒素	mg/L	1.53	1.89	2.88	3.20	1.94	1.01	3.77	3.72	
リン酸性リン	mg/L	0.045	0.100	0.049	0.120	0.481	0.358	0.097	0.325	
塩素イオン	mg/L	20	14	14	28	69	119	30	84	
導電率	mS/m	21	20	25	28	38	62	33	51	
MBAS	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	

注:不検出及び<については、指定された測定方法により測定した結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

※平成23年10月27日に基準値改正(0.01mg/L以下から0.003mg/L以下に改正)

公共用水域水質測定結果（上沼橋）

水域名	大津川						環境基準	
採水地点	上沼橋							
採水年	25							
採水日	4.22	5.7	6.3	7.1	8.5	9.9		
採水時刻	11:00	13:25	11:00	11:00	11:45	10:45		
風向	植物性	植物性	植物性	植物性	植物性	植物性		
水温	°C	14.9	26.7	22.5	25	29.9		
透視度	度	30.0以上	30.0以上	30.0以上	30.0以上	30.0以上		
流量	m³/sec	0.71	1.04	0.61	0.50	0.14		
pH		7.7	8.1	7.7	7.6	7.7		
DO	mg/L	10.5	10.7	8.3	7.0	8.6	8.1	
BOD	mg/L	2.1	4.0	2.8	3.4	3.1	2.5	
COD	mg/L	4.5	7.1	7.3	5.1	5.3	4.8	
溶解性COD	mg/L	4.5		6.6		3.7		
SS	mg/L	4	15	3	4	7	9	
大腸菌群数	MPN/100ml					3.3 × 10⁴		
n-ヘキサン抽出物質	mg/L	<1				<1		
カドミウム	mg/L	<0.0003		<0.0003		<0.0003	0.003※	
シアン	mg/L	<0.1		<0.1		<0.1	不検出	
鉛	mg/L	<0.001		0.001		<0.001	0.01	
六価クロム	mg/L	<0.005		<0.005		<0.005	0.05	
砒素	mg/L	<0.001		<0.001		<0.001	0.01	
総水銀	mg/L	<0.0005		<0.0005		<0.0005	0.0005	
PCB	mg/L					<0.0005	不検出	
トリクロロエチレン	mg/L	<0.003				<0.003	0.03	
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.001				<0.001	0.01	
四塩化炭素	mg/L	<0.0002				<0.0002	0.002	
ジクロロメタン	mg/L	<0.002				<0.002	0.02	
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004				<0.0004	0.004	
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.1				<0.1	1	
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006				<0.0006	0.006	
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002				<0.002	0.02	
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004				<0.004	0.04	
1,3-ジクロロプロパン	mg/L					<0.0002	0.002	
チカラム	mg/L					<0.0006	0.006	
シマジン	mg/L					<0.0003	0.003	
チオベンカルブ	mg/L					<0.002	0.02	
ベンザン	mg/L	<0.001				<0.001	0.01	
ヤレン	mg/L					<0.001	0.01	
フェノール類	mg/L	<0.005				<0.005		
銅	mg/L	<0.01				<0.01		
亜鉛	mg/L		0.007			0.023		
溶解性鉄	mg/L	0.1				<0.1		
溶解性マンガン	mg/L	<0.1				<0.1		
全クロム	mg/L	<0.02				<0.02		
ふつ素	mg/L	0.11		0.11		0.10	0.8	
ほう素	mg/L	0.2		0.3		0.4	1	
1,4-ジオキサン	mg/L		<0.005			<0.005	0.05	
全窒素	mg/L	4.4	5.3	3.9	5.8	3.4	2.0	
全燐	mg/L	0.11	0.28	0.18	0.20	0.22	0.18	
アンモニア性窒素	mg/L	0.48		0.43		0.35		
亜硝酸性窒素	mg/L	0.18		0.05		0.26		
硝酸性窒素	mg/L	3.39		2.40		2.47		
リン酸性リン	mg/L	0.089		0.166		0.177		
塩素イオン	mg/L	50		76		95		
導電率	mS/m	41		50		58		
MBAS	mg/L	<0.05		<0.05		<0.05		
フェノール	mg/L							
ホルムアルデヒド	mg/L							
大腸菌数	個/100ml					250		

注:不検出及び<については、指定された測定方法により測定した結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

※平成23年10月27日に基準値改正(0.01mg/L以下から0.003mg/L以下に改正)

公共用水域水質測定結果（上沼橋）

水域名	大津川						環境基準	
採水地点	上沼橋							
採水年	25			26				
採水日	10.15	11.5	12.9	1.14	2.3	3.3		
採水時刻	10:45	11:10	10:45	10:50	10:53	10:35		
風向	植物性	植物性	植物性	植物性	植物性	植物性		
水温	°C	20.0	17.0	9.8	8.0	11.6	10.3	
透視度	度	30.0以上	30.0以上	30.0以上	30.0以上	30.0以上		
流量	m³/sec	0.50	0.74	0.34	0.19	0.42	0.67	
pH		7.5	8.0	7.7	7.8	7.7	7.6	6.5~8.5
DO	mg/L	8.9	5.3	9.7	10.8	8.6	10.6	5.0
BOD	mg/L	2.5	2.0	5.9	1.6	4.0	3.1	8.0
COD	mg/L	6.0	5.0	4.4	5.4	5.9	3.0	
溶解性COD	mg/L	4.4		4.0		4.1		
SS	mg/L	4	10	12	2	6	8	50
大腸菌群数	MPN/100ml			1.1×10³				
n-ヘキサン抽出物質	mg/L			<1				
カドミウム	mg/L	<0.0003		<0.0003		<0.0003		0.003※
シアン	mg/L	<0.1		<0.1		<0.1		不検出
鉛	mg/L	<0.001		<0.001		<0.001		0.01
六価クロム	mg/L	<0.005		<0.005		<0.005		0.05
砒素	mg/L	<0.001		<0.001		<0.001		0.01
総水銀	mg/L	<0.0005		<0.0005		<0.0005		0.0005
PCB	mg/L							不検出
トリクロロエチレン	mg/L			<0.003				0.03
テトラクロロエチレン	mg/L			<0.001				0.01
四塩化炭素	mg/L			<0.0002				0.002
ジクロロメタン	mg/L			<0.002				0.02
1,2-ジクロロエタン	mg/L			<0.0004				0.004
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L			<0.1				1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L			<0.0006				0.006
1,1-ジクロロエチレン	mg/L			<0.002				0.02
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L			<0.004				0.04
1,3-ジクロロプロパン	mg/L							0.002
チカラム	mg/L							0.006
シマジン	mg/L							0.003
チオベンカルブ	mg/L							0.02
ベンザン	mg/L			<0.001				0.01
ヤレン	mg/L			<0.001				0.01
フェノール類	mg/L			<0.005				
銅	mg/L			<0.01				
亜鉛	mg/L	0.025			0.029			
溶解性鉄	mg/L			<0.1				
溶解性マンガン	mg/L			<0.1				
全クロム	mg/L			<0.02				
ふつ素	mg/L	0.08		<0.08		<0.08		0.8
ほう素	mg/L	0.2		0.3		0.3		1
1,4-ジオキサン	mg/L		<0.005			<0.005		0.05
全窒素	mg/L	6.0	6.1	6.0	6.9	7.6	4.6	
全燐	mg/L	0.27	0.13	0.31	0.32	0.42	0.14	
アンモニア性窒素	mg/L	<0.03		<0.03		1.68		
亜硝酸性窒素	mg/L	<0.03		<0.03		<0.03		
硝酸性窒素	mg/L	5.61		5.98		5.14		
リン酸性リン	mg/L	0.246		0.265		0.355		
塩素イオン	mg/L	96		93		84		
導電率	mS/m	54		56		55		
MBAS	mg/L	<0.05		<0.05		<0.05		
フェノール	mg/L							
ホルムアルデヒド	mg/L							
大腸菌数	個/100ml			390				

注:不検出及び<については、指定された測定方法により測定した結果が当該方法の定量限界を下回ること

※平成23年10月27日に基準値改正(0.01mg/L以下から0.003mg/L以下に改正)

公共用海域水質測定結果（芦川橋、増尾橋）

水域名		大津川								環境基準 (芦川橋)
		芦川橋				増尾橋				
採水地点		25	26		25	26				
採水年		25	26		25	26				
採水日		5.7	8.5	11.15	2.3	5.7	8.5	11.5	2.3	
採水時刻		15:10	10:15	10:20	9:50	14:00	13:20	11:55	11:38	
臭気		無臭	植物性	植物性	植物性	魚貝臭	植物性	植物性	植物性	
水温	°C	19.3	27.8	16.6	13.0	22.2	29.2	19.0	15.6	
透視度	度	30.0以上	30.0以上	30.0以上	30.0以上	30.0以上	30.0以上	30.0以上	30.0以上	
流量	m³/sec	0.20	0.18	0.74	0.09	0.03	0.00	0.07	0.03	
pH		8.3	7.7	8.0	7.9	8.2	9.5	8.2	8.6	6.5~8.5
DO	mg/L	9.9	8.7	9.1	8.8	14.9	15.0	12.0	25.1	5.0
BOD	mg/L	4.9	5.3	2.3	5.8	6.3	1.4	3.0	3.8	5.0
COD	mg/L	5.6	6.0	4.0	5.7	10.0	9.3	6.0	10	
溶解性COD	mg/L									
SS	mg/L	6	9	5	2	29	11	1	15	50
大腸菌群数	MPN/100ml									
n-ヘキサン抽出物質	mg/L									
カドミウム	mg/L		<0.0003		<0.0003		<0.0003		<0.0003	0.003※
シアン	mg/L		<0.1		<0.1		<0.1		<0.1	不検出
鉛	mg/L		<0.001		<0.001		<0.001		<0.001	0.01
六価クロム	mg/L		<0.005		<0.005		<0.005		<0.005	0.05
砒素	mg/L		0.001		0.001		<0.001		<0.001	0.01
総水銀	mg/L		<0.0005		<0.0005		<0.0005		<0.0005	0.0005
PCB	mg/L									不検出
トリクロロエチレン	mg/L		<0.003		<0.003					0.03
テトラクロロエチレン	mg/L		<0.001		<0.001					0.01
四塩化炭素	mg/L									0.002
ジクロロメタン	mg/L									0.02
1,2-ジクロロエタン	mg/L									0.004
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L		<0.1		<0.1					1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L									0.006
1,1-ジクロロエチレン	mg/L									0.02
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L									0.04
1,3-ジクロロプロパン	mg/L									0.002
チウラム	mg/L									0.006
シマジン	mg/L									0.003
チオベンカルブ	mg/L									0.02
ベンゼン	mg/L									0.01
セレン	mg/L									0.01
フェノール類	mg/L									
銅	mg/L		<0.01				<0.01			
亜鉛	mg/L		0.008				0.013			
溶解性鉄	mg/L		<0.1				<0.1			
溶解性マンガン	mg/L		<0.1				<0.1			
全クロム	mg/L		<0.02				<0.02			
ふつ素	mg/L									0.8
ほう素	mg/L									1
全窒素	mg/L	7.4	5.4	8.5	8.7	8.3	6.5	6.3	8.4	
全燐	mg/L	0.51	0.50	0.24	0.65	0.54	0.27	0.16	0.42	
アンモニア性窒素	mg/L	1.76	1.31	<0.03	2.76	0.55	<0.03	<0.03	0.34	
亜硝酸性窒素	mg/L	<0.03	0.43	<0.03	<0.03	0.11	0.5	<0.03	1.04	
硝酸性窒素	mg/L	4.79	3.72	8.51	4.57	4.83	4.64	6.26	4.79	
リン酸性リン	mg/L	0.47	0.45	0.15	0.53	0.40	0.167	0.14	0.306	
塩素イオン	mg/L	25	24	21	31	907	2170	673	2410	
導電率	mS/m	34	37	37	39	346	598	221	646	
MBAS	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.14	

注:不検出及び<については、指定された測定方法により測定した結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

※平成23年10月27日に基準値改正(0.01mg/L以下から0.003mg/L以下に改正)

※増尾橋には環境基準は適用されない。

公共用水域水質測定結果(大宮橋、組合下)

水域名	単位	大津川				金山落				環境基準 (組合下)
		大宮橋				組合下		25		
採水年		25		26		25		26		
採水月日		5.7	8.5	11.5	2.3		5.7	8.5	11.5	2.3
採水時刻		14:40	9:40	9:45	9:10		15:45	11:02	11:00	10:55
臭気		植物性	無臭	土臭	植物性		植物性	無臭	植物性	植物性
水温	°C	19.6	25.2	15.8	10.9		17.1	25.2	16.3	14.8
透視度	度	30.0以上	30.0以上	30.0以上	30.0以上		30.0以上	30.0以上	30.0以上	30.0以上
流量	m³/sec	0.05	0.09	0.09	0.03		0.00	0.00	0.03	0.04
pH		8.0	7.8	8.0	7.7		8.2	7.8	8.0	8.2
DO	mg/L	9.1	10.8	8.1	8.4		8.6	12.1	7.9	8.8
BOD	mg/L	2.8	4.7	2.9	6.3		<0.5	2.9	1.2	1.9
COD	mg/L	5.2	7.0	4.5	6.1		2.1	2.6	4.2	3.7
溶解性COD	mg/L									
SS	mg/L	3	6	<1	3		1	4	2	4
大腸菌群数	MPN/100ml									25
n-ヘキサン抽出物質	mg/L									5000
カドミウム	mg/L		<0.0003		<0.0003		<0.0003		<0.0003	0.003※
シアン	mg/L		<0.1		<0.1		<0.1		<0.1	不検出
鉛	mg/L		0.001		<0.001		<0.001		<0.001	0.01
六価クロム	mg/L		<0.005		<0.005		<0.005		<0.005	0.05
砒素	mg/L		0.001		0.001		<0.001		<0.001	0.01
総水銀	mg/L		<0.0005		<0.0005		<0.0005		<0.0005	0.0005
PCB	mg/L									不検出
トリクロロエチレン	mg/L		<0.003		<0.003					0.03
テトラクロロエチレン	mg/L		<0.001		<0.001					0.01
四塩化炭素	mg/L									0.002
ジクロロメタン	mg/L									0.02
1,2-ジクロロエタン	mg/L									0.004
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L		<0.1		<0.1					1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L									0.006
1,1-ジクロロエチレン	mg/L									0.02
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L									0.04
1,3-ジクロロプロペン	mg/L									0.002
チウラム	mg/L									0.006
シマジン	mg/L									0.003
チオベンカルブ	mg/L									0.02
ベンゼン	mg/L									0.01
ナレン	mg/L									0.01
フェノール類	mg/L									
銅	mg/L		<0.01				<0.01			
亜鉛	mg/L		0.011				0.007			
溶解性鉄	mg/L		<0.1				<0.1			
溶解性マンガン	mg/L		<0.1				<0.1			
全クロム	mg/L		<0.02				<0.02			
ふつ素	mg/L									0.8
ほう素	mg/L									1
全窒素	mg/L	7.1	4.9	6.3	8.2		1.7	1.9	2.1	2.4
全燐	mg/L	0.2	0.54	0.17	0.63		0.062	0.1	0.073	0.079
アンモニア性窒素	mg/L	1.43	1.07	<0.03	2.83		0.07	<0.03	<0.03	0.27
亜硝酸性窒素	mg/L	<0.03	0.60	<0.03	<0.03		<0.03	<0.03	<0.03	0.25
硝酸性窒素	mg/L	4.72	3.21	6.34	4.59		1.28	1.90	2.17	1.95
リン酸性リン	mg/L	0.16	0.467	0.15	0.54		0.033	0.083	0.017	0.045
塩素イオン	mg/L	32	31	20	32		48	91	17	46
導電率	mS/m	37	40	40	40		54	95	35	55
MBAS	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05		<0.05	<0.05	<0.05	<0.05

注:不検出及び<については、指定された測定方法により測定した結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

※平成23年10月27日に基準値改正(0.01mg/L以下から0.003mg/L以下に改正)

公共用水域水質測定結果（染井新橋、工業団地下）

水域名	採水地点	染井新橋								染井落			
		染井新橋				工業団地下				染井落		工業団地下	
採水年		25	26		25	26		25	26		25	26	
採水月日		5.7	8.5	11.5	2.3		5.7	8.5	11.5		5.7	8.5	
採水時刻		16:55	14:20	12:45	12:35		16:20	11:39	12:00		16:20	11:39	
臭気		植物性	植物性	植物性	植物性		植物性	無臭	十皇		植物性	無臭	
水温	°C	18.2	29.8	24.0	16.2		19.2	29.5	18.4		18.2	29.5	
透視度	度	30.0以上	30.0以上	30.0以上	30.0以上		30.0以上	30.0以上	30.0以上		30.0以上	30.0以上	
流量	m³/sec	0.41	0.02	0.13	0.09		0.02	0.02	0.02		0.02	0.02	
pH		8.2	8.4	8.0	8.2		8.3	8.1	8.0		8.2	8.1	
DO	mg/L	12.0	12.0	14.6	15.5		12.8	10.5	8.2		10.5	8.2	
BOD	mg/L	6.0	4.2	1.3	1.7		3.5	3.3	1.3		3.3	1.3	
COD	mg/L	10.0	7.7	6.3	5.5		6	6.2	4.4		6.2	4.4	
溶解性COD	mg/L	4.2	6.3	3.0	4.5		5.9	4.8	1.7		4.8	1.7	
SS	mg/L	31	21	4	7		5	6	1		6	1	
大腸菌群数	MPN/100ml			2.4 × 10⁴				9.2 × 10⁵	2.3 × 10⁴				
n-ヘキサン抽出物質	mg/L			<1				<1	<1				
カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003		<0.0003	<0.0003	<0.0003		<0.0003	<0.0003	
シアン	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1		<0.1	<0.1	<0.1		<0.1	<0.1	
鉛	mg/L	0.001	<0.001	<0.001	0.001		<0.001	0.001	0.002		0.001	0.002	
六価クロム	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005		<0.005	<0.005	<0.005		<0.005	<0.005	
砒素	mg/L	0.001	0.001	<0.001	<0.001		<0.001	<0.001	0.001		0.001	<0.001	
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		<0.0005	<0.0005	<0.0005		<0.0005	<0.0005	
PCB	mg/L			<0.0005				<0.0005	<0.0005			<0.0005	
トリクロロエチレン	mg/L			<0.003	<0.003			0.003	0.006			0.003	
テトラクロロエチレン	mg/L			<0.001	<0.001			<0.001	<0.001			<0.001	
四塩化炭素	mg/L			<0.0002				<0.0002	<0.0002			<0.0002	
ジクロロメタン	mg/L			<0.002				<0.002	<0.002			<0.002	
1,2-ジクロロエタン	mg/L			<0.0004				<0.0004	<0.0004			<0.0004	
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L			<0.1	<0.1			<0.1	<0.1			<0.1	
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L			<0.0006				<0.0006	<0.0006			<0.0006	
1,1-ジクロロエチレン	mg/L			<0.002				<0.002	0.003			<0.002	
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L			<0.004				<0.004	<0.004			<0.004	
1,3-ジクロロプロパン	mg/L			<0.0002				<0.0002	<0.0002			<0.0002	
チウラム	mg/L			<0.0006				<0.0006	<0.0006			<0.0006	
シマジン	mg/L			<0.0003				<0.0003	<0.0003			<0.0003	
チオベンカルブ	mg/L			<0.002				<0.002	<0.002			<0.002	
ベンゼン	mg/L			<0.001				<0.001	<0.001			<0.001	
セレン	mg/L			<0.001				<0.001	<0.001			<0.001	
フェノール類	mg/L			<0.005				<0.005	<0.005			<0.005	
銅	mg/L			<0.01				<0.01	<0.01			<0.01	
亜鉛	mg/L			0.009				0.022	0.029			0.022	
溶解性鉄	mg/L			<0.1				<0.1	0.1			<0.1	
溶解性マンガン	mg/L			<0.1				<0.1	<0.1			<0.1	
全クロム	mg/L			<0.02				<0.02	<0.02			<0.02	
ふつ素	mg/L	0.18	0.15	0.11	0.09		0.15	1.6	0.19		0.19	0.19	
四フッ素	mg/L	<0.1	0.1	<0.1	<0.1		<0.1	<0.1	<0.1		<0.1	<0.1	
1,4-ジオキサン	mg/L			<0.005				<0.005	<0.005			<0.005	
全窒素	mg/L	5.1	1.8	3.8	6.5		4.1	3.3	4.0		4.1	3.3	
全燐	mg/L	0.16	0.14	0.12	0.22		0.52	0.60	0.37		0.45	0.37	
アンチニア性窒素	mg/L	0.20	0.27	<0.03	0.48		1.4	0.76	<0.03		0.87	0.76	
亜硝酸性窒素	mg/L	0.05	0.03	<0.03	0.23		0.28	0.07	<0.03		<0.03	<0.03	
硝酸性窒素	mg/L	1.12	1.16	3.81	5.66		1.34	2.51	3.8		2.90	3.8	
リン酸性リン	mg/L	0.07	0.037	0.036	0.17		0.44	0.45	0.087		0.352	0.087	
塩素イオン	mg/L	35	37	31	39		107	110	80		72	80	
導電率	mS/m	28	33	40	40		62	71	55		49	55	
MBAS	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05		<0.05	<0.05	<0.05		<0.05	<0.05	
FPN	mg/L			<0.0006				<0.0006	<0.0006			<0.0006	
フェノール	mg/L												
ホルムアルデヒド	mg/L												
クロロホルム	mg/L												
トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L			<0.004				<0.004	<0.004			<0.004	
1,2-ジクロロプロパン	mg/L			<0.006				<0.006	<0.006			<0.006	
ロジクロロベンゼン	mg/L			<0.02				<0.02	<0.02			<0.02	
イソキサチオノン	mg/L			<0.0008				<0.0008	<0.0008			<0.0008	
ダイアジノン	mg/L			<0.0005				<0.0005	<0.0005			<0.0005	
フェニトロチオノン	mg/L			<0.0003				<0.0003	<0.0003			<0.0003	
イソブロチオラン	mg/L			<0.004				<0.004	<0.004			<0.004	
オキシン鋼	mg/L			<0.004				<0.004	<0.004			<0.004	
クロロタロニル	mg/L			<0.005				<0.005	<0.005			<0.005	
プロピサミド	mg/L			<0.0008				<0.0008	<0.0008			<0.0008	
ジクロルボス	mg/L			<0.0008				<0.0008	<0.0008			<0.0008	
フェノブカルブ	mg/L			<0.003				<0.003	<0.003			<0.003	
イブロベンホス	mg/L			<0.0008				<0.0008	<0.0008			<0.0008	
クロルニトロフェン	mg/L			<0.0001				<0.0001	<0.0001			<0.0001	
トルエン	mg/L			<0.06				<0.06	<0.06			<0.06	
キシリソ	mg/L			<0.04				<0.04	<0.04			<0.04	
大腸菌数	個/100ml			160				360	110			360	

注:不検出及びくについては、指定された測定方法により測定した結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

※平成23年10月27日に基準値改正(0.01mg/L以下から0.003mg/L以下に改正)

(8) 手賀沼

ア 概要

手賀沼は、印旛沼とともに千葉県を代表する湖沼であり、千葉県北西部に位置する細長い沼です。また、手賀沼の周辺は風光明媚なことから、昭和27年10月には自然公園法に基づき、手賀沼、印旛沼及びその周辺を含めた66.06km²が県立印旛手賀自然公園として指定されています。

手賀沼の概況

面 積	約 6.5 km ²
周 囲	約 38.0 km
標 高	2.5 m (沼面)
水 深	平均 0.86 m, 最深3.8 m
湛 水 量	約560万m ³
流 域 面 積	約150 km ²
流 域 人 口	約51.3万人
流 域 市 町 村	柏市、我孫子市、流山市、松戸市、鎌ヶ谷市、印西市、白井市
流 入 河 川	大津川、大堀川、金山落、亀成川、染井入落

イ 現況

手賀沼の水質調査は、千葉県が3地点（根戸下、沼中央、布佐下）及び本市が1地点（下手賀沼中央）で実施しています（環境基準点は沼中央）。

手賀沼は、環境省（旧環境庁）が全国の水質汚濁状況の調査結果を公表し始めた昭和49年度から平成12年度まで、27年連続で全国湖沼の水質のワーストとなっていましたが、湖沼水質保全計画による下水道の整備、北千葉導水事業などの対策、さらには手賀沼の汚濁要因の5割を占める生活排水の対策として、台所での三角コーナーやろ紙袋の利用などの「家庭でできる浄化対策」の実践促進などにより水質は大幅に改善してきており、平成25年度の沼中央のCOD75%値は10mg/Lでした。

しかし、依然として環境基準5mg/Lを超える値を示しているため、今後も水質の改善に向けて対策を推進していきます。

ウ 手賀沼水質浄化対策

(ア) 千葉県及び流域市村の共同事業

手賀沼の水質を浄化するため、千葉県及び流域市により手賀沼水環境保全協議会を組織し、経費を分担しながら次の浄化事業を実施しています。

- a 水環境創造事業
- b 水生植物再生活用事業
- c 河川浄化施設（りん除去施設）による排水路浄化事業
- d 都市排水路浄化施設
- e その他

(イ) 国(国土交通省)の事業

国で実施している北千葉導水事業の目的は次に示すとおりです。

- a 手賀沼流域などの水害防止の内水排除
- b 東京都、埼玉県及び千葉県民約670万人分の都市用水の確保
- c 手賀沼等の水質浄化(浄化用水、最大毎秒10トンの注水)

この事業は、昭和49年に建設に着手して、26年間を要し平成11年度に完成しました。

平成12年度から本格稼動になり手賀沼の浄化に大きな効果を上げています。

手賀沼水質 年平均値の経年変化

(単位: mg/L)

年 度	地 点	環境基準	17年	18年	19年	20年	21年	22年	22年	23年	24年	25年
C O D	根戸下	5以下	5.4	5.1	5.5	5.4	5.5	5.7	5.7	6.3	6.4	6.1
	手賀沼中央		8.2	7.9	8.4	8.2	8.6	8.9	8.9	9.3	9.6	9.5
			(9.3)	(9.6)	(9.7)	(9.1)	(10)	(9.6)	(9.6)	(10)	(11)	(10)
	布佐下		7.9	8.9	8.6	8.7	8.1	9.0	9.0	9.0	10	8.2
全窒素	下手賀沼中央	1以下	10	10	9.0	10	9.3	9.7	9.7	11	11	11
	根戸下		3.0	3.3	3.0	3.1	2.7	2.8	2.8	2.7	2.7	2.7
	手賀沼中央		2.8	2.9	2.5	2.6	2.4	2.5	2.5	2.3	2.3	2.4
	布佐下		2.6	2.8	2.4	2.4	2.3	2.4	2.4	2.2	2.2	2.4
全リン	下手賀沼中央	0.1以下	3.2	3.7	2.8	3.7	3.9	3.5	3.5	3.2	3.2	3.3
	根戸下		0.14	0.13	0.16	0.13	0.13	0.14	0.14	0.14	0.15	0.14
	手賀沼中央		0.17	0.15	0.16	0.15	0.14	0.16	0.16	0.16	0.18	0.16
	布佐下		0.16	0.16	0.16	0.15	0.14	0.16	0.16	0.14	0.18	0.15
	下手賀沼中央		0.15	0.14	0.097	0.14	0.17	0.13	0.13	0.15	0.17	0.17

注: 手賀沼中央の()は75パーセント値

注: 根戸下、手賀沼中央及び布佐下は千葉県公共用水域水質測定結果より

公共用水域水質測定結果（下手賀沼中央）

水域名	手賀沼						環境基準
	下手賀沼中央						
採水地点	25						
採水年	4 25	5 10	6 3	7 1	8 12	9 9	
採水日	12:00	10:30	12:10	12:00	11:00	12:00	
採水時刻							
臭気	植物性臭	植物性臭	植物性臭	植物性臭	植物性臭	植物性臭	
水温	°C	17.4	20.5	24.2	25.2	29.5	26.3
透視度	度	21.2	11.6	8.8	10.2	9.5	11.0
流量	m ³ /sec						
pH		9.1	7.8	8.7	8.7	9.0	6.5~8.5
DOD	mg/L	14.5	13.2	13.1	10.1	7.8	13.5
BOD	mg/L	6.3	10	5.4	6.9	2.9	5.1
COD	mg/L	10	12	16	12	12	14
溶解性COD	mg/L	6.9		9.0		8.8	
SS	mg/L	25	25	29	12	29	52
大腸菌群数	MPN/100mL					1.7 × 10 ⁴	
n-ヘキサン抽出物質	mg/L	<1			<1		
カドミウム	mg/L	<0.0003		<0.0003		<0.0003	0.003※
シアン	mg/L	<0.1		<0.1		<0.1	不検出
鉛	mg/L	<0.001		0.001		<0.001	0.01
六価クロム	mg/L	<0.005		<0.005		<0.005	0.05
砒素	mg/L	<0.001		0.001		0.001	0.01
総水銀	mg/L	<0.0005		<0.0005		<0.0005	0.0005
PCB	mg/L					<0.0005	不検出
トリクロロエチレン	mg/L	<0.003			<0.003		0.03
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.001			<0.001		0.01
四塩化炭素	mg/L	<0.0002			<0.0002		0.002
ジクロロメタン	mg/L	<0.002			<0.002		0.02
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004			<0.0004		0.004
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.1			<0.1		1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006			<0.0006		0.006
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002			<0.002		0.02
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004			<0.004		0.04
1,3-ジクロロプロペン	mg/L				<0.0002		0.002
チウラム	mg/L				<0.0006		0.006
シマジン	mg/L				<0.0003		0.003
チオベンカルブ	mg/L				<0.002		0.02
ベンゼン	mg/L	<0.001			<0.001		0.01
セレン	mg/L				<0.001		0.01
フェノール類	mg/L	<0.005			<0.005		
銅	mg/L	<0.01			<0.01		
亜鉛	mg/L		0.004			0.004	
溶解性鉄	mg/L	<0.1			<0.1		
溶解性マンガン	mg/L	<0.1				0.2	
F PN	mg/L						
全クロム	mg/L	<0.02			<0.02		
ふつ素	mg/L	0.08	0.20	0.23			0.8
ほう素	mg/L	<0.1		<0.1		<0.1	1
1,4-ジオキサン	mg/L			<0.005		<0.005	0.05
全窒素	mg/L	2.7	5.5	2.0	2.2	1.3	2.7
全燐	mg/L	0.12	0.19	0.24	0.22	0.27	0.32
アンモニア性窒素	mg/L	<0.03		0.12		0.39	
亜硝酸性窒素	mg/L	0.05		0.04		<0.03	
硝酸性窒素	mg/L	1.22		<0.03		<0.03	
リン酸性リン	mg/L	0.051		0.056		0.141	
塩素イオン	mg/L	16		27		24	
導電率	mS/m	26		32		32	
MBAS	mg/L	<0.05		<0.05		<0.05	
フタル酸ジエチルヘキ	mg/L						
フェノール	mg/L					<0.001	
ホルムアルデヒド	mg/L					<0.1	
クロロフィルa	mg/L	38	31	62	68	32	64
プランクトン	個/mL	11742	19614	25390	30100	25280	37230
下層DOD	mg/L	12.0	8.3	9.4	9.4	7.2	10.4
大腸菌数	個/100mL					3	

注：不検出とは、指定された測定方法により測定した結果が、当該方法の定量限界を下回ることをいう。

公共用水域水質測定結果（下手賀沼中央）

水域名	採水地点	下手賀						環境基準
		下手賀沼中央						
採水年	25			26				
	10.15	11.5	12.9	1.14	2.3	3.3		
採水日時	12:00	14:15	12:30	12:30	14:00	12:30		
臭気	植物性臭	植物性臭	植物性臭	植物性臭	植物性臭	植物性臭		
水温	°C	21.1	17.7	8.8	5.0	8.5	8.9	
透視度	度	7.6	15.4	18.8	15.8	13.8	15.2	
流量	m³/sec							
pH		8.8	8.2	9.0	9.0	8.7	8.3	6.5~8.5
D0	mg/l	12.6	7.3	18.5	18.4	21.1	12.7	5
BOD	mg/l	6.0	3.1	4.8	4.4	7.1	3.2	
COD	mg/l	14	7.1	5.6	9.3	11	5.3	5
溶解性COD	mg/l	6.8		4.1		4.1		
SS	mg/l	47	13	8	26	39	31	15
大腸菌群数	MPN/100ml			9.4×10^2				
n-ヘキサン抽出物質	mg/l			<1				
カドミウム	mg/l	<0.0003		<0.0003		<0.0003		0.003※
シアン	mg/l	<0.1		<0.1		<0.1		不検出
鉛	mg/l	<0.001		<0.001		<0.001		0.01
六価クロム	mg/l	<0.005		<0.005		<0.005		0.05
砒素	mg/l	0.001		<0.001		<0.001		0.01
総水銀	mg/l	<0.0005		<0.0005		<0.0005		0.0005
PCB	mg/l							不検出
トリクロロエチレン	mg/l			<0.003				0.03
テトラクロロエチレン	mg/l			<0.001				0.01
四塩化炭素	mg/l			<0.0002				0.002
ジクロロメタン	mg/l			<0.002				0.02
1,2-ジクロロエタン	mg/l			<0.0004				0.004
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l			<0.1				1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l			<0.0006				0.006
1,1-ジクロロエチレン	mg/l			<0.002				0.02
シス-1,2-ジクロロエチル	mg/l			<0.004				0.04
1,3-ジクロロプロペン	mg/l							0.002
チウラム	mg/l							0.006
シマジン	mg/l							0.003
チオベンカルブ	mg/l							0.02
ベンゼン	mg/l			<0.001				0.01
セレン	mg/l			<0.001				0.01
フェノール類	mg/l			<0.005				
銅	mg/l			<0.01				
亜鉛	mg/l	0.021			0.011			
溶解性鉄	mg/l			<0.1				
溶解性マンガン	mg/l			<0.1				
F P N	mg/l							
全クロム	mg/l			<0.02				
ふつ素	mg/l	0.12		0.10	0.08			0.8
ほう素	mg/l	<0.1		<0.1	<0.1			1
1,4-ジオキサン	mg/l			<0.005		<0.005		0.05
全窒素	mg/l	2.7	3.7	3.4	4.3	4.9	4.2	
全燐	mg/l	0.22	0.083	0.090	0.10	0.094	0.12	
アンモニア性窒素	mg/l	<0.03		<0.03		0.27		
亜硝酸性窒素	mg/l	<0.03		0.05		0.10		
硝酸性窒素	mg/l	1.18		3.24		2.64		
リン酸性リン	mg/l	0.077		0.026		0.085		
塩素イオン	mg/l	17		23		24		
導電率	mS/m	34		35		32		
MBAS	mg/l	<0.05		<0.05		<0.05		
クロロホルム	mg/l							
フェノール	mg/l							
ホルムアルデヒド	mg/l							
クロロフィルa	mg/l	93	21	26	36	46	29	
プランクトン	個/ml	48920	16150	15590	32765	58640	18360	
下層D0	mg/l	10.4	7.0	17.4	15.8	18.9	12.3	
大腸菌数	個/100ml			<1				

注：不検出とは、指定された測定方法により測定した結果が、当該方法の定量限界を下回ることをいう。

2 地下水汚染

(1) 地下水汚染調査の経緯

昭和63年10月と平成元年3月にトリクロロエチレン等使用事業場内及び周辺井戸の地下水を調査した結果、6地区10本の井戸から「千葉県地下水汚染防止対策指導要綱」の地下水の水質に係る基準値を超過するトリクロロエチレン等が検出されました。

平成元年10月、水質汚濁防止法の改正（平成元年10月1日施行）により、水質測定計画に基づく地下水の水質測定が義務づけられたため、同計画に基づく概況調査として、市内を2kmメッシュに区分し12本の井戸で調査を実施しましたが、全地点でトリクロロエチレン等は検出されませんでした。（平成4年度以降は1kmで実施）

以降、概況調査や公募による簡易測定等の調査で、次のとおり汚染が確認されています。

平成25年度までに確認された地下水汚染（地区別）

汚染地区名		汚染判明年月・順位		主な汚染物質	井戸数	備 考
1	明原三丁目	平成16年11月	58	硝酸性窒素	1本	概況調査
2	あけぼの三丁目	平成3年8月	8	PCE	1本	周辺再調査
3	旭町	平成13年8月	26	硝酸性窒素	1本	概況調査
4	旭町5丁目	平成18年11月	69	硝酸性窒素	1本	概況調査
5	東1丁目	平成18年2月	65	PCE	1本	概況調査
6	泉	平成13年11月	32	硝酸性窒素	1本	概況調査
7	泉	平成20年11月	73	硝酸性窒素	1本	概況調査
8	岩井	平成15年11月	47	硝酸性窒素	1本	概況調査
9	大青田	平成12年7・12月	23	TCE, PCE, DCE, TCM	11本	自主検査、周辺調査
10	大青田	平成15年11月	41	硝酸性窒素	1本	概況調査
11	大青田	平成23年11月	78	硝酸性窒素	1本	概況調査
12	大青田	平成24年11月	80	硝酸性窒素	1本	概況調査
13	大井	平成14年11月	35	硝酸性窒素	1本	概況調査
14	大島田	平成15年11月	49	硝酸性窒素	1本	概況調査
15	大島田	平成17年3月	62	TCE, PCE, c -1, 2-DCE	12本	旧沼南町より引継ぎ
16	大室	平成13年11月	25	硝酸性窒素	1本	概況調査
17	五條谷	平成13年11月	29	硝酸性窒素	1本	概況調査
18	五條谷	平成14年11月	36	硝酸性窒素	1本	概況調査
19	五條谷	平成19年11月	72	硝酸性窒素	1本	概況調査
20	五條谷	平成15年11月	48	硝酸性窒素	1本	概況調査
21	逆井字鴻ノ巣	平成元年3月	6	TCE	5本	周辺調査
22	逆井字宮田島	平成4年11月	13	TCE, PCE	2本	公募による調査
23	逆井字小新山	平成4年11月	14	PCE	3本	公募による調査
24	逆井	平成15年11月	43	硝酸性窒素	1本	概況調査

25	逆井	平成 22 年 11 月	75	硝酸性窒素	1 本	概況調査
26	逆井 5 丁目	平成 18 年 11 月	66	TCE	1 本	概況調査
27	篠籠田	平成 15 年 11 月	42	硝酸性窒素	1 本	概況調査
28	宿連寺	平成 3 年 8 月	9	P C E	3 本	周辺再調査, 汚染機構解明調査
29	高田字中ノ台	平成 元年 3 月	5	TCE, PCE, MC	3 本	周辺調査
30	高田字上野台子	平成 3 年 8 月	10	TCE, PCE, MC	1 本	周辺再調査
31	高田	平成 16 年 5 月	55	1, 4-ジオキサン	7 本	周辺調査
32	高柳	平成 13 年 11 月	30	硝酸性窒素	2 本	概況調査
33	高柳	平成 15 年 11 月	50	硝酸性窒素	1 本	概況調査
34	中央一丁目	平成 7 年 3 月	20	T C E	1 本	継続監視
35	中央二丁目	平成 元年 3 月	2	P C E	1 本	周辺調査
36	塚崎	平成 17 年 11 月	61	TCE, PCE, c -1, 2-DCE	1 1 本	旧沼南町より引継ぎ
37	手賀	平成 13 年 11 月	33	硝酸性窒素	2 本	概況調査
38	手賀	平成 14 年 11 月	39	硝酸性窒素	1 本	概況調査
39	手賀	平成 16 年 11 月	60	硝酸性窒素	1 本	概況調査
40	常盤台	平成 3 年 8 月	11	P C E	1 本	周辺再調査
41	戸張	平成 13 年 11 月	27	硝酸性窒素	1 本	概況調査
42	十余二・若柴	平成 2 年 11 月	7	P C E	9 本	概況調査
43	西原四丁目	平成 元年 3 月	3	P C E	2 本	周辺調査
44	花野井	平成 4 年 11 月	12	P C E	1 本	公募による調査
45	花野井	平成 16 年 3 月	54	T C E	1 本	土壤汚染対策法関係調査
46	花野井	平成 16 年 11 月	57	硝酸性窒素	1 本	概況調査
47	光ヶ丘二丁目	平成 5 年 3 月	17	P C E	1 本	公募による調査
48	光ヶ丘四丁目	平成 11 年 11 月	22	硝酸性窒素	1 本	概況調査
49	藤ヶ谷	平成 13 年 11 月	31	硝酸性窒素	1 本	概況調査
50	藤ヶ谷	平成 14 年 11 月	37	硝酸性窒素	2 本	概況調査
51	藤ヶ谷	平成 15 年 11 月	51	硝酸性窒素	1 本	概況調査
52	藤ヶ谷	平成 24 年 11 月	81	硝酸性窒素	1 本	概況調査
53	藤ヶ谷新田	平成 14 年 11 月	38	硝酸性窒素	1 本	概況調査
54	藤ヶ谷新田	平成 15 年 11 月	52	硝酸性窒素	1 本	概況調査
55	藤ヶ谷新田	平成 25 年 11 月	82	硝酸性窒素	1 本	概況調査
56	藤心字鰐口山	平成 元年 3 月	4	P C E	1 本	周辺調査
57	藤心字天神前	平成 5 年 12 月	18	T C E, 鉛, D C E	1 本	概況調査
58	布施	平成 6 年 3 月	19	T C E	1 本	継続監視

59	布施	平成 13 年 1 月	24	硝酸性窒素	1 本	概況調査
60	布施	平成 18 年 2 月	64	硝酸性窒素	2 本	概況調査
61	布施	平成 22 年 11 月	76	硝酸性窒素	1 本	概況調査
62	布施	平成 25 年 11 月	83	硝酸性窒素	1 本	概況調査
63	布施下	平成 9 年 11 月	21	砒素	2 本	概況調査
64	布瀬	平成 14 年 11 月	40	硝酸性窒素	1 本	概況調査
65	布瀬	平成 16 年 11 月	59	硝酸性窒素	1 本	概況調査
66	船戸	平成 14 年 11 月	34	硝酸性窒素	2 本	概況調査
67	船戸	平成 16 年 11 月	56	硝酸性窒素	1 本	概況調査
68	船戸	平成 18 年 2 月	63	硝酸性窒素	1 本	概況調査
69	船戸	平成 19 年 11 月	70	硝酸性窒素	1 本	概況調査
70	船戸	平成 22 年 11 月	77	硝酸性窒素	1 本	概況調査
71	船戸山高野	平成 20 年 11 月	74	硝酸性窒素	1 本	概況調査
72	増尾 2 丁目	平成 19 年 11 月	71	硝酸性窒素	1 本	概況調査
73	松葉町六丁目	平成 16 年 1 月	53	c -1, 2-DCE	1 本	土壤汚染対策法関係調査
74	南柏一丁目	平成 元 年 3 月	1	P C E	2 本	汚染物質使用事業場及び周辺調査
75	南逆井六丁目	平成 4 年 11 月	15	T C E	2 本	公募による調査
76	南逆井七丁目	平成 23 年 11 月	79	硝酸性窒素	1 本	概況調査
77	南増尾	平成 4 年 11 月	16	T C E, P C E	4 本	公募による調査
78	南増尾七丁目	平成 13 年 11 月	28	硝酸性窒素	1 本	概況調査
79	南増尾 4 丁目	平成 18 年 11 月	67	硝酸性窒素	1 本	概況調査
80	柳戸	平成 15 年 11 月	44	硝酸性窒素	1 本	概況調査
81	若白毛	平成 15 年 11 月	45	硝酸性窒素	1 本	概況調査
82	若柴	平成 18 年 11 月	68	硝酸性窒素	1 本	概況調査
83	鷺野谷	平成 15 年 11 月	46	硝酸性窒素	1 本	概況調査
					151 本	

(注) 1. T C E : トリクロロエチレン, P C E : テトラクロロエチレン, MC : 1, 1, 1-ト

リクロロエタン, D C E : 1, 1-ジクロロエチレン, T C M : 四塩化炭素, C - 1, 2
-D C E : シス - 1, 2-ジクロロエチレン

2. 汚染井戸数は、平成 26 年 3 月 31 日までに地下水の環境基準を超過したことのある井戸本数。

3. 汚染判明順位は、地下水汚染が確認された順番。

(2) 平成 25 年度の地下水汚染調査

水質汚濁防止法第 16 条の規定により、千葉県の区域に属する地下水の水質を常時監視するために行う水質の測定です。

ア 調査区分

(ア) 概況調査

柏市全域の地下水質の状況を把握するために実施する調査。この調査は、定点観測、移動観測及び発生源監視に分けられる。

(イ) 要監視項目調査

要監視項目を対象として、県下の地下水の概況を把握するために実施する調査。

(ウ) 定期モニタリング調査

地下水の水質汚濁に係る環境基準値を超過した地下水を、継続的に監視する調査。

(エ) 汚染地区等における地下水継続監視調査

トリクロロエチレン等の地下水汚染が確認された地区のうち、これまでに一度でも「千葉県地下水汚染防止対策要綱」の地下水の水質に係る基準を超過したり、基準以下であっても比較的高濃度で検出されたことのある井戸、およびその周辺の井戸の継続監視調査。

イ 調査結果

(ア) 概況調査

平成25年11月に、定点観測1地点、移動観測10地点を対象として、カドミウム等環境基準健康項目28項目を調査しました。

その結果、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素がNo.3、No.9の井戸で環境基準を上回りました。

概況調査地点

定点及び移動観測		
地点名	所在地	備考
No. 1	船戸	移動観測
No. 2	柏の葉	移動観測
No. 3	布施	移動観測
No. 4	篠籠田	移動観測
No. 5	大井	移動観測
No. 6	染井入新田	移動観測
No. 7	増尾	移動観測
No. 8	塚崎	移動観測
No. 9	藤ヶ谷新田	移動観測
No. 10	藤ヶ谷	移動観測
No. 11	船戸	定点観測

(イ) 要監視項目調査

平成5年3月に地下水に係る「要監視項目」が規定されました。この項目は人の健康の保護に関連する物質ですが、地下水における検出状況から見て、現時点では直ちに環境基準健康項目とはせず、今後とも継続して地下水の水質測定を行い、知見の集積に努めるべきと判断され、地下水の水質測定計画に盛り込まれたものです。要監視項

目の中のE P N, ニッケル, アンチモンについて, 概況調査時に併せて実施しました。

結果は, 調査3地点においてE P N, ニッケル及びアンチモンとも定量下限値以下でした。

地下水に係る要監視項目調査結果

(単位: mg/L)

調査地区	調査項目		
	E P N (有機りん)	ニッケル	アンチモン
船戸	0. 0006未満	0. 001未満	0. 0002未満
増尾	0. 0006未満	0. 001未満	0. 0002未満
藤ヶ谷新田	0. 0006未満	0. 001未満	0. 0002未満
指針値	0. 006 mg/L以下	—	0. 02 mg/L以下

(ウ) 定期モニタリング調査

地下水汚染が確認されている地区的地下水質の継続監視を目的として, 高田字中ノ台地区では平成2年度から, 大青田地区では平成13年度から, また, 沼南町との合併に伴い平成17年度からは塚崎地区, 大島田地区を加えて各地区1本合計4本の井戸の水質調査を実施していますが, 大島田地区につきましては, 平成20年度以降に採水不可となったため調査を中止しました。大青田地区につきましても同様に平成22年度以降に採水不可となったため調査対象井戸を変更し, 当該地区の調査を平成25年度に再開しました。

平成19年度までは, 千葉県地下水汚染防止対策指導要綱の対象物質の9項目について, 地下水の指導基準と対比していましたが, 平成20年7月に同要綱が廃止されたため, 平成21年度からは地下水の水質汚濁に係る環境基準と対比しました。

年間2回実施した年平均値は, 高田字中野台及び大青田地区では汚染対象項目の環境基準を満足しています。塚崎地区ではトリクロロエチレン濃度が年々減少していますが環境基準は超過しています。

定期モニタリング調査の年間平均値

高田字中野台

(単位: mg/L)

項目	環境基準	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
トリクロロエチレン	0. 03	0. 003未満	0. 003未満	—	—	—
テトラクロロエチレン	0. 01	0. 004	0. 005	—	—	—
1, 1, 1-トリクロロエタン	1	—	—	—	—	—
四塩化炭素	0. 002	—	—	—	—	—
ジクロロメタン	0. 02	0. 002未満	0. 002未満	—	—	—
1, 2-ジクロロエタン	0. 004	0. 0004未満	0. 0004未満	0. 0004未満	0. 0004未満	0. 0005
1, 1, 2-トリクロロエタン	0. 006	—	—	—	—	—
1, 1-ジクロロエチレン	0. 02	—	—	—	—	—
1, 2-ジクロロエチレン	0. 04	—	—	—	—	—

塚崎

(単位 : mg/L)

項目	環境基準	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
トリクロロエチレン	0.03	0.008	0.006	0.004	0.004	0.002
テトラクロロエチレン	0.01	<u>0.039</u>	<u>0.037</u>	0.020	<u>0.018</u>	<u>0.011</u>
1, 1, 1-トリクロロエタン	1	—	—	—	—	—
四塩化炭素	0.002	—	—	—	—	—
ジクロロメタン	0.02	—	—	—	—	—
1, 2-ジクロロエタン	0.004	—	—	—	—	—
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006	—	—	—	—	—
1, 1-ジクロロエチレン	0.02	—	—	—	—	—
1, 2-ジクロロエチレン	0.04	—	0.036	0.026	0.025	0.020
シス-1, 2-ジクロロエチレン*	0.04	0.035	0.034	—	—	—

*平成21年度にシス-1, 2-ジクロロエチレンにかわり、1, 2-ジクロロエチレン（シス体及びトランスクロロエチレンの和）が新たに地下水環境基準項目として追加されました。

大青田

(単位 : mg/L)

項目	環境基準	25年度
トリクロロエチレン	0.03	0.009
テトラクロロエチレン	0.01	<u>0.066</u>
1, 1, 1-トリクロロエタン	1	0.0005未満
四塩化炭素	0.002	0.0002未満
ジクロロメタン	0.02	—
1, 2-ジクロロエタン	0.004	—
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006	—
1, 1-ジクロロエチレン	0.02	0.003
1, 2-ジクロロエチレン	0.04	0.0004
塩化ビニルモノマー	0.002	0.0002未満

(イ) 汚染地区等における地下水継続監視調査

① 地下水の概況調査において、地下水汚染が確認された地区のうち、トリクロロエチレン等がこれまでに一度でも「千葉県地下水汚染防止対策要綱」、(平成20年度以降は「地下水の環境基準」)の地下水の水質に係る基準を超過したり、基準以下であっても比較的高濃度で検出されたことのある井戸、およびその周辺の井戸合計19本を抽出して平成26年1月に地下水等の継続監視調査を実施しました。

その結果、東1丁目、塚崎及び大島田地区でトリクロロエチレン等揮発性有機化合物が11本の井戸で基準値を超過して検出されています。

(注) 既存汚染地区の基準超過検出井戸のうち、埋め戻しにより廃止又は5年連続で汚染物質不検出の井戸については調査を実施せず。

② 平成16年に、高田地区に設置されている井戸から水道水質基準を超過する1, 4

一ジオキサンが検出されました。（当時、1, 4-ジオキサンは環境基準項目ではありませんでしたが、平成21年から環境基準項目になっています。）市では、当時、汚染が確認された井戸の周辺に設置されている井戸の水質調査を行い、その後、飲用に供している井戸を中心に継続的な水質調査を実施しています。水質調査の対象となった井戸のうち、5年連続で測定値が環境基準値以下であったものについては調査対象から外しており、近年は基準を超過している2本の井戸について引き続き水質調査を実施しています。

平成25年度は、当初の汚染確認から約10年経過したことにより、改めて高田地区における汚染状況を把握するための水質調査を実施しました。井戸の使用用途に係らず合計38本の井戸について水質調査を実施し、上記2本とは別に4本の井戸で基準超過を確認しました。

概況調査結果

種類	移動観測										定点観測	環境基準
地点	No.1	No.2	No.3	No.4	No.5	No.6	No.7	No.8	No.9	No.10	No.11	
地点大字	船戸	柏の葉	布施	篠籠田	大井	染井入新田	増尾	塙崎	藤ヶ谷新田	藤ヶ谷	船戸	
カドミウム	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.003mg/L以下
全シアン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
鉛	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01mg/L以下
六価クロム	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.05mg/L以下
砒素	0.001	不検出	不検出	0.002	0.003	不検出	不検出	0.001	0.004	不検出	不検出	0.01mg/L以下
総水銀	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	検出されないこと
PCB	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
トリクロロエチレン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.005	不検出	0.03mg/L以下
テトラクロロエチレン	不検出	不検出	0.0005	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01mg/L以下
四塩化炭素	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.002mg/L以下
塩化ビニルモノマー	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.002mg/L以下
ジクロロメタン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.02mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.004mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.006mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	—
トランス-1,2-ジクロロエチレン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	—
1,2-ジクロロエチレン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.04mg/L以下
1,3-ジクロロプロパン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.002mg/L以下
ベンゼン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01mg/L以下
チウラム	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.006mg/L以下
シマジン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.02mg/L以下
セレン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.001	不検出	不検出	0.01mg/L以下
ふつ素	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.09	0.11	0.09	不検出	0.08	0.8mg/L以下
亜硝酸性窒素	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	1.0mg/L以下 (硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素)
硝酸性窒素	5.66	1.67	28.90	不検出	不検出	不検出	不検出	0.20	11.4	不検出	不検出	—
ほう素	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.005mg/L以下

(注) アルキル水銀は、総水銀が検出されたときに分析を行う。

※平成23年10月27日に基準値改正(0.01mg/L以下から0.003mg/L以下に改正)

地下水汚染地区調査結果(旧柏地区)

単位:mg/L

汚染地区名	井戸番号	調査項目	超過当初検出濃度	平成25年度の検出濃度	地下水環境基準
十余二・若柴	D-4	トリクロロエチレン(TCE)	<0.003	-	0.03mg/L以下
		テトラクロロエチレン(PCE)	0.0724	-	0.01mg/L以下
		1,1,1-トリクロロエタン(MC)	<0.0005	-	1mg/L以下
		四塩化炭素(TCM)	-	-	0.002mg/L以下
布施下	ANK	砒素	0.014	-	0.01mg/L以下
布施下	TTK	砒素	0.032	-	0.01mg/L以下
中央一丁目	K-1	トリクロロエチレン(TCE)	0.034	0.019	0.03mg/L以下
		テトラクロロエチレン(PCE)	<0.001	-	0.01mg/L以下
		1,1,1-トリクロロエタン(MC)	<0.0005	-	1mg/L以下
		四塩化炭素(TCM)	-	-	0.002mg/L以下
南増尾	G-1	トリクロロエチレン(TCE)	0.26	0.027	0.03mg/L以下
		テトラクロロエチレン(PCE)	0.12	0.0043	0.01mg/L以下
		1,1,1-トリクロロエタン(MC)	0.41	-	1mg/L以下
		四塩化炭素(TCM)	-	-	0.002mg/L以下
東1丁目	Z-1	トリクロロエチレン(TCE)	<0.003	<0.003	0.03mg/L以下
		テトラクロロエチレン(PCE)	0.089	0.032	0.01mg/L以下
		1,1-ジクロロエタノン(1,1-DCE)	<0.002	<0.002	1mg/L以下
		1,2-ジクロロエタノン(1,2-DCE)	-	<0.0004	0.04mg/L以下
		ジス-1,2-ジクロロエチレン(CIS-1,2-DCE)	<0.004	<0.0004	-
東1丁目	Z-2	トリクロロエチレン(TCE)	<0.003	<0.003	0.03mg/L以下
		テトラクロロエチレン(PCE)	0.076	0.0015	0.01mg/L以下
		1,1-ジクロロエタノン(1,1-DCE)	<0.002	<0.002	1mg/L以下
		1,2-ジクロロエタノン(1,2-DCE)	-	<0.0004	0.04mg/L以下
		ジス-1,2-ジクロロエチレン(CIS-1,2-DCE)	<0.004	<0.0004	-
逆井字八町歩	S-1	トリクロロエチレン(TCE)	0.039	0.011	0.03mg/L以下
		テトラクロロエチレン(PCE)	-	-	0.01mg/L以下
		1,1-ジクロロエタノン(1,1-DCE)	<0.002	<0.002	1mg/L以下
		1,2-ジクロロエタノン(1,2-DCE)	-	<0.0004	0.04mg/L以下
		ジス-1,2-ジクロロエチレン(CIS-1,2-DCE)	<0.004	<0.0004	-

注:不検出とは、指定された測定方法により測定した結果が、当該方法の定量限界を下回ることをいう。

地下水汚染地区調査結果(旧沼南地区)

単位:mg/L

汚染地区名	井戸番号	調査項目	過去最高濃度(年度)	平成25年度の検出濃度	地下水環境基準
塚崎	S T - 8	トリクロロエチレン(TCE)	0.034 (H11)	0.002	0.03mg/L以下
		テトラクロロエチレン(PCE)	0.89 (H7)	0.0084	0.01mg/L以下
		1,2-ジクロロエチレン(1,2-DCE)	-	0.011	0.04mg/L以下
		シス-1,2-ジクロロエチレン(cis-1,2-DCE)	0.085 (H13)	0.011	-
塚崎	S T - 9	トリクロロエチレン(TCE)	0.012 (H8)	<0.003	0.03mg/L以下
		テトラクロロエチレン(PCE)	1.4 (H8)	0.020	0.01mg/L以下
		1,2-ジクロロエチレン(1,2-DCE)	-	0.0019	0.04mg/L以下
		シス-1,2-ジクロロエチレン(cis-1,2-DCE)	0.016 (H14)	0.0017	-
塚崎	S T - 1 1	トリクロロエチレン(TCE)	0.060 (H7)	0.004	0.03mg/L以下
		テトラクロロエチレン(PCE)	16 (H6)	1.6	0.01mg/L以下
		1,2-ジクロロエチレン(1,2-DCE)	-	0.0075	0.04mg/L以下
		シス-1,2-ジクロロエチレン(cis-1,2-DCE)	0.017 (H6)	0.0073	-
塚崎	S T - 1 6	トリクロロエチレン(TCE)	0.006 (H7)	<0.003	0.03mg/L以下
		テトラクロロエチレン(PCE)	0.89 (H2)	0.059	0.01mg/L以下
		1,2-ジクロロエチレン(1,2-DCE)	-	<0.0004	0.04mg/L以下
		シス-1,2-ジクロロエチレン(cis-1,2-DCE)	0.004	<0.0004	-
塚崎	S T - 2 0	トリクロロエチレン(TCE)	0.048 (H14)	0.003	0.03mg/L以下
		テトラクロロエチレン(PCE)	1.3 (H6)	0.013	0.01mg/L以下
		1,2-ジクロロエチレン(1,2-DCE)	-	0.025	0.04mg/L以下
		シス-1,2-ジクロロエチレン(cis-1,2-DCE)	0.031 (H20)	0.025	-
塚崎	S T - 3 0	トリクロロエチレン(TCE)	0.008 (H8)	<0.003	0.03mg/L以下
		テトラクロロエチレン(PCE)	0.16 (H7)	0.19	0.01mg/L以下
		1,2-ジクロロエチレン(1,2-DCE)	-	<0.0004	0.04mg/L以下
		シス-1,2-ジクロロエチレン(cis-1,2-DCE)	<0.004	<0.0004	-
大島田	S O - 4 0	トリクロロエチレン(TCE)	0.10 (H10)	0.020	0.03mg/L以下
		テトラクロロエチレン(PCE)	0.018 (H14)	0.0039	0.01mg/L以下
		1,2-ジクロロエチレン(1,2-DCE)	-	0.018	0.04mg/L以下
		シス-1,2-ジクロロエチレン(cis-1,2-DCE)	0.025 (H20)	0.018	0.04mg/L以下
大島田	S O - 6 1	トリクロロエチレン(TCE)	0.013 (H10)	-	0.03mg/L以下
		テトラクロロエチレン(PCE)	0.0085 (H10)	-	0.01mg/L以下
		1,2-ジクロロエチレン(1,2-DCE)	-	0.0023	0.04mg/L以下
		シス-1,2-ジクロロエチレン(cis-1,2-DCE)	0.055 (H20)	0.0021	-

地下水汚染地区調査結果(旧沼南地区) つづき

単位:mg/L

汚染地区名	井戸番号	調査項目	過去最高濃度(年度)	平成25年度の検出濃度	地下水環境基準
大島田	S O - 6 7	トリクロロエチレン(TCE)	0.073 (H11)	-	0.03mg/L以下
		テトラクロロエチレン(PCE)	<0.001	-	0.01mg/L以下
		1,2-ジクロロエチレン(1,2-DCE)	-	0.31	0.04mg/L以下
		シス-1,2-ジクロロエチレン(cis-1,2-DCE)	0.17 (H18)	0.31	-
大島田	S O - 7 3	トリクロロエチレン(TCE)	0.075 (H2)	0.0067	0.03mg/L以下
		テトラクロロエチレン(PCE)	0.18 (H2)	0.004	0.01mg/L以下
		1,2-ジクロロエチレン(1,2-DCE)	-	0.13	0.04mg/L以下
		シス-1,2-ジクロロエチレン(cis-1,2-DCE)	0.76 (H18)	0.13	-
大島田	S O - 7 9	トリクロロエチレン(TCE)	0.075 (H4)	-	0.03mg/L以下
		テトラクロロエチレン(PCE)	0.021 (H4)	-	0.01mg/L以下
		1,2-ジクロロエチレン(1,2-DCE)	-	0.060	0.04mg/L以下
		シス-1,2-ジクロロエチレン(cis-1,2-DCE)	0.072 (H18)	0.060	-
大島田	S O - 8 5	トリクロロエチレン(TCE)	0.10 (H11)	0.028	0.03mg/L以下
		テトラクロロエチレン(PCE)	0.011 (H14)	-	0.01mg/L以下
		1,2-ジクロロエチレン(1,2-DCE)	-	0.019	0.04mg/L以下
		シス-1,2-ジクロロエチレン(cis-1,2-DCE)	0.029 (H18)	0.019	-
大島田	S O - 9 8	トリクロロエチレン(TCE)	0.13 (H15)	0.004	0.03mg/L以下
		テトラクロロエチレン(PCE)	0.097 (H15)	0.0086	0.01mg/L以下
		1,2-ジクロロエチレン(1,2-DCE)	-	0.19	0.04mg/L以下
		トラン-1,2-ジクロロエチレン(tr-1,2-DCE)	-	0.18	-
		シス-1,2-ジクロロエチレン(cis-1,2-DCE)	7.8 (H15)	0.0007	-

第3節 水質汚濁の対策

1 事業場の規制

(1) 特定事業場及び届出状況

本市における、水質汚濁防止法、湖沼水質保全特別措置法及び柏市環境保全条例に基づく特定事業場数は、271事業場（平成26年3月31日現在）です。

本市が平成20年度から中核市に移行したことに伴い、それまで千葉県環境保全条例に基づく特定事業場とされていた事業場は、そのまま柏市環境保全条例に基づく特定事業場として移行されました。

また、東京湾の水質保全のために、平成3年4月に指定地域内（東京湾流域）の201人から500人槽のし尿浄化槽が特定施設に追加指定され、東京湾に排水を排出している事業場のうち、現在5事業場が総量規制の適用を受けています。

平成元年1月からは、千葉県地下水汚染防止対策指導要綱が施行され、トリクロロエチレン等を使用する事業場に対しても規制を行ってきました。本要綱制定後に「環境基本法」、「水質汚濁防止法」、「土壤汚染対策法」及び「千葉県環境保全条例」等の法令が整備され、本要綱の内容については、関係法令に取り込まれ、地下水汚染対策及び土壤汚染対策を推進する制度が整ってきたため、平成19年度末をもって、「千葉県地下水汚染防止対策指導要綱」を廃止されました。

水質汚濁防止法・柏市環境保全条例に基づく届出状況、及び特定事業場の河川別・業種別特定事業場一覧表を以下に示します。

水質汚濁防止法等に基づく届出状況

届出種別	件数	届出種別	件数
設置届出	8	氏名等変更届出	16
使用届出	0	廃止届出	10
構造等変更届出	3	承継届出	3
合計	40		

(2) 立入検査

立入検査は、排水規制が適用される事業場を対象に、法及び条例に基づく排水基準の遵守状況の把握、排水処理施設等の維持管理の徹底等の指導及び公害防止に係る啓発を目的として実施しています。

千葉県における排水規制は、BOD、SS等の生活環境項目は、日平均排水量30m³以上の事業場に適用され、有害物質は排水量に関係なくすべての事業場に適用されています。有害物質については、従来からのカドミウム等8項目に加え、PCBやトリクロロエチレン等が隨時追加され、現在28項目が規制対象となっています。

また、手賀沼の富栄養化防止対策の一環として昭和60年7月に手賀沼に排水が流入する事業場に対し、窒素及び燐の濃度規制が適用され、さらに、平成5年12月からは上乗せ基準が適用されています。平成11年4月からは日平均排水量10m³以上の事業場と総床面積100m²以上420m²未満の飲食店等も千葉県環境保全条例の特定施設とな

り排水基準が設けられました。そして、本市が平成20年度から中核市に移行したことにより、それまで千葉県環境保全条例の特定施設とされていた施設は、そのまま柏市環境保全条例の特定施設として移行され、千葉県環境保全条例と同様の排水基準が設けられました。

水質汚濁防止法等に基づく特定事業場の立入検査の実施状況及び結果は次のとおりです。

特定事業場の立入検査結果（年度別）

区分	年度	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
立入事業場（採水）延数	46	46	50	47	69	63	
違反事業場延数	11	13	8	16	8	15	
違反率(%)	24	28	16	34	12	24	

特定事業場の立入検査結果（平成25年度）

項目	区分	合計	生活環境項目を含む排水基準適用					有害物質のみ排水基準適用				
			小計	使用事業場	有害物質	事業場	みなし	事業場	左記以外の	小計	事業場	みなし
(A) 特定事業場		271	97	5	37	55	174	4	170			
(B) 立入検査実施事業場		63	58	4	33	21	5	0	5			
立入検査実施(%) (B) / (A)		23	60	80	89	38	3	0	3			
(C) 採水検査実施事業場 延べ数		57	56	3	32	21	1	0	1			
(D) 違反事業場延べ数		15	15	0	11	4	0	0	0			
違反率(%) (D) / (C)		26	27	0	34	19	0	0	0			
行政措置	一時停止命令	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	改善命令	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	行政指導 勧告	11	11	1	7	3	0	0	0	0	0	0
	注意	5	5	0	4	1	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※(B)の立入検査実施事業場については、書類検査のみ実施（採水検査不実施）の事業場を含む。

「みなし事業場」とは、みなし指定地域特定施設〔湖沼水質保全特別措置法の適用される指定地域（手賀沼流域）内に設置される、みなし浄化槽及びみなし病院施設。〕を表す。

河川別、業種別特定事業場一覧

<水質汚濁防止法>

特定施設 番号	特定事業場の種類	河川名 事業場数及び排水量	大堀川		大津川		染井入落		金山落	
			事業場数	排水量	事業場数	排水量	事業場数	排水量	事業場数	排水量
1の2	畜産農業又はサービス業								8	1,4
2	畜産食料品製造業		2	1505						
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業									
9	米菓製造業又はこうじ製造業		1	4,5						
10	飲料製造業				1	1806				
17	豆腐又は者豆の製造業		3	33	5	32	1	6,5		
18の2	冷凍調理食品製造業									
19	紡績又は繊維製品の製造若しくは加工業		1	170						
23の2	新聞、出版、印刷業又は製版業									
27	その他の無機化学工業製品製造の用に供する施設									
30	発酵工業の用に供する施設									
31	メタン誘導品製造業		1	3						
38	石けん製造業		1	1						
51の2	自動車用タイヤ、チューブ、工業用ゴム等製造業		1	700						
53	ガラス又はガラス製品の製造業		1	80						
55	生コンクリート製造業		2	0			1	2		
61	鉄鋼業		1	340						
63	金属製品製造業又は機械器具製造業		2	7,2						
64の2	水道施設		1	0	2	0				
65	酸、アルカリによる表面処理施設		7	25,3	1	3	2	615		
66	電気メッキ施設		3	19,5						
66の3	旅館業		15	395,44	1	1,5	2	17		
66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業		1	0						
67	洗濯業		22	98,8	15	22,4	1	0	1	0
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設		2	0,5						
68の2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設		1	282						
69の3	地方卸売市場		1	560						
70の2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設									
71	自動式車両洗浄施設		26	107,9	13	60,4	9	26,7	3	6,8
71の2	科学技術に関する研究、試験、検査機関		5	461,8					1	0
71の3	一般廃棄物処理施設				1	0				
71の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設				1	0,6				
72	し尿処理施設		4	960			2	180,83	1	20,1
73	下水道終末処理施設									
域特定 施設	201～500人槽のし尿浄化槽(指定地域内)									
合計			104	5755,0	40	1925,9	18	848,03	14	28,3

<湖沼水質保全特別措置法>

特定施設 番号	特定事業場の種類	河川名 事業場数及び排水量	大堀川		大津川		染井入落		金山落	
			事業場数	排水量	事業場数	排水量	事業場数	排水量	事業場数	排水量
みなし	120～299床の病院		1	58,6	1	0				
	201～500人槽のし尿浄化槽		10	618,296	16	1,078,90	8	363,25	2	24
合計			11	676,896	17	1078,9	8	363,25	2	24

<柏市環境保全条例>

特定施設 番号	特定事業場の種類	河川名 事業場数及び排水量	大堀川		大津川		染井入落		金山落	
			事業場数	排水量	事業場数	排水量	事業場数	排水量	事業場数	排水量
1	油かんその他のあきかん再生業の洗浄施設									
2	ばい煙または粉じんの湿式処理施設									
3	畜産農業またはサービス業									
4	飲食店及び集団給食施設		7	99,6					2	56
合計			7	99,6	0	0	0	0	2	56

<全事業場合計>

	河川名 事業場数及び排水量	大堀川		大津川		染井入落		金山落	
		事業場数	排水量	事業場数	排水量	事業場数	排水量	事業場数	排水量
	全事業場合計	122	6531,466	57	3004,8	26	1211,28	18	108,3

手賀沼(水路経由)		地下浸透		利根川		利根運河		坂川		合計	
事業場数	排水量	事業場数	排水量	事業場数	排水量	事業場数	排水量	事業場数	排水量	事業場数	排水量
1	69.9									9	71.3
										2	1505
1	8			1	97					1	8
										2	101.5
1	7			2	6.5	1	10			1	1806
										13	95
										0	0
								1	0	1	170
										0	0
						1	0			1	0
										1	3
										1	1
										1	700
										1	80
										3	2
										1	340
										2	7.2
										3	0
						1	0			11	643.298
						2	0			5	19.5
5	35.28			1	45	2	201.1			26	695.32
								1	100	2	100
				2	0.8			3	20.5	44	142.532
										2	0.5
										1	282
										1	560
										0	0
1	3.3	1	0.5	2	7					55	212.1
		1	1							7	461.8
				1	50					2	50
										1	0.6
2	420			1	600					10	2180.93
										0	0
								1	86	5	189.64
										6	275.64
11	473.58	2	1.5	10	806.3	8	297.1	10	310.14	217	10442.9

手賀沼(水路経由)		地下浸透		利根川		利根運河		坂川		合計	
事業場数	排水量	事業場数	排水量	事業場数	排水量	事業場数	排水量	事業場数	排水量	事業場数	排水量
3	244									2	58.6
3	244	0	0							39	2328.446

↑ は対象外である。

手賀沼(水路経由)		地下浸透		利根川		利根運河		坂川		合計	
事業場数	排水量	事業場数	排水量	事業場数	排水量	事業場数	排水量	事業場数	排水量	事業場数	排水量
										1	0
3	293.92									12	449.52
3	293.92	1	0							13	449.52

手賀沼(水路経由)		地下浸透		利根川		利根運河		坂川		合計	
事業場数	排水量	事業場数	排水量	事業場数	排水量	事業場数	排水量	事業場数	排水量	事業場数	排水量
17	1011.5	3	1.5	10	806.3	7	297.1	10	310.14	271	13279.5

2 生活排水対策

(1) 家庭排水浄化対策 P R 活動

ア 手賀沼浄化月間

千葉県及び手賀沼流域市町村が協力し、平成10年度から毎年10月を「手賀沼浄化月間」と定め、浄化月間を中心に様々な家庭排水浄化のPR活動を実施しています。

本市における「家庭でできる浄化対策」の内容は、

(ア) 流し台に三角コーナー、ろ紙袋などをセットし、調理くずや食べ残しあは、流さないで回収する。

(イ) 食用油は使い切るようにし、食器についた油などの汚れは紙などで拭き取る。

(ウ) 洗濯は、石けんを適量を計って使用し、洗濯機にはくず取りネットを付けて、糸くずなどを回収する。

(エ) し尿浄化槽は正しく使用し、定期的に専門業者に点検してもらう。

(オ) 町会など地域ぐるみで定期的に側溝を清掃し、汚泥などを回収して河川へのヘドロの流出を未然に防止する。

の5項目であり、「家庭雑排水の浄化対策」に、し尿浄化槽の適正管理と地域ぐるみの側溝清掃を含めているのが特徴です。

イ 柏の水辺めぐり（手賀沼船上見学会）

手賀沼の水質を実態を通して知り、家庭排水の浄化を促すため実施しています。

平成25年度の柏の水辺めぐりの実施状況は次のとおりです。

柏の水辺めぐり（手賀沼船上見学会）実施状況

ふるさと協議会等	小・中学校	その他の	合計
4回	80回		84回
101人	2,842人	0	2,943人

ウ 手賀沼流域フォーラム

手賀沼流域フォーラムは手賀沼の浄化や流域のまちづくりを目的に県、流域市村、団体で構成され、それぞれ活動をしています。毎年開催されるフォーラムでは地域活動の発表や手賀沼浄化のためのシンポジウムなどを行っています。

(2) 浄化槽対策

ア 合併浄化槽の普及

家庭雑排水を合併浄化槽で処理し、湖沼などへの水質負荷を軽減するため、一定の地域において単独浄化槽やくみ取りトイレから合併処理浄化槽への転換に対して補助金を交付しています。

補助基数 15基 補助金額 6,960千円

イ 浄化槽に係る指導・届出

平成20年4月1日から中核市への移行に伴い、浄化槽法事務が千葉県から委譲されたことにより、浄化槽の設置や維持管理の指導及び浄化槽保守点検業者の登録に係る条例等

を整備し、指導・届出を独自に行うことができるようになりました。

(ア) 净化槽管理者の指導

浄化槽法第7条及び第11条に基づく法定検査で不適正と判定された浄化槽について、その管理者に対して保守点検、清掃をするよう指導を行いました。

(イ) 保守点検業者の届出

平成25年度は、新規登録が7件、更新登録が13件の届出がありました。

3 地下水汚染対策

(1) 逆井地区

ア 逆井地区地下水汚染物質除去装置（逆井字鴻ノ巣地区）

トリクロロエチレンによる地下水汚染が確認された逆井字鴻ノ巣地区に、汚染の拡大防止と汚染物質の除去を目的として、平成3年に地下水汚染物質除去装置を設置しました。

その後、原水のトリクロロエチレン濃度が平成14年10月を最後に地下水水質基準を満足するなど、平成18年度末に汚染物質の除去を完了したため、平成19年度において装置を撤去しました。

(2) 高田字中ノ台地区

ア 高田字中ノ台地区観測井水質調査

高田字中ノ台地区では、平成2年度に汚染機構解明調査を実施し、その後汚染原因者が、汚染土壤の撤去並びに汚染物質除去装置による対策を講じています。

このため、当地区の対策を講じた周辺のトリクロロエチレン等の濃度変化を把握するために、汚染機構解明調査の際に設置した観測井の水質調査を平成22年度まで毎年実施していました。

(ア) 観測井の状況等

観測井設置数：9本

高田字中ノ台地区観測井の諸元

観測井 番号	標高 T P		観測井深度 (GL-m)	ストレーナー区間 (GL-m)	対象帶水層
	管頭高(m)	地盤高(m)			
A-2	19. 60	19. 72	6. 0	3. 00～ 6. 00	第1帶水層
A-2'	19. 58	19. 70	10. 0	7. 05～ 9. 00	第2帶水層
A-3	20. 03	20. 15	10. 0	3. 15～ 6. 10	第1帶水層
				7. 05～ 9. 00	第2帶水層
A-4'	19. 66	19. 77	6. 0	3. 00～ 6. 00	第1帶水層
A-5	19. 80	19. 90	9. 8	6. 90～ 8. 85	第2帶水層
A-5'	19. 78	19. 89	6. 0	3. 00～ 6. 00	第1帶水層
A-6	19. 89	19. 98	10. 0	7. 05～ 9. 00	第2帶水層
B-1	18. 51	18. 37	30. 0	25. 05～30. 00	第3帶水層

(イ) 調査内容

高田字中ノ台地区観測井については、調査年度として5年連続「地下水の水質に係る基準」を満足したこと等によって、調査を平成22年度までに終了しました。

(3) 十余二・若柴地区

ア 十余二・若柴地区観測井水質調査

平成3年度から平成4年度にかけて十余二・若柴地区で実施した汚染機構解明調査の際に設置した観測井において、テトラクロロエチレン等の濃度変化把握を目的として、水質調査を平成3年度から毎年実施しています。

(ア) 観測井の状況等

観測井設置数：18本

十余二・若柴地区観測井の諸元

観測井 番号	標高 T P		観測井深度 (GL-m)	ストレーナー区間 (GL-m)	対象帶水層
	管頭高(m)	地盤高(m)			
No. 1	18.751	18.872	8.00	5.90～8.00	第1帶水層
No. 2-1	19.476	19.511	8.20	6.20～8.20	第1帶水層
No. 2-2	19.434	19.511	11.50	8.80～11.50	第2帶水層
No. 3-1	19.002	19.253	10.30	7.20～10.30	第2帶水層
No. 3-2	19.107	19.257	26.60	12.80～26.60	第3帶水層
No. 4-1	19.428	19.484	11.05	9.00～11.05	第2帶水層
No. 4-2	19.345	19.475	26.80	15.74～26.80	第3帶水層
No. 5-1	18.876	18.997	10.60	8.60～10.60	第2帶水層
No. 5-2	18.877	18.982	27.00	19.55～27.00	第3帶水層
No. 6	19.449	19.589	10.75	9.20～10.75	第2帶水層
No. 7-1	19.363	19.489	11.50	9.50～11.50	第2帶水層
No. 7-2	19.270	19.497	27.00	19.00～27.00	第3帶水層
No. 7-3	19.314	19.505	43.50	34.60～43.50	第4帶水層
No. 7-4	19.273	19.496	51.60	44.70～51.60	第5帶水層
No. 8	19.154	19.363	28.00	16.05～28.00	第3帶水層
No. 9	19.332	19.502	28.00	16.00～28.00	第3帶水層
No. 10-1	19.280	19.433	9.80	8.60～9.80	第2帶水層
No. 10-2	19.275	19.397	27.00	13.50～27.00	第3帶水層

(イ) 調査内容

a 分析項目：トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、四塩化炭素、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、塩化ビニルモノマー、1,1,1-トリクロロエタン

b 分析回数：1回／年（平成25年7月に実施）

十余二・若柴地区観測井における帯水層別水質分析結果

帯水層	観測井番号	分析項目	分析年月日及び結果 (mg/L)	地下水の水質に係る基準
			平成 25 年 7 月 16 日	
第 1 帯水層	No. 1	トリクロロエチレン	0. 002 未満	0. 03 以下
		テトラクロロエチレン	1. 5	0. 01 以下
第 2 帯水層	No. 4-1	トリクロロエチレン	欠測	0. 03 以下
		テトラクロロエチレン	欠測	0. 01 以下
第 3 帯水層	No. 4-2	トリクロロエチレン	欠測	0. 03 以下
		テトラクロロエチレン	欠測	0. 01 以下
	No. 7-2	トリクロロエチレン	0. 002 未満	0. 03 以下
		テトラクロロエチレン	0. 008	0. 01 以下

(注) 1. 地下水の水質にかかる基準は、「地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成 9 年 3 月 13 日環境庁告示第 10 号）別表」の基準です。

2. 上記表以外の観測井については、調査年度として 5 年連続「地下水の水質に係る基準」を満足したこと等によって、調査を平成 22 年度または平成 24 年度までに終了しました。

イ 十余二・若柴地区地下水汚染物質除去装置(1)

テトラクロロエチレンによる地下水汚染が確認された十余二・若柴地区に、汚染の拡大防止と汚染物質の除去を目的として、平成 3 ~ 4 年度の汚染機構解明調査の際に汚染源周辺に設置した観測井 3 本（観測井番号：No. 1, No. 2-2, No. 4-1）を利用した地下水汚染物質除去装置を平成 5 年度に設置しました。

(ア) 平成 25 年度の実績

a 処理水量：6, 833 m³/年（累計：99, 299. 88 m³）

b テトラクロロエチレン処理量：6. 31 kg/年（累計：215. 256 kg）

(イ) 評価

装置流入水のテトラクロロエチレン濃度は、設置当初の 5. 57 mg/L からピーク時には平成 6 年 6 月に 21. 0 mg/L となり、平成 25 年度は 0. 8 ~ 1. 0 mg/L の範囲で推移し、依然高濃度であることが確認されています。

十余二・若柴地区地下水汚染物質除去装置(1)の概要

設置年月日	平成 6 年 3 月 31 日
設置場所	若柴字入谷津地先
工事費用	13, 287 千円（千葉県補助 20 %）
処理水量	約 2 m ³ /h (井戸 3 本の合計水量)
処理水質	テトラクロロエチレン濃度：0. 01 mg/L 以下 (処理対象地下水のテトラクロロエチレン濃度が 5. 0 mg/L の場合)
処理方式	気液接触型充填塔方式
装置規模	3. 0 m × 1. 5 m × 高さ 7. 0 m

十余二・若柴地区地下水汚染物質除去装置(1)水質測定結果

測定年月日	濃度		テトラクロロエチレン濃度 (mg/L)
	流入水	処理水	
平成25年 4月22日	0.96	0.0082	
7月30日	1.0	0.0068	
10月 1日	0.96	0.0076	
平成26年 1月14日	0.84	0.0098	

ウ 十余二・若柴地区地下水汚染物質除去装置(2)

平成5年度及び平成12年度に設置した十余二・若柴地区汚染物質除去装置と同様にテトラクロロエチレンによる汚染の拡大防止と汚染物質の除去を目的として、平成13年度にモニタリング井戸を利用した除去装置を設置しましたが、土地所有者の意向により平成24年度において撤去しました。

(4) 高田字上野台子地区

ア 高田字上野台子地区観測井水質調査

平成5年度に高田字上野台子地区で実施した汚染機構解明調査の際に設置した観測井において、テトラクロロエチレン等の濃度変化把握を目的として、水質調査を平成5年度から毎年実施しています。

同地区は、解明調査により汚染原因者が判明し、平成6年度に汚染原因者が汚染土壤を撤去し、新しい土壤により埋め戻し作業を行った地区です。

(ア) 観測井の状況等

観測井設置数：13本

高田字上野台子地区観測井の諸元

観測井 番号	標高T P		観測井深度 (GL-m)	ストレーナー区間 (GL-m)	対象帶水層
	管頭高(m)	地盤高(m)			
C1-1	15.462	15.538	13.00	9.00～13.00	第1帶水層
C1-2	15.396	15.507	18.00	15.00～18.00	第2帶水層
C1-3	15.399	15.514	31.00	18.90～31.00	第3帶水層
C2-1	15.323	15.563	12.00	8.00～12.00	第1帶水層
C2-2	15.383	15.551	19.30	13.35～19.30	第2帶水層
C2-3	15.421	15.550	31.00	20.10～31.00	第3帶水層
C2-4	15.377	15.560	49.00	32.20～47.00	第4帶水層
C3-1	15.950	15.995	12.50	8.00～12.50	第1帶水層
C3-2	15.913	16.007	19.50	13.50～19.50	第2帶水層
C3-3	15.799	16.032	31.10	20.00～31.00	第3帶水層
C4-1	13.145	13.309	9.00	7.50～9.00	第1帶水層
C4-2	13.141	13.316	17.00	11.00～17.00	第2帶水層

C4-3	13. 115	13. 303	30. 00	18. 00～28. 50	第4帶水層
------	---------	---------	--------	---------------	-------

(イ) 調査内容

- a 分析項目：トリクロロエチレン，テトラクロロエチレン，四塩化炭素，1，1-ジクロロエチレン，1，2-ジクロロエチレン，塩化ビニルモノマー，1，1，1-トリクロロエタン
- b 分析回数：1回／年（平成25年7月に実施）

高田字上野台子地区観測井における帶水層別水質分析結果

帶水層	観測井番号	分析項目	分析年月日及び結果 (mg/L)	地下水の水質に係る基準
			平成24年7月30日	
第2帶水層	C4-2	トリクロロエチレン	0. 0002未満	0. 03 以下
		テトラクロロエチレン	0. 0009	0. 01 以下
		四塩化炭素	0. 0002未満	0. 002 以下
		1, 1-ジクロロエチレン	0. 006	0. 1 以下
		1, 2-ジクロロエチレン	0. 14	0. 04 以下
		塩化ビニルモノマー	0. 035	0. 002 以下
		1, 1, 1-トリクロロエタン	0. 0005未満	1 以下

- (注) 1. 地下水の水質にかかる基準は、「地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年3月13日環境庁告示第10号）別表」の基準です。
2. 上記表以外の観測井の調査については、調査年度として5年連続「地下水の水質に係る基準」を満足したこと等によって、調査（分析項目のみの場合を含みます。）を平成22年度までに終了しました。

(5) 宿連寺地区

ア 宿連寺地区観測井水質調査

平成7年度に宿連寺地区で実施した汚染機構解明調査の際に設置した観測井において、テトラクロロエチレン等の濃度変化把握を目的として、水質調査を平成8年度から毎年実施しています。

(ア) 観測井の状況等

観測井設置数：8本

宿連寺地区観測井の諸元

観測井番号	標高 T P (m)		観測井深度 (GL-m)	ストレーナー区間 (GL-m)	対象帶水層
	管頭高(m)	地盤高(m)			
D1-1	19. 506	19. 626	7. 54	5. 86～7. 54	第1帶水層
D1-2	19. 500	19. 570	14. 14	7. 65～14. 14	第2帶水層
D1-3	19. 421	19. 482	30. 35	25. 50～30. 35	第3帶水層
D2-2	19. 539	19. 642	13. 82	5. 70～13. 82	第2帶水層
D3-1	19. 279	19. 385	8. 77	5. 48～8. 77	第1帶水層

D3-2	19. 277	19. 373	12. 60	9. 26～12. 60	第2帶水層
D4-1	19. 639	19. 736	6. 55	5. 65～6. 55	第1帶水層
D4-2	19. 544	19. 644	14. 27	6. 62～14. 27	第2帶水層

(イ) 調査内容

宿連寺地区観測井については、調査年度として5年連続「地下水の水質に係る基準」を満足したこと等によって、調査を平成24年度までに終了しました。

イ 宿連寺地区地下水汚染物質除去装置

テトラクロロエチレンによる地下水汚染が確認され、平成7年度に汚染機構解明調査を実施しました。この調査結果に基づき、汚染の拡大を防止するため、観測井2本（観測井番号：D1-2, D1-3）を利用した地下水汚染物質除去装置を平成8年度末に設置。平成14年度末に汚染物質の除去を完了し装置を大青田地区へ移設しました。

(6) 南増尾地区

ア 南増尾地区観測井水質調査

平成10年度に南増尾地区で実施した汚染機構解明調査の際に、設置した観測井において、トリクロロエチレン等の濃度変化把握を目的とした水質調査を平成16年度まで毎年実施していました。

(ア) 観測井の状況等

観測井の設置数：3本

南増尾地区観測井の諸元

観測井 番号	標高 T P (m)		観測井深度 (GL-m)	ストレーナー区間 (GL-m)	対象帶水層
	管頭高(m)	地盤高(m)			
E-1	28. 464	28. 645	25. 0	6. 5～25. 0	第1帶水層
E-2	28. 247	28. 401	26. 5	6. 5～24. 5	第1帶水層
E-3	28. 660	28. 798	26. 0	7. 0～26. 0	第1帶水層

(イ) 調査内容

南増尾地区観測井の調査については、調査年度として5年連続不検出であったことにより、調査を平成16年度で終了しています。

イ 南増尾地区地下水汚染物質除去装置

トリクロロエチレンによる地下水汚染が確認され、平成10年度に汚染機構解明調査を実施しました。この調査結果に基づき、汚染の拡大を防止するため、地下水汚染物質除去装置を平成11年度に設置しましたが、平成17年8月に土地所有者の意向により撤去しました。

(7) 大青田地区

ア 大青田地区周辺地下水汚染調査

平成12年4月に大青田地区で操業している事業者より、自社使用の井戸から、テトラクロロエチレン等による地下水汚染の報告があったことから、事業所周辺の井戸28本について地下水汚染調査を実施しました。

その結果、新たに10本の井戸から地下水の水質に係る基準値を超える物質が検出されました。

イ 大青田地区地下水汚染物質除去装置(1)

テトラクロロエチレン等による地下水汚染が確認されたことにより、汚染の除去を目的として地下水汚染物質除去装置を平成12年度に設置しました。

大青田地区地下水汚染物質除去装置(1)の概要

設置年月日	平成13年3月26日
設置場所	大青田字八両野地先
工事費用	約9,400千円
処理水量	3.0m ³ /h
処理水質	テトラクロロエチレン濃度：0.01mg/L以下 (処理対象地下水のテトラクロロエチレン濃度が1.5mg/Lの場合)
処理方式	気液接触型トレイ方式
装置規模	幅1.6m×奥行0.9m×高さ1.8m

(ア) 平成25年度の実績

a 処理水量：19,634m³/年（累計：165,953m³）

b テトラクロロエチレン処理量：0.341kg/年（累計：11.852kg）

(イ) 評価

装置流入水のテトラクロロエチレン濃度が、当初（平成13年3月）は0.25mg/Lでしたが、平成25年度は比較的安定した値で0.016～0.020mg/Lと依然高濃度を示しています。

大青田地区地下水汚染物質除去装置(1)水質測定結果

測定年月日	濃度	
	流入水	処理水
平成25年 4月22日	0.020	0.0005未満
7月30日	0.016	0.0005未満
10月 1日	0.019	0.0005未満
平成26年 1月14日	0.018	0.0005未満

ウ 大青田地区地下水汚染物質除去装置(2)

平成12年度に設置した大青田地区汚染物質除去装置(1)と同様にテトラクロロエチレンによる汚染の拡大防止と汚染物質の除去を目的として、平成14年度に汚染物質の除去

を完了した宿連寺地区より移設しました。

大青田地区地下水汚染物質除去装置(2)の概要

設置年月日	平成15年3月12日
設置場所	大青田字八両野地先
工事費用	約5,985千円
処理水量	3.0m ³ /h
処理水質	テトラクロロエチレン濃度: 0.01mg/L以下 (処理対象地下水のテトラクロロエチレン濃度が0.7mg/Lの場合)
処理方式	気液接触型曝気方式(トレイ式曝気)
装置規模	幅3.0m×奥行1.5m×高さ2.2m

(ア) 平成25年度の実績

- a 処理水量: 3,029m³/年 (累計: 22,634m³)
- b テトラクロロエチレン処理量: 0.154kg/年 (累計: 3.420kg)

(イ) 評価

装置流入水のテトラクロロエチレン濃度が、当初(平成14年12月)は0.38mg/Lでしたが、平成25年度は0.045～0.060mg/Lと依然高濃度を示しています。

大青田地区地下水汚染物質除去装置(2)水質測定結果

測定年月日	濃度		テトラクロロエチレン濃度 (mg/L)
	流入水	処理水	
平成25年 4月22日	0.058	0.0005未満	
7月30日	0.045	0.0005未満	
10月 1日	0.058	0.0005未満	
平成26年 1月14日	0.051	0.0005未満	

(8) 塚崎地区

ア 塚崎地区観測井水質調査

(ア) 観測井の状況等 観測井設置数: 23本

塚崎地区観測井の諸元

観測井 番号	標高TP	ストレーナー区間 (GL-m)	対象帶水層
	管頭高(m)		
No. 1-1	23.991	12.00～25.00	第1帶水層
No. 1-2	24.005	27.50～36.95	第2帶水層
No. 1-3	23.961	37.20～50.35	第3帶水層
No. 1-4	23.966	53.05～55.90	第4帶水層
No. 1-5	24.091	57.10～73.00	第5帶水層

No. 2-1	2 4 . 4 9 8	1 6 . 0 0 ~ 2 5 . 3 0	第 1 帯水層
No. 2-2	2 4 . 4 6 2	2 7 . 5 0 ~ 3 6 . 9 5	第 2 帯水層
No. 2-3	2 4 . 6 2 6	3 8 . 8 0 ~ 5 0 . 9 0	第 3 帯水層
No. 2-4	2 4 . 8 1 9	5 4 . 0 0 ~ 5 6 . 0 0	第 4 帯水層
No. 2-5	2 4 . 8 3 2	5 7 . 3 0 ~ 7 4 . 5 0	第 5 帯水層
No. 2-6	2 4 . 7 6 8	7 6 . 4 0 ~ 8 2 . 0 0	第 6 帯水層
No. 4-1	2 0 . 5 9 9	9 . 6 2 ~ 2 2 . 3 0	第 1 帯水層
No. 4-2	2 0 . 5 3 9	2 7 . 5 7 ~ 3 2 . 8 4	第 2 帯水層
No. 4-3	2 0 . 6 1 3	3 3 . 6 0 ~ 4 7 . 0 0	第 3 帯水層
No. 4-4	2 0 . 5 4 4	4 9 . 9 3 ~ 5 2 . 7 5	第 4 帯水層
No. 4-5	2 0 . 5 8 4	5 3 . 7 3 ~ 6 9 . 4 8	第 5 帯水層
No. 4-6	2 0 . 6 4 7	7 1 . 2 0 ~ 7 8 . 0 0	第 6 帯水層
No. 10-1	2 3 . 2 0 3	9 . 0 0 ~ 2 2 . 0 0	第 1 帯水層
No. 10-2	2 3 . 2 1 6	2 4 . 2 5 ~ 3 4 . 5 0	第 2 帯水層
No. 10-3	2 3 . 2 4 9	3 7 . 4 0 ~ 4 9 . 6 3	第 3 帯水層
No. 10-4	2 3 . 3 1 5	5 3 . 1 0 ~ 5 4 . 5 1	第 4 帯水層
No. 10-5	2 3 . 2 7 5	5 5 . 5 0 ~ 7 2 . 0 0	第 5 帯水層
No. 10-6	2 3 . 1 7 1	7 4 . 7 0 ~ 7 9 . 7 6	第 6 帯水層

(イ) 調査内容

- a 分析項目：トリクロロエチレン，テトラクロロエチレン，四塩化炭素，1，1-ジクロロエチレン，1，2-ジクロロエチレン，塩化ビニルモノマー，1，1，1-トリクロロエタン
- b 分析回数：1回／年（平成25年7月に実施）

塚崎地区観測井における帯水層別水質分析結果

観測井番号	分析項目	分析年度及び結果 (mg/L)	地下水の水質に係る基準
		平成25年7月16日	
No. 2-3	トリクロロエチレン	0 . 0 0 2 未満	0 . 0 3 以下
	テトラクロロエチレン	0 . 4 8	0 . 0 1 以下
	1 , 1 -ジクロロエチレン	0 . 0 0 2 未満	0 . 1 以下
	1 , 2 -ジクロロエチレン	0 . 0 0 2 0	0 . 0 4 以下
No. 2-4	トリクロロエチレン	0 . 0 0 2 未満	0 . 0 3 以下
	テトラクロロエチレン	0 . 0 3 8	0 . 0 1 以下
	1 , 1 -ジクロロエチレン	0 . 0 0 2 未満	0 . 1 以下
	1 , 2 -ジクロロエチレン	0 . 0 0 0 4 未満	0 . 0 4 以下
No. 2-5	トリクロロエチレン	0 . 0 0 2 未満	0 . 0 3 以下
	テトラクロロエチレン	0 . 1 2	0 . 0 1 以下

	1, 1-ジクロロエチレン	0. 002未満	0. 1以下
	1, 2-ジクロロエチレン	0. 0004未満	0. 04以下
No. 2-6	トリクロロエチレン	0. 003	0. 03以下
	テトラクロロエチレン	0. 30	0. 01以下
	1, 1-ジクロロエチレン	0. 002未満	0. 1以下
	1, 2-ジクロロエチレン	0. 0048	0. 04以下

観測井番号	分析項目	分析年度及び結果 (mg/L)	地下水の水質に係る基準
		平成 26 年 7 月 17 日	
No. 2-2	トリクロロエチレン	0. 008	0. 03以下
	テトラクロロエチレン	0. 13	0. 01以下
	1, 1-ジクロロエチレン	0. 002未満	0. 1以下
	1, 2-ジクロロエチレン	0. 011	0. 04以下

観測井番号	分析項目	分析年度及び結果 (mg/L)	地下水の水質に係る基準
No. 2-1	トリクロロエチレン	欠測	0. 03以下
	テトラクロロエチレン	欠測	0. 01以下
	1, 1-ジクロロエチレン	欠測	0. 1以下
	1, 2-ジクロロエチレン	欠測	0. 04以下

- (注) 1. 地下水の水質にかかる基準は、「地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成 9 年 3 月 13 日環境庁告示第 10 号）別表」の基準です。
2. 上記表以外の観測井の調査については、調査年度として 5 年連続「地下水の水質に係る基準」を満足したこと等によって、調査（分析項目のみの場合を含みます。）を平成 22 年度までに終了しました。

イ 塚崎地区地下水汚染物質除去装置

テトラクロロエチレン等による地下水汚染が確認された塚崎地区に、汚染の拡大防止と汚染物質の除去を目的として、地下水汚染物質除去装置を設置しました。

(ア) 平成 25 年度の実績

a 処理水量：0 m³／年（累計：494, 848 m³）

b テトラクロロエチレン処理量：0 kg／年（累計：322, 871 kg）

当該除去装置の量水器が 1 年を通して故障していたため、処理水量及び除去量が把握できませんでした。

塚崎地区地下水汚染物質除去装置の概要

設置年月日	平成 8 年
設置場所	塚崎地区

処理水量	120L／分(No.2-1), 45L／分(No.2-2)
処理水質	テトラクロロエチレン濃度: 0.01mg/L以下
処理方式	気液接触型充填方式

塚崎地区地下水汚染物質除去装置水質測定結果

測定年月日	濃度		テトラクロロエチレン濃度 (mg/L)
	流入水	処理水	
平成25年 4月22日	0.073	0.0005未満	
7月30日	0.089	0.0005未満	
10月 1日	0.083	0.0005未満	
平成26年 1月14日	0.079	0.0005未満	

(9) 大島田地区

ア 大島田地区観測井水質調査

(ア) 観測井の状況等 観測井設置数: 37本

大島田地区観測井の諸元

観測井 番号	標高 TP	ストレーナー区間 (GL-m)	対象帶水層
	管頭高(m)		
No. 3-1	25.418	10.00～28.30	第1帶水層
No. 3-2	25.419	33.63～37.30	第2帶水層
No. 3-3	25.441	38.90～53.40	第3帶水層
No. 3-4	25.393	54.80～56.80	第4帶水層
No. 3-5	25.347	57.80～74.00	第5帶水層
No. 5-1	17.206	3.00～21.34	第1帶水層
No. 5-2	17.261	25.72～26.90	第2帶水層
No. 5-3	17.244	31.32～44.16	第3帶水層
No. 5-4	17.372	45.58～48.65	第4帶水層
No. 5-5	17.321	49.52～67.50	第5帶水層
No. 5-6	17.231	68.23～75.00	第6帶水層
No. 6-1	25.040	9.00～27.30	第1帶水層
No. 6-2	25.166	32.27～36.22	第2帶水層
No. 6-3	25.139	39.17～52.52	第3帶水層
No. 6-4	25.094	54.65～57.00	第4帶水層
No. 7-1	25.374	10.00～25.73	第1帶水層
No. 7-2	25.428	34.83～37.45	第2帶水層
No. 7-3	25.378	39.41～51.83	第3帶水層
No. 7-4	25.428	54.00～55.28	第4帶水層

No. 7-5	25. 378	57. 88~75. 70	第5帶水層
No. 8-1	18. 410	3. 00~18. 95	第1帶水層
No. 8-3	18. 306	31. 53~44. 78	第3帶水層
No. 8-4	18. 312	47. 80~49. 03	第4帶水層
No. 8-5	18. 138	51. 00~68. 00	第5帶水層
No. 8-6	18. 070	70. 50~76. 10	第6帶水層
No. 9-1	22. 826	9. 00~21. 13	第1帶水層
No. 9-2	22. 691	31. 00~34. 12	第2帶水層
No. 9-3	22. 441	36. 36~50. 03	第3帶水層
No. 9-4	22. 706	52. 00~54. 32	第4帶水層
No. 9-5	22. 555	57. 00~73. 00	第5帶水層
No. 9-6	22. 768	74. 50~80. 40	第6帶水層
No. 11-1	23. 510	7. 20~22. 29	第1帶水層
No. 11-2	23. 473	24. 92~35. 50	第2帶水層
No. 11-3	23. 509	37. 95~50. 40	第3帶水層
No. 11-4	23. 476	52. 62~54. 56	第4帶水層
No. 11-5	23. 451	55. 49~73. 00	第5帶水層
No. 11-6	23. 450	75. 00~81. 00	第6帶水層

(イ) 調査内容

- a 分析項目：トリクロロエチレン，テトラクロロエチレン，1，2-ジクロロエチレン，1，1-ジクロロエチレン
- b 分析回数：1回／年（平成25年7月に実施）

大島田地区観測井における帯水層別水質分析結果

観測井 番号	分析項目	分析年度及び結果 (mg/L)	地下水の水質 に係る基準
		平成25年7月16日	
No. 3-1	トリクロロエチレン	0. 013	0. 03 以下
	テトラクロロエチレン	0. 011	0. 01 以下
	1，2-ジクロロエチレン	0. 059	0. 04 以下
	1，1-ジクロロエチレン	0. 002未満	0. 1 以下
No. 3-2	トリクロロエチレン	0. 002未満	0. 03 以下
	1，2-ジクロロエチレン	0. 18	0. 04 以下
	1，1-ジクロロエチレン	0. 002未満	0. 1 以下
No. 3-3	トリクロロエチレン	0. 002未満	0. 03 以下
	1，2-ジクロロエチレン	0. 094	0. 04 以下
	1，1-ジクロロエチレン	0. 002未満	0. 1 以下
No. 3-4	1，2-ジクロロエチレン	欠測	0. 04 以下

- (注) 1. 地下水の水質にかかる基準は、「地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年3月13日環境庁告示第10号）別表」の基準です。
2. 上記表以外の観測井の調査については、調査年度として5年連続「地下水の水質に係る基準」を満足したこと等によって、調査（分析項目のみの場合を含みます。）を平成22年度までに終了しました。

イ 大島田地区地下水汚染物質除去装置

トリクロロエチレン等による地下水汚染が確認された大島田地区に、汚染の拡大防止と汚染物質の除去を目的として、地下水汚染物質除去装置を設置しました。

(ア) 平成25年度の実績

a 処理水量：0 m³／年（累計：333, 776 m³）

b トリクロロエチレン処理量：0 kg／年（累計：67. 495 kg）

当該除去装置の量水器が1年を通して故障していたため、処理水量及び除去量が把握できませんでした。

大島田地区地下水汚染物質除去装置の概要

設置年月日	平成8年
設置場所	大島田地区
処理水量	120 L／分(No.3-1), 40 L／分(No.3-3)
処理水質	テトラクロロエチレン濃度：0. 01 mg/L 以下 (塚崎地区と同じ装置)
処理方式	気液接触型充填方式

大島田地区地下水汚染物質除去装置水質測定結果

測定年月日	濃度		トリクロロエチレン濃度 (mg/L)
	流入水	処理水	
平成25年 4月22日	0. 005	0. 004	
7月30日	0. 005	0. 004	
10月 1日	0. 005	0. 004	
平成26年 1月14日	0. 005	0. 004	

第4章 土壤汚染

第1節 概況

近年、工場・事業所におけるISO14001認証取得などのための自主的な汚染調査、工場跡地等の再開発や売却時の汚染調査の実施、また、水質汚濁防止法に基づく地下水のモニタリングの拡充などが進むにつれ、工場跡地や市街地などで揮発性有機化合物・重金属類の不適切な取扱いによる漏れ出しや、これらの物質を含んだ排水が地下に浸透することが主な原因となって引き起こされると考えられる土壤汚染が明らかになるケースが増えています。

土壤は、いったん汚染されると有害物質が蓄積され、汚染が長期にわたるという特徴があります。土壤汚染による影響としては、人の健康への影響や、農作物等の生育阻害、生態系への影響などが考えられ、特に人の健康への影響については、汚染された土壤に直接触れたり口にしたりするケースや、汚染土壤から溶出した有害物質で汚染された地下水を飲用するなどのリスクが考えられます。

このように、顕在化する土壤汚染の増加などを背景に土壤汚染対策の法制化が求められるようになり、土壤汚染の状況を把握し、土壤汚染による人の健康被害防止することを目的とした「土壤汚染対策法」が平成14年5月に公布され、平成15年2月15日より施行されました。

その後、法に基づかない土壤汚染の発見の増加や汚染土壤の掘削除去の偏重、不適正処理による汚染の拡散等の問題点が明らかになり、土壤汚染対策法の一部を改正し、平成22年4月1日から施行されました。

この改正により、新たに汚染土壤処理業を許可制としました。また、土地を形質変更する際は、その土地の形質変更面積が一定規模以上（3,000m²）である場合は市への届出等が必要となりました。

1 土壤汚染対策法による特定有害物質と指定区域指定基準

法の対象となる特定有害物質は、それが土壤に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものであり、汚染土壤を直接摂取することによるリスクと汚染土壤からの特定有害物質の溶出に起因する汚染地下水等の摂取によるリスクから選定されています。これらの物質によって汚染されている区域を指定する基準は直接摂取によるリスクに係る基準が「土壤含有量基準」、地下水等の摂取によるリスクに係る基準が「土壤溶出量基準」として、定められています。

土壤汚染対策法に基づく対象物質と指定基準

特 定 有 害 物 質	指 定 基 準	
	含 有 量 基 準	溶 出 量 基 準
四塩化炭素	(揮発第一種有機特定化合物)	— 検液 1Lにつき 0.002 mg以下
1, 2-ジクロロエタン		— 検液 1Lにつき 0.004 mg以下
1, 1-ジクロロエチレン		— 検液 1Lにつき 0.02 mg以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン		— 検液 1Lにつき 0.04 mg以下
1, 3-ジクロロプロペン		— 検液 1Lにつき 0.002 mg以下
ジクロロメタン		— 検液 1Lにつき 0.02 mg以下
テトラクロロエチレン		— 検液 1Lにつき 0.01 mg以下
1, 1, 1-トリクロロエタン		— 検液 1Lにつき 1 mg以下
1, 1, 2-トリクロロエタン		— 検液 1Lにつき 0.006 mg以下
トリクロロエチレン		— 検液 1Lにつき 0.03 mg以下
ベンゼン		— 検液 1Lにつき 0.01 mg以下
カドミウム及びその化合物	(重金属等特定有害物質)	土壤 1 kgにつき 150 mg以下 検液 1Lにつき 0.01 mg以下
六価クロム化合物		土壤 1 kgにつき 250 mg以下 検液 1Lにつき 0.05 mg以下
シアノ化合物		遊離シアノ土壤 1 kgにつき 50 mg以下 検液中に検出されないこと
水銀及びその化合物 アルキル水銀		土壤 1 kgにつき 15 mg以下 検液 1Lにつき 0.0005 mg以下 検液中に検出されないこと
セレン及びその化合物		土壤 1 kgにつき 150 mg以下 検液 1Lにつき 0.01 mg以下
鉛及びその化合物		土壤 1 kgにつき 150 mg以下 検液 1Lにつき 0.01 mg以下
砒素及びその化合物		土壤 1 kgにつき 150 mg以下 検液 1Lにつき 0.01 mg以下
ふつ素及びその化合物		土壤 1 kgにつき 4000 mg以下 検液 1Lにつき 0.8 mg以下
ほう素及びその化合物		土壤 1 kgにつき 4000 mg以下 検液 1Lにつき 1 mg以下
シマジン		— 検液 1Lにつき 0.003 mg以下
チウラム	(農薬等第三種特定有害物質)	— 検液 1Lにつき 0.006 mg以下
チオベンカルブ		— 検液 1Lにつき 0.02 mg以下
P C B		— 検液中に検出されないこと
有機りん化合物		— 検液中に検出されないこと

第2節 土壌汚染の現況

1 指定区域の指定状況等

(1) 土壌汚染対策法に基づく指定区域の指定状況等（平成25年度）

項目	件数
有害物質使用特定施設に係る調査（法第3条）	0
特定有害物質により汚染されているおそれがある場合の調査（法第4条）	0
土地の形質の変更の届出（法第4条）	48
健康被害の生じるおそれのある場合の調査（法第5条）	0
要措置区域への指定（法第6条）	0
要措置区域の指定解除（法第6条）	1
形質変更時要届出区域への指定（法第11条）	0
形質変更時要届出区域の指定解除（法第11条）	1
指定の申請（法第14条）	0

(2) 指定区域の概況（平成25年度末現在）

平成26年3月31日現在、指定区域はありません。

なお、25年中に指定が解除された区域は以下のとおりです。

(1) アルミニウム押出品製造工場跡地

当該土地では、平成22年度中に行われた土壌汚染対策法（以下、法。）第3条第1項に基づく土壌汚染状況調査において、法に基づく要措置区域に該当する区画があったことから、平成22年11月15日、要措置区域に指定しました（指定物質はふつ素及びその化合物、ほう素及びその化合物。）。

その後、汚染土壌の掘削除去による措置が行われ、既に一部の区画について指定が解除されていましたが、残りの区域についても平成23年7月に汚染土を掘削除去し、良質土と置換が完了した後、地下水汚染が生じていない状態が2年間継続確認されたことから、すべての区域の指定が解除されました。

ア 所在地

柏市新十余二13番1の一部

イ 面積

200.0 m²

ウ 指定物質

ふつ素及びその化合物

エ 指定解除年月日

平成25年6月20日

オ 淨化対策

掘削除去

(2) 電気機械器具製造工場跡地

当該土地では、平成23年度中に行われた法第3条第1項に基づく土壌汚染状況

調査において、法に基づく形質変更時要届出区域に該当する区画があったことから、平成23年12月26日、形質変更時要届出区域に指定しました（指定物質はふつ素及びその化合物。）。

その後、平成25年6月に汚染土を掘削除去し、良質土と置換が完了した後、地下水汚染が生じていない状態が確認されたことから、すべての区域の指定が解除されました。

ア 所在地

柏市鷺野谷字宮後原1027番23の一部

イ 面積

200.0 m²

ウ 指定物質

ふつ素及びその化合物

エ 指定解除年月日

平成25年7月9日

オ 淨化対策

掘削除去

第5章 騒音

第1節 概況

騒音とは会話や睡眠が妨げられたりするなど日常生活に及ぼす影響が大きく、不快な音として捉えられています。

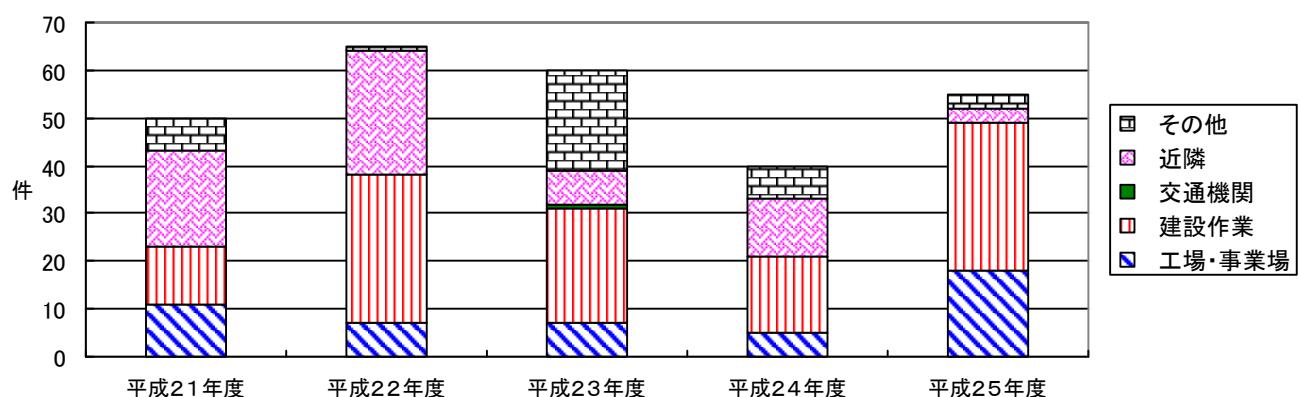
発生の形態としては、建設作業等のある一定の期間内で消える一過性のものと、工場・事業場等の機械類などの固定発生源から発生する経常的なものに大別されます。

騒音はその音に対する慣れや心身の状態などに大きく左右されるなど、心理的な要因が大きいとされています。

市に申し立てられる騒音の苦情については、工場・事業場、建設作業、交通機関等からの騒音、飲食店などの深夜営業に伴う騒音、拡声機による騒音、クーラーの運転に伴う騒音、家庭用機器による生活騒音など、発生源が多岐にわたっています。

平成25年度の騒音に係る苦情は、公害苦情件数の中で2番目に多く55件（21.6%）となっています。

年度別騒音苦情内訳



年度 発生源等	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
工場・事業場	11	7	7	5	18
建設作業	12	31	24	16	31
交通機関	1	2	3	2	0
近隣	20	26	7	12	3
その他	7	1	21	7	3
合計	51	67	62	42	55

1 環境基準

(1) 騒音に係る環境基準

療養施設が集合して設置されている地域など、特に静穏を要する地域を対象とするA A類型は、本市には該当地はなく、A・B・C類型が設定されています。

なお、平成10年9月に騒音に係る環境基準の評価方法が改正され、それまでの騒音レベルの中央値（ L_{50} ）から、等価騒音レベル（ L_{eq} ）に変更されました。

騒音に係る環境基準

類型	該 当 地 域	時 間 の 区 分	
		昼 間 6:00 ~ 22:00	夜 間 22:00 ~ 翌日 6:00
A	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	55デシベル 以下	45デシベル 以下
B	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域		
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	60デシベル 以下	50デシベル 以下

備考 「道路に面する地域」については、この環境基準表によらず道路に面する地域の環境基準とします。

(注) 等価騒音レベル（ L_{eq} ）：一定時間内に測定された騒音の大きさをエネルギー量に換算し、平均値を求める評価方法で、中央値方式に比べて人が感じる騒音に近い値を示すとされている。

(2) 道路に面する地域の環境基準

地 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
	昼 間 6:00 ~ 22:00	夜 間 22:00 ~ 翌日 6:00
A類型地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル 以下	55デシベル 以下
B類型地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC類型地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル 以下	60デシベル 以下
幹線交通を担う道路に近接する空間※	70デシベル 以下	65デシベル 以下

備考（※）個別の住居等において、騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができます。

（注）車線とは、1縦列の自動車が安全、かつ円滑に走行するために、必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいいます。

(3) 航空機騒音に係る環境基準

海上自衛隊下総航空基地周辺地域の生活環境を保全するため、下記のとおり航空機騒音についての環境基準が定められております。

地域の類型	基準値 (L_{den})
I	57デシベル以下
II	62デシベル以下

（注）1. 各類型については以下のとおりです。

I ① 都市計画法に基づく用途地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居及び準居地域

② 都市計画法に基づく用途地域の定めのない地域（工業団地を除く）

II ① 都市計画法に基づく用途地域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域
② 都市計画法に基づく用途地域の定めのない地域のうち工業団地

（注）2. L_{den} とは、航空機騒音の環境基準に用いられ、エネルギー積分により騒音の総暴露量を評価できる等価騒音レベルのひとつで、夕方や夜間の騒音に重み付けをして評価するものです。

2 要請限度

(1) 自動車騒音に係る要請限度

道路沿道で環境基準を満足せず、人の生活環境に著しい影響を与える場合に公安委員会に対策を要請できる基準

該 当 区 域	時 間 の 区 分	
	昼 間 6 : 0 0 ~ 2 2 : 0 0	夜 間 2 2 : 0 0 ~ 翌日 6 : 0 0
1 第一種区域及び第二種区域のうち一車線を有する道路に面する区域	6 5 デシベル 以下	5 5 デシベル 以下
2 第一種区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する地域	7 0 デシベル 以下	6 5 デシベル 以下
3 第二種区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及び第三種区域及び第四種区域のうち車線を有する道路に面する区域	7 5 デシベル 以下	7 0 デシベル 以下

(注) 1. 車線とは、1縦列の自動車が安全、かつ円滑に走行するために、必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいいます。

2. 第一種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び、第一種・第二種中高層住居専用地域をいいます。

第二種区域：第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域をいいます。

第三種区域：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域をいいます。

第四種区域：工業地域、工業専用地域をいいます。

3 規制基準

(1) 騒音に係る規制基準（騒音規制法及び柏市環境保全条例）

区域	該 当 地 域	時 間 の 区 分		
		昼 間 8:00～ 19:00	朝 夕 6:00～ 8:00 19:00～22:00	夜 間 22:00～ 翌日 6:00
第一種	第一種低層住居専用地域	50デシベル 以下	45デシベル 以下	40デシベル 以下
	第二種低層住居専用地域			
	第一種中高層住居専用地域			
	第二種中高層住居専用地域			
第二種	第一種住居地域	55デシベル 以下	50デシベル 以下	45デシベル 以下
	第二種住居地域			
	準住居地域			
	市街化調整区域の一部			
	第一特別地域			
第三種	近隣商業地域	65デシベル 以下	60デシベル 以下	50デシベル 以下
	商業地域			
	準工業地域			
	第二特別地域			
第四種	工業地域	70デシベル 以下	65デシベル 以下	60デシベル 以下
	工業専用地域			
その他	市街化調整区域 (ただし、第二種区域として 指定する区域を除く)	60デシベル 以下	55デシベル 以下	50デシベル 以下

- (注) 1. 第一特別地域：準工業地域及び工業地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域に接する地域であり、かつ、第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域の周囲50メートル以内の地域をいいます。
2. 第二特別地域：工業地域及び工業専用地域のうち、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域に接する地域であり、かつ、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域の周囲50メートル以内の地域をいいます。
3. 学校、保育所、病院、診療所（患者の収容施設を有するもの）、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、表のそれぞれの基準から5デシベルを減じた値です。

第2節 騒音の現況

1 工場騒音

騒音規制法及び柏市環境保全条例では、著しく騒音を発生する施設を特定施設と定め、設置にあたっては事前に届出を義務づけています。

騒音規制法及び柏市環境保全条例に基づく特定施設の設置状況

対象法令等 施設の種類	騒音規制法		柏市環境保全条例	
	事業所数	施設数	事業所数	施設数
金属加工機械	75(1)	696(1)	157	1020
空気圧縮機・送風機	261(2)	2, 264(47)	379(8)	2, 277(82)
粉碎機	2	57(1)	10	448(4)
織機	2	180	10	26
建設用資材製造機械	5	7	1	2
穀物用製粉機	1	2	0	0
木材加工機械	17	43	30	92
抄紙機	0	0	0	0
印刷機械	15	195	4	12
合成樹脂用射出成型機	18	187	10	52
鋳型造形機	1	1	1	1
その他	0	0	531(6)	2558(44)
合 計	397(3)	3, 632(49)	1, 133(14)	6, 488(130)

(注) 1. 事業所数及び施設数は、平成26年3月31日現在。

2. () 内は、騒音規制法及び柏市環境保全条例とともに平成25年4月1日から平成26年3月31日までの届出(延べ)数。

2 特定建設作業

騒音規制法及び柏市環境保全条例では、建設作業に伴って著しく騒音を発生する作業を特定建設作業と定め、作業にあたっては事前に届出を義務づけています。

騒音規制法及び柏市環境保全条例に基づく特定建設作業の月別届出件数

区分		月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
騒音規制法	くい打作業		2	1	0	1	0	0	0	1	0	1	1	0	7
	びょう打作業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	削岩機		0	4	1	1	3	1	8	1	5	3	5	2	34
	空気圧縮機		1	0	2	1	1	0	4	1	4	2	1	1	18
	コンクリート・アスファルトプラント		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	バックホウ		8	6	4	11	4	5	9	9	4	6	4	0	70
	トラクターショベル		0	0	0	2	0	0	2	3	3	2	0	0	12
	ブルドーザー		0	0	0	3	1	0	0	0	0	2	0	10	16
	小計		11	11	7	19	9	6	23	15	16	16	11	13	157
柏市環境保全条例	くい打作業		0	3	0	0	0	1	1	2	1	2	1	2	13
	びょう打作業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	削岩機		4	2	3	4	7	4	6	6	8	4	5	6	59
	空気圧縮機		0	3	0	2	4	2	1	6	4	2	1	1	26
	コンクリート・アスファルトプラント		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	鋼球による破碎作業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	舗装版破碎機		0	1	1	1	0	0	0	1	0	0	1	0	5
	ブルドーザー・トラクターショベル等		50	48	56	71	64	52	45	54	57	50	28	42	617
	小計		54	57	60	78	75	59	53	69	70	58	36	51	720
合計			65	68	67	97	84	65	76	84	86	74	47	64	877

平成25年度は、建築工事や土木工事に伴う騒音苦情が31件寄せられています。

苦情の内容は、作業に伴う建設機械から発生する音が原因となっており、住宅密集地で工事を行う場合は、近隣への配慮が強く求められます。

3 交通騒音

交通騒音測定は本市を東西に横断している国道6号、南北に縦断している国道16号については年1回、また、北部を東西に横断する常磐自動車道で常時測定を実施しています。

交通騒音測定地点

- ①国道6号
- ②国道16号
- ③常磐自動車道伊勢原測定局
- ④常磐自動車道西原測定局



(1) 国道6号及び国道16号の測定結果

ア 国道6号

(ア) 日時

平成25年11月30日（土）
～12月9日（月）

(イ) 測定場所

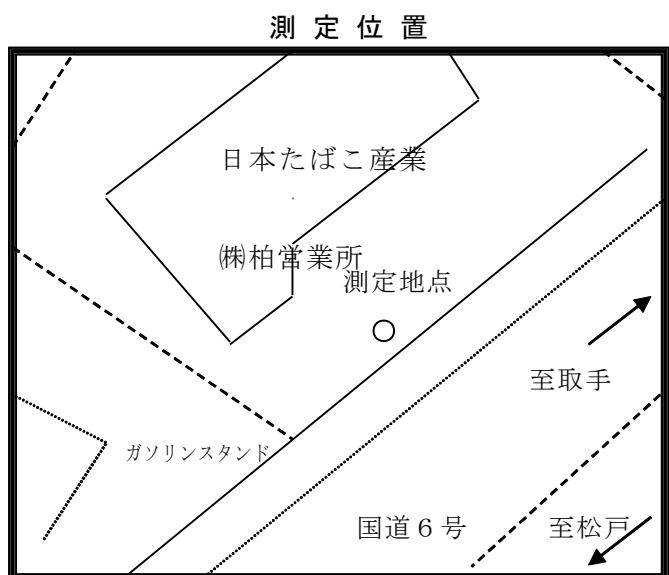
日本たばこ産業（株）柏営業所
柏市柏334-1

(ウ) 道路構造

平面4車線

(エ) 用途地域

準住居地域



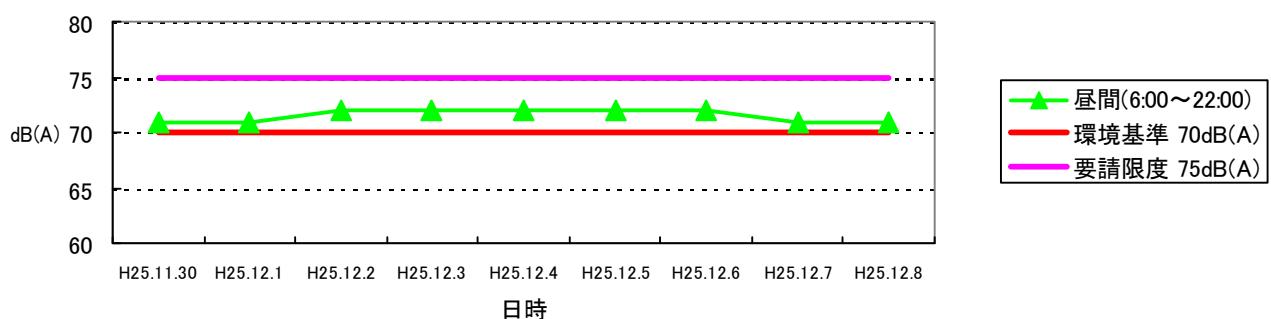
(才) 測定結果

単位：デシベル（A）

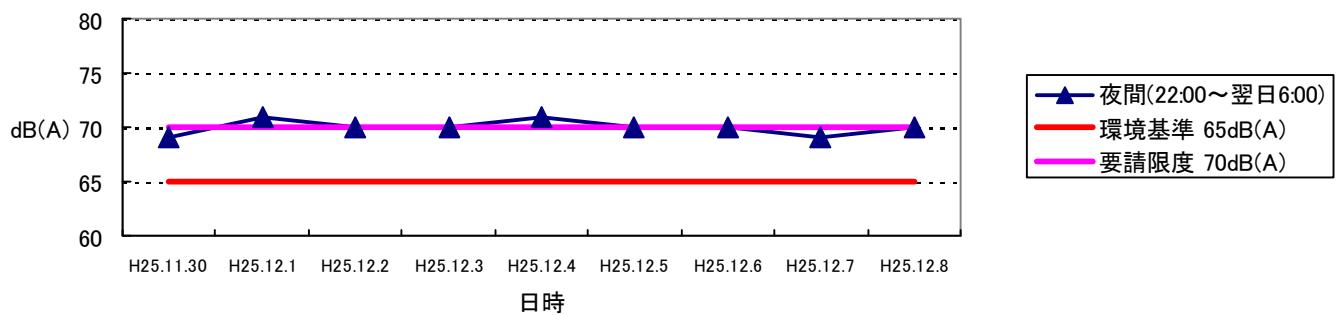
項目\区分	昼間（6:00～22:00）	夜間（22:00～翌日6:00）
測定値	72	70
環境基準	70	65
要請限度	75	70

測定値の日別変化並びに環境基準・要請限度との比較

(昼間)



(夜間)



(カ) 評価

調査結果と環境基準の比較は、昼間及び夜間の全時間帯で超過しています。また、要請限度値については、夜間の一部で超過しています。

交通量

項目	測定結果
交通量合計（台／日）	50, 148
大型車混入率（%）	36.4

(注) 交通量合計は毎正時10分間
値を基に算出したもの。

イ 国道 16 号

(ア) 日時

平成 25 年 11 月 30 日 (土)
～ 12 月 9 日 (月)

(イ) 測定場所

千葉県警察交通機動隊柏分駐所
柏市柏 1367-5

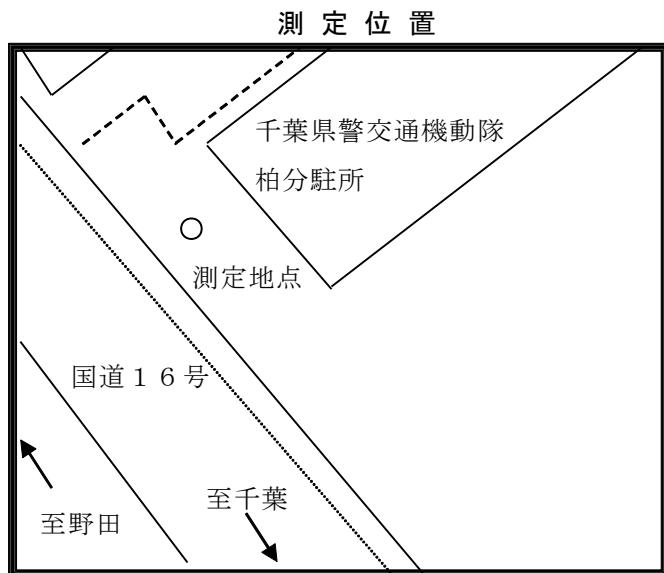
(ウ) 道路構造

平面 4 車線

(エ) 用途地域

準住居地域

(オ) 測定結果

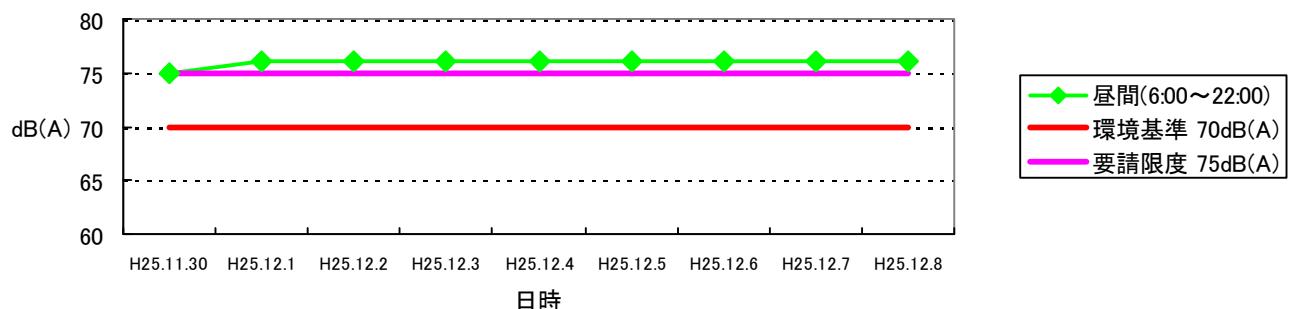


単位 : デシベル (A)

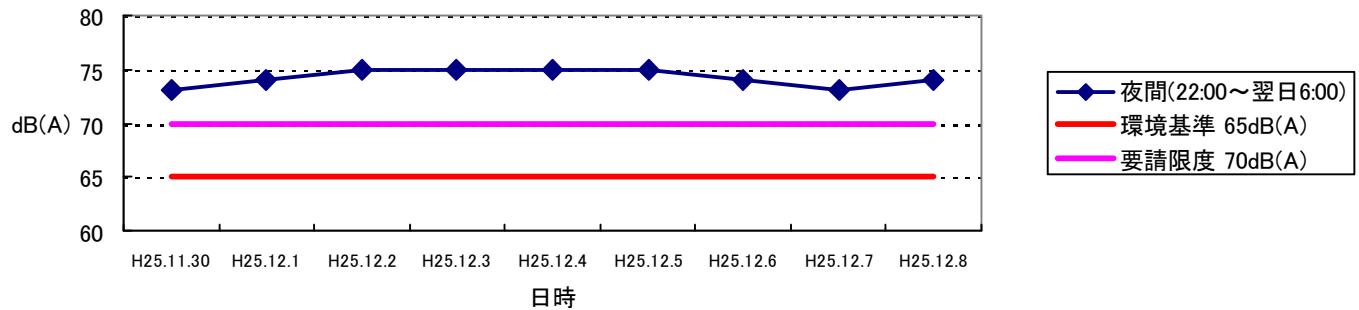
項目 \ 区分	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～翌日 6:00)
測 定 値	7 6	7 4
環 境 基 準	7 0	6 5
要 請 限 度	7 5	7 0

測定値の日別変化並びに環境基準・要請限度との比較

(昼間)



(夜間)



(カ) 評価

調査結果と環境基準との比較では、昼夜全時間帯において基準を超過しており、要請限度値については、昼間の一部及び夜間の全時間帯で超過しています。

交通量

項目	測定結果
交通量合計 (台／日)	42, 228
大型車混入率 (%)	23.4

(注) 交通量合計は毎正時10分間値を基に算出したもの。

(2) 常磐自動車道

常磐自動車道沿いに常設の環境監視施設において連続測定しています。

ア 騒音

平成25年度の騒音は、伊勢原測定局、西原測定局ともに環境基準値を満足しています。

騒音年平均値経年変化

単位：デシベル（A）

測定場所	区分	年度	測定結果					
			平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	環境基準
伊勢原測定局	昼間 (6:00～22:00)	平成21年	54	53	53	53	53	65
	夜間 (22:00～翌日6:00)	平成22年	58	57	58	58	57	60
西原測定局	昼間 (6:00～22:00)	平成23年	55	53	51	52	53	65
	夜間 (22:00～翌日6:00)	平成24年	58	59	57	57	59	60

イ 交通量

項目	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
平均通過台 (台／日)	平成22年度	90, 756	91, 375	92, 255	92, 256
大型車混入率 (%)	平成23年度	25.6	22.8	22.7	23.7

4 自動車騒音面的評価

騒音規制法第18条第1項の規定に基づき、自動車騒音の状況の常時監視により、主要路線の環境基準の達成状況の把握を行い、今後の道路環境の各種政策への反映を図る資料とします。

5 近隣騒音

住宅の密集により、ピアノの練習等やエアコン室外機等の音が耳障りとなっており、その他家庭用機器による生活音等も騒音となっています。

6 航空機騒音

千葉県では海上自衛隊下総航空基地周辺について、類型指定地域内における飛行場南側6箇所、飛行場北側5箇所、指定地域外における飛行場北側1箇所の計12箇所の調査地点を選定し、海上自衛隊下総航空基地に離着陸する航空機の騒音を測定しました。

全測定地点のうち5箇所（全て飛行場北側）は柏市内で測定が行われました。

単位： L_{den}

調査地点名	L_{den} (※速報値)	環境基準値	環境基準との比較
沼南公民館	4 6	5 7	○
沼南老人福祉センター	5 0		○
塙崎総合運動公園	4 2		○
藤ヶ谷新田区民館	4 6		○
高柳局（旧風早南部小学校跡地）	5 8		×

（注）調査期間 平成25年10月24日～11月6日

第3節 騒音の対策

1 工場騒音

(1) 発生源対策

低騒音型機械の選定又は消音器等の取り付けにより、騒音の発生をできるだけ小さくする方法があります。

(2) 伝播防止対策

騒音は距離により減衰することから、発生源と住宅との距離を離すために機械の配置の変更や音の伝播経路上に壁や扉などの遮音物を設置し、伝播防止をする方法があります。

(3) 受音側対策

幹線道路周辺では窓を二重にするなどの方法があります。

(4) 土地利用による対策

住宅地域内に混在している工場などで、上記の対策では騒音防止が困難な場合には、規制基準の緩やかな工業地域等に移転するなどのことが考えられます。

2 特定建設作業

低騒音型建設作業機械の選定、また工事現場に適した工法により、工事現場での騒音の発生をできるだけ小さくすることは基より近隣住民への配慮が求められます。

3 交通騒音

自動車自身の音をできるだけ小さくすることや、騒音の大きい大型自動車をセンターライン沿いに走行させること、また総合交通信号システムによりスピードを制限させることやスピード取り締まり機の設置のほか防音壁の設置、低騒音舗装の変更などの対策が採られています。

4 近隣騒音

ピアノやエアコンの室外機など一般家庭から生じる騒音は、低騒音型機器の選定、機器の取り付け位置や向きなどに配慮する必要があります。

また、音を出すときは使用時間帯（深夜、早朝）を考え、音量調整や窓を閉めるなど近隣への気配りで快適な生活を送れるよう工夫することが大切です。

5 航空機騒音

飛行場周辺では、窓を二重にするなどの方法があります。

第6章 振動

第1節 概況

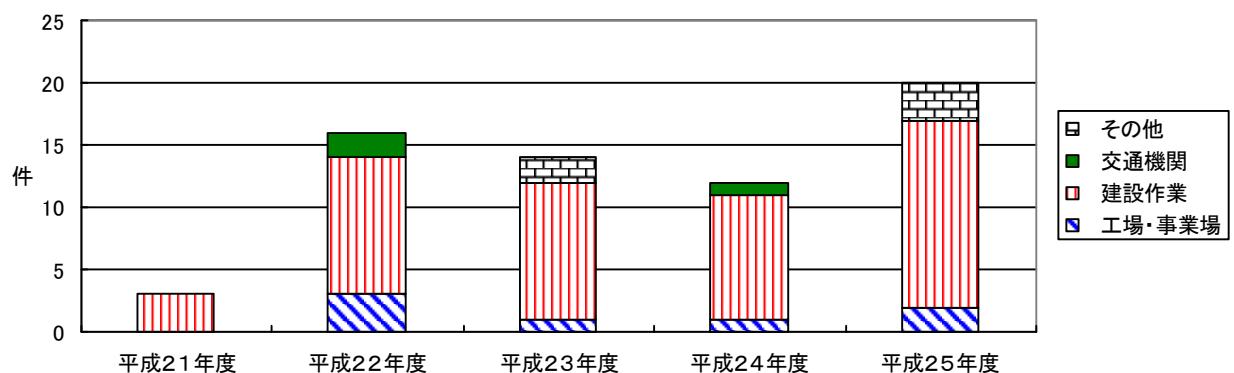
振動公害とは、地震など自然現象によって発生する地盤振動以外のもので、工場及び事業所、建設作業、交通機関の運行などにより、人為的に地盤振動が発生しているものをいいます。

振動は、建物を振動させ、障子やガラス戸ががたつたり壁に亀裂が入るなど、物等に被害を与えたりするもので、騒音と並んで日常生活に関係の深い問題です。

振動の伝わる距離は、例外的なものを除くと発生源から100m以内、多くの場合10～20m程度でその大きさは、地震でいうと地表においておおよそ震度I（微震）から震度III（弱震）の範囲内にあります。

平成25年度の振動に係る苦情は、公害苦情件数のうち20件（7.8%）となっていまます。内容は土地造成工事、建築工事に伴う建設機械等から発生した振動に対するものです。

年度別振動苦情内訳



年度 発生源等	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
工場・事業場	0	3	1	1	2
建設作業	3	11	11	10	15
交通機関	0	2	0	1	0
その他	0	0	2	0	3
合計	3	16	14	12	20

1 規制基準

振動に係る規制基準

区域	該 当 地 域	時間の区分	
		昼間(8:00～19:00)	夜間(19:00～翌日 8:00)
第一種	第一種低層住居専用地域	60デシベル 以下	55デシベル 以下
	第二種低層住居専用地域		
	第一種中高層住居専用地域		
	第二種中高層住居専用地域		
	第一種住居地域		
	第二種住居地域		
	準住居地域		
市街化調整区域の一部			
第二種	近隣商業地域	65デシベル 以下	60デシベル 以下
	商業地域		
	準工業地域		
	工業地域		

(注) 学校、保育所、病院、診療所（患者の収容施設を有するもの）、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、表のそれぞれの基準から5デシベルを減じた値です。

2 要請限度

道路交通振動に係る要請限度

自動車が軟弱地盤、未舗装道路及び未補修道路等を通過するときに大きな振動が発生します。

要請限度は、道路沿道で振動により生活環境に著しい影響を与える場合に公安委員会に対策を要請できる基準のことです。

道路交通振動の要請限度

区域	該 当 地 域	時間の区分	
		昼間(8:00～19:00)	夜間(19:00～翌日 8:00)
第一種	第一種低層住居専用地域	65デシベル 以下	60デシベル 以下
	第二種低層住居専用地域		
	第一種中高層住居専用地域		
	第二種中高層住居専用地域		
	第一種住居地域		
	第二種住居地域		
	準住居地域		
第二種	近隣商業地域	70デシベル 以下	65デシベル 以下
	商業地域		
	準工業地域		
	工業地域		

(注) 学校、保育所、病院、診療所（患者の収容施設を有するもの）、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、表のそれぞれの基準から5デシベルを減じた値です。

第2節 振動の現況

1 工場振動

振動規制法及び柏市環境保全条例では、著しく振動を発生する施設を特定施設と定め、設置にあたっては事前に届出を義務づけています。

振動規制法及び柏市環境保全条例に基づく特定施設の設置状況

対象法令等 施設の種類	振 動 規 制 法		柏 市 環 境 保 全 条 例	
	事 業 所 数	施 設 数	事 業 所 数	施 設 数
金属加工機械	4 4	4 9 1	1 0 5 (1)	9 0 5 (1)
圧縮機	1 2 2 (3)	8 4 7 (4 8)	1 3 2 (-1)	6 0 8 (-9)
粉碎機	1	1	4 3	2 0 2 (2)
織機	1	8 0	1	1
コンクリートブロックマシーン	0	0	2	7
コンクリートプラント	0	0	0	0
木材加工機械	2	3	1 0	1 7
印刷機械	3	3 6	1	1
合成樹脂射出成型機	1 1	7 5	6	7 2
ゴム練樹脂用ロール機	1	1	1 1	8 3
鋳型造形機	0	0	3	2 5
冷凍機	0	0	1 5 5 (3)	1, 2 2 6 (3 8)
原動機	0	0	7 9 (1)	1 2 6 (1)
合 計	1 8 5 (3)	1, 5 3 4 (4 8)	5 4 8 (4)	3, 2 7 3 (3 3)

(注) 1. 事業所数及び施設数は、平成26年3月31日現在。

2. () 内は、振動規制法及び柏市環境保全条例とともに平成25年4月1日から平成26年3月31日までの届出（延べ）数。

2 特定建設作業

振動規制法及び柏市環境保全条例では、建設作業に伴って著しく振動を発生する作業を特定建設作業と定め、作業にあたっては事前に届出を義務づけています。

振動規制法及び柏市環境保全条例に基づく特定建設作業の月別届出件数

区分		月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
振動規制法	くい打作業	2	1	0	1	0	0	0	1	0	1	1	0	7	
	鋼球による破碎作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	舗装版破碎機	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	3	
	ブレーカー	0	2	1	1	3	2	6	1	4	4	6	1	31	
	小計	3	3	1	2	3	2	6	2	4	5	9	1	41	
柏市環境保全条例	くい打作業	0	3	0	0	0	1	1	2	1	2	1	2	13	
	びょう打作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	削岩機	4	2	3	4	7	4	6	6	8	4	5	6	59	
	空気圧縮機	0	3	0	2	4	2	1	6	4	2	1	1	26	
	コンクリート・アスファルトプラント	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	鋼球による破碎作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	舗装版破碎機	0	1	1	1	0	0	0	1	0	0	1	0	5	
	ブルドーザー・トラクターショベル等	50	48	56	71	64	52	45	54	57	50	28	42	617	
	小計	54	57	60	78	75	59	53	69	70	58	36	51	720	
合計		57	60	61	80	78	61	59	71	74	63	45	52	761	

(注) 市条例の届出は、騒音の特定施設作業で届出された数値と同数。

3 交通振動

交通振動測定は、市内主要幹線道路沿いで交通騒音測定場所と同一の地点で実施しました。

(1) 国道6号及び国道16号の測定結果

ア 国道6号

(ア) 日時

平成25年12月3日(火) 24時間実施

(イ) 測定場所

日本たばこ産業(株) 柏営業所

柏市柏334-1

(ウ) 道路構造

平面4車線

(エ) 用途地域

準住居地域

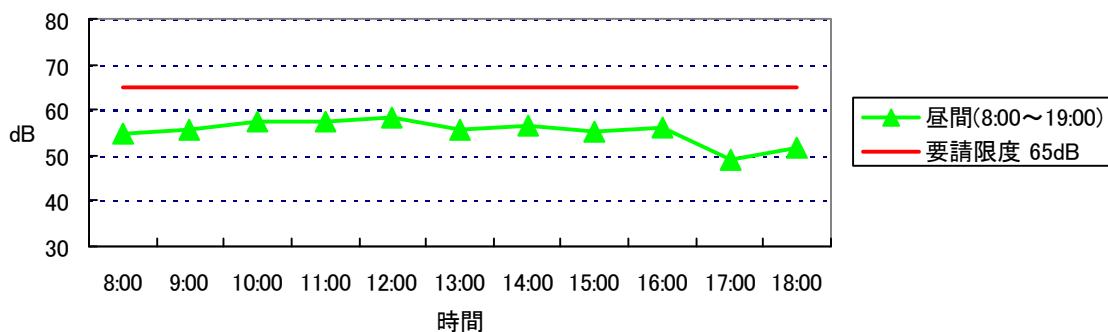
(才) 測定結果

(単位: デシベル)

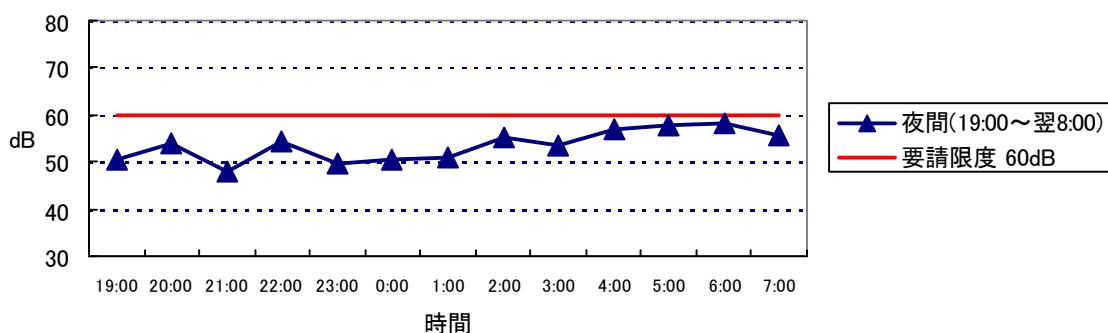
区分 項目	昼間 (8:00~19:00)	夜間 (19:00~翌日 8:00)
測定値	5 5	5 4
要請限度	6 5	6 0

測定値の時間別変化並びに要請限度値との比較

(昼間)



(夜間)



(カ) 評価

振動規制法における道路交通振動の要請限度の区域区分は第1種であり、交通振動測定結果は、昼・夜の時間区分とも要請限度値内となっています。

イ 国道16号

(ア) 日時

平成25年12月3日(火) 24時間実施

(イ) 測定場所

千葉県警察交通機動隊柏分駐所

柏市柏1367-5

(ウ) 道路構造

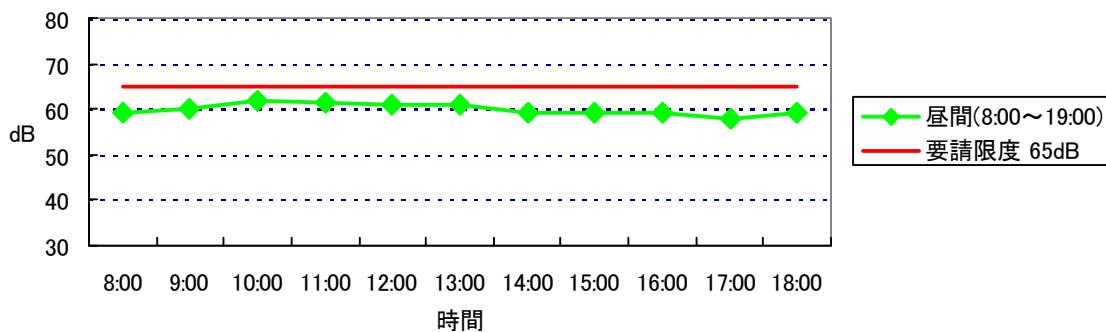
平面 4 車線
 (イ) 用途地域
 準住居地域
 (オ) 測定結果

(単位：デシベル)

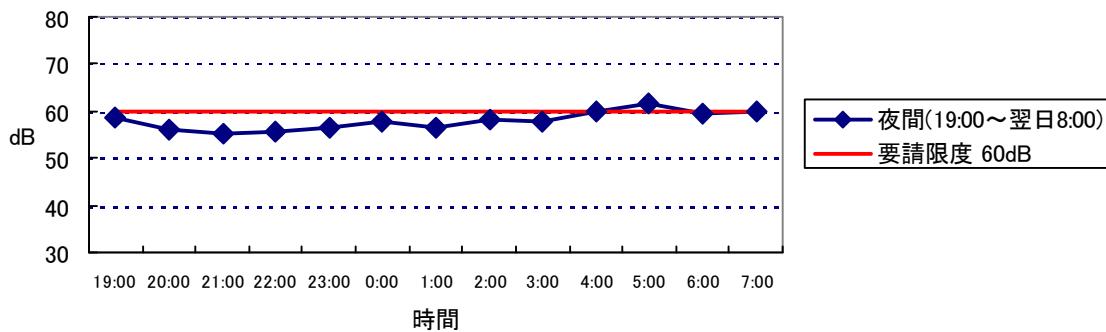
区分 項目	昼間 (8:00～19:00)	夜間 (19:00～翌日 8:00)
測 定 値	6 0	5 8
要 請 限 度	6 5	6 0

測定値の時間別変化並びに要請限度値との比較

(昼間)



(夜間)



(カ) 評価

振動規制法における道路交通振動の要請限度の区域区分は第 1 種であり、測定結果は夜間の一部で要請限度値を超過しています。

第3節 振動の対策

1 工場振動

低振動型機械の採用、吊基礎、浮き基礎、直接支持基礎（板ばね、コイルばね等を使用するもの）などの防振装置の設置、機械基礎の改善により、防振対策が行なわれている。

2 特定建設作業

現在は技術開発が進んでいる無振動工法の採用、また低振動型建設機械を選定することで、振動の発生をできるだけ小さくすることができます。

3 交通振動

振動の大きい大型自動車をセンターライン沿いに走行させるなど車両交通規制、貨物自動車の積載重量制限厳守及び地盤改良や凸凹路面の補修等による道路維持管理面で振動を小さくする等の対策があります。

第7章 地盤沈下

第1節 概況

地盤沈下とは、地殻変動や軟弱な地盤などの自然的要因によるものと、地下水などのくみ上げにより地下水位が下がり、地層の収縮をもたらして起こる人為的要因によるものにより、地表面が沈下していく現象のことです。

地盤沈下は、進行が緩慢であり、一度発生するとほとんど回復が不可能であることなど、他の公害とは異なる側面を有しています。

公害として取り上げる地盤沈下は、事業活動などに伴う人為的要因によって生ずる現象であり、本市においては、千葉県環境保全条例及び柏市環境保全条例によって一定規模の揚水施設を持つものに対し、地下水採取の規制を行っています。

最近5年間の本市の地盤沈下状況については、大きな沈下（5年間の沈下量が5cmを超える）は起こっていません（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う地殻変動の影響を含む平成23年の沈下量を除く）。

また、大きな沈下が起こっていない要因としては、地下水位の下降・市内全体の地下水揚水量の増加が見られないことが考えられます。

第2節 地盤沈下の現況

1 地盤沈下状況

本市には、27か所の水準点があり、千葉県が昭和48年から市内の水準測量を行っています。平成25年1月から平成26年1月までに、市内の18か所について水準測量を実施しました。その結果、全水準点の1年間の変動量において大きな沈下（1年間の沈下量が1cmを超える）が確認されませんでした。

2 地下水位状況

地下水は、雨水や河川水等の地下浸透により補給されますが、この浸透は極めて緩慢なため、補給量以上に地下水をくみ上げると地下水位が低下し、これに伴い地層が収縮し地盤沈下が生じます。

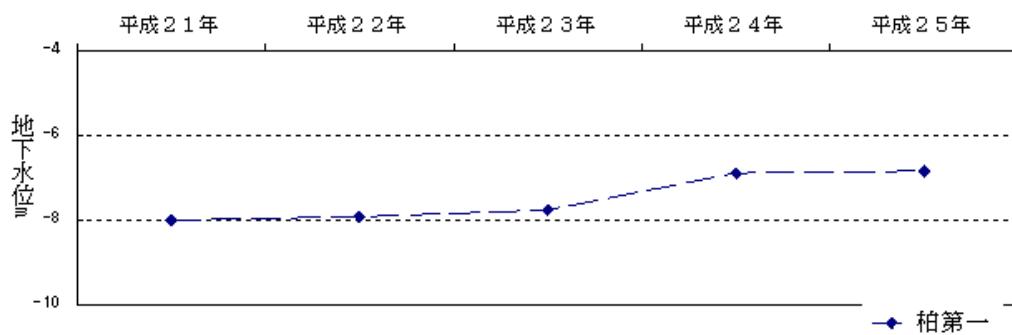
このため、現在県観測井1か所において地下水位を観測することで、水準測量と併せて地盤沈下の監視を行っています。

県観測井（柏第一）の地下水位の年次変化

単位：TP m

平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
-8.01	-7.93	-7.77	-6.90	-6.85

柏第一



3 地下水揚水量の状況

本市内の揚水施設を設置している工場や事業所等から報告のあった平成21年から平成25年までの地下水揚水量は次のとおりです。

年次別地下水揚水量

単位 : m³

年次 用途	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
工業用	2,580,626	2,485,473	2,368,519	2,434,192	2,601,899
建築物用	1,032,356	1,268,898	1,170,587	1,241,016	1,156,898
水道用	11,578,320	10,301,493	9,667,727	9,437,591	9,178,408
農業用	3,292,929	3,634,045	3,302,498	3,097,804	3,567,419
その他	331,831	362,263	294,664	305,836	336,465
合計	18,816,062	18,052,172	16,803,995	16,516,439	16,841,089
1日当たり	51,551	49,458	46,038	45,251	46,140

本市内の揚水施設（井戸）の設置状況

		工業用	建築物用	水道用	農業用	その他	合計
平成 21年	事業所数	89	35	26	24	23	197
	井戸本数	139	53	91	45	41	369
平成 22年	事業所数	86	35	27	24	21	193
	井戸本数	131	54	92	45	39	361
平成 23年	事業所数	85	35	27	24	22	193
	井戸本数	133	54	92	45	39	363
平成 24年	事業所数	82	35	27	23	22	189
	井戸本数	127	54	92	44	39	356
平成 25年	事業所数	81	35	28	23	21	188
	井戸本数	126	54	94	44	38	356

水準測量結果

水準点番号	所在地			標高(T.P.)m		年間変動量(mm)	累積変動量(mm)	水準基設置年度
	町名(大字)	番地	目標	平成25年1月	平成26年1月			
10869	花野井	746-10	花野井第一公園	18. 4138	18. 4137	-0. 1	-54. 8	平成13年再設
10870	布施	145地先	袴田牧場	19. 7369	19. 7372	+0. 3	-60. 1	平成13年移設
10895	富里二丁目	4	神明神社	20. 3593	20. 3589	-0. 4	-42. 6	昭和50年
10896	柏六丁目	9	柏公園前 道路脇	21. 6212	21. 6194	-1. 8	-53. 7	昭和52年
KS-3	若柴	69-1	公設総合卸売市場	11. 7562	11. 7559	-0. 3	-87. 7	昭和48年
KS-4	布施	1945	あけぼの公園	18. 6530	18. 6529	-0. 1	-55. 1	昭和48年
KS-7	若葉町	4-54	市立第三小学校	21. 5518	21. 5515	-0. 3	-51. 5	昭和48年
KS-9	増尾一丁目	23-1	市立土中学校	25. 0178	25. 0172	-0. 6	-35. 5	平成11年移設
KS-10	南増尾	2256-3	柏市水道部第4水源池	26. 5336	26. 5325	-1. 1	-34. 5	昭和48年
KS-11	十余二	1	皇太神社	17. 6872	17. 6847	-2. 5	-43. 9	昭和49年
KS-18	藤心	880	市立藤心小学校	12. 8964	12. 8965	+0. 1	-39. 4	昭和52年
SH-1	大島田	48-1	柏市沼南庁舎脇	24. 1118	24. 1126	+0. 8	-48. 7	平成13年移設
SH-2	箕輪	378	第12分団器具置場	21. 9450	21. 9448	-0. 2	-58. 6	昭和58年
SH-3	若白毛	1055-1	フジタ工業(株)	22. 8938	22. 8934	-0. 4	-53. 4	昭和58年
SH-4	若白毛	61	若白毛青年館	13. 3822	13. 3831	+0. 9	-51. 5	平成7年
SH-5	柳戸	690	市立手賀中学校	22. 3727	22. 3739	+1. 2	-57. 9	昭和58年
SH-6	金山	492	第15分団器具置場	17. 3746	17. 3756	+1. 0	-51. 5	昭和58年
SH-9	高柳	1413	高柳区民会館	18. 4603	18. 4601	-0. 2	-42. 3	平成11年

第3節 地盤沈下の対策

千葉県環境保全条例及び柏市環境保全条例に基づき、地下水採取は次のとおり規制されています。

1 千葉県環境保全条例による規制

本市は、市内全域が千葉県環境保全条例の地下水採取規制地域になっており、揚水施設（揚水機の吐出口の断面積が 6 cm^2 を超えるもの）で地下水をくみ上げ、規制の対象となる用途に使用する場合は、知事の許可を受けなければなりません。

このうち規制の対象となる用途とは次の7つであり、これらを特定用途といいます。

- (1) 工業の用途
- (2) 鉱業の用途
- (3) 建築物用水の用途
- (4) 水道事業、簡易水道事業、専用水道又は小規模水道の用途
- (5) 工業用水道事業の用途
- (6) 農業の用途
- (7) 10ha以上のゴルフ場における散水の用途

なお、千葉県環境保全条例による揚水施設の許可申請の窓口は、本市環境保全課となっています。

2 柏市環境保全条例による規制

本市では、揚水施設（揚水機の吐出口の断面積が 6 cm^2 を超えるもの）を設置しようとする者は、市長に届出なければなりません。ただし、次に掲げる揚水施設は除かれます。

- (1) 温泉法の規定により許可を受けた動力装置をもつ揚水施設
- (2) 工業用水法第3条第1項に規定する指定地域内に設置される揚水施設
- (3) 建築物用地下水の採取の規制に関する法律の指定地域内に設置された揚水施設
- (4) 千葉県環境保全条例の規制対象の揚水施設
- (5) 消火の用のみに供する揚水施設
- (6) 建設作業その他臨時の用に供する揚水施設であって、市長が認めるもの

第8章 悪臭

第1節 概況

悪臭は、騒音、振動と同様に感覚的な公害のひとつであり、不快感、嫌悪感などの心理的影響を及ぼすほか、吐き気、頭痛、食欲不振など健康にも影響があると言われています。市内には、住工混在の地域があることや、住宅地域が郊外に拡がりをみせている状況で、悪臭の発生源は、工場、事業場、農地、野焼きなど多岐にわたっています。

このような状況の中、悪臭に係る規制及び指導を「悪臭防止法」、「柏市環境保全条例」及び「千葉県悪臭防止対策の指針」に基づいています。

第2節 悪臭の現状

1 悪臭苦情の現状

平成25年度の悪臭に係る苦情は、公害苦情件数のうち45件（17.6%）となっており、野焼きや浄化槽の管理不備あるいは事業所等からの溶剤臭等が多くを占めています。浄化槽の悪臭については、平成20年度から中核市に移行し、浄化槽法の事務移管に伴い、指導の迅速化が図られました。

第3節 悪臭の対策

1 悪臭防止法による規制

悪臭防止法では、特定悪臭物質として22種類を指定し、排出基準を定めています。

本市では、都市化進行等の社会情勢変化に対応するため規制地域の指定を受け、これらの物質を都市計画法に定める用途地域内で規制することとし、平成4年1月1日から施行されています。

(1) 敷地境界における規制基準（法第4条第1項第1号）

特定悪臭物質の種類	規制基準(ppm)	特定悪臭物質の種類	規制基準(ppm)
アンモニア	1	イソバレルアルデヒド	0.003
メチルメルカプタン	0.002	イソブタノール	0.9
硫化水素	0.02	酢酸エチル	3
硫化メチル	0.01	メチルイソブチルケトン	1
二硫化メチル	0.009	トルエン	10
トリメチルアミン	0.005	スチレン	0.4
アセトアルデヒド	0.05	キシレン	1
プロピオンアルデヒド	0.05	プロピオン酸	0.03
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	ノルマル酪酸	0.001
イソブチルアルデヒド	0.02	ノルマル吉草酸	0.0009
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	イソ吉草酸	0.001

（注）規制基準は臭気強度2.5に相当。

(2) 煙突等気体排出口に係る基準（法第4条第1項第2号）

特定悪臭物質のうちアンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、トルエン、キシレン、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、イソブタノール、プロピオノンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒドについては、流量の許容限度が定められています。

$$q = 0.108 \times H_e^2 \cdot C_m$$

q : 悪臭物質流量 (0°C, 1気圧) ($m^3/\text{時}$)

H_e : 補正された排出口の高さ (m)

C_m : 最大着地濃度 (事業場敷地境界線における規制基準) (ppm)

(3) 排出水に係る基準（法第4条第1項第3号）

特定悪臭物質のうちメチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチルについては、排出水中濃度の許容限度が定められています。

$$C_L m = k \times C_m$$

$C_L m$: 排出水中の悪臭物質濃度 (mg/L)

k : 定数

C_m : 敷地外における規制基準値 (ppm)

排出水における規制基準

単位 : mg/L

特定悪臭物質	排出水の量	規制基準
メチルメルカプタン	0.001立方メートル毎秒以下の場合	0.03
	0.001立方メートル毎秒を超え 0.1立方メートル毎秒以下の場合	0.007
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.002
	0.001立方メートル毎秒以下の場合	0.1
硫化水素	0.001立方メートル毎秒を超え 0.1立方メートル毎秒以下の場合	0.02
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.005
硫化メチル	0.001立方メートル毎秒以下の場合	0.3
	0.001立方メートル毎秒を超え 0.1立方メートル毎秒以下の場合	0.07
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.01
	0.001立方メートル毎秒以下の場合	0.6
二硫化メチル	0.001立方メートル毎秒を超え 0.1立方メートル毎秒以下の場合	0.1
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.03

定数 k の値

区分 排出水の量	$Q \leq 0.01$	$0.01 < Q \leq 0.1$	$0.1 < Q$
メチルメルカプタン	1.6	3.4	0.71
硫化水素	5.6	1.2	0.26
硫化メチル	3.2	6.9	1.4
二硫化メチル	6.3	1.4	2.9

(注) Q : 事業場の敷地外に排出される排出水の量 ($m^3/\text{秒}$)

(4) 悪臭物質のにおい・主な発生源

悪臭物質のにおい・主な発生源(1)

物 質 名	に お い	主 な 発 生 源
アンモニア	し尿のようなにおい	畜産農業、複合肥料製造業、でん粉製造業、化製場、し尿処理場等
メチルメルカプタン	腐った玉葱のようなにおい	クラフトパルプ製造業、化製場、し尿処理場等
硫化水素	腐った卵のようなにおい	畜産農業、セロファン製造業、でん粉製造業、パルプ製造業、し尿処理場等
硫化メチル	腐ったキャベツのようなにおい	クラフトパルプ製造業、化製場、し尿処理場等
二硫化メチル	腐ったキャベツのようなにおい	クラフトパルプ製造業、化製場、し尿処理場等
トリメチルアミン	腐った魚のようなにおい	畜産農業、複合肥料製造業、化製場、水産缶詰製造業者等
アセトアルデヒド	刺激的な青ぐさいにおい	酢酸製造工場、酢酸ビニル製造工場、たばこ製造工場、複合肥料製造業者等
プロピオンアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	塗装工場、自動車修理工場、印刷工場、油脂系食料品製造工場等
ノルマルブチルアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	塗装工場、自動車修理工場、印刷工場、油脂系食料品製造工場等
イソブチルアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	塗装工場、自動車修理工場、印刷工場、油脂系食料品製造工場等
ノルマルバニルアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	塗装工場、自動車修理工場、印刷工場、油脂系食料品製造工場等

悪臭物質のにおい・主な発生源(2)

物 質 名	に お い	主 な 発 生 源
イソバレルアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	塗装工場, 自動車修理工場, 印刷工場, 油脂系食料品製造工場等
イソブタノール	刺激的な発酵したにおい	塗装工場, 自動車修理工場, 印刷工場, 木工工場, 繊維工場, 鑄物工場等
酢酸エチル	刺激的なシンナーのようなにおい	塗装工場, 自動車修理工場, 印刷工場, 木工工場, 繊維工場, 鑄物工場等
メチルイソブチルケトン	刺激的なシンナーのようなにおい	塗装工場, 自動車修理工場, 印刷工場, 木工工場, 繊維工場, 鑄物工場等
トルエン	ガソリンのようなにおい	塗装工場, 自動車修理工場, 印刷工場, 木工工場, 繊維工場, 鑄物工場等
スチレン	都市ガスのようなにおい	スチレン製造工場, ポリスチレン製造工場, 化粧合板製造工場等
キシレン	ガソリンのようなにおい	塗装工場, 自動車修理工場, 印刷工場, 木工工場, 繊維工場, 鑄物工場等
プロピオン酸	刺激的な酸っぱいにおい	脂肪酸製造工場, 染色工場, 畜産事業場, 化製場等
ノルマル酪酸	汗くさいにおい	畜産事業場, 化製場, 畜産食料品製造業, でん粉製造業, し尿処理場等
ノルマル吉草酸	むれた靴下のようなにおい	畜産事業場, 化製場, 畜産食料品製造業, でん粉製造業, し尿処理場等
イソ吉草酸	むれた靴下のようなにおい	畜産事業場, 化製場, 畜産食料品製造業, でん粉製造業, し尿処理場等

2 柏市環境保全条例による規制

特定施設を設置する工場又は特定作業を実施する作業場において発生し、及び排出され又は飛散する悪臭の許容限度を「周囲の環境に照らし、悪臭を発生し、排出し、又は飛散する場所の周辺の人々の多数が著しく不快を感じると認められない程度」という文章表現で明記しており、これに基づき指導を行っています。

3 千葉県悪臭防止対策の指針

法及び条例による規制のみでは、事業者への細目的な技術指導において十分な実効が上がっていない実態に対処するために、昭和56年6月に設けられた指針です。

この指針では、三点比較式臭袋法による測定及びこれに基づく事業者指導のための臭気指数による指導目標値が設定されています。

指導目標値

区分	臭気濃度	
	敷地境界	排出口
住居系地域	15程度	500程度
工業・商店・住居混在地域	20程度	1,000程度
工業系地域	25程度	2,000程度

- (注) 1. 住居系地域は、第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域。
2. 工業・商店・住居混在地域は、近隣商業、商業、準工業及び工業団地を除く未指定地域。
3. 工業系地域は、工業地域、工業専用地域及び工業団地。

第4節 人間の嗅覚を用いた臭気尺度

1 6段階臭気強度表示法

0：無臭

1：やっと感知できる臭い（検知閾値）

2：何の臭いであるかがわかる弱い臭い（認知閾値）

3：らくに感知できる臭い

4：強い臭い

5：強烈な臭い

2 臭気濃度

無臭の清浄な空気で希釈したとき、無臭になるまでに要した希釈倍数をいいます。

3 臭気指数

$$N = 10 \log S \quad (N : \text{臭気指数}, S : \text{臭気濃度})$$

ウェーバー・フェヒナーの法則により、感覚量はその刺激量の対数に対応します。

4 臭気強度と臭気濃度との関係

臭気強度 2.5 に対応する臭気濃度は 10 程度

臭気強度 3.0 に対応する臭気濃度は 30 程度

臭気強度 3.5 に対応する臭気濃度は 60 程度

ただし、臭いの質により違ってきます。特に、揮発性の高い溶剤の臭いについては、薄めてしまうと臭わなくなってしまいます。

第9章 自然環境

第1節 概況

本市は、昭和40年代からの人口急増とともに、山林や農地の宅地化が進み、手賀沼の汚濁に代表される生活排水による、河川等の汚濁や自然、緑地の減少等、大都市圏特有の環境問題が生じてきています。

市民が生活にゆとりを取り戻し、やすらぎを求めるようになった現在、残された自然を市民の憩いの場として保全、活用して行くことが強く求められています。

本市では、昭和63年度から湧水と周辺の自然環境資源の保全に取り組み、また生き物資源の基礎調査として、平成2年、平成9年に引き続き、平成18年度から3年間で市民団体による自然環境調査を実施し、貴重な植物などが確認されました。

第2節 湧水保全事業

1 事業概要

市民からの湧水情報や実態調査の結果を基に、湧水量、立地条件等を検討し、土地所有者の協力を得て、市民が身近に触れて親しむことのできる場として、また、憩いの場として自然の状態を活かした湧水地整備を行い、保全を図っています。

柏市内の主な湧水リスト

	名称	所在地等	形態
1	名戸ヶ谷湧水	柏市名戸ヶ谷ビオトープ内	A
2	寺谷ツ湧水	柏市柏	A
3	戸張湧水	柏市戸張	A
4	宿連寺湧水	柏市宿連寺	A
5	中の橋湧水	柏市大井	A
6	小山台湧水	柏市大井	B
7	増尾湧水	増尾城址公園内	A
8	高田野鳥公園湧水	高田野鳥公園内	B
9	小袋池・弁天池湧水	小袋公園内	C
10	イボ弁天湧水	柏市東山	A

形態 A:斜面ふもとから湧出 B:斜面中腹から湧出 C:地表面の水脈から湧出

第3節 自然環境保全

1 手賀沼船上探鳥会の実施

(1) 目的

手賀沼に生息、飛来する野鳥（カモ類等）の観察をとおして、水質浄化、自然環境の保全への意識高揚を図る。

(2) 日時及び場所

平成26年2月1日（土） 手賀沼周辺及び手賀沼船上

2 自然環境調査

(1) 目的

市内に生育・生息する生き物の現状を把握し、自然環境保全の基礎資料とする。

(2) 経緯

第1回の調査は、平成2年度に、専門家や学校の教諭を中心に実施し、第2回は、平成9～11年度に、専門家及び市民により実施しました。

更に、平成17年度に旧沼南町と合併したことから、当区域を含め、また、学識者、市民からなるかしわ環境ステーション運営協議会に委託して実施しました。

(3) 自然環境調査結果

平成18年度から平成20年度にかけて実施した自然環境調査の結果、柏市には、千葉県内でも数が少なくなっているマイヅルテンナンショウやメダカなどが生息し、環境省、千葉県のレッドデータブックに記載されている動植物の生息・生育が確認され、様々な種類の生物が生きる貴重な自然が残されていることが分かりました。

3 柏市生きもの多様性プラン

柏市生きもの多様性プランは、生物多様性基本法に基づき、環境審議会及び部会で検討され策定いたしました。その特徴としては、

- ① 旧沼南町との合併を機に、平成18年度から3年間にわたり、市民や大学教員などから構成する「かしわ柏環境ステーション運営協議会」に調査を委託し、広く市民参加を得て市内全域を調査した結果に基づく、具体的なプランとなっています。
- ② 調査結果から、柏市内で、自然環境が良い状態で残されている36地域を多様性の保全重要地区として定め、生きもの多様性の観点から重要地区内の、生息地の保全を図っていきます。
- ③ 柏市自然環境調査で「要保全生き物リスト」として挙げられた種と千葉県レッドリストを合せて「人里の生きもの」リストとします。「人里の生きもの」とは、「柏市において、以前はよく見かけた生きもので最近見ることが少なくなった生きもの」を位置づけます。
- ④ プランの構成として、目標の2050年に向けて、生きもの多様性を現状より豊かにするため、2020年を目指す基本的施策と併せて、当面の5年間で実施する

生きもの多様性空間の整備と再生、多様性重点地区や貴重種の保全、外来種対策などを重点施策として位置付けています。

■表一「人里の生きもの（動物編）」リスト案（153種）

H22.8月現在

類	科名	種名	県RL	備考
哺乳類	ネズミ科	カヤネズミ	D	
	イタチ科	ホンドイタチ		
	イヌ科	キツネ	C	
鳥類	サギ科	アオサギ	D	
		アマサギ		
		コサギ	C	
		ダイサギ	C	
		チュウサギ	B	
		ヨシゴイ	A	
	キツツキ科	アカゲラ	C	
ツグミ科	シギ科	イソシギ	B	
		キョウジョシギ	C	
		タカブシギ	B	
		タシギ		
		チュウシャクシギ	D	
		ハマシギ	B	
	ウグイス科	イソヒヨドリ	C	
カモ科	アトリ科	ノビタキ		
		ウグイス	D	
		エゾムシクイ		
		オオヨシキリ	D	
		セッカ	D	
		ウソ		
		ベニマシコ		
カモ科	エナガ科	エナガ	C	
	ホオジロ科	オオジュリン	D	
		クロジ	D	
		ホオジロ	C	
	タカ科	オオタカ	B	
		サシバ	A	
		ツミ	B	
		トビ	C	
		ノスリ	C	
		ハイタカ	B	
カモ科	ハヤブサ科	ミサゴ	B	
		ハヤブサ	B	
	クイナ科	チョウゲンボウ	C	
カモ科	クイナ科	オオバン	C	
		バン	B	
	カモ科	オカヨシガモ	C	
		スズガモ	D	
		マガン	X	
		ヨシガモ	B	

		ミコアイサ		
カイツブリ科		カイツブリ	C	
		ハジロカイツブリ		
		カンムリカイツブリ	D	
カラス科		カケス	C	
ウ科		カワウ	C	
カワセミ科		カワセミ	C	
キクイタダキ科		キクイタダキ		
セキレイ科		キセキレイ	B	
		セグロセキレイ	D	
ヒタキ科		キビタキ	B	
レンジャク科		キレンジャク		
カモメ科		コアジサシ	A	
チドリ科		コチドリ	B	
		タゲリ	C	
		ムナグロ	D	
カササギヒタキ科		サンコウチョウ	A	
ツバメ科		イワツバメ	D	
		ツバメ	D	
シジュウカラ科		ヒガラ		
		ヤマガラ	C	
ヒバリ科		ヒバリ	D	
フクロウ科		フクロウ	B	
カツコウ科		ホトトギス	C	
メジロ科		メジロ	C	
爬虫類	イシガメ科	クサガメ	C	
	トカゲ科	ニホントカゲ	B	
	ヘビ科	アオダイショウ	D	
		シマヘビ	C	
		ジムグリ	B	
		ヤマカガシ	D	
両生類	カナヘビ科	ニホンカナヘビ	D	
	ヤモリ科	ニホンヤモリ	D	
魚類	ヒキガエル科	アズマヒキガエル	C	
	アカガエル科	トウキョウダルマガエル	B	
		ニホンアカガエル	A	
	アオガエル科	シュレーゲルアオガエル	D	
	イモリ科	アカハライモリ	A	
昆虫類	コイ科	オイカワ		
	ドジョウ科	ドジョウ		
	ハゼ科	ヌマチチブ	D	
	メダカ科	メダカ	B	
	コイ科	モツゴ	D	
トンボ目	アオイトトンボ科	アオイトトンボ	C	
	イトトンボ科	ムスジイトトンボ	B	
		セスジイトトンボ	D	
	サナエトンボ科	ウチワヤンマ	D	
	ヤンマ科	クロスジギンヤンマ	D	
		サラヤンマ	D	
	オニヤンマ科	オニヤンマ		

	トンボ科	コノシメトンボ チョウトンボ	D	
	カワトンボ科	ハグロトンボ		
バッタ目	キリギリス科	クツワムシ ヒメギス		
	バッタ科	クルマバッタ クルマバッタモドキ ショウリョウバッタモドキ	C	
		ナキイナゴ		
		ヒナバッタ		
ナナフシ目	ナナフシ科	ニホントビナナフシ		
カメムシ目	タイコウチ科	タイコウチ ミズカマキリ		
	コオイムシ科	コオイムシ		
コウチュウ目	ミズスマシ科	ミズスマシ	C	
	センチコガネ科	ムネアカセンチコガネ オオセンチコガネ	D	
	コガネムシ科	コカブトムシ シロテンハナムグリ	D	
	タマムシ科	サシゲチビタマムシ ヤマトタマムシ	D	
		マスダクロホシタマムシ		
	ホタル科	ヘイケボタル クロマドボタル	C	
	カミキリムシ科	センノカミキリ		
	テントウムシ科	フタモンクロテントウ		
	ゾウムシ科	チビヒヨウタンゾウムシ		
	アミメカゲロウ目	ツノトンボ科	ツノトンボ	C
ハチ目	スズメバチ科	ホソアシナガバチ		
	セイボウ科	オオセイボウ		
	ドロバチ科	キボシトクリバチ	C	
シリアゲムシ目	シリアゲムシ科	ヤマトシリアゲ	D	
チョウ目チョウ類	シロチョウ科	ツマキチョウ		
	タテハチョウ科	コムラサキ ヒオドシチョウ	C	
		ミドリヒヨウモン	C	
	セセリチョウ科	ミヤマチャバネセセリ	B	
	シジミチョウ科	ミズイロオナガシジミ ウラキンシジミ ウラゴマダラシジミ	C	
		ミドリシジミ	C	
	ジャノメチョウ科	ジャノメチョウ	C	
	ヤガ科	ハグルマトモエ		
	ヤママユガ科	ウスタビガ オオミズアオ ヤママユ		
クモ類	コガネグモ科	オニグモ コガネグモ	D	
		ナカムラオニグモ	C	
			D	

		ビジョオニグモ ヤマシロオニグモ		
甲殻類	サワガニ科	サワガニ	C	
	テナガエビ科	スジエビ テナガエビ	D D	
多足類	ゲジ科	ゲジ	B	
貝類	タニシ科	マルタニシ	D	
	モノアラガイ科	モノアラガイ	D	
	カワニナ科	カワニナ		
	イシガイ科	イシガイ ヌマガイ	D	

※本リスト案は柏市自然環境調査で市民調査員版「要保全生きものリスト」として作成されたものです。

※「県RL」の欄にA～Dの記号が記載されている種は、「千葉県レッドリスト」に記載されている種であり、各A～Dの意味はレッドリストにおける以下のカテゴリーを示しています。

A:最重要保護生物、B:重要保護生物、C:要保護生物、D:一般保護生物、X:消息不明・絶滅生物

■表一「人里の生きもの（植物編）」リスト案（196種） H22.8月現在

科名	種名	県RL	備考
マツ科	モミ		
クルミ科	オニグルミ	D	
ヤナギ科	カワヤナギ ヤマナラシ		
カバノキ科	アカシデ クマシデ ハシバミ ハンノキ ヤマハンノキ	D D D ※ D	
タデ科	サクラタデ サデクサ シロバナサクラタデ ネバリタデ		
モクレン科	コブシ		
キンポウゲ科	アキカラマツ イヌショウマ キンポウゲ センニンソウ ツクバトリカブト ニリンソウ ヒメウズ	※ D ※	
メギ科	イカリソウ メギ	D	
ドクダミ科	ハンゲショウ		
センリョウ科	ヒトリシズカ フタリシズカ		
ウマノスズクサ科	ウマノスズクサ		
オトギリソウ科	オトギリソウ トモエソウ		C

ケシ科	ジロボウエンゴサク		
ユキノシタ科	タコノアシ		
	チダケサシ		
	ヤマネコノメソウ		
バラ科	イヌザクラ		
	ウワミズザクラ		
	キンミズヒキ	※	
	クサボケ	※	
	ズミ	B	
	ダイコンソウ		
	ナガボノアカワレモコウ		
	ナガボノシロワレモコウ	D	
	ヒメヘビイチゴ	D	
	ヤマザクラ		
	ワレモコウ		
マメ科	クサフジ		
	クララ		
	コマツナギ	※	
	ツルフジバカマ		
	トキリマメ		
	ノアズキ		
	フジカンゾウ		
	レンリソウ	C	
フウロソウ科	タチフウロ	D	
トウダイグサ科	タカトウダイ		
	ナツトウダイ		
	ノウルシ	C	
	ヒトツバハギ	※	
ヒメハギ科	ヒメハギ		
ツリフネソウ科	キツリフネ	C	
	ワタラセツリフネ		
モチノキ科	アオハダ	D	
	ウメモドキ	C	
ニシキギ科	ツリバナ		
クロウメモドキ科	クロウメモドキ	B	
	クロツバラ	B	
スミレ科	アカネスマレ		
	アリアケスマレ		
	コスマレ	※	
	スミレ		
	ニオイタチツボスマレ		
	ノジスマレ		
	マルバスミレ		
ウリ科	ゴキヅル		
ミソハギ科	ミソハギ		
ヒシ科	ヒシ		
アカバナ科	ミズタマソウ	※	
セリ科	カノツメソウ		
	ノダケ		
	ハナウド		
イチヤクソウ科	イチヤクソウ		

	シャクジョウソウ	D	
ヤブコウジ科	カラタチバナ		
サクラソウ科	イヌスマトラノオ ヌマノトラノオ		
	ノジトラノオ	C	
マチン科	アイナエ	B	
リンドウ科	コケリンドウ センブリ	D	
	フデリンドウ	D	
ガガイモ科	コバノカモメヅル スズサイコ	C	
アカネ科	オオバノヤエムグラ キヌタソウ	B	
	ハナムグラ	C	
ムラサキ科	ホタルカズラ		
クマツヅラ科	クマツヅラ コムラサキ	B	※
シソ科	イヌゴマ ウツボグサ キバナアキギリ キランソウ	※	
	ジュウニヒトエ	D	
	シロネ		
	タツナミソウ		
	ツルニガクサ		
	ナギナタコウジュ		※
	ヒメシロネ		
	ミゾコウジュ	D	
	メハジキ		
ナス科	オオマルバノホロシ	C	
ゴマノハグサ科	カワヂシャ		※
	コシオガマ		
	シソクサ	D	
	ヒキヨモギ	D	
ハマウツボ科	ナンバンギセル		
スイカズラ科	ゴマギ		
オミナエシ科	オトコエシ オミナエシ	C	
キキョウ科	タニギキョウ ツリガネニンジン ツルニンジン バソブ	D	
	ホタルブクロ	B	
	ミゾカクシ		※
キク科	アキノキリンソウ オグルマ	C	
	オケラ		
	カシワバハグマ		
	カントウタンポポ		
	カントウヨメナ		※
	キッコウハグマ		※

	コウヤボウキ		※
	コオニタビラコ		※
	サワシロギク	B	
	シロヨメナ		
	センボンヤリ		
	タカアザミ	D	
	トネアザミ		
	ノアザミ		※
	ノコンギク		
	ノニガナ	D	
	ノハラアザミ		※
	ノブキ		
	ホソバオグルマ	C	
	ムラサキニガナ		
	メナモミ		
	ヤクシソウ		
	ヤブレガサ		
	ヤマニガナ		
ユリ科	アマドコロ		※
	アマナ	C	
	カタクリ	B	
	コバギボウシ		
	シオデ		
	チゴユリ		
	ナルコユリ		※
	ノカンゾウ		
	ホトトギス		
	ミヤマナルコユリ		
	ヤブラン		
	ヤマジノホトトギス	B	
	ヤマユリ		
	ワニグチソウ	B	
ヒガンバナ科	キツネノカミソリ		※
ツユクサ科	ヤブミョウガ		※
ホシクサ科	ヒロハイヌノヒゲ		※
	ホシクサ	C	
イネ科	アブラススキ		※
	イヌアワ	D	
	オガルカヤ		
	ヌマガヤ	B	
	ハネガヤ	D	
	ヒメコヌカグサ	C	
	メガルカヤ		※
サトイモ科	ウラシマソウ		
	マイヅルテンナンショウ	A	
	マムシグサ		
ミクリ科	ミクリ	C	
カヤツリグサ科	オニスゲ	D	
	サンカクイ		※
	ジョウロウスゲ	D	

	スマガヤツリ		※
	ヒメゴウソ	D	
	フトイ		
	ミズガヤツリ		※
ラン科	エビネ	C	
	オオバノトンボソウ		
	キンラン	D	
	ギンラン	C	
	クモキリソウ	C	
	コクラン	D	
	サイハイラン	C	
	ササバギンラン	C	
	シュンラン		
	タシロラン	C	
	マヤラン	C	

※本リスト案は柏市自然環境調査で市民調査員版「要保全生きものリスト」として作成されたものです。

※「県RL」の欄にA～Dの記号が記載されている種は、「千葉県レッドリスト」に記載されている種であり、各A～Dの意味はレッドリストにおける以下のカテゴリーを示しています。

A:最重要保護生物, B:重要保護生物, C:要保護生物, D:一般保護生物,

※備考欄の「※」は貴重性はやや低いが今後検討が必要と考えられるもの

4 自然観察ガイドブック「柏の自然ウォッキング」の発行

(1) 第2回の調査結果を元に、市民向けのガイドブック「柏の自然を歩こう」を作成(平成11年度)・頒布しており、継続的に環境保全への意識高揚を図っています。さらに、第3回の調査結果を基に、身近な自然に親しめるよう「柏の自然ウォッキング」を発行しました。

(2) 内容(A5版カラー写真入り42ページ)

ア 自然観察エリアの紹介

(市内を利根運河、利根川、こんぶくろ池・正連寺、大堀川流域、増尾城址・広幡八幡、柏市南部、大津川河口、若白毛谷津、手賀の丘公園周辺、手賀・布瀬の10エリアに分けて紹介)

イ 本市に生息・生育している動植物や鳥情報を写真で紹介

(3) 價格

300円

(4) 販売場所

環境保全課、沼南支所、行政資料室及び近隣センター(豊四季台、南部、田中、西原、増尾、光ヶ丘、松葉、藤心、高柳、柏駅前行政サービスセンター、富勢出張所)

5 名戸ヶ谷湧水ビオトープの整備

(1) 経緯

ア 名戸ヶ谷湧水周辺の地権者が、湧水を利用し無農薬による水田耕作を行なって

きたことにより、ホタルやトンボ等が多く生息し、自然に満ちた自然環境となっていました。

イ 昭和63年度には地権者の協力のもと、木道等を設置し市民が身近に湧水に触れて親しむ場として整備しました。

ウ 平成11年度には地権者が水田耕作をすることができなくなったため、一部用地を市で買収したほか、周辺地権者のご理解とご協力により用地を借用して、平成14年3月に名戸ヶ谷湧水を利用し、多様な生き物の生息する場として名戸ヶ谷湧水ビオトープを整備しました。

(2) 目的

名戸ヶ谷湧水と周辺の水田を利用し、多様な生きものが生息する水田生態系のビオトープとして復元し、市民の環境学習や環境活動の場として利用することを目的としています。

(3) 整備内容

柏の昔からの農村文化を継承し、ホタル等が生息できる環境を復元する水田生態系の復元ゾーンと、本来この地域に生育・生息する多種多様な生きものを誘導する水辺の生きものゾーンに区分し整備しました。

また、多くの市民が身近な自然に触れられるように、木道等を設置しました。

(4) 市民参加による活用

水田生態の復元ゾーンにおける水田耕作や水辺の生きものゾーンの植生管理を市民参加による実施方法や、市民が環境学習や環境活動の場として利用する活用方針を定めるため、学識経験者、地元町会、周辺の学校及び公募市民12名により名戸ヶ谷湧水ビオトープ活用運営委員会を設置し協議を進め、「名戸ヶ谷湧水ビオトープの活用方針」を定めました。

この方針に基づき、平成15年2月に公募した市民で構成する「名戸ヶ谷ビオトープを育てる会」を創設しました。

この「名戸ヶ谷ビオトープを育てる会」は、稲作、ホタル・生きもの、植物の3部会から構成され、湿地の自然として多様な動植物が生息する場と、生きものをとおして自然を学ぶ場となるように、さまざまな活動を行っています。

また近隣小学校の児童による農業体験や生き物観察など、自然を教材として生きた教育の場として着目されています。

また、経年劣化した木道は市により一定の改修工事を行っていますが、同会において簡易な補修等も行われており、市民参加による良好な管理が行われています。

同会は平成24年に発足10周年を迎えて記念誌を発行しました。

名戸ヶ谷ビオトープ



<名戸ヶ谷ビオトープ>

6 外来種対策

近年、本市においても、特定外来生物の生息が確認されています。

(1) 動物

確認されている主な外来種は、手賀沼のオオクチバスや周辺河川のカミツキガメ、一部地区ではアライグマの生息痕跡も発見されています。

なお、アライグマについては、千葉県が策定したアライグマ防除計画に基づき、環境生活部局とともに、その対策を実施しています。

駆除件数

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
カミツキガメ	0匹	1匹	0匹	0匹	2匹
アライグマ	1頭	0頭	1頭	3頭	0頭

<カミツキガメ>



<アライグマ>



(2) 植物

市民や市民団体からアレチウリ、ナガエツルノゲイトウなどの特定外来植物の分布情報を受けたときは千葉県と情報を共有し、駆除を実施しました。

平成 25 年度版

柏市環境白書

発行年月 平成 26 年 1 2 月

編集発行 柏市環境部環境政策課

〒277-8505 柏市柏 5 丁目 10 番 1 号

柏市環境部環境政策課

電 話 04-7167-1695

ファクシミリ 04-7163-3728

柏 市

○本冊子は、グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。

○リサイクル適正の表示：紙・板紙へリサイクル不可

本冊子を古紙として排出する場合は、背表紙に使用しているバインダーテープを分別してください。